

第6回福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会 議事次第

日時：令和2年9月7日（月）
13時30分～15時

場所：福島県危機管理センター2階
プレスルーム

1 開会

2 あいさつ

3 議題

- (1) 令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書（案）について
- (2) その他

4 閉会

<配付資料>

- 資料1－1 令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書（案）
- 資料1－2 令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書（概要版）（案）
- 参考資料1 福島県「台風第19号等」住民避難行動調査業務報告書
- 参考資料2 福島県台風第19号等に関する災害対応検証事業（中間報告）
- 参考資料3 検証委員会資料及び議事録（第1回～第5回）

福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会（第6回）

【委員】（順不同・敬称略）

	委員氏名	現職等	備考
1	ささき 佐々木 やすふみ 康文	福島大学行政政策学類 教授	委員長
2	なかばやし 中林 いつき 一樹	東京都立大学 名誉教授 明治大学 研究・知財戦略機構研究推進員	WEB会議
3	たむら 田村 けいこ 圭子	新潟大学危機管理室 教授	WEB会議
4	ながばやし 長林 ひさお 久夫	日本大学 名誉教授	
5	あべ 阿部 つねゆき 恒之	東北大学大学院文学研究科 教授	
6	おおしま 大島 こういち 幸一	福島県危機管理部長	
7	とだ 戸田 みつあき 光昭	福島県保健福祉部長	代理出席 政策監 なかじま 中島 ひろし 博
8	いのまた 猪股 けいぞう 慶藏	福島県土木部長	

【事務局】

1	かんの 菅野 のぶゆき 信志	福島県危機管理部政策監
2	ちば 千葉 とおる 亨	福島県危機管理部危機管理課長
3	かくた 角田 かずゆき 和行	福島県危機管理部災害対策課長
4	やんべ 山家 けんいち 謙一	福島県危機管理部災害対策課主幹（兼）副課長
5	さかいの 境野 ひろよし 浩義	福島県保健福祉部保健福祉総務課長
6	あおき 青木 たかなお 隆直	福島県土木部土木企画課長
7	なかがわ 中川 よしのり 善則	福島県土木部河川整備課長
8	おの 小野 かずひろ 一浩	福島県土木部企画主幹（兼）土木企画課副課長

(案)

令和元年台風第 19 号等に関する災害対応検証報告書

令和 2 年 9 月

福島県台風第 19 号等に関する災害対応検証委員会

はじめに

令和元年東日本台風により、福島県では全域で非常に激しい雨となり、本県で初めて大雨特別警報が発表されました。

更に、2週間後の10月25日から26日にかけても、浜通りを中心に再び非常に激しい雨が降りました。

これらの大雨により、阿武隈川を始めとした県内の河川で破堤するなど広範囲で甚大な浸水被害が発生しました。

近年は、国内においてこれまでにない大きな被害につながる水害が頻発しており、地球温暖化の影響が引き続き懸念される中、令和元年東日本台風の被害状況やそれらへの対応についてしっかりと検証し、その教訓を今後も予想される水害への対応に生かしていくことは極めて重要です。

本検証委員会では、「命を守るための避難行動に係る取組」と「県の災害対応の改善に係る取組」を2本の柱として、約1万3千世帯を対象とした住民避難行動調査による分析を行うとともに計6回にわたる会議により検証を行い、本報告書を取りまとめました。

この検証結果を踏まえて災害対応に強い県づくりが進められ、本県の防災・減災対策が推進されること、そして何よりも命を守る取組が推進されることを強く願います。

令和2年9月

福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会
委員長 佐々木 康文

目 次

第 1 章 検証事業について

1-1	検証事業の目的	1
1-2	検証事業の概要	1
1-3	検証事業の進め方に係る委員の意見	4

第 2 章 令和元年東日本台風及び 10 月 25 日大雨の状況について

2-1	気象や河川の状況	6
2-2	被害状況	14
2-3	関係法令の適用状況	19

第 3 章 市町村の災害対応と住民避難行動に係る検証

3-1	市町村災害対応状況調査より	20
3-2	住民避難行動調査より	30
3-3	人的被害状況による分析	33
3-4	避難情報や避難行動に係る委員の意見	34
3-5	迅速で的確な避難行動に向けた取組	37

第 4 章 県災害対策本部の活動に係る検証

4-1	県災害対策本部の活動概要	40
4-2	県災害対策本部の活動に係る課題と取り組むべき対策	47
4-3	県の災害対応に係る委員の意見	75

第 5 章 県が取り組むべき事項のリスト

77

第 6 章 検証のまとめ

89

- 参考資料 1 福島県「台風第 19 号等」住民避難行動調査業務報告書
- 参考資料 2 福島県台風第 19 号等に関する災害対応検証事業（中間報告）
- 参考資料 3 検証委員会資料及び議事録（第 1 回～第 6 回）

第1章 検証事業について

1-1 検証事業の目的

令和元年東日本台風及び令和元年10月25日大雨（以下「令和元年東日本台風等」という。）に伴う県内の災害に係る以下の2点について、有識者を交えた委員会を設置して検証し、その結果を福島県地域防災計画等に反映することによって、今後の防災・減災等の対策に資することを目的とする。

第1に、本県で32名の方が本災害を直接の要因として亡くなられたことを踏まえ、被災世帯を対象としたアンケート調査により住民の避難行動を検証するとともに、市町村の避難情報発令状況や避難行動要支援者への対応、避難場所・避難所の開設状況なども確認する。これにより住民が迅速で的確な避難行動を行うことができる自助・共助・公助の今後の取組について示す。

第2に、令和元年東日本台風等に係る県災害対策本部の活動の問題点・課題を整理して活動を検証する。これにより今後の県の災害対応を改善するための方向性や具体的な取組を検討し、もって災害対応に強い県づくりに向けた取組について示す。

1-2 検証事業の概要

(1) 検証委員会

ア 委員構成

(順不同・敬称略)

氏 名	所属・役職	専門分野
佐々木 康文 (委員長)	福島大学行政政策学類 教授	災害情報論
中林 一樹	東京都立大学 名誉教授 明治大学研究・知財戦略機構 研究推進員	都市防災学 災害復興学
田村 圭子	新潟大学危機管理室 教授	危機管理 災害福祉
長林 久夫	日本大学 名誉教授	水工学
阿部 恒之	東北大学大学院文学研究科 教授	災害心理学
成田 良洋	福島県危機管理部長 (～R2.3.31)	
大島 幸一	〃 (R2.4.1～)	
戸田 光昭	福島県保健福祉部長	
猪股 慶藏	福島県土木部長	

イ 検証委員会開催記録

日時・場所	議 題
【第1回】 令和2年2月1日 福島県庁	○ 委員長の選任 ○ 令和元年東日本台風等の状況について ○ 検証の進め方について ○ 住民避難行動調査について
【第2回】 令和2年2月29日 福島県庁	○ 県災害対策本部の活動の検証 ・ 県災害対策本部の初動対応と運用について ・ 関係機関との連携について
【第3回】 令和2年5月15日 書面開催	○ 県災害対策本部の活動の検証 ・ 避難行動要支援者への対応について ・ 避難所支援について ○ 市町村の災害対応等に係る聞き取り調査の結果について
【第4回】 令和2年5月31日 WEB会議	○ 住民避難行動調査の結果について ○ 市町村との連携について ○ 検証事業の中間報告について
【第5回】 令和2年8月3日 福島県庁 (一部WEB会議)	○ 令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書（素案）について
【第6回】 令和2年9月7日 福島県庁 (一部WEB会議)	○ 令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書（案）について

(2) 住民避難行動調査

ア 調査目的

令和元年東日本台風等に係る住民避難行動の実態を把握して、県の災害対応や市町村と連携、避難行動促進に向けた取組の検討などの基礎資料とするため。

イ 調査方法

- ・ 調査地域：令和元年東日本台風等の被害が大きい13市町
- ・ 調査対象：被災世帯（13,225世帯）
- ・ 調査手法：郵送に配布・回収（自記式）
- ・ 調査期間：令和2年2月28日から3月23日まで

ウ 回収状況

- ・ 発送数：13,225 票
- ・ 回収数：7,123 票
- ・ 回収率：53.9%

エ 結果

【参考資料 1】『福島県「台風第 19 号等」住民避難行動調査業務報告書』のとおり。

(3) 令和元年東日本台風等に係る市町村の災害対応状況調査

ア 市町村防災担当職員への聞き取り調査

- 調査期間：令和 2 年 3 月 18 日から 3 月 27 日まで
- 調査対象：県内 12 市町村（被害の大きい市町村から選定）
- 調査項目
 - ・ 県との連携について
 - ・ 避難情報の発令について
 - ・ 避難場所・避難所について
 - ・ 避難行動要支援者への対応について
 - ・ 自主防災組織の活動について
 - ・ 市町村災害対策本部について
 - ・ 市町村の受援体制について

イ 調査票による調査

- 調査期間：令和 2 年 4 月 22 日から 5 月 22 日まで
- 調査対象：県内 59 市町村（全市町村）
- 調査項目
 - ・ 避難行動要支援者への対応について
 - ・ 避難場所・避難所の運営について

ウ 結果

第 3 章のとおり

(4) 中間報告

大雨の危険性が高まる梅雨の出水期を前に、第 4 回までの検証委員会における議論と住民避難行動調査の結果等を踏まえて、水害から命を守るための「県民の皆様迅速で的確な避難行動に向けた取組」について中間報告として取りまとめ、令和 2 年 6 月 8 日付けで市町村や商工関係団体へ発出した。

【参考資料 2】「福島県台風第 19 号等に関する災害対応検証委員会（中間報告）」

1－3 検証事業の進め方に係る委員の意見

<第1回 (R2.2.1) >

- 本部事務局職員の意見を取りまとめ、聖域なく検証しようとしていること、今後、我々から述べるべき意見について既に反映されていることは評価。後は保健福祉部や土木部などの災害対応や、市町村や関係団体、住民系の消防団や自主防災組織などの意見も精査していくのが委員会の役割と考えるのでお願いしたい。(田村委員)
- 河川の被災状況について、国と県が別々に報告されたのが残念。住民サイドからすると支流も含めて被災の全体像が知りたいはず。(田村委員)
- 気象情報が警戒レベル2～4相当と緊急度を高めていく中で、市町村がどの時点で避難情報を発令したのか検証して報告してほしい。(中林委員)
- 災害救助法が適用される前に避難所がどれくらい開設されていたのか分からないか。今回は法が適用され、国の救助費の対象とされたが、仮に法が適用されない場合、救助費用は市町村の負担になることが全国的な課題となっている。そうした検証を国への施策提言につなげられないか。(中林委員)
- 本日の資料では全体的に10月13日の後半から15日ぐらいまでの時系列がよく分からない。県、市町村、自衛隊等関係機関と併せて整理すると良い資料になるのではないか。(中林委員)
- 関係機関との連携の課題については、応援を派遣した側の活動報告書をもらえないか依頼してみてもどうか。そこから課題が抽出できれば効率的である。(田村委員)
- 今後の災害対応に当たって、応援機関からのリエゾンを受け入れるのは重要な課題。近年は庁舎を建て替える自治体が増えており、災害対応に当たってのスペースをどのように確保しておくかは皆悩んでいるところ。県の検証が一定の示唆を与えるものになると良い。(中林委員)
- 犠牲になられた32名の方の個々の状況について調査できないか。今後、同様の災害で亡くられる方を減らすことにつながる。マスコミ等で既に報道されている内容でもよい。(阿部委員)

<第2回 (R2.2.29) >

- 災害対策本部の運営の課題について、時系列や項目毎に説明されてきたが、取り組むべき課題をリスト化した方が、今後の議論を進めやすい。(田村委員)
- 命を守る取組のため、市町村のBCPや受援計画を作っておくとか、ハザードマップ活用を促進するとか、事前準備の課題についても検証委員会で整理しておくことが必要。(中林委員)

- 阿武隈川のような大河川については、全域のハザードマップをつくって当該市町村のハザードマップはスケールアップして詳細に見ることができるような形にすると、自分が住んでいる隣町や仕事場などの安全性を分かる。そのような取組が市外も含めてどこが安全な場所かを知る上で大事。(中林委員)
- 県から市町村に派遣したリエゾンについても検証が必要。災害対応のマネジメントにおいて、リエゾンの機能や求められる能力については全国的にも見極められていないが、今回の検証で何か成果が出れば全国的に貢献できる。(田村委員)

<第3回(R2.5.15・書面開催)>

- 課題と取り組むべき事項をリスト化されたことは、意義のあることである。これらを元に、誰が(防災のみならず)誰と(県庁内、市町村と、地域と)いつ(短期、中期、長期)までに何を(マニュアル策定、資料策定、組織体制充実、訓練実施)、を整理し、議論する必要がある。(田村委員)
- 水害は、発災前の情報から対応が始まる。
 - (1)発災前は、平時と災害直前期(避難準備情報と要支援者避難、など)に区分しておく。
 - (2)発災後は、応急対策(浸水)期、復旧期(浸水後)に区分する。いずれにせよ、「浸水」を0時として、「何日後に何をしたか」が分かるように整理しておくで教訓として活きる。(中林委員)

<第4回(R2.5.31)>

- 今後やるべき対策についてリスト化することが大事であり、また、お蔵入りさせないことが重要。人員と予算の事情もあると思うが、長期的に取り組みつ、対策疲れにならないよう、防災部局だけではなく全庁的な体制づくりを検討されたい。(田村委員)

<第5回(R2.8.3)>

- 命を守るという意味では、12日から13日にかけて県の災害対応として何が行われていたのか、市町村の避難情報をどのように把握していたのかを確認することが大事になる。災害発生後の13日以降は、震災関連死6人をいかに防ぐことができたかという話。(中林委員)
- 阿武隈川と夏井川、相双地区の河川では状況が大分違うので、その違いが分かるように、雨の状況も踏まえて時系列にまとめてもらえると分かりやすい。(長林委員)
- 検証報告書には検証の目的をしっかりと記載し、それに基づいた章立てとする必要がある。(田村委員)

第2章 令和元年東日本台風及び10月25日大雨の状況について

2-1 気象や河川の状況

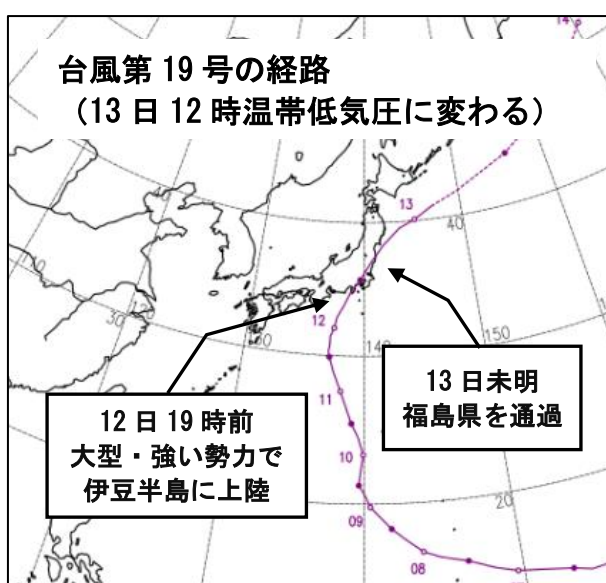
(1) 令和元年東日本台風

ア 気象概況

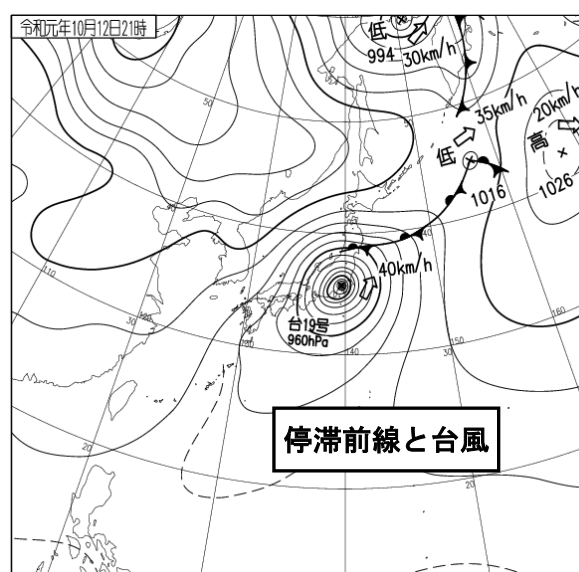
10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、西へ進みながら急速に発達し、一時は猛烈な勢力となったものの、10日21時には父島の西南西で非常に強い勢力に変わって北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。台風はその後も勢力を維持したまま関東地方を北東へ進み、13日未明には福島県を通過して明け方には宮城県沖に抜け、13日12時に北海道の南東海上で温帯低気圧となった。

福島県では、10月11日から前線の影響で雨が降り出し、12日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い12日夕方から夜遅くにかけては非常に激しい雨となった。10月11日15時から13日6時までの総雨量は、福島県の広い範囲で200mm以上の大雨となり、川内445.5mm、福島市鷲倉382.5mm、白河373.0mmと10月1か月の平年値の2～3倍の雨量となった。

また、台風の接近に伴って海上を中心に12日昼過ぎから風が強まり、夕方からは非常に強い風となり、最大風速は、猪苗代で12日19時18分に21.1m/s、白河で13日00時24分に16.4m/sを観測した。海上や海岸では、台風からのうねりの影響で10日から波が高くなり、12日夜遅くから13日夜のはじめ頃は大しけとなり、13日未明は10.0m（政府調査団資料による）の猛烈なしけとなった。



台風経路図

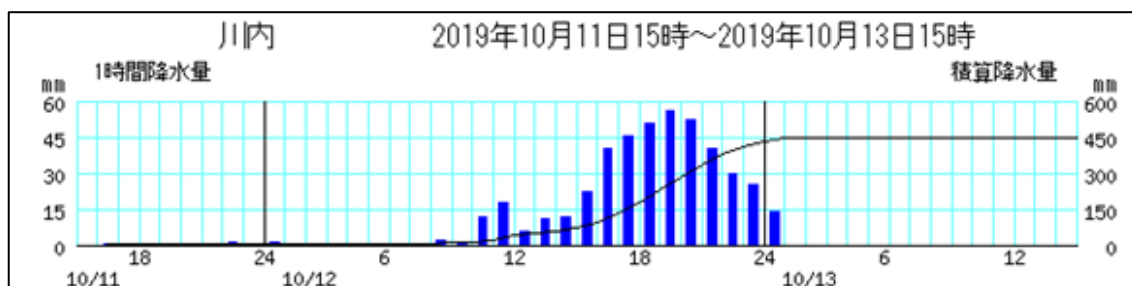


地上天気図

イ 期間降水量（積算期間：10月11日15時～13日6時）

地点名	市町村	降水量 (mm)	地点名	市町村	降水量 (mm)	地点名	市町村	降水量 (mm)
川内	川内村	445.5	山田	いわき市	259.5	玉川	玉川村	194.5
鷺倉	福島市	382.5	福島	福島市	252.0	二本松	二本松市	193.0
白河	白河市	373.0	広野	広野町	250.5	茂庭	福島市	179.0
飯舘	飯舘村	337.0	小野新町	小野町	249.5	小名浜	いわき市	177.5
津島	浪江町	337.0	田島	南会津町	244.5	只見	只見町	176.5
浪江	浪江町	319.5	川前	いわき市	244.0	南郷	南会津町	167.5
古殿	古殿町	306.5	富岡	富岡町	238.0	西会津	西会津町	145.5
湯本	天栄村	295.5	平	いわき市	230.5]	若松	会津若松市	142.5
長沼	須賀川市	287.5	石川	石川町	219.0	金山	金山町	137.0
舘岩	南会津町	285.5	梁川	伊達市	217.0	猪苗代	猪苗代町	122.0
原町	南相馬市	274.5	船引	田村市	215.0	桧原	北塩原村	85.0
新地	新地町	265.0	湖南	郡山市	213.5	喜多方	喜多方市	69.0
檜枝岐	檜枝岐村	261.0	東白川	塙町	202.5			
相馬	相馬市	260.0	郡山	郡山市	195.5			

“]”は資料不足値。統計を行う資料が許容範囲を超えて欠けている場合を示す。



降水量の時系列図

ウ 気象警報の主な発表状況

（特別警報以外は、県内における最初の発表時刻・最後の解除時刻）

- 暴風・波浪警報発表 （12日08時19分）
- 大雨・洪水警報発表 （12日14時09分）
- 土砂災害警戒情報 （12日15時05分）
- 大雨特別警報 36市町村 （12日19時50分）
- 大雨特別警報 14市町村 （12日22時00分）
- 大雨特別警報解除 大雨警報へ 50市町村 （13日04時00分）
- 警報解除 強風注意報へ （13日08時08分）
- 大雨注意報へ （13日14時57分）
- 波浪注意報へ （13日22時16分）
- 洪水警報解除 （15日09時26分）

エ 河川の状況

○ 阿武隈川（中通り）

須賀川（上流）、郡山（中流）、福島（下流）の観測地において、降雨量が最大となってから 5～8 時間後、雨が上がった時間帯に最大水位を観測している。過去の水害と比較すると、短時間にまとまった降雨があり、水位の上がり方が非常に早かった。

○ 夏井川（いわき）

流域の小さい上流部の観測地では、降雨と水位の関係はほぼ比例しており、強い降雨が続いている間は水位が上昇し、降雨の減少とともに水位が低下するという特徴が現れている。

流域が大きくなる下流部では、付近の降雨が止んでからも上流部に降った雨が流下してくることで、水位のピークの遅れや、高水位の時間が長く続くなど、大河川の特徴が現れている。

○ 宇多川（相双）

雨の降り方と水位の関係はほぼ比例しており、強い降雨が続いている間は水位が上昇し、降雨の減少とともに水位が低下する、中小河川の特徴が現れている。

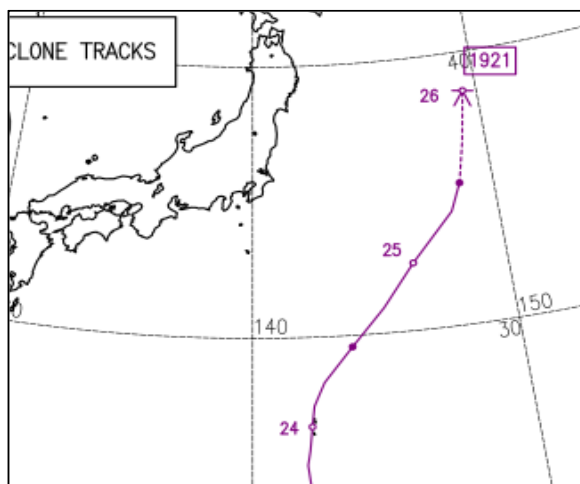
※ 各河川の水位と降雨量の詳細は、別表 1 「降雨量・水位データ」（P11～13）のとおり。

（2）令和元年 10 月 25 日大雨

ア 気象概況

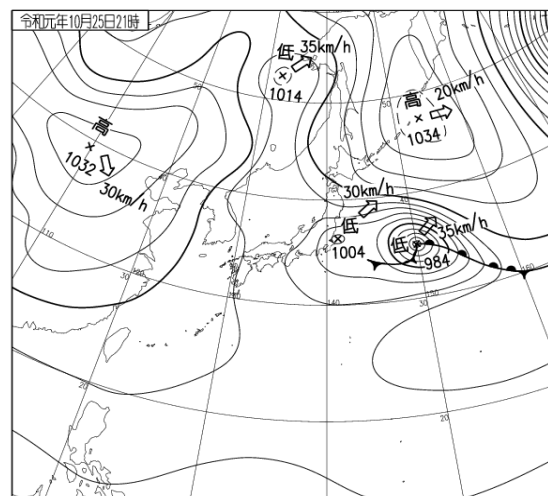
25 日から 26 日にかけて低気圧が関東から福島県沖を北東へ進んだ。また、日本の東を北上した台風第 21 号からの暖かく湿った空気が低気圧に向かって流れ込んだため、福島県では 25 日夜を中心に大気の状態が非常に不安定となった。

福島県では、浜通りを中心に 25 日夕方から激しい雨が降り、特に夜のはじめ頃から夜遅くにかけては非常に激しい雨が降った。24 日 23 時から 26 日 6 時までの総雨量は、浜通りを中心に 200mm を超える大雨となり、浪江 251.5mm、新地 231.5mm、相馬 231.0mm、広野 202.0mm と 10 月 1 か月の平年値に匹敵する雨量となった。



台風経路図

台風第 21 号の経路
(25 日 21 時温帯低気圧に変わる)

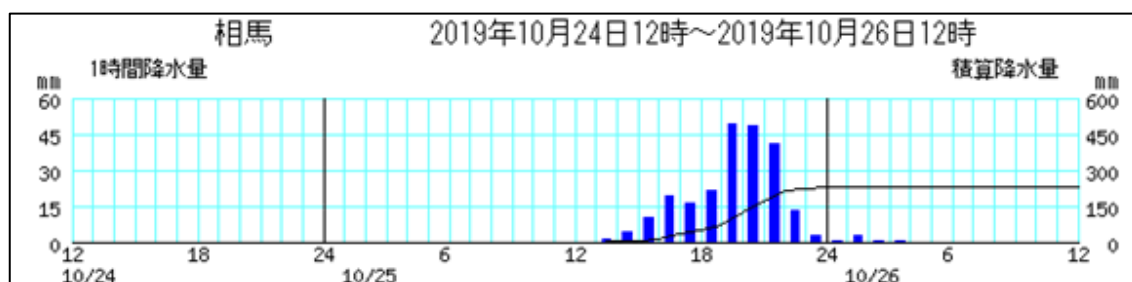


地上天気図

台風から暖かく湿った空気が流れ込み
大気の状態が非常に不安定

イ 期間降水量 (積算期間 : 10 月 24 日 23 時～26 日 6 時)

地点名	市町村	降水量 (mm)	地点名	市町村	降水量 (mm)	地点名	市町村	降水量 (mm)
浪江	浪江町	251.5	湯本	天栄村	79.0	郡山	郡山市	46.5
新地	新地町	231.5	舘岩	南会津町	72.5	金山	金山町	45.0
相馬	相馬市	231.0	田島	南会津町	68.0	南郷	南会津町	44.5
広野	広野町	202.0	白河	白河市	66.0	若松	会津若松市	43.5
平	いわき市	198.0	茂庭	福島市	63.0	東白川	塙町	41.5
小名浜	いわき市	193.0	川前	いわき市	63.0	西会津	西会津町	41.0
原町	南相馬市	182.5	長沼	須賀川市	62.0	船引	田村市	39.5
富岡	富岡町	159.0	湖南	郡山市	58.5	玉川	玉川村	38.5
山田	いわき市	158.5	石川	石川町	57.5	只見	只見町	37.0
鷺倉	福島市	152.0	福島	福島市	53.5	猪苗代	猪苗代町	29.0
川内	川内村	127.5	檜枝岐	檜枝岐村	49.0	喜多方	喜多方市	26.5
津島	浪江町	89.0	二本松	二本松市	48.5	桧原	北塩原村	20.5
古殿	古殿町	88.0	梁川	伊達市	47.5			
飯舘	飯舘村	81.5	小野新町	小野町	47.0			



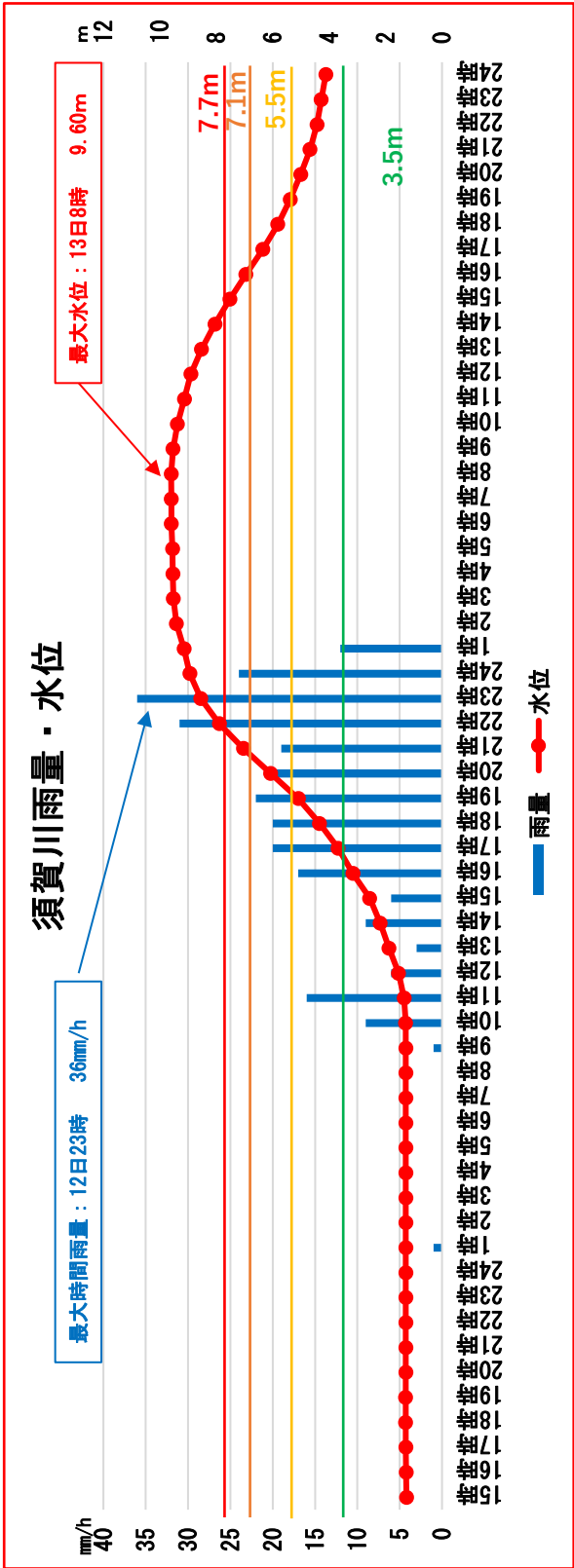
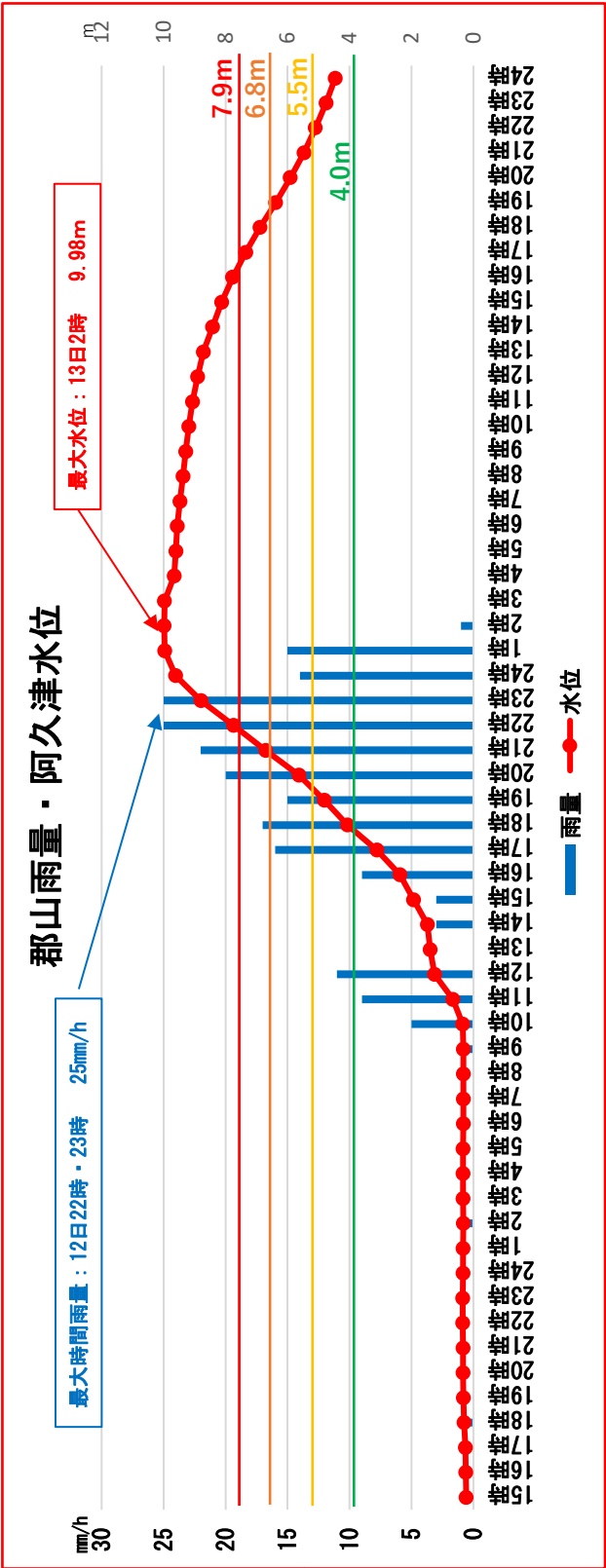
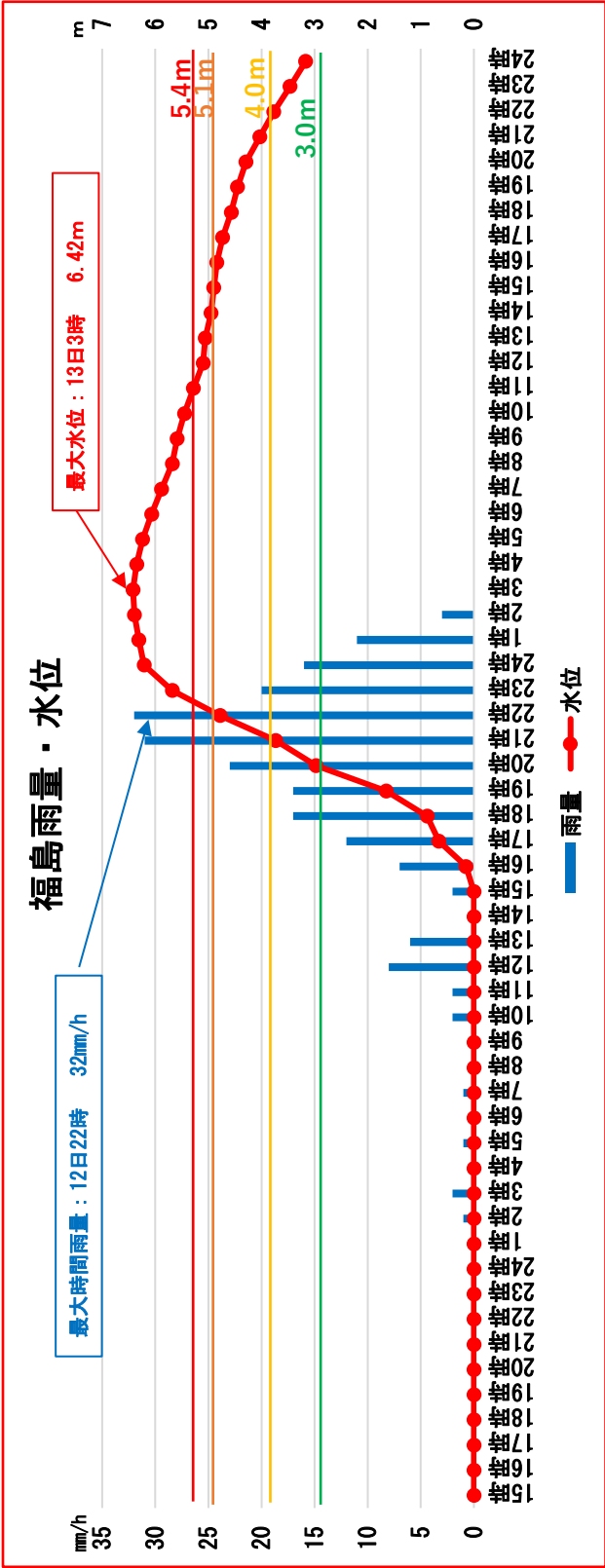
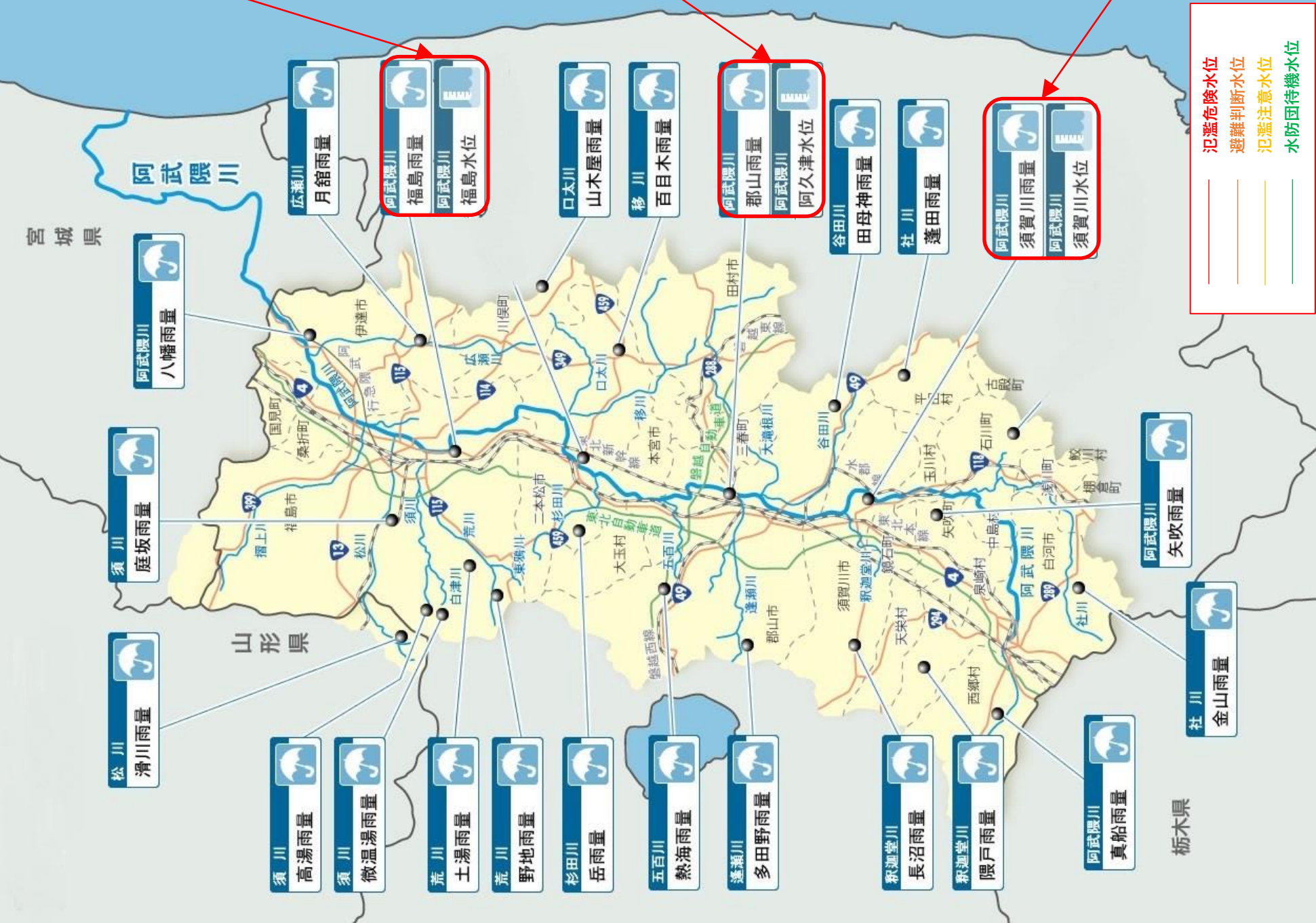
降水量の時系列図

ウ 気象警報の主な発表状況

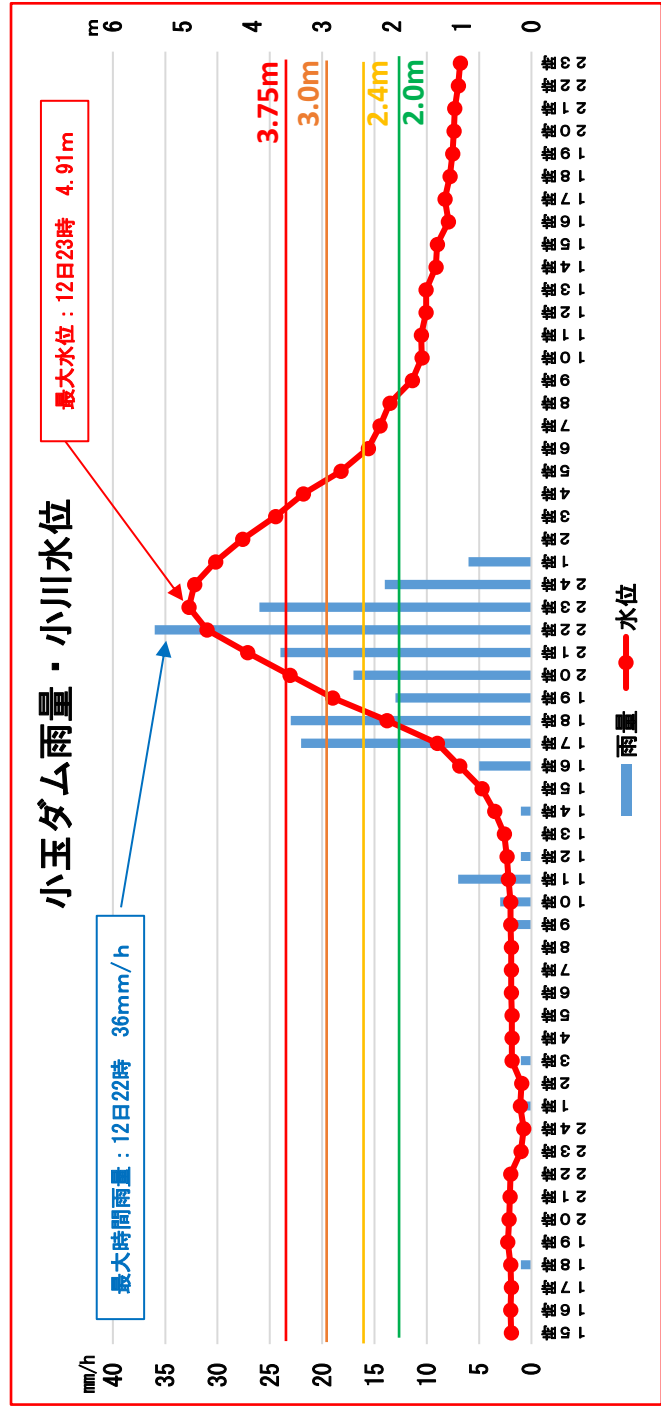
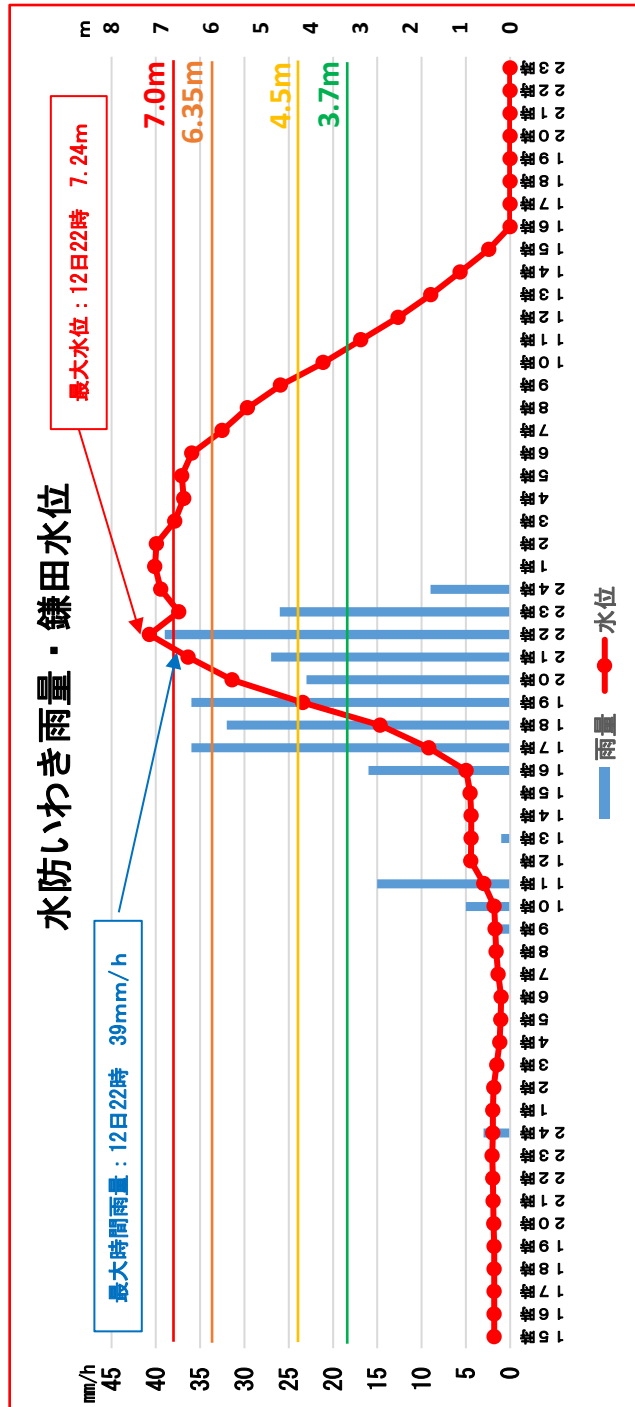
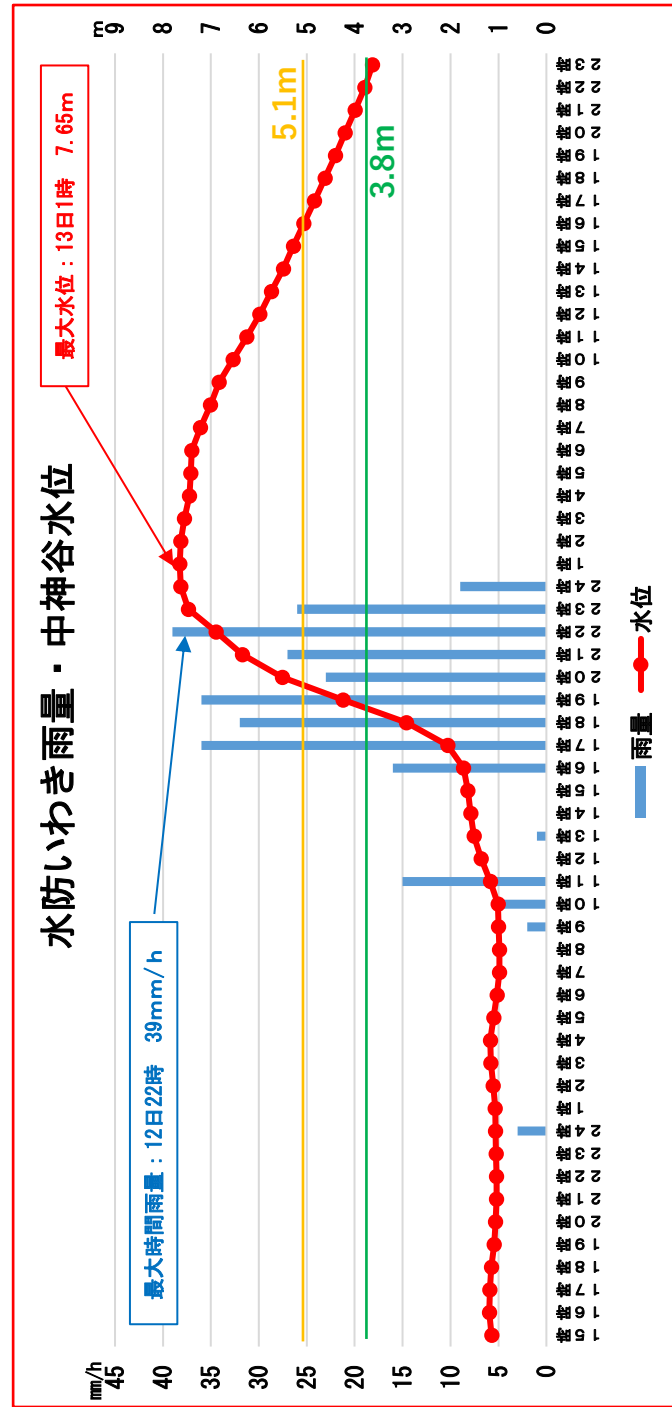
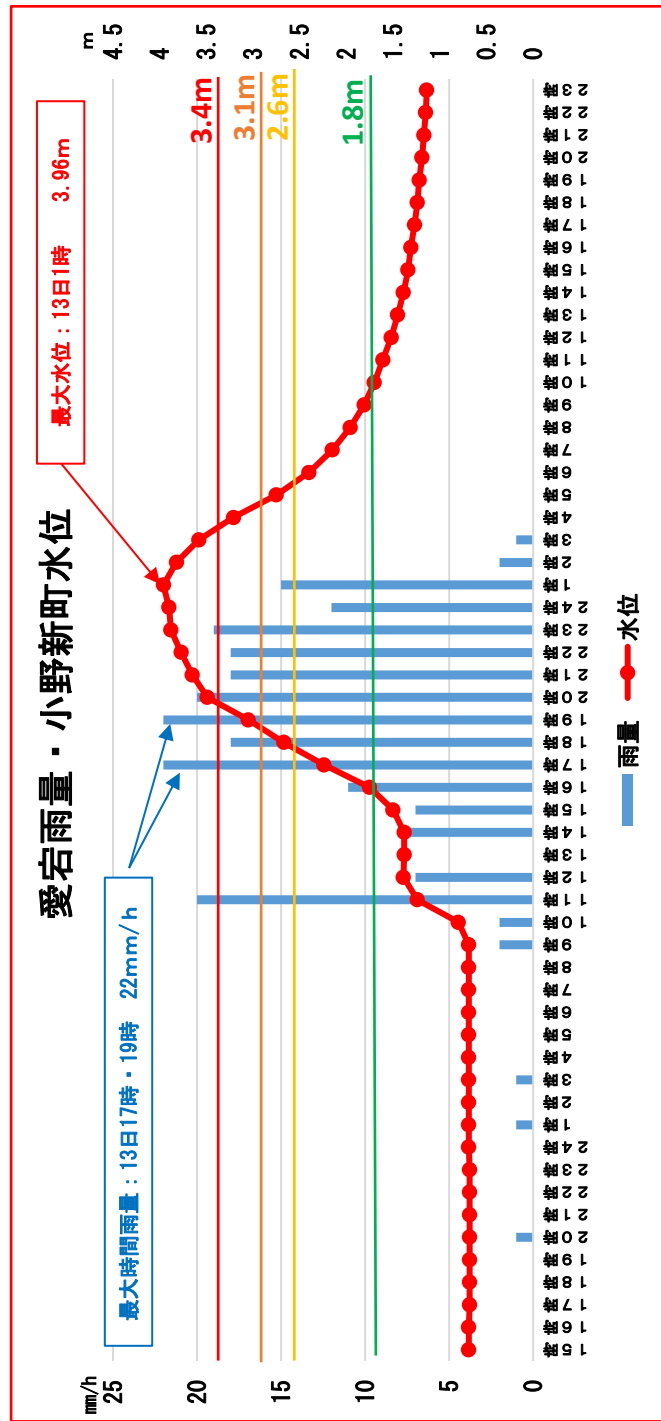
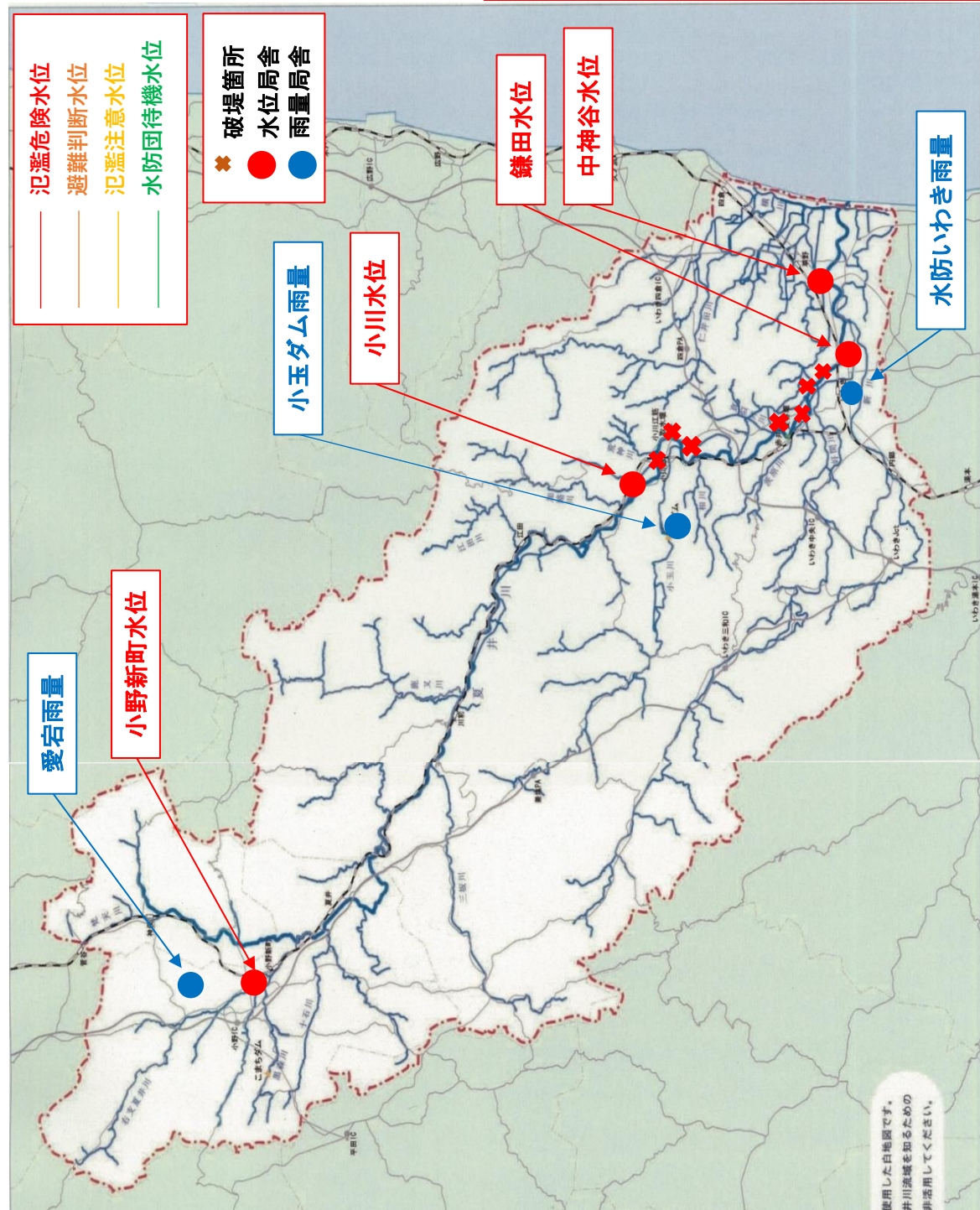
(特別警報以外は、県内における最初の発表時刻・最後の解除時刻)

- 暴風・波浪警報発表 (25 日 10 時 20 分)
- 洪水警報発表 (25 日 15 時 34 分)
- 大雨警報発表 (25 日 16 時 39 分)
- 土砂災害警戒情報 (25 日 16 時 57 分)
- 警報解除 強風注意報へ (26 日 04 時 31 分)
大雨注意報へ (26 日 09 時 28 分)
波浪注意報へ (26 日 16 時 24 分)
洪水注意報へ (26 日 16 時 24 分)

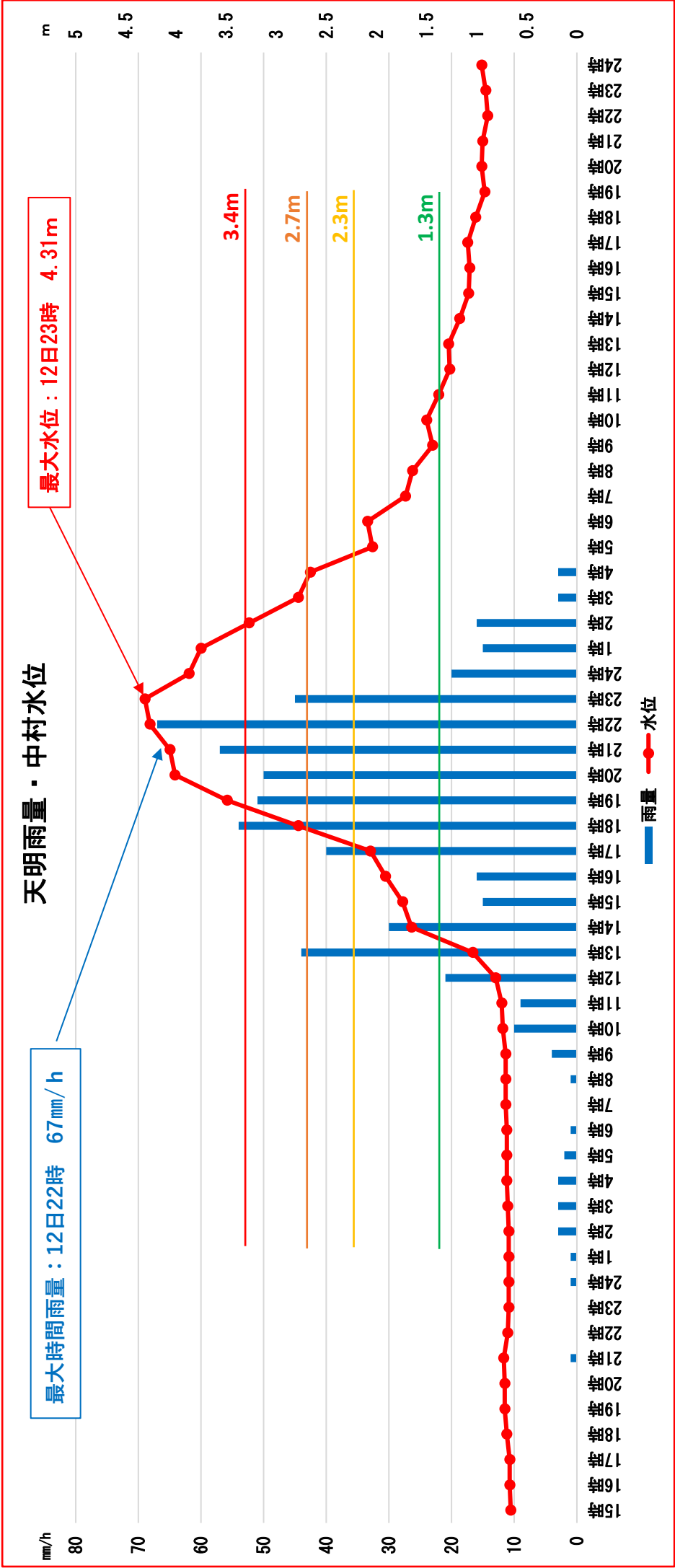
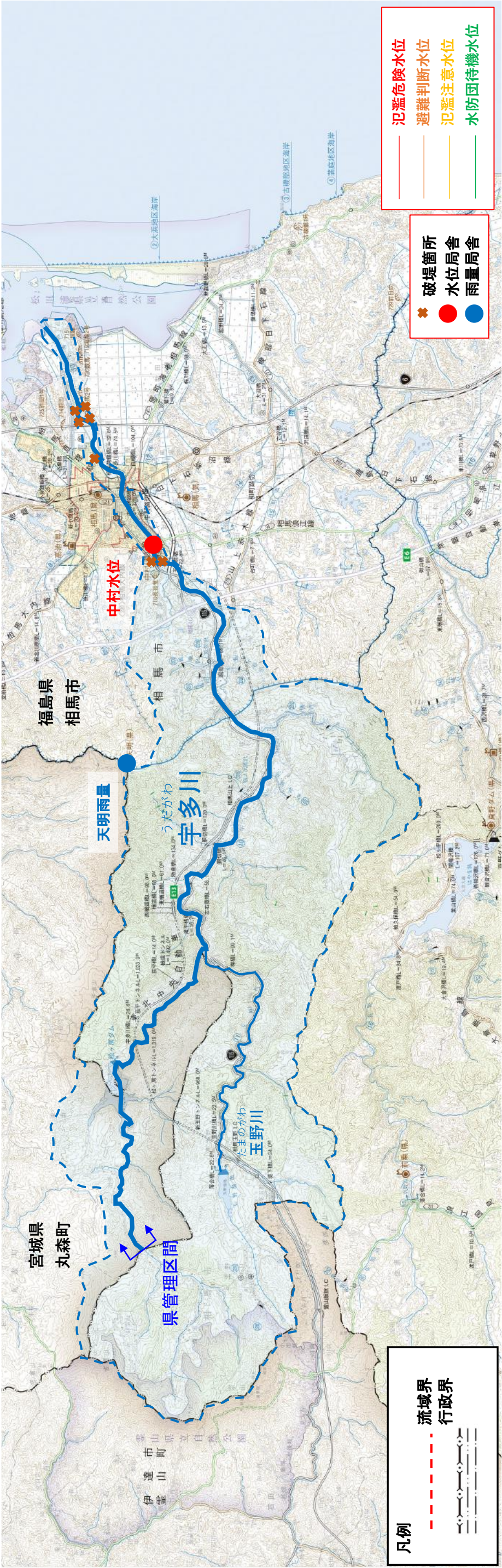
別表 1 降雨量・水位データ
阿武隈川雨量・水位データ (R1.10.11 15:00~R1.10.13 24:00)



夏井川雨量・水位データ (R1.1.11 15:00～R1.10.13 24:00)



宇多川 天明雨量・中村水位データ (R1.10.11 15:00～R1.10.13 24:00)



2-2 被害状況

(1) 人的被害（被害状況即報第 97 報（R2. 8. 11 時点））

阿武隈川流域において、大量の雨が上流域から下流域まで同時に降ったことなどにより浸水害が広がり、全国に比して大きな人的被害が発生した。

ア 被害者数

区分	人数	市町村別内訳
死者（直接死）	32 名	いわき市 8、本宮市 7、郡山市 6、白河市 2、須賀川市 2、相馬市 2、二本松市 2、南相馬市 1、川内村 1、飯舘村 1
死者（災害関連死）	6 名	いわき市 4、須賀川市 1、鏡石町 1
重傷者	1 名	郡山市 1
軽傷者	58 名	いわき市 31、伊達市 12、福島市 8、南相馬市 2、棚倉町 2、鏡石町 1、猪苗代町 1、川内村 1

イ 災害直接死の原因等

区分	人数	市町村別内訳
自宅の浸水	15 名	いわき市 7、本宮市 5、須賀川市 2、郡山市 1
土砂災害	3 名	二本松市 2、白河市 1
その他（屋外移動中等）	14 名	郡山市 5、相馬市 2、本宮市 2、いわき市 1、白河市 1、南相馬市 1、川内村 1、飯舘村 1

（注 1）自宅の浸水の 15 名は全て 1 階で死亡（1 階建て 8 名、2 階建て 7 名）

（注 2）土砂災害の 3 名、その他のうち郡山市 3 名、川内村 1 名、飯舘村 1 名を除き、浸水想定区域での被災。

ウ 災害関連死の原因等

原因	人数	備考
腎不全	1 名	被災により市内のアパートに転居後、体調が悪化して入院。退院後、在宅看護を続ける中、自宅にて死亡。
心不全	2 名	・被災により自宅 2 階で生活していたが、デイサービスから帰宅後に自宅で倒れて救急搬送され死亡。 ・親戚宅への避難から自宅へ戻り、清掃等を行って生活していたが、自宅で倒れて救急搬送され死亡。
自死	1 名	うつ病の療養中に被災し、実家に避難しながら、被災した自宅の片付けをしていたが、自宅にて自死。
非公表	2 名	遺族の意向により死因等は非公表。

(2) 建物被害 (被害状況即報第 97 報 (R2. 8. 11 時点))

阿武隈川流域や夏井川流域において、河川の越水や内水氾濫により浸水被害が発生したほか、山沿いにおいて土砂崩壊等により被害が発生した。

ア 住家

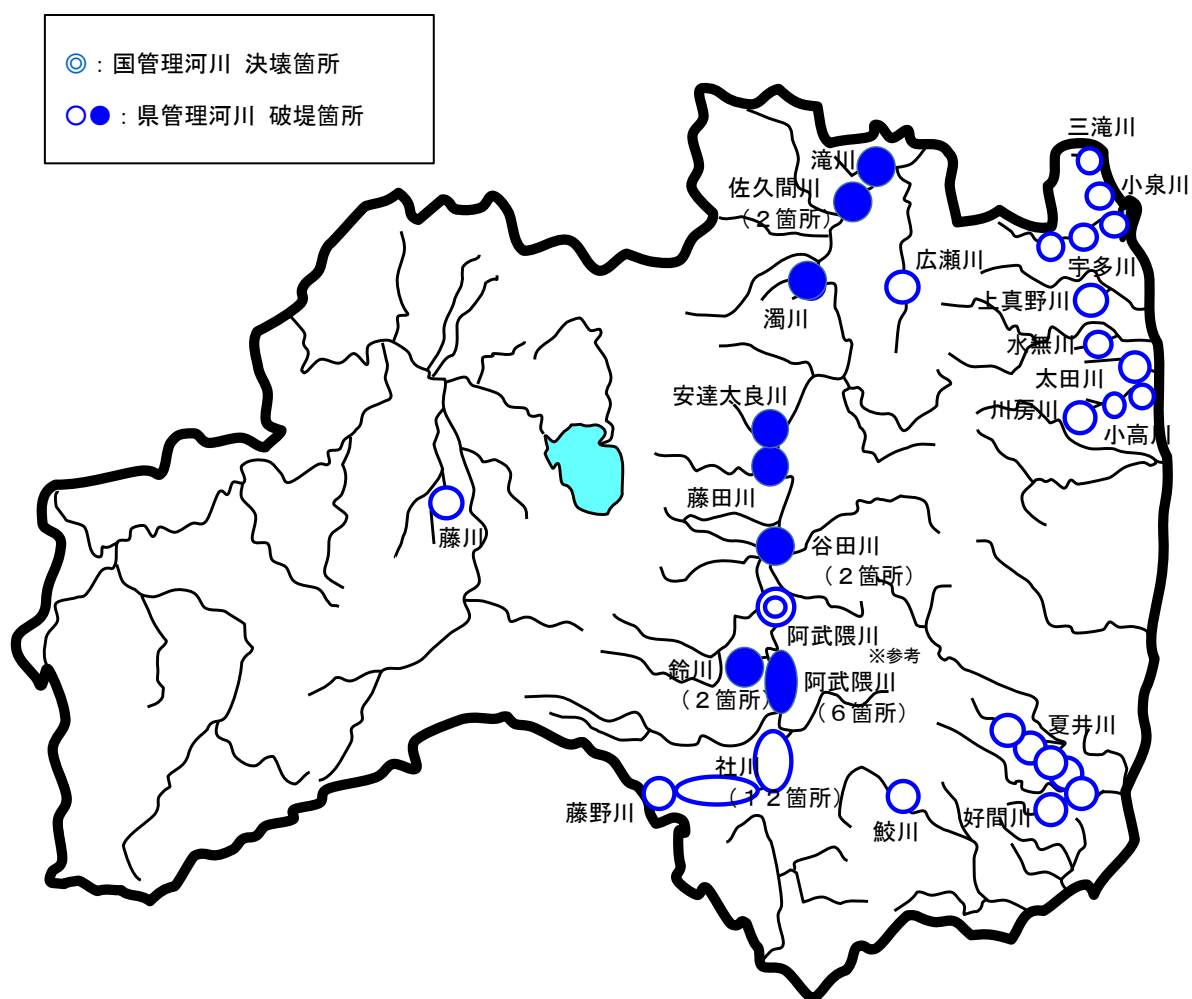
区分	棟数	市町村別内訳
全壊	1,470 棟	郡山市 662、本宮市 263、伊達市 178、須賀川市 155、いわき市 128、福島市 27、国見町 8、二本松市 7、石川町 7、白河市 6、鏡石町 8、南相馬市 5、相馬市 4、川俣町 3、矢祭町 3、田村市 2、玉川村 2、只見町 1、猪苗代町 1
半壊	12,311 棟	郡山市 4163、いわき市 4122、相馬市 862、須賀川市 674、本宮市 630、伊達市 466、福島市 417、石川町 399、南相馬市 153、鏡石町 67、田村市 63、二本松市 62、川俣町 41、玉川村 40、白河市 35、猪苗代町 18、矢祭町 17、浅川町 16、矢吹町 12、桑折町 10、川内村 10、中島村 8、国見町 6、浪江町 4、泉崎村 3、古殿町 3、三春町 3、南会津町 2、平田村 2、小野町 2、西郷村 1
一部損壊	6,559 棟	郡山市 1997、いわき市 1677、相馬市 557、伊達市 480、福島市 363、須賀川市 233、南相馬市 227、二本松市 218、本宮市 180、石川町 132、猪苗代町 117、田村市 86、白河市 55、塙町 40、川俣町 33、西郷村 23、平田村 13、矢吹町 12、三春町 12、玉川村 11、鏡石町 10、浅川町 10、矢祭町 9、古殿町 8、新地町 7、大玉村 6、鮫川村 6、小野町 6、国見町 5、中島村 5、桑折町 4、会津若松市 3、只見町 3、天栄村 3、川内村 2、下郷町 1、磐梯町 1、泉崎村 1、棚倉町 1、檜葉町 1、葛尾村 1
床上浸水	1,022 棟	本宮市 899、塙町 73、田村市 17、福島市 13、小野町 7、川俣町 3、広野町 3、鏡石町 2、新地町 2、古殿町 1、下郷町 1、飯舘村 1
床下浸水	432 棟	本宮市 146、川内村 76、川俣町 64、塙町 48、小野町 33、泉崎村 13、玉川村 9、矢祭町 7、桑折町 7、広野町 5、棚倉町 5、古殿町 3、飯舘村 3、鮫川村 3、三春町 2、南会津町 2、会津坂下町 2、新地町 1、猪苗代町 1、会津若松市 1、喜多方市 1

イ 非住家

区分	棟数	市町村別内訳
公共建物	62 棟	郡山市 30、相馬市 14、福島市 4、鏡石町 4、須賀川市 3、石川町 3、小野町 1、飯舘村 1、柳津町 1、浪江町 1
その他	9,665 棟	郡山市 4400、いわき市 2257、須賀川市 1309、相馬市 832、福島市 160、伊達市 160、南相馬市 104、鏡石町 104、石川町 103、二本松市 101、白河市 29、磐梯町 19、浅川町 14、国見町 12、田村市 11、小野町 11、浪江町 10、矢祭町 8、桑折町 7、猪苗代町 5、川内村 4、棚倉町 2、南会津町 2、西郷村 1

(3) 河川の被害

区分	被害概要
国管理河川	阿武隈川で決壊 1 箇所、越水 19 箇所、溢水計 6 箇所
県管理河川	破堤箇所 49 箇所 (23 河川 17 市町村)



(4) その他の被害 (福島県土木部調べ (R2. 6. 30 時点))

区分	被害概要
県管理道路	通行止め最大 378 箇所
土砂災害発生箇所	土砂崩れ発生箇所 152 件 (21 市町村)

(5) 避難者数・避難所開設数 (令和元年東日本台風等に係る市町村の災害対応状況調査より)

55 市町村が避難場所・避難所を開設し、避難者数のピークは 12 日の 22 時から 23 時頃であった。

区分	人数・ 箇所数	市町村別内訳
避難者数	26, 175 人	いわき市 6968、郡山市 3973、伊達市 1838、南相馬市 1495、相馬市 1286、須賀川市 955、本宮市 839、石川町 826、桑折町 588、川俣町 581、福島市 551、白河市 522、田村市 522、塙町 484、二本松市 430、会津若松市 392、南会津町 355、只見町 267、小野町 254、柳津町 246、会津美里町 237、新地町 215、天栄村 195、古殿町 186、平田村 151、国見町 150、矢祭町 125、下郷町 115、檜葉町 114、猪苗代町 108、西郷村 108、金山町 105、広野町 104、浪江町 103、浅川町 97、三春町 79、富岡町 67、玉川村 60、大玉村 58、鏡石町 57、矢吹町 57、檜枝岐村 52、川内村 47、昭和村 41、泉崎村 39、三島町 29、中島村 29、鮫川村 24、飯舘村 18、棚倉町 14、磐梯町 11、西会津町 5、大熊町 2、北塩原村 1
避難所数	510 箇所	いわき市 57、郡山市 42、柳津町 35、伊達市 28、南会津町 25、相馬市 17、本宮市 17、二本松市 17、須賀川市 16、田村市 16、只見町 16、塙町 14、南相馬市 13、白河市 13、西郷村 12、川内村 12、川俣町 11、三春町 11、会津美里町 10、玉川村 10、会津若松市 9、石川町 8、福島市 6、北塩原村 6、天栄村 5、国見町 5、金山町 5、大玉村 5、三島町 5、桑折町 4、新地町 4、広野町 4、浅川町 4、棚倉町 4、矢祭町 3、浪江町 3、鏡石町 3、矢吹町 3、中島村 3、鮫川村 3、飯舘村 3、西会津町 3、小野町 2、古殿町 2、下郷町 2、檜葉町 2、猪苗代町 2、昭和村 2、檜枝岐村 2、平田村 1、富岡町 1、泉崎村 1、磐梯町 1、大熊町 1、葛尾村 1

※ 各市町村最大避難人数の合計とその時の避難所（避難場所含む）開設数。

(6) ライフライン

区分	主な被害
電気	延べ停止戸数 計 43, 442 戸（39 市町村で停電が発生） 停止戸数 19, 231 戸（10/13 2:18 時点 停止戸数ピーク） 停止戸数 575 戸（10/14 2:00 時点 ピーク発生から 1 日後） 停止戸数 39 戸（10/16 2:00 時点 ピーク発生から 3 日後）
L P ガス	浸水や土砂崩れ、河川の決壊により、住宅等から約 50 本の L P ガス容器が一時流出・埋没した。
水道	上水道・水道管の損傷や停電により、最大 77, 400 戸断水（断水期間 10/12～11/8）

(7) 被害額

ア 農林水産関係 (第41回災害対策本部員会議資料 (R2.3.12時点))

区分	被害額 (千円)
農業	2,389,405 千円
農地	52,793,000 千円
林業	8,358,296 千円
水産	82,069 千円
合計	63,622,770 千円

イ 商工関係 (第41回災害対策本部員会議資料 (R2.3.12時点))

被害額	市別内訳
約 929 億 991 万円	郡山市 450.2 億円、いわき市 200.5 億円、伊達市 106.2 億円、本宮市 61.1 億円、須賀川市 46.9 億円、相馬市 9.4 億円、南相馬市 5.3 億円、福島市 5.3 億円、その他 44 億円

ウ 公共土木施設関係 (災害査定結果 (R2.2.14時点))

(単位：件、百万円)

工種	県		市町村		県、市町村合計	
	箇所数	決定額	箇所数	決定額	箇所数	決定額
河 川	1,411	50,072	473	8,387	1,884	58,459
海 岸	1	460			1	460
砂 防 設 備	28	680			28	680
道 路	277	4,737	495	6,130	772	10,868
橋 梁	1	117	24	3,781	25	3,898
港 湾	4	119			4	119
漁 港	13	923			13	923
下 水 道	1	12,688	30	1,972	31	14,660
都市施設 (公園等)			23	835	23	835
住 宅	7	1,360	6	505	13	1,865
計	1,743	71,156	1,051	21,610	2,794	92,766

2-3 関係法律の適用状況

(1) 災害救助法

適用決定日	対象市町村
10月12日	50市町村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）
10月19日	5市町（喜多方市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、矢祭町）

※ 適用日は10月12日

(2) 被災者生活再建支援法

適用日	対象市町村
10月29日	県内全市町村 (100世帯以上の住宅全壊被害が発生したことによる)

(3) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

閣議決定日	概要
10月18日	・政令により令和元年台風第19号を「特定非常災害」に指定。 ・許認可等の有効期間の延長措置などの措置が適用。

(4) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

閣議決定日	概要
10月29日	・政令により10月11日から同月14日までの暴風雨による災害を「激甚災害」に指定。 ・災害復旧事業の国庫補助率かさ上げなどの特例措置が適用。
11月29日	・政令により10月11日から同月26日までの暴風雨による災害を「激甚災害」に指定（災害期間の見直し）。 ・適用される特例措置が拡大。

(5) 大規模災害からの復興に関する法律

閣議決定日	概要
10月29日	・政令により令和元年台風第19号による災害を「非常災害」に指定。 ・県や市町村が管理する道路や河川などの復旧工事を国が代行することが可能となる。

第3章 市町村の災害対応と住民避難行動に係る検証

※ 本章は検証事業中間報告の内容について、中間報告公表後の検証委員会の議論を踏まえて修正・追記したもの。

3-1 市町村災害対応状況調査より

- 「被害の大きい12市町村を対象とした聞き取り調査」(実施期間:R2.3.18~3.27)
- 「県内59市町村を対象とした災害対応状況調査」(実施期間:R2.4.22~5.11)

市町村災害対応状況調査より

① 避難情報の発令と住民への伝達について

<発令状況>

警戒レベル3:「避難準備・高齢者等避難開始」 警戒レベル4:「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」

方部 (市町村数)	警戒レベル3 警戒レベル4 を両方発令	警戒レベル4 のみ発令	警戒レベル3 のみ発令	避難情報の 発令無し
県北(8)	7	—	1	—
県中(12)	6	5	—	1
県南(9)	3	5	—	1
会津(13)	1	6	1	5
南会津(4)	3	1	—	—
相双(12)	6	3	—	3
いわき(1)	1	—	—	—
合計	27	20	2	10

※ 発令状況の詳細は、別表2「令和元年東日本台風における気象情報・河川情報・住民避難情報」(P25~29)のとおり。

- 人的被害が発生した市町村のほとんどにおいて、河川の氾濫等が発生する前に警戒レベル4情報が発令されていた。
- 避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3情報を発令することなく、警戒レベル4情報を発令していた。
- 夜間に避難情報を発令したケースが多かった。一方で、夜間の2次災害の危険を考慮して避難情報を発令しなかったケースも見られた。
- 気象や河川状況を踏まえて避難情報を発令しなかった市町村においても、自主避難所を開設して住民に呼びかけるなどの対応をしていたケースが多い。

＜住民への伝達に係る問題点・課題＞

- ① エリアメールについて、キャリアによっては 200 文字の文字数制限があり、避難情報を上手く伝えることが難しかった。
- ② 県防災事務連絡システムに入力することにより避難情報や避難所開設情報を Lアラートで配信するが、災害対応業務と平行して入力作業を行うことが難しかった。
- ③ メールをたくさん送信すると、住民にメールの内容の重要度を理解してもらえないことがあった。
- ④ 豪雨の中、雨音で防災行政無線が聞こえなかったケースがあった。

＜今後取り組むべき対策＞

- ①③ エリアメールの文字数制限の緩和について各キャリアに協力を求める。
- ② 初期の被害状況即報について、システムの入力項目を限定し、市町村の負担軽減を図る。
- ④ 気象や河川の状況等を踏まえて避難情報を早期に発令する。
 - ・ 避難勧告は避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、日中の明るい時間帯に発令する。
 - ・ 垂直避難などの身を守る行動について、平時から住民に呼びかけるとともに、災害発生の際には積極的に呼びかける。

市町村災害対応状況調査より
② 避難行動要支援者への対応について
<対応状況> ○ 避難行動要支援者への対応を行った市町村は 41 市町村 ○ 実施主体は保健・福祉部局（63%）、危機管理・防災部局（30%）、地域（自主防災組織等）（46%）、民間事業者（12%）、その他（消防団等）（29%） ○ 対応内容は、発災前や発災後の安否確認（約 40%）、発災前の避難の呼びかけ（約 35%）、避難支援（避難所への送迎等）（約 35%）、避難所での対応等
<問題点・課題> ① 避難行動要支援者の人数に対して支援者の人数が不足している。 ② 避難行動要支援者名簿が活用されていない。 ・ 名簿の共有について本人の同意が得られない ・ 名簿の活用方法が決まっていない ・ 名簿を管理している保健・福祉部局に防災のノウハウが無く活用できない ③ 個別計画の有効性に乏しい（内容が乏しい・現実的に実施できない）。 ④ 避難行動要支援者の移動手段が確保できない。
<今後取り組むべき対策> ① 防災部門と福祉部門の連携により災害時に対応できる体制を強化する。 ・ 行政（防災担当と保健福祉担当）、消防団、地域（自主防災組織、民生委員、地域住民）、社会福祉協議会等の連携に加え、民間事業者（福祉事業者等）を支援者とする仕組みの構築 ② 避難行動要支援者名簿の有効性を高める。 ・ 条例制定による名簿共有の本人の同意要件の撤廃 ・ 関係機関による名簿情報の共有 ・ 名簿登録対象者の適切な選定 ・ 名簿情報の有効活用策の検討 ③④ 個別計画作成の促進と計画内容の充実を行う。 ・ 個別計画作成に行政・地域・福祉事業者が協働して取り組む仕組みの構築 ・ 避難行動要支援者の避難シナリオの作成（避難情報等の伝達手段、避難手段、受入可能な避難先などを事前に検討する） ・ 関係者（行政・地域・民間等）による個別計画の共有 ③④ 避難行動要支援者の避難を想定した効果的な訓練を実施する。 ・ 関係機関が連携した訓練の実施

市町村災害対応状況調査より
③ 「避難場所」及び「避難所」の開設と運営 【用語の定義】 ◆ 避難場所：災害から命を守るために緊急的に避難する場所 ▲ 避難所：自宅など生活の場を災害等で失った人が避難生活をするための施設 ※本県の市町村は、同一の施設が避難場所と避難所の両方を兼ねるケースが多い。 <開設状況> ◆ 避難場所（発災当日～翌日に開設された避難施設） 55 市町村が 510 箇所の「避難場所」を開設し、26,175 人が避難した ※ 各市町村の最大避難人数の合計とその時の避難場所開設数 ▲ 避難所（10/14 以降も開設された施設）※被害状況即報より ・ 15 市町村、59 箇所、1,762 人、557 世帯 [発災 3 日後 (10/15 時点)] ・ 14 市町村、66 箇所、1,732 人、799 世帯 [発災 1 週間後 (10/19 時点)] ・ 5 市町村、31 箇所、863 人、437 世帯 [発災 1 ヶ月後 (11/22 時点)] ・ 5 市町村、19 箇所、329 人、162 世帯 [発災 2 ヶ月後 (12/23 時点)] ・ 4 市町村、8 箇所、83 人、40 世帯 [発災 3 ヶ月後 (R2 1/21 時点)] ・ 2 市町村、2 箇所、22 人、9 世帯 [発災 4 ヶ月後 (R2 2/21 時点)] ・ 令和 2 年 3 月 23 日 全ての避難所が閉鎖 <問題点・課題> ◆ 避難場所 ① 風水害時の避難情報は災害発生前に出されることから当該地域の全ての人を対象に発令されるため、見込みより避難者が多く避難場所が一杯になった。 ② 学校施設はその後の教育への影響を考えると避難場所としての開設が難しい。 ③ 人手不足等によりハザードマップ等に記載していた避難場所を全て開設できなかった。 ④ ペット同伴の避難者の受入体制が整っていなかった。 ▲ 避難所 ⑤ 運営する人手が不足した。 ⑥ 必要な物資の調達に苦労した。 ・ 発災直後は道路が通行できず、物資の輸送ができなかった ・ 年齢層によって必要物資が異なるため、調達に苦労した ⑦ 高齢者、乳幼児、要介護者などは一般職員では対応が難しい。 ⑧ 避難生活の長期化に伴い栄養面の偏りがあった。 ⑨ 感染症対策が課題（施設のキャパシティ、物資、医療従事者等）

＜今後取り組むべき対策＞

- ① 自主防災組織や町内会などにより開設できる避難場所を増やす。
 - ・ 地域住民主体による避難場所の開設
- ① 指定避難場所以外への避難を検討する。
 - ・ 親戚・知人宅など安全な場所への早めの分散避難の検討
- ①② 指定避難場所・指定避難所とする施設を拡充する（県有施設、教育施設、民間宿泊施設、民間企業等の施設の活用）。
 - ・ 民間宿泊施設（ホテル・旅館等）の活用
- ③⑤ 避難所運営の人員を拡充する。
 - ・ 地域住民による避難所運営の促進
 - ・ 受入体制の確保・強化
- ④ ペット同行者を受入できる施設をあらかじめ指定する。
- ⑥⑧ 避難所としての必要物品の備えを行う。
 - ・ 食料等の計画的な備蓄
 - ・ 段ボールベッドやパーティション等、環境改善に係る物品の備蓄
 - ・ 民間事業者との災害時応援協定の活用
 - ・ 情報入手ツール（テレビの設置、スマートフォン充電器等）に係る配慮
- ⑥ 迂回路も含めた緊急輸送路の防災・減災対策を推進する。
- ⑦ 要配慮者の受入能力の向上を図る。
 - ・ 高齢者・乳幼児・要介護者などの受入施設をあらかじめ指定
- ⑨ 感染症対策を徹底する。
 - ・ 避難所レイアウトの検討
 - ・ 感染症対策に必要な物品（マスク・消毒液等）の備蓄
 - ・ 可能な限り新型コロナウイルス感染症の対応物品を持参して避難することの周知
 - ・ （再掲）親戚・知人宅など安全な場所への早めの分散避難の検討

別表2 令和元年東日本台風における気象情報・河川情報・住民避難情報

中通り（県北）8市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）

月日	時間	気象警報・土砂災害警戒情報発表状況・ 氾濫発生情報	災害対策本部 設置状況	河川情報状況 （●：国管理　□：県管理）		避難情報発令状況			
				氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報）	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当情報）	避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	避難勧告 （警戒レベル4）	避難指示（緊急） （警戒レベル4）	災害発生情報 （警戒レベル5）
10月11日	16:00		川俣町						
	6:00								
	9:05		本宮市						
	9:30		桑折町						
	11:00								
	12:00		福島市						
	13:00								
	14:00					本宮市（全域）			
	14:09	大雨警報（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、 国見町、川俣町、大玉村）	二本松市、大玉村			国見町（小坂地区ほか）			
	14:30					川俣町（全域）			
	14:37					大玉村（全域）			
	14:40					二本松市（全域）			
	15:00		福島県			福島市（全域（浸水想定・ 土砂災害警戒区域））			
	15:30	土砂災害警戒情報（二本松市、伊達市、桑折町、国見町、 川俣町）				桑折町（陸合地区ほか） 国見町（小坂地区ほか）			
	15:48	洪水警報（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、 国見町、川俣町、大玉村）				国見町（森江野地区ほか）			
	15:55					二本松市（岩代地域ほか）			
	16:00		伊達市			伊達市（全域）			
10月12日	16:30								
	17:30								
	17:49	土砂災害警戒情報（福島市、本宮市、大玉村）				福島市（全域（土砂災害警戒区 域））			
	18:00								
	18:35							福島市（中央ほか）	
	18:43					大玉村（土砂災害特別警戒区域 ほか）			
	19:15					福島市（荒川・大森川流域ほか）			
	19:40			●荒川（福島市）					
	19:50	大雨特別警報（二本松市）				福島市（水原川流域）			
	20:00					本宮市（阿武隈川流域）		福島市（飯坂ほか）	
	20:10			●阿武隈川（福島市）					
	20:25							福島市（濁川流域ほか）	
	20:30			□大森川（福島市）					
	21:00								
	21:15							福島市（茂庭ほか）	
	21:50					福島市（阿武隈川流域）			
10月13日	22:00	大雨特別警報（福島市、伊達市、本宮市、桑折町、国見 町、川俣町、大玉村）		●阿武隈川（二本松 市、伊達市）					
	22:10					福島市（松川流域）			
	22:15					福島市（松川流域）			
	22:30				●荒川（福島市）			本宮市（阿武隈川流域）	
	22:40			●阿武隈川（本宮市）				福島市（荒川・大森川流域ほか） 大玉村（土砂災害特別警戒区域 ほか）	
	22:45								
	23:00					国見町（森江野・大枝地区）		福島市（阿武隈川流域）	
	23:05					福島市（水原川流域）			
	23:10			●阿武隈川（福島市）		桑折町（伊達埼地区）			
	23:30						伊達市（阿武隈川流域）		
	0:10			●阿武隈川（伊達市、 本宮市）					
	0:11							国見町（森江野地区ほか）	
	0:50			●阿武隈川（二本松市）				本宮市（旧本宮町全域）	
	1:00							桑折町（伊達埼地区）	本宮市（旧本宮町全域）
	1:05	●阿武隈川上流氾濫発生情報（本宮市）							
	1:20								
	2:00								
	3:00								
	4:00	大雨特別警報解除→大雨警報へ（全域）							
	5:00								
	6:30	●阿武隈川上流氾濫発生情報（伊達市）							
	7:00		国見町						
	8:30								
	9:00								
	10:00								

中通り（県中・県南） 2 1 市町村（郡山市、白河市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）

月日	時間	気象警報・土砂災害警戒情報発表状況・ 氾濫発生情報	災害対策本部 設置状況	河川情報状況 （●：国管理 □：県管理）		避難情報発令状況			
				氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報）	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当情報）	避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	避難勧告 （警戒レベル4）	避難指示（緊急） （警戒レベル5）	災害発生情報 （警戒レベル5）
10月12日	6:00		棚倉町						
	9:00		矢吹町、鮫川村						
	12:00		三春町						
	13:00					郡山市（阿武隈川流域（旧市内ほか））			
	14:00		郡山市						
	14:09	大雨警報（郡山市、郡山市湖南、白河市、須賀川市、田村市、天栄村、天栄村湯本、西郷村、棚倉町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）	鏡石町、天栄村、塙町			天栄村（土砂災害警戒区域）			
	14:30					平田村（全域）			
	15:00		福島県、平田村			白河市（全域） 鏡石町（成田地区ほか）	郡山市（阿武隈川流域（旧市内ほか））		
	15:13					田村市（全域）			
	15:16	大雨警報（鏡石町、泉崎村、中島村、矢吹町、矢祭町） 洪水警報（郡山市湖南、天栄村湯本）	中島村						
	15:20					矢吹町（全域）			
	15:30	土砂災害警戒情報（郡山市、白河市、須賀川市、田村市、天栄村、西郷村、棚倉町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）	古殿町				天栄村（土砂災害警戒区域）		
	15:48	洪水警報（郡山市、白河市、須賀川市、田村市、天栄村、西郷村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）							
	15:50 ~		泉崎村				西郷村（羽太字早吹沢地区ほか） 古殿町（論田区ほか）		
	16:08								
	16:15					泉崎村（全域）			
	16:24								
	16:30 ~		西郷村				泉崎村（太田川字岩崎地区ほか） 須賀川市（長沼地区ほか） 棚倉町（山岡地区）	郡山市（阿武隈川流域（旧市内ほか））	
	16:53	洪水警報（鏡石町、泉崎村、中島村）							
	17:00 ~		須賀川市、浅川町				須賀川市（阿武隈川・釈迦堂川流域ほか） 塙町（田代区ほか） 平田村（全域）		
	17:30								
	17:49	土砂災害警戒情報（郡山市湖南、天栄村湯本、泉崎村）							
	17:50								
	18:00		田村市	□社川（白河市）			郡山市（土砂災害警戒区域ほか） 西郷村（長坂地区） 矢吹町（陣ヶ岡地区ほか） 塙町（川上四区ほか）		
	18:10					玉川村（蕨生地区区ほか）			
	18:20			□大滝根川（田村市）	□社川（白河市）				
	18:36								
	19:00		白河市、石川町						
	19:07	土砂災害警戒情報（鏡石町、中島村）							
	19:10			□右支夏井川（小野町）					
	19:15 ~		玉川村				玉川村（蕨生地区ほか）	須賀川市（阿武隈川・釈迦堂川流域ほか）	
	19:20			□阿武隈川（鏡石町、矢吹町、玉川村）					
	19:28	土砂災害警戒情報（矢吹町）							
	19:30		小野町	□社川（棚倉町、浅川町） □久慈川（矢祭町、塙町） □今出川（石川町）			矢吹町（館沢地区ほか） 棚倉町（高野地区ほか） 小野町（全域）	田村市（大滝根川沿いほか）	
	19:40			□阿武隈川（西郷村）	□久慈川（矢祭町、塙町）				
	19:50	大雨特別警報（郡山市、白河市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）			□社川（棚倉町、浅川町） □右支夏井川（小野町）		石川町（石川地区今出川流域ほか）	平田村（全域）	
	20:00						鏡石町（成田地区ほか） 塙町（川上（一区～三区））	天栄村（土砂災害警戒区域）	

中通り（県中・県南）
 2
 1
 市町村（郡山市、白河市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）

月日	時間	気象警報・土砂災害警戒情報発表状況・ 氾濫発生情報	災害対策本部 設置状況	河川情報状況 （●：国管理 □：県管理）		避難情報発令状況				
				氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報）	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当情報）	避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	避難勧告 （警戒レベル4）	避難指示（緊急） （警戒レベル4）	災害発生情報 （警戒レベル5）	
10月12日	20:05						西郷村（真名子地区）			
	20:10			●阿武隈川（郡山市、須賀川市）	□大滝根川（田村市）		棚倉町（逆川地区ほか） 石川町（母畑地区北須川流域ほか）			
	20:15～		矢祭町				白河市（全域） 矢祭町（東館地区ほか） 塙町（台宿下川原地内ほか）	塙町（川上区ほか） 玉川村（全域）		古殿町（全域）
	20:30			□蓬瀬川（郡山市）						
	20:40			□阿武隈川（泉崎村、中島村）	□阿武隈川（鏡石町、矢吹町、玉川村）					
	20:45～						中島村（松崎地区の一部）			塙町（塙一区ほか）
	21:00～						棚倉町（祖父岡地区ほか） 石川町（杜川流域ほか）	石川町（石川地区今出川流域ほか）		
	21:10									
	21:20									
	21:20				□蓬瀬川（郡山市） □阿武隈川（泉崎村、中島村、石川町）					
	21:30～						中島村（松崎地区）	郡山市（蓬瀬川流域（下流ほか））		
	21:46						中島村（代畑地区）			
	22:00	大雨特別警報（郡山市湖南、天栄村湯本、矢吹町）			●阿武隈川（須賀川市） ●釈迦堂川（須賀川市）			須賀川市（大東地区ほか） 矢吹町（館沢地区ほか）		
	22:10～				□阿武隈川（西郷村）		浅川町（全域）	郡山市（阿武隈川流域（旧市内ほか））		
10月13日	22:20	土砂災害警戒情報（矢祭町）								
	22:40				●阿武隈川（郡山市）			鏡石町（成田地区ほか） 郡山市（蓬瀬川流域（郡山駅付近））		
	22:46									
	22:56							郡山市（阿武隈川流域（内水））		
	23:20							石川町（杜川流域）	須賀川市（江持地区ほか）	
	23:45～									
	0:10	●阿武隈川上流氾濫発生情報（須賀川市江持）						郡山市（阿武隈川流域（垂直避難等））		
	0:43									
	0:50	●阿武隈川上流氾濫発生情報（郡山市阿久津橋）						須賀川市（岩瀬地区） 郡山市（阿武隈川流域ほか）		
	1:08									
	1:40	●阿武隈川上流氾濫発生情報（郡山市石測町）								
	1:50									鏡石町（成田地区ほか）
	4:00	大雨特別警報解除→大雨警報へ（全域）								
	7:35									郡山市（阿武隈川流域）
8:07									郡山市（阿武隈川流域）	
8:34										
10:20	●阿武隈川上流氾濫発生情報（須賀川市和田）						郡山市（舞木町ほか）		須賀川市（和田地区）	
10:23									郡山市（蓬瀬川下流域ほか）	
13:20	●阿武隈川上流氾濫発生情報（郡山市田村町）									

月日	時間	気象警報・土砂災害警戒情報発表状況・ 氾濫発生情報	災害対策本部 設置状況	河川情報状況 （●：国管理 □：県管理）		避難情報発令状況					
				氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報）	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当情報）	避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	避難勧告 （警戒レベル4）	避難指示（緊急） （警戒レベル4）	災害発生情報 （警戒レベル5）		
10月12日	10:00					いわき市（全域）					
	12:50					広野町（全域）					
	13:00		相馬市、浪江町、 新地町、飯館村				浪江町（全域）				
	13:30					相馬市（全域） 葛尾村（全域）					
	13:45					楢葉町（全域）					
	14:00		南相馬市								
	大雨警報（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉 町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村） 洪水警報（南相馬市）										
	14:09										
	14:30					南相馬市（全域）	新地町（第7行政区ほか）				
	15:00		福島県								
	15:05	土砂災害警戒情報（相馬市、南相馬市、飯館村）									
	15:10						いわき市（土砂災害 全域）				
	大雨警報（富岡町、双葉町） 洪水警報（いわき市、相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、 浪江町）										
	15:16										
	15:20										
	土砂災害警戒情報（いわき市、広野町、楢葉町、川内村、 大熊町、浪江町、葛尾村）					川内村（全域）	いわき市（新川沿線地区ほか） 南相馬市（全域） 富岡町（全域）				
	15:30										
	15:48	洪水警報（広野町、楢葉町、川内村、葛尾村、飯館村）									
	15:50		広野町								
	16:00						広野町（全域）				
	16:15		葛尾村								
	16:20						いわき市（仁井田川沿線地区 ほか）				
	16:30		川内村								
	16:40						葛尾村（全域）				
	16:53	洪水警報（新地町）									
	16:57	土砂災害警戒情報（富岡町、双葉町、新地町）									
17:15		双葉町									
17:20											
18:00			□好間川（いわき市）	□好間川（いわき市）		楢葉町（全域）					
18:10						相馬市（中村地区ほか）					
18:20			□高瀬川（浪江町）								
18:30						川内村（全域）					
18:50				□新田川（南相馬市） □高瀬川（浪江町） □宇多川（相馬市）			南相馬市（新田川流域）				
19:00											
19:10		いわき市					いわき市（新川：平地区）				
19:15							相馬市（中村地区ほか）				
19:30							いわき市（好間川：好間地区）				
19:40			□夏井川（いわき市）			いわき市（藤原川：常磐地区）	南相馬市（小高川流域）				
大雨特別警報（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢 葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾 村、新地町、飯館村）		楢葉町					いわき市（大久川：大久地区）				
19:50											
20:00							いわき市（宮川沿線地区ほか）				
20:10						新地町（全域）					
20:30							いわき市（夏井川沿線地区ほか）				
20:50							いわき市（仁井田川：平地区）				
21:00				□夏井川（いわき市）							
21:10	□宇田川氾濫発生情報（相馬市）										
21:30							いわき市（仁井田川：四倉地区）				
21:40							いわき市（夏井川：平地区）				
21:50							いわき市（仁井田川：四倉地区）				
22:00							いわき市（土砂災害 全域 ほか）				
22:30	□新田川氾濫発生情報（南相馬市）						いわき市（蛭田川：勿来地区）				
22:40							南相馬市（真野川流域）				
22:50							いわき市（釜戸川：小名浜地区）				
23:20									いわき市（新川：内郷内町蛭 内地内ほか、夏井川：小川町 高萩地内）		
23:40									いわき市（新川：平字作町3 丁目）		
0:00									いわき市（新川：小名浜地区）		
0:30									いわき市（夏井川：好間町川 町自在町）		
0:40	□夏井川氾濫発生情報（いわき市）								いわき市（夏井川：好間町川 中子落合地内）		
4:00	大雨特別警報解除→大雨警報へ（全域）										
7:00						楢葉町（全域）					

10月13日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会津 17市町村（会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町）

月日	時間	気象警報・土砂災害警戒情報発表状況・ 氾濫発生情報	災害対策本部 設置状況	河川情報状況 （●：国管理 □：県管理）		避難情報発令状況			
				氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報）	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当情報）	避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	避難勧告 （警戒レベル4）	避難指示（緊急） （警戒レベル4）	災害発生情報 （警戒レベル5）
	13:45					檜枝岐村（全域）			
	14:09	大雨警報（会津若松市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、猪苗代町、柳津町、三島町、昭和村、会津美里町）							
	14:30	洪水警報（檜枝岐村、南会津町）							
	15:00		福島県、柳津町			只見町（全域）			
	15:16	大雨警報（喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、会津坂下町） 洪水警報（会津若松市、下郷町、只見町、昭和村、会津美里町）							
	15:40					柳津町（全域）			
	15:48	洪水警報（猪苗代町、柳津町）							
	15:50								
	16:00		会津若松市						
	16:15						会津若松市（湯川沿いほか）		
	16:30					南会津町（全域）			
	16:52		下郷町						
	16:53	大雨警報（金山町） 洪水警報（喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、会津坂下町、湯川村、三島町、金山町）							
	16:57	土砂災害警戒情報（檜枝岐村、南会津町）							
	17:15							檜枝岐村（全域）	
	17:45		猪苗代町						
	17:49	土砂災害警戒情報（会津若松市、下郷町、只見町、北塩原村、猪苗代町、柳津町、三島町、昭和村、会津美里町）					下郷町（全域）		
	17:50						昭和村（大芦地区）		
	18:00						猪苗代町（上戸地区ほか）		
	18:30						柳津町（支所地区ほか）		
	18:45		昭和村						
	19:05		檜枝岐村						
	19:20			□伊南川（南会津町、 只見町）					
	19:40						南会津町（舘岩地区ほか）	下郷町（全域）	
	19:50	大雨特別警報（檜枝岐村、只見町、南会津町）					只見町（全域）		
	20:00		磐梯町						
	20:30		只見町					只見町（上福井地内ほか）	
	20:45						南会津町（浜野地区）		
	20:50						猪苗代町（幸野地区ほか）	只見町（沖下地内）	
	21:05							只見町（沼田原地内）	
	21:15						昭和村（大岐地区）		
	21:20					金山町（橋立地区ほか）			
	21:45					金山町（西谷地区ほか）			
	22:00	大雨特別警報（会津若松市、下郷町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町）	会津美里町				柳津町（本庁地区）		
	22:10		三島町						
	22:20	土砂災害警戒情報（磐梯町）							
	22:30								
	22:40							只見町（田中地内ほか）	
	22:45			●阿賀川（会津美里町）			三島町（滝谷地区ほか）	柳津町（全域）	
	23:00						猪苗代町（高森地区）	会津美里町（全域）	
	23:15			□長瀬川（猪苗代町）					
	23:27	土砂災害警戒情報（喜多方市、西会津町、会津坂下町）							
	23:30								
	23:50						西会津町（程窪地区ほか）		
10月13日	0:00								
	0:30								
	1:00		●阿賀川（会津坂下町）						
	2:30			●阿賀川（喜多方市）					
	3:00								
	4:00	大雨特別警報解除→大雨警報へ（全域）							
	7:00		南会津町						

3-2 住民避難行動調査より

【住民避難行動調査】令和元年東日本台風の被害が大きい 13 市町の被災世帯を対象として、日頃からの防災の備えや当日の避難行動に係るアンケート調査を実施したもの。

住民避難行動調査より
① 避難情報の入手について
<調査結果> ○ 令和元年東日本台風に伴い発表された何かしらの気象警報を見聞きした人は 91.3%である。また、何かしらの避難情報を見聞きした人は 80.5%を占めており、大半の人は気象警報や避難情報を入手していたと考えられる。 ○ 情報の取得源を年代別にみると、若年層では「スマートフォンアプリ」や「市町村が発信するエリアメール」、「インターネット」、「SNS」などから入手した人が多く、高齢層では「ラジオ」や「消防団・自主防災組織・民生委員」などの旧来型の情報源から避難情報を入手している人が一定数いるなど、年代によって入手手段に差はあるものの、大半の人は「テレビ」や「エリアメール」を中心に様々な情報源から避難情報を入手していた。
<今後取り組むべき対策> ○ テレビのデータ放送を最大限に活用して避難情報を伝達する。 ・ 高齢者を始め、幅広い年代に向けた周知が可能であることから、データ放送の使い方について平時から啓発する。 ○ デジタルからアナログまで多様な情報発信手段を確保する。 ・ エリアメールやSNSによるリアルタイムの情報に加え、消防団や自主防災組織、民生委員等による呼びかけの活用を図る（ただし、呼びかける側の安全が確保できる早期の取組が必要）。

住民避難行動調査より
② 避難行動について
<調査結果> ○ 避難した理由をみると、「避難勧告」や「避難指示（緊急）」といった「避難情報」をきっかけにした方は少なく、「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」「河川の水位が上がっているのを見たから」等の「<u>雨</u>」や「<u>水</u>」の状況から身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多い。また、避難開始時間をみると、3割半ばの方は12日の20時から13日1時までの時間帯に避難しており、<u>切迫した状況で避難した方が多い</u>ことがうかがえる。 ○ 自宅が被災する前に避難した方は約6割であり、<u>4割の方は避難行動をとっていない</u>。年齢が低いほど自宅外への避難（水平避難）をした割合が高い傾向がある。
<今後取り組むべき対策> ○ 避難情報に関する周知をあらためて徹底するとともに、避難情報を早期に発令して早めの避難を促す。 ・ 「避難勧告」で必ず避難するなど警戒レベル情報の周知（高齢者等は「避難準備・高齢者等避難開始」で避難）等 ・ いざという時に身を守る垂直避難のリスクと効果の両面の周知 ・ 「空振り」を恐れず、住民の安全確保を最優先とした避難情報の早期発令 ○ より危機感や切迫性をもたせる避難情報の発令を図る。 ・ 分かりやすい河川情報や降雨の情報を交えた発信、首長自らの呼びかけ 等

住民避難行動調査より
③ 水害リスクの認知と避難計画について
＜調査結果＞ ○ 居住地域に水害が起きる可能性が高いと考えていた人やハザードマップを認識・理解していた人は水平避難を行った割合が高くなる傾向がある。 ○ 事前に、風水害の大まかな避難場所を考えていた人の約 6 割、具体的な避難計画を立てていた人の約 8 割が水平避難をしていることから、<u>より具体的な計画</u>を考えていた人ほど早めの水平避難をした傾向がある。
＜今後取り組むべき対策＞ ○ 避難情報に関する周知をあらためて徹底するとともに、避難情報を早期に発令して早めの避難を促す。 ・ 「避難勧告」で必ず避難するなど警戒レベル情報の周知（高齢者等は「避難準備・高齢者等避難開始」で避難） 等 ・ いざという時に身を守る垂直避難のリスクと効果の両面の周知 ・ 「空振り」を恐れず、住民の安全確保を最優先とした避難情報の早期発令 ○ 住民が地域の水害リスクを把握して事前に避難計画を立てることが的確な避難行動につながる。 ・ 住民に対する水害や土砂災害のハザードマップの周知 ・ 住民自らがあらかじめ避難計画（水害リスクの把握・避難場所の選定・避難のタイミング）を立てておく取組（マイ避難）の推進

3-3 人的被害状況の分析

(1) 人的被害

区分	人数
死者（直接死）	32 人
死者（災害関連死）	6 人
行方不明者	0 人
重傷者	1 人
軽傷者	58 人

※ 令和2年6月9日時点



直接死の市町村別内訳	
市町村	死者数
郡山市	6 人
いわき市	8 人
白河市	2 人
須賀川市	2 人
相馬市	2 人
二本松市	2 人
南相馬市	1 人
本宮市	7 人
川内村	1 人
飯舘村	1 人
合計	32 人

(2) 亡くなった方の分析

- 32 人中 21 人（65.6%）が 65 歳以上
 - ・ うち 15 人（71.4%）が浸水により 自宅で被災 と推定
 - ・ その 15 人全員の死亡場所は 1 階（1 階建て 8 人、2 階建て 7 人）
- 32 人中 11 人（34.4%）が 外出中に被災
 - ・ うち 9 人（28.1%）が自動車
- 32 人中 6 人（18.8%）が 仕事中に被災

(3) 亡くなった方の分類と対策

<分類>

- 避難しなかった（避難できなかった）ため自宅で亡くなった
- 避難中に屋外で亡くなった
- 外出中に屋外で亡くなった
- 工作中（又は仕事から帰宅中）に亡くなった



- ハザードマップで自宅や周辺の安全な場所を確認しておく。
- 早め早めに安全な場所に避難をする。
- 自宅にいて身に危険が迫った場合は、垂直避難（自宅の上階等への避難）により身を守る
- 大雨や暴風で屋外の移動が危険な状況では外出しない。
- 職場やいつも使う道路のハザードマップも確認しておく。

3－4 避難情報や避難行動に係る委員の意見

<第2回（R2.2.29）>

- 今回の台風では夜間に雨のピークがあり、人の生命に関わる事態としては最悪の時間帯。その対応には早めの避難が必要。今回の被災を踏まえ、気象情報と水位情報を組み合わせた分析により流域毎の増水の仕方を整理しておいて、早めの避難につなげるべきでは。（中林委員）
- 自治体は、「避難準備・高齢者等避難開始」情報を発令するということは、イコール「避難所を開設して、かつ、そこである程度長丁場の避難を受け入れること」をきちんと受け止めて、受け入れ体制を含めた準備をしておかなければならない。（中林委員）
- 市町村の避難情報の出し方を見ると、大量の指示を発令しているところがあり、エリアメールが頻繁に来ているうちに、自分のところの避難情報がどうなっているのか分かりにくくなる。（長林委員）
- 10月12日の22:00に2回目の大雨特別警報が発令された際は全県で1万人の避難者であったのが、翌朝の5:00には2万人を超えた避難者となっており、まさに夜中の大雨の最中に避難した人が多かったことはとても危険な状況だった。そのような状況では垂直避難や近場の高い場所への避難が必要なのではないか。（長林委員）
- 避難指示等のあった地域の住民が皆避難したら、避難場所は足りなくなる。ハザードマップで自分の家が浸水することが分かったら、発災時には親戚、知人、勤め先の会社など、ハザードマップの白地地域（安全な地域）に避難するというのがマイ避難プラン。そうした取組を県でモデル的に進めてはどうか。（中林委員）
- 沖縄では大きな台風が頻繁に通るが、死者や家屋に被害が出ることはめったにない。それは、台風が発生したら必ず沖縄にくるものと住民が考えていて、災害に人が備えておけば被害は生じないという災害文化があるからと聞いている。災害文化は頻繁に災害が起きないと成立しないが、発災前の備えを行政的に推進していくことはやはり必要。（阿部委員）
- 場所によっては、ハザードマップが白地の隣町へ避難する方が早い状況もあるので、市町村の相互連携を検討してみることも大事。（中林委員）

<第3回（R2.5.15・書面開催）>

- 災害時に対応できる支援者を増やす取組は必須であるが、自主防災組織や民生委員の高齢化が進行しており、要配慮者が複数の場合には対応できない現実がある。福祉専門等の民間事業者等の支援を要請する必要があり、予算を持つ事業とする必要がある。（長林委員）

- 避難行動要支援者への支援については、他自治体の優良事例（長野県のマイタイムライン等）を学び、適用可能性を検討するべき。（田村委員）
- 今後の課題ということになるが、コロナ問題によって、本来は避難すべき状況にある人が、避難しなくなるような問題が起こらないようにしなければならない。そのためには、避難場所・避難所が沢山の人で一杯にならないようにすることや避難場所・避難所における感染症対策の充実と、そのことの周知が重要になってくると思われる。（佐々木委員長）
- 避難行動要支援者が在宅避難になる可能性が高い。その人達への支援（在宅避難者支援）のあり方を考えておくことが、関連死を防ぐ上でも大切なこととなる。（中林委員）

<第4回(R2.5.31)>

- 文字や言葉では切迫感は伝わらない。雨量や河川の水位、雲情報など、气象台と連携して「見える化」して情報を出すことが切迫感を伝えることに繋がる。（中林委員）
- 逃げ遅れではなく余裕をもった避難を促すため、まず、「早めの避難行動を促す避難情報の発令」ということを中間報告に盛り込むべき。「空振りを恐れず」ではなく、「空振りは成功」ということを市町村長に呼びかけてほしい。（中林委員）
- 避難行動要支援者への対策では、福祉と防災の連携は不可欠。特に福祉については、ケアマネージャーなどを含めて民間の事業者・施設との連携が極めて大事。（中林委員）
- 住民避難行動調査について、「ハザードマップ」「避難計画」「河川」の認識により、災害リテラシーといわれているものが構築されていたのか知りたい。（田村委員）
- 情報を入手したり、連絡手段を確保したりするために、避難所の備品として、テレビとスマートフォンの充電器は必携品になっている。（中林委員）
- 早めの避難を前提条件として、高齢者など徒歩の避難が難しい人にとっては自動車を活用しての避難もありかと思う。（中林委員）
- 単身者などは勤め先に留まることが安全な場合もある。そういったことも含めた「事業所避難対策指針」をつくることを事業者へ呼びかけてみても良いのではないかと。（中林委員）

<第5回(R2.8.3)>

- 中間報告には市町村や県の取り組むべき「公助」、県民や事業者へ周知すべき「自助」の話が記載されているが、地域にお願いすべき「共助」の観点が抜けている。地域においてみんなでみんなを助ける「共助」について記載してお

く必要がある。(中林委員)

- 避難情報に伴い緊急避難する行き先は命を守るための「避難場所」であり、被災後に被災者が生活をするための「避難所」と分けて整理する必要がある。
(中林委員)

3-5 迅速で的確な避難行動に向けた取組(水害から命を守るために)

前述の調査結果及び検証委員会の意見を踏まえた「住民が水害から命を守り、迅速で的確な避難行動を行うための取組」について、「自助」「共助」「公助」の分類により以下に記載する。

(1) 県民にお願いすべきこと <自助>

- 「自宅等の水害の危険性」や「避難する場所」の確認
 - ・ 自宅や職場の自然災害の危険性について、市町村が作成した水害や土砂災害のハザードマップ等で確認すること。
 - ・ 市町村のハザードマップ等で指定避難場所・避難所を確認すること。
 - ・ ハザードマップ等により安全な場所と確認できる親戚や知人等の家がある場合は、災害の際に避難を受け入れてもらえるか相談しておくこと。
- 具体的な「自分の避難計画」の作成
 - ・ 避難する場所や避難の際に家から持ち出す物、避難先までの経路などを検討して具体的な避難計画を作成しておくこと。
 - ・ 作成した避難計画を家族で話し合っ共有し、同居する高齢者の方などにあらかじめ避難することの理解を得ておくこと。
- 「避難情報の入手方法」の確認
 - ・ 市町村が多様な手段（テレビや携帯電話のエリアメール、防災行政無線など）で発信していること。
 - ・ テレビのデータ放送で簡単かつ速やかに避難情報や避難所の情報を入手できること。リモコンのデータ放送の操作方法を確認しておくこと。
- 「避難情報」や「身を守る行動」の理解
 - ・ 市町村から「避難勧告」が発令されたら必ず避難（高齢者等は「避難準備・高齢者等避難開始」で避難）することなど。
 - ・ 水平避難をしていない時に、市町村から「災害発生情報」が出された場合（警戒レベル5）及び「大雨特別警報」や「氾濫発生情報」が発表された場合（警戒レベル5相当情報）は、垂直避難（自宅の上階等への避難）など、身の安全を守る行動をとるべきこと。
 - ・ 避難した後に雨が止んだ場合でも、洪水警報が継続している場合は、危険な洪水災害が発生する可能性があるため、警報が解除されるまでは避難先から自宅へ戻ったり、自宅の上階から1階へ降りたりしないこと。
 - ・ 水害発生時は不要不急の外出や移動は避けること。

(2) 事業者にお願ひすべきこと <自助>

- 水害に対する従業員の安全の確保等
 - ・ 台風のように事前に被害がある程度予想できる場合には、勤務時間の短縮やテレワークの導入などにより、災害発生前に従業員が安全な避難場所等に移動できるよう配慮すること。
 - ・ 水害が発生しているときに従業員を屋外で移動させることは命を失う危険を伴うことから、従業員の業務中止や職場での避難（危険の中帰宅させない、出先での安全な避難）について、配慮すること。

(3) 地域にお願ひすべきこと <共助>

- 避難行動に係る地域ぐるみの取組
 - ・ 指定避難場所や指定避難所に行くための避難経路の安全性や危険性について地域で確認し、最適な経路を検討すること。
 - ・ 地域の集会所など、行政が指定する避難施設以外に活用できる施設があるかどうかを地域で探し、活用を検討すること。
 - ・ 避難行動要支援者の支援体制について、地域で検討すること。

(4) 市町村にお願ひすべきこと <公助>

- 自らの命を自ら守るための防災に関する周知
 - ・ 警戒レベル情報の意味やあらかじめ平時から避難行動を考えていただく取組など、自らの命を自ら守るための防災に関する周知に取り組むこと。
 - ・ 水害や土砂災害のハザードマップの内容について、住民へ積極的に周知すること。
- 避難情報の早期発令
 - ・ 住民が早期に避難行動をとれるよう、気象や河川の状況を踏まえ、「空振り」をおそれず避難情報を早期に発令すること。
- 避難情報の確実かつ効果的な伝達
 - ・ 避難情報は、テレビやエリアメールに加え、コミュニティFMや直接の呼びかけなど多様なツールを活用して情報を確実に伝達すること。
 - ・ 「雨」や「水位」の情報も交えるなど、住民の避難行動を促進するための呼びかけを行うこと。
- 避難行動要支援者への積極的な支援
 - ・ 行政（防災担当と保健福祉担当）、消防団、地域、社会福祉協議会等、福祉事業者等が協働して避難行動要支援者の支援を行うこと。

- ・ 条例制定により名簿共有の本人同意要件を撤廃して関係機関により共有するなど、名簿活用の有効性を高めること。
- ・ 行政、地域、福祉事業者が協働して避難シナリオを含む個別計画の作成に取り組むこと。
- 避難場所や避難所の早期開設
 - ・ 「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」の発令等に合わせ、自主防災組織や町内会などと連携し、できる限り多数の施設を避難場所として早期に開設すること。
 - ・ 高齢者や乳幼児、障がい者など受入する避難所やペット同行者を受け入れできる避難所の開設を検討すること。
- 新型コロナウイルス感染症への対策徹底
 - ・ 開設できる避難場所を出来るだけ多く確保するとともに、安全な親戚・知人宅への避難など、避難の分散化を図る呼びかけを行うこと。
 - ・ 民間のホテル・旅館等について避難所としての活用を図ること。
 - ・ 避難所レイアウトや避難所内の動線を整理すること。
 - ・ 感染症を防ぐための物品（マスク・消毒薬など）を備蓄し、平時から適正な使い方を理解しておくこと。

（５）県が取り組むべきこと ＜公助＞

- 気象情報や避難情報の発信強化
 - ・ 防災専門ツイッターやインターネット等を活用した防災情報の発信を行う。
- 自らの命を自ら守るための防災に関する周知
 - ・ 警戒レベル情報の意味やあらかじめ平時から避難行動を考えていただく取組など、自らの命を自ら守るための防災に関する周知に取り組む。
 - ・ 国（内閣府・消防庁）が令和２年度の出水期前に展開する「避難の理解力向上キャンペーン」に併せた普及啓発を実施する。
- 自主防災組織の人材育成や活動活性化に向けた取組
- 市町村に対する支援
 - ・ 避難情報の的確な発令や住民への伝達、避難行動要支援者支援の取組などについて、市町村への個別訪問等を通して支援する。
 - ・ 避難所運営に係る人的支援を行う。
 - ・ 物品購入・民間のホテル・旅館活用に係る費用補助など、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を行う。
- 本検証事業の結果を踏まえ、県の災害対応能力の強化を図る。

第4章 県災害対策本部の活動に係る検証

4-1 県災害対策本部の活動概要

(1) 県災害対策本部組織

別表3「福島県災害対策本部組織編成表」(P44) のとおり

(2) 配備等の状況

○：県の体制 ◇：気象警報等

<10月11日(金)>

11:30 危機管理室員会議(庁内会議)

- ・ 福島地方気象台の予報官による気象情報の提供
- ・ 各部局の対応を確認

13:30 庁内防災連絡員会議・市町村防災担当者会議(テレビ会議)

- ・ 福島地方気象台の予報官による気象情報の提供
- ・ 大雨等の水害への対応等の確認

<10月12日(土)>

○ 09:00 事前配備(危機管理部)

◇ 14:09 大雨・洪水警報発表 → 段階的に県内全域に拡大

○ 14:09 警戒配備体制(2班)

危機管理部職員20名が情報収集

○ 15:00 県災害対策本部設置

危機管理部職員20名体制を継続

◇ 15:05 土砂災害警戒情報発表 → 段階的に県内全域に拡大

◇ 19:50 大雨特別警報発表(36市町村)

◇ 22:00 大雨特別警報発表(14市町村)

<10月13日(日)>

◇ 4:00 大雨特別警報解除(大雨警報へ切り替え)

○ 8:30 災害対策本部事務局各班の指定職員が参集(班体制運用開始)

※ 以降、災害対策本部事務局指定職員に応援職員等を加え、最大222名が対応

<令和2年3月24日(火)>

○ 9:00 県災害対策本部解散

(3) 災害対策本部員会議開催状況

<10月13日(日)>

10:00 第1回会議(県警へリ映像確認、知事の人命救助の指示など)

16 : 00 第 2 回会議（救助状況の確認など）

<10 月 14 日（月・祝）>

11 : 00 第 3 回会議（救助状況の確認、給水支援の確認など）

19 : 00 第 4 回会議（救助状況の確認、政府の動きなど）

<10 月 15 日（火）>

16 : 00 第 5 回会議（国交省支援、プッシュ型支援、自衛隊の活動など）

<10 月 16 日（水）～10 月 31 日（木）>

1 日 1 回の開催 第 6 回会議～第 22 回会議

<11 月 3 日（日）～11 月 22 日（金）>

週 2 ～ 3 回の開催 第 23 回～第 29 回

<11 月 29 日（金）～12 月 27 日（金）>

週 1 回の開催 第 30 回～第 34 回

<(R2) 1 月 10 日（金）～ 3 月 12 日（木）>

適宜書面開催 第 35 回～第 41 回（最終）

（４）県災害対策本部の主な活動（活動内容と対応開始日時）

① 初動対応（発災直前～大雨特別警報解除）

- ・ 県防災事務連絡システムによる被害情報収集（10/12 14 時 9 分～）
- ・ 県災害対策本部体制の移行（10/12 15 時）
- ・ 物資要望対応（10/12 18 時頃から）
- ・ 県リエゾンを市町村へ派遣するための調整（10/12 18 時頃～）
- ・ 災害救助法適用に関する調整（10/12 21 時頃～）
- ・ 自衛隊災害派遣要請に係る調整（10/12 23 時頃～）
- ・ 救助に係る調整（10/12 夜間～）
- ・ ヘリコプター運用に関する調整（10/13 0 時頃～）

② 応急期（大雨特別警報解除後～発災 3 日目）

- ・ DMA T 調整本部設置（10/13 8 時）
- ・ 災害対策本部各班運用（10/13 8 時 30 分～）
- ・ 給水支援対応（10/13 午前中～）
- ・ 避難所支援（10/13 午前中～）
- ・ 高齢者施設等支援（10/13 午前中～）
- ・ 災害派遣等従事車両及びボランティア車両に係る高速道路無料化の対応（10/13 午後～）

※ 初動対応から応急期にかけての時系列の活動の詳細は、別表 4「県災害対策本部の活動状況と収集した情報」（P45～46）のとおり。

③ 被災者生活再建支援(10/18～)

- ・ ホテル・旅館への二次避難
10/18 検討開始
10/25 要配慮者受入開始、10/28 要配慮者以外受入開始
- ・ 住家被害認定調査に係る市町村支援 (10/19～)
10/19 罹災証明書交付支援チーム設置
- ・ 住宅の応急修理に係る市町村支援 (10/23～)
10/23 住宅応急修理チーム設置
- ・ 賃貸型応急仮設住宅に係る市町村支援 (10/23～)
10/23 借上げ住宅チーム設置
- ・ 被災者生活再建支援に係る市町村支援 (10/18～)
10/18 災害救助法チームを設置
10/29 被災者生活再建支援法適用
- ・ 災害援護資金に係る支援
- ・ 被災者生活再建特別給付金の交付

(5) 県職員の市町村派遣

○ 地方災害対策本部リエゾン (10/12～)

- ・ 10月12日に4市町へリエゾンを派遣
- ・ 10月13日(日)8:30から県内全市町村へ派遣(最長12/27日まで)
- ・ 市町村と県の連絡調整、自衛隊災害派遣要請に係る調整を実施

○ 管理職リエゾン (10/17～)

- ・ 10月17日から12月2日まで最大13市町村へ派遣(延べ347人・日)
- ・ 首長等の要望対応などを担う

○ 避難所運営支援 (10/16～)

- ・ 10月16日から12月27日まで2名1組で派遣(延べ1,256人・日)
- ・ 5市(郡山市、いわき市、相馬市、伊達市、本宮市)に派遣
- ・ 原則2泊3日のローテーションで避難所運営補助、配膳補助などに従事

○ 罹災証明書交付支援 (10/22～)

- ・ 10月22日から12月26日まで7市町へ派遣(延べ1,721人・日)

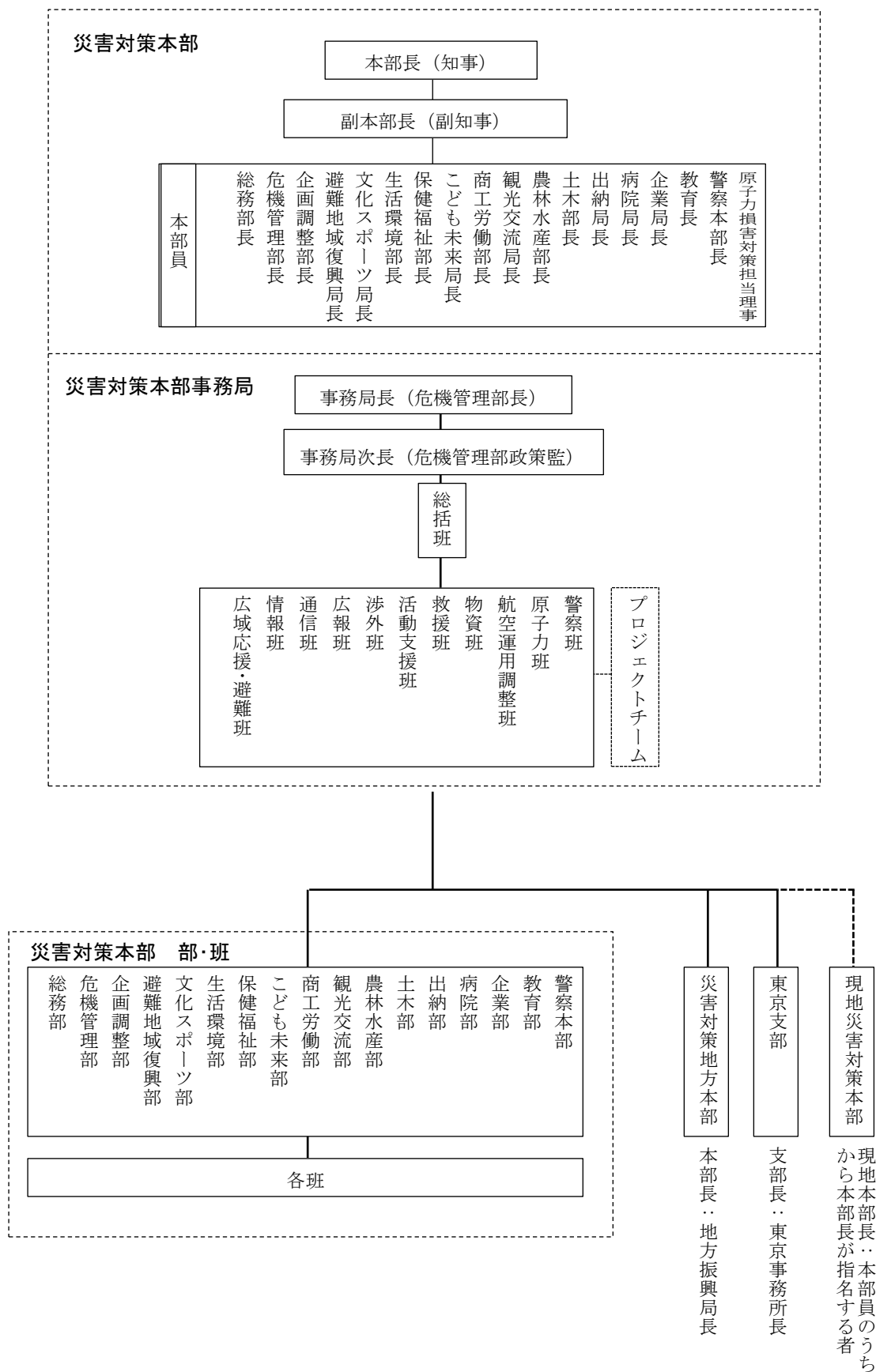
(6) 物資の支援

- 県備蓄物資の提供 (10/12～)
県備蓄倉庫の保管物資 (飲料水・毛布・パーティションなど) を提供
- 国のプッシュ型支援の対応 (10/15～)
自治体からの要請を待たずに政府が支援物資を届けるスキームにより、飲料水、食料、段ボールベッドなどを提供
- 災害時応援協定締結先からの調達 (10/13～)
市町村から要望のあった物資を民間企業等から調達して搬送

(7) 主な応援

- 自衛隊災害派遣要請 (10/12～)
第 44 普通科連隊 (10/12 23:15 要請)、第 6 特科連隊 (10/13 2:00 要請)
- 緊急消防援助隊応援要請 (10/13 6:45 消防庁へ応援要請)
青森県、埼玉県、千葉県消防局、東京消防庁 ※ 全て航空隊
- 北海道・東北 8 道県相互応援 (10/14～)
新潟県
- 総括支援チーム・対口支援団体 (総務省スキーム) (10/14～)
新潟県 (北海道・東北 8 道県相互応援から切替)、新潟市、大阪市、広島市、神戸市、京都府、香川県、愛媛県、高知県、堺市

別表3 「福島県災害対策本部組織編成表」



別表 4

県災害対策本部の活動状況と収集した情報（気象情報・被害情報・関係機関の活動）その1

	◆発災前		◆発災後		◆発災後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	発災直前		初動対応		初動対応																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
月日 time	10月12日（土）				14:09				15:00				16:00				17:00				18:00				19:00				19:50				20:00				21:00				22:00				23:00				0:00				1:00				2:00				4:00				5:00				6:00				7:00				8:00				9:00				10:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
主な気象情報	○暴風・波浪警報				○大雨・洪水警報（段階的に拡大） ○土砂災害警戒情報（段階的に拡大）																												○大雨特別警報（36） ○宇多川氾濫発生情報（相馬市） ○新田川氾濫発生情報				○大雨特別警報（14）								○大雨特別警報解除（全域）※注意報へ切り替え ○強風警報解除 ○阿武隈川氾濫発生情報（伊達市）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</			

県災害対策本部の活動状況と収集した情報（気象情報・被害情報・関係機関の活動）その2

◆発災後 応急対応																						
月日 time	10月13日（日）								10月14日（月）								10月15日（火）					
	10:00	11:00	13:00	14:57	16:00	17:00	22:16	0:00	8:00	9:00	11:00	12:00	13:00	15:00	19:00	22:00	0:00	8:00	9:26	10:00	16:00	17:00
主な気象情報					○大雨警報解除		○波浪警報解除													○洪水警報解除（全ての気象警報が解除） ※注意報は継続		
河川情報 （収集した被害情報） 避難者数 停電情報 死者 行方不明者	○阿武隈川氾濫発生（須賀川市）				○大雨警報解除																	
	○約9000人 ○約11000戸 ○2名 ○6名	○約8400人 ○約8000戸 ○2名 ○6名				○約3700戸 ○2名 ○7名		○約1400人 ○約480戸 ○6名 ○3名 ○県備蓄倉庫浸水（いわき） ○孤立集落情報（矢祭町）						○約1300人 ○約300戸 ○16名 ○3名						○約1800人 ○約230戸 ○死者18名 ○行方不明者4名		
県災害対策本部の活動状況 災害対策本部員会議	○第1回会議				○第2回会議	○班長会議による情報共有 ○第8報				○第3回会議 ○関係省庁連絡会議①	○第4回会議 ○関係省庁連絡会議②									○第5回会議 ○関係省庁連絡会議③		
被害状況即報	○第6報	○第7報									○第9報				○第10報					○第11報		
救助関係	○へり調整 ○自衛隊L0・警察班との救助調整														○孤立集落情報収集及び対応確認							
医療・救護関係	○DMAT調整														○高齢者施設等の対応 ○ODPAT調整本部設置（障がい福祉課内） ○避難所への保健師派遣要望調整							
物資関係															○各方部への物資搬送調整							
給水関係															○断水情報確認 ○給水支援の調整					○医療機関への給水支援調整 ○病院への給水に関する自衛隊との調整		
政府関係															○政府関係者視察対応調整 ○防災担当大臣視察対応							
避難所支援 その他															○広域応援避難班による避難所状況把握					○市町村に対する人的支援の調整 ○県外職員の応援に備え宿泊先等のリストアップ ○住家の被害認定調査等に係る説明会の準備 ○入浴支援調整		
各地方本部	○第6報	○第7報				○第8報		○第9報							○第10報				○第11報			
関係機関															○新潟県リエゾン県庁派遣 ○新潟県水ポンプ車稼働 ○対口支援団体の調整 ○対口支援の総括支援チーム決定（南相馬市：神戸市、郡山市：新潟県）					○厚労省リエゾン県庁派遣 ○国交省排水ポンプ車稼働 ○対口支援調整（いわき市：新潟市）		
市町村	○第6報	○第7報				○第8報 ○被害の少ない市町村は避難所閉鎖		○第9報							○第10報				○第11報			

4－2 県災害対策本部の活動に係る課題と取り組むべき対策

災害対応に従事した災害対策本部事務局指定職員の意見などを元に、「対応状況」や「問題点・課題」について取りまとめた。

それぞれの問題点・課題について、今後の災害対応改善の方針とするため、「今後取り組むべき課題」として整理した。

1 災害対策本部の活動

- (1) 事前準備や警戒体制
- (2) 災害対策本部体制の設置
- (3) 避難情報の共有
- (4) 災害関連情報の発信
- (5) 被害情報の収集
- (6) 避難所運営に係る支援
- (7) 物資の調達と搬送
- (8) 被災者の生活再建支援（住家被害認定調査・罹災証明書発行）
- (9) 被災者の生活再建支援（住まい・生活再建支援金等）

2 災害対策本部の運営

- (1) 本部運営
- (2) 事務局指定職員の業務
- (3) 各班の勤務ローテーションや職員の体調管理
- (4) 災害対策本部員会議
- (5) 事務局等のレイアウトや機材の準備

3 関係機関との連携

- (1) 各市町村・防災関係機関との連携
- (2) 県職員の派遣

4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）

- (1) 保健福祉部体制・組織（情報伝達・共有、連携）※発災前の対応含む
- (2) 市町村との連携体制の在り方（特に中核市への支援含む）
- (3) 医療機関・社会福祉施設等の情報収集等の在り方
- (4) 災害時医療・被災者支援チーム活動の在り方

1 災害対策本部の活動
(1) 事前準備や警戒体制
＜対応状況＞ ○ 10月8日付けで各市町村に対して、非常電源設備の燃料確保や県総合情報通信ネットワーク等の情報伝達手段の確認を依頼した。 ○ 10月8日に大規模停電の対応について東北電力と意見交換を行った。 ○ 福島県倉庫協会、(公社)福島県トラック協会、福島県石油業協同組合の夜間連絡先等について改めて確認した。 ○ 10月11日11時、福島地方気象台による台風第19号に関する説明会に職員を派遣した。 ○ 10月11日11時30分から危機管理室員会議、13時30分から各市町村防災担当者会議(テレビ会議)及び庁内防災連絡員等会議を開催した。各地方振興局もテレビ会議にて情報を共有した。 ○ 10月12日9時30分に災害対策課長が登庁、以降12時にかけて災害対策課職員4名が登庁し事前配備した。各地方振興局は状況に応じて事前配備した。 ○ 10月12日14時9分の大雨・洪水警報発令を受け、警戒配備2班体制(20名)をとり対応した。各地方振興局も警戒配備体制をとった。
＜問題点・課題＞ ① 警戒配備2班20名の体制で対応を開始したが、その後の情報収集や災害対策本部体制への移行の業務に人員の不足が生じた。 ② 県防災事務連絡システムによる情報収集以外は計画的に業務ができなかった。
＜今後取り組むべき対策＞ ① 事前配備について、気象庁等による事前情報を踏まえ、想定される最大の対応に要する人員を招集し、雨が降る前の明るいうちに配置する。 ② 水害の初動対応(発災直前～直後)について、今回の経験を踏まえて整理する。

1 災害対策本部の活動
(2) 災害対策本部体制の設置
＜対応状況＞ ○ 10月12日15時に災害対策本部を設置した。当面の業務はその後発生する被害状況の収集であることを踏まえ、各部局へ所管業務に係る被害状況の把握が可能な人員の配置を依頼し、その他の職員は所属長からの招集に速やかに対応できる自宅待機とするよう依頼した。災害対策本部事務局は20名体制を維持した。各地方振興局に災害対策本部設置を伝達し、順次地方本部が設置された。 ○ 10月12日19時50分の大雨特別警報の発令に伴い、その他の危機管理部職員が一部参集した。 ○ 10月13日8時30分に災害対策本部事務局指定職員が県庁に参集した。人命救助フェーズで自衛隊に事務局スペースの約3分の1を提供していたこともあり、総括班、情報班、救援班以外は最小限の体制とし、24時間体制の3交替勤務としてローテーションを調整した。
＜問題点・課題＞ ① 災害対策本部体制への移行時、当面の任務はその後発生する被害状況の収集であること、また台風第19号による大雨が継続している中での職員の大規模な登庁には危険が伴うと考えられたことから、職員全員の招集としなかったが、結果として情報収集等が追いつかず、対応に苦慮した。 ② 10月13日8時30分に招集した職員について、3交替勤務で調整したため、最初のローテーションに該当しなかった職員はいったん帰ることになり、特に遠方から来た職員に負担がかかった。 ③ 災害対策本部指定職員や防災連絡員、関係課長等に電話連絡しか手段が無く、招集の連絡に時間を要した。
＜今後取り組むべき対策＞ ① 事前配備時も含め、気象庁等による事前情報を踏まえ、想定される最大の対応に要する人員を招集する。 ② 災害対策本部事務局員について、2交替勤務や3交替勤務のパターンに応じた招集体制をあらかじめ決めておくとともに、招集された際は原則として30分以内で登庁できる職員を事務局職員に指定する。 ③ 夜間や休日に関係者へ速やかに連絡できる手段を確立する（メーリングリスト、SNS等）。

1 災害対策本部の活動
(3) 避難情報の共有
＜対応状況＞ ○ 気象警報が発表される前から、県防災事務連絡システムを開放して市町村へ避難情報の入力等を依頼し、同システムにより市町村の避難情報を把握した。 ○ 避難情報を発令していないと思われる市町村については、電話で避難情報発令の有無を直接確認し、必要に応じて避難情報発令に係る助言を行った。
＜問題点・課題＞ ① 市町村の防災事務連絡システムの避難情報入力漏れがあり、発令されている避難情報を全て把握することができなかった。 ② 気象警報や河川の状況を踏まえて、避難情報が発令されていない市町村へ確認や助言を行っていたが、対象市町村が多くなったり、対応業務が拡大したりしたことからマンパワー不足により途中から確認が出来なかった。
＜今後取り組むべき対策＞ ① 初期の被害状況即報について、入力項目を避難情報、避難所情報、人的被害情報、住家被害状況のみに限定して市町村の入力作業の軽減を図る。 ② 事前配備時も含め、気象庁等による事前情報を踏まえ、想定される最大の対応に要する人員を招集する。(再掲)

1 災害対策本部の活動
(4) 災害関連情報の発信
＜対応状況＞ ○ 県ホームページのトップページを災害用にして被害や支援の情報を発信した。 ○ 県公式 SNS を活用し、避難所の感染症対策や災害に便乗した詐欺の注意喚起など、県民に身近な情報について発信した。 ○ 被災者支援ガイドブックを作成して市町村に提供するとともにホームページで公開した。また、国の対策パッケージなど施策の追加に適宜対応した。 ○ 発災直後から広報計画を見直し、県政広報番組の放送内容及び新聞のお知らせ欄の内容の差し替え、情報の追加等の対応を行った。 ○ 本部員会議資料をマスコミに提供するとともに、県ホームページに掲載した。また、本部員会議終了後にぶら下がりを実施した。
＜問題点・課題＞ ① 12日の夜間、県のホームページにアクセスが集中し、福島県河川流域総合情報システムにおいて県管理河川の水位情報が閲覧しにくい状況が発生した。 ② 県防災事務連絡システムのトラブルにより、被害情報即報の更新が遅れ、マスコミや関係機関からの問い合わせに対し適時の回答をすることができなかった。 ③ 県公式ツイッターは1つしかないため、災害情報とその他の情報（観光情報等）が混ざった状態で掲載された。 ④ ツイッター情報は、文字情報のみであったため被害の現況が伝えにくかった。 ⑤ 県民への情報発信の方針が明確でなかった。 ⑥ 災害用HPの編集可能領域が少なく発災後の状況に応じた変更が困難だった。 ⑦ ホームページによる情報発信の担当がはっきりせず、後から総括班が対応することになるなど、対応が後手に回った。 ⑧ 被災者が今後の再建を見通すための被災者支援制度ガイドブックを作成するタイミングが遅かった。
＜今後取り組むべき対策＞ ① 福島県河川流域総合情報システムのサーバーを強化するなど県管理河川の水位等の情報発信・洪水監視体制を強化する。 ② 防災事務連絡システムのメンテナンスについて委託事業者と連携して徹底するとともに、システム入力のための定期的な訓練やシステムの改良に取り組む。 ③ 防災専門の県公式ツイッターを開設した。 ④ 防災専門ツイッターで画像や動画を活用する。 ⑤ 被害情報や生活再建支援情報など、災害時の情報発信に係るホームページのひな形を作成する。 ⑥ 県ホームページ管理担当課と調整するとともに、掲載情報について精選する。 ⑦ 災害対策本部事務局各班の業務を見直し、ホームページ担当班を明確にする。 ⑧ 自然災害で被災した場合の支援制度について、平時から分かりやすいガイドブックを作成する。

1 災害対策本部の活動
(5) 被害情報の収集
＜対応状況＞ ○ 県防災事務連絡システムによる報告を定期的に市町村へ依頼した。 ○ 県警や自衛隊のヘリテレ映像により被害状況を把握した。 ○ 管理職リエゾン派遣後は、リエゾンを通して市町村の状況を把握した。 ○ 医療機関、社会福祉関連施設の状況は、DMAT や保健福祉部から情報収集した。 ○ ライフライン等の被害状況は、関係機関からの聞き取りなどにより確認した。
＜問題点・課題＞ ① 大雨がピークを迎えた 12 日の夜間については、市町村担当者も被害状況の把握ができなかった。翌 13 日からは災害対応で市町村が業務多忙になり、県防災事務連絡システムに入力する情報の精度が低くなった。 ② 発災当初に県防災事務連絡システムのトラブルが生じ、被害情報のアップデートが遅れ、マスコミ等の問い合わせに適時の回答をすることができなかった。 ③ 市町村のマンパワー不足により、被害の実態と報告の内容が乖離した。 ④ 定時の被害状況即報のみでは現地状況のイメージが分からなかった。 ⑤ 県防災事務連絡システムを操作出来る職員が災害対策課職員のみであったため、被害状況即報の作成にあたって災害対策課職員の負担が大きかった。 ⑥ 地方本部職員や出先機関職員が収集した情報について災害対策本部事務局で集約することが難しかった。 ⑦ 被災地の写真等が少なく、特にテレビ等で報道されていない市町村については、被災地のイメージが掴みにくかった。 ⑧ 被災者生活再建支援法適用のための被害把握に時間を要した。
＜今後取り組むべき対策＞ ① 初期の被害状況即報について、入力項目を避難情報、避難所情報、人的被害情報、住家被害状況のみに限定して市町村の入力作業の軽減を図る。(再掲) ② 防災事務連絡システムのメンテナンスについて委託事業者と連携して徹底するとともに、システム入力の定期的な訓練やシステムの改良に取り組む。(再掲) ③ 県リエゾンを早期に派遣して情報収集ルートを二重化する。 ④ 県リエゾン等の情報収集に画像データを活用することとし、そのための機器を整備する。 ⑤ 事務局指定職員に対する防災事務連絡システムの研修を実施する。 ⑥ 発災時の情報収集、整理、分析、共有についてルール化し、地方本部も含めた訓練を実施する。 ⑦ 被害状況の画像や動画を収集するため、県リエゾンにスマートフォンなどの機器を整備するとともに、データの共有システムを構築する。 ⑧ 被災者生活再建支援法の適用を念頭におき、住家の被害情報を収集する。

1 災害対策本部の活動
(6) 避難所運営に係る支援
＜対応状況＞ ○ 発災当初は市町村による県防災事務連絡システムの報告や聞き取りにより避難所の運営状況等の情報収集を行い、その後、避難所が開設された市町村へ派遣した県管理職リエゾンや避難所に派遣した避難所支援員からの聞き取りにより状況を把握した。 ○ 10月16日から避難所運営支援として派遣要請のあった5市へ県職員を派遣した。 ○ 10月18日から被災者の健康を守るため、厚生労働省と連携し3市へ保健師を派遣した。 ○ 総務省と連携し、対口支援により避難所運営支援として他県からの応援職員を派遣した。
＜問題点・課題＞ ① 発災当初は、市町村も災害対策業務に追われ、避難所に係る正確・具体的な情報収集を図ることが困難だった。 ② 避難所について、開設状況や避難者数の確認に加え、二次避難所開設に向けた要支援者の調査、被災幼児のカウンセリングや妊婦支援に向けた該当者調査など、様々な調査が必要となり、災害対策本部事務局から市町村や県リエゾンに対して、その都度、同じような趣旨の問い合わせを行った。 ③ 内閣府「避難所の運営ガイドライン」に示されている「平時の避難所運営の体制確立（防災、医療・保健・福祉、生活環境、地域等）」「事前対策」において、県や市町村の取組が不十分であった。
＜今後取り組むべき対策＞ ① 県リエゾンや避難所支援員を早期に市町村に派遣して情報収集の強化を図る。 ② 避難所に係る情報収集について、災害対策本部事務局と保健福祉部各班との連携について検討を行い、アセスメントシートによる情報収集について調整する。 ③ 内閣府による「避難所運営ガイドライン」や各種通知、知見に基づき、県の「避難所運営マニュアルの手引き」を見直すとともに、市町村と共に事前の準備に取り組む。

1 災害対策本部の活動
(7) 物資の調達と搬送
＜対応状況＞ ○ 事前に主要な災害時応援協定締結団体（トラック協会等）の緊急連絡先を確認するなどして備えていた。 ○ 要望のあった物資は、プッシュ型支援や県備蓄物資、災害時応援協定締結団体に依頼するなどにより調達した。 ○ 市町村や県リエゾンからの要望をうけ、災害時応援協定締結団体等へ連絡し物資を支援した。 ○ 10月13日に内閣府からプッシュ型支援の連絡があり、市町村の要望とりまとめや受入拠点の調整をおこなった。 ○ 発災直後、物資拠点の開設が遅れたため、郡山駐屯地を一時的な物資受入拠点とし、自衛隊の協力を得ながら物資搬送を行った。 ○ 応援協定締結団体の協力により郡山市といわき市に物資拠点を開設することができ、そこから物資を搬送した。 ○ 物資の搬送は自衛隊や協定先団体を中心となって行われたが、県備蓄物資については、各市町村が保管場所に直接取りにくるケースが多かった。 ＜問題点・課題＞ ① 緊急連絡先が更新されていない民間団体があり、発災当初の連絡調整に時間を要した。 ② 発災が土曜日の夜中だったため、災害時応援協定締結団体への連絡はできたものの、その先の協力事業者への連絡がつかず、物資倉庫の確保が速やかにできなかった。 ③ 物資要望のルートが複数（物資班⇔市町村、物資班⇔県リエゾン⇔市町村、など）あり、県災害対策本部事務局に五月雨式に物資要望があったため、既に対応した案件なのかどうかの確認に苦労した。 ④ 県の防災倉庫1カ所（いわき市）が河川の氾濫により被災し、備蓄物資の活用ができなかった。 ⑤ 国のプッシュ型支援について、物資の到着時期が分からなかったため、倉庫における職員の待機時間が増えたほか、市町村に到着時間を情報提供することができなかった。また、荷姿が不明だったことから結果として過大なトラックで搬送するケースもあった。 ⑥ 県備蓄物資は各市町村職員が保管場所へ取りに来るケースが多かったが、建物の2階に保管していたり、物資を床に直置き（パレット積みでない）していたりして、速やかに物資を搬出できない場合が多かった。 ⑦ 避難所の飲料及び食糧について、物流が回復した後は市町村が直接調達した方が迅速かつ効果的だが、県物資班に要望してきた事案があった。 ⑧ 要望された物資の中に、災害救助費の対象とならない品目も含まれていたため、事前の確認作業が必要となった。

- ⑨ 倉庫を手配できた時点ではプッシュ型支援物資の搬送は終盤に入りかけていたこともあり、スペック的にやや過大な倉庫を使用することになった。また浜通りをカバーするためにいわき市に所在する倉庫を使用した、浜通り北部への配送は非効率だった。
- ⑩ 物資拠点において、入庫数や出庫数が管理できず、正しい搬送量が確認できないケースがあった。

＜今後取り組むべき対策＞

- ① 災害時応援協定締結団体の連絡先や担当者リストの更新を定期的に行う。
- ② 平日夜間や土日祝日に災害が発生した場合の対応について、平時から災害時応援協定締結団体と調整する。
- ③ 物資調達フローなど物資班マニュアルを見直す。
- ④⑥⑨⑩ 備蓄場所の安全性はもとより、備蓄物資の速やかな搬送の必要性も踏まえ民間倉庫への委託貯蔵を検討する。
- ⑤ 物資の調達に係る国のプッシュ型支援、県の備蓄物資及び災害時応援協定締結団体からの購入について、効率的な活用のためのタイムラインを作成する。
- ⑦⑧ 災害救助法に基づく食糧や物資の調達について、市町村と共通理解を図る。

1 災害対策本部の活動
(8) 被災者の生活再建支援（住家被害認定調査・罹災証明書発行）
＜対応状況＞ ○ 10月17日及び19日に新潟県の支援より、住家の被害認定調査及び罹災証明書交付事務に関する市町村担当学会議を開催した。 ○ 10月21日に災害対策本部内に罹災証明書交付支援チームを設置し、被害認定調査及び罹災証明書交付において生じる疑義に対して、サポートセンターとして回答するなど、市町村の支援を行った。
＜問題点・課題＞ ① 県主催の市町村担当者研修会を開催する前に災害が発生した。 ② 被災者の生活再建に向け、住家の被害認定調査や罹災証明書交付事務を速やかに実施する必要があったが、地域防災計画上、当該業務は「災害復旧計画」に位置づけられており、応急対策の中で実施する体制を準備していなかった。 ③ 各種支援策の実施に当たって、県による研修など事前の準備が不足していたため、市町村ごとに基準が統一されていない場合があった。 ④ 県外自治体の応援職員の住家被害認定調査手法と支援を受けた市町村の手法を調整するのに手間が掛かったという話があった。
＜今後取り組むべき対策＞ ① 罹災証明書の交付に係る市町村担当者研修会を、内閣府主催の都道府県担当学会議後に速やかに開催する。 ② 住家の被害認定調査や罹災証明書交付事務への支援を「災害応急計画」に位置づけ、当該支援に従事した専門チームの組織や機能について、災害対策本部事務局又は既存の県組織の業務へ整理する。 ③ 被災者支援策の実施方法について、市町村職員との共通理解を得るための研修を実施する。 ④ 新潟県における「チームにいがた」の取組を目標として、県内市町村の災害時相互応援体制の確立と、円滑な相互受援に必要な住家被害認定調査手法の統一等について検討する。

1 災害対策本部の活動
(9) 被災者の生活再建支援（住まい・生活再建支援金等）
＜対応状況＞ ○ 10月24日に借上げ住宅と住宅応急修理に関する市町村説明会を開催し、実施要綱等について説明した。 ○ 災害対策本部に「借上げ住宅チーム」を設置し、国の通知を踏まえて民間借上げ住宅に係る制度の実施要綱やQ A等を整理して市町村の受付や契約事務を支援した。 ○ 10月29日に住宅の全壊被害が100世帯以上となったため、県内全域に被災者生活再建支援法を適用した。 ○ 11月6日に被災者生活再建支援制度に関する市町村説明会を開催し、事務体制や手引きなどについて説明した。 ○ 被災者生活再建支援金の速やかな支給のため、市町村から申請書が届いてから概ね1週間程度で都道府県センターに送付している。 ○ 11月8日に被災者支援ガイドブックを総括班において作成し、市町村に提供するとともにホームページで公開した。国の対策パッケージなど施策の追加に適宜対応した。 ○ 県独自の支援として半壊世帯と床上浸水世帯に対し、市町村と連携して一世帯当たり10万円を給付した（被災者生活支援特別給付金）。 ○ 県営住宅を一時的な避難先（仮住まい先）として提供した。 ○ 既設応急仮設住宅を一時的な避難先として提供した。
＜問題点・課題＞ ① 住宅の応急修理や借上げ住宅の制度運用について、一部で基準が徹底されなかった。 ② 住宅の応急修理について、受付開始後に制度の対象範囲が弾力化されたことにより、窓口対応や住民広報において、市町村の業務負担が増加した。 ③ 市町村における防災担当と被害認定担当の間の情報共有が円滑でなく、被災者生活再建支援法の適用に向けた住宅の被害状況の把握に時間を要した。 ④ 被災者が今後の生活再建の手続き等を確認するための被災者支援制度のガイドブックを作成するタイミングが遅かった。
＜今後取り組むべき対策＞ ① 平時から制度の運用に係る周知・研修を行う。 ② 応急修理制度等の運用については、平時から内閣府と確認調整を行う。 ③ 被災者生活再建支援法の適用を念頭に、住家の被害情報を収集する。（再掲） ④ 災害が発生した際の支援制度について、平時からわかりやすいガイドブック等を作成し、多様な手段で発信する。（再掲）

2 災害対策本部事務局の運営
(1) 本部運営
＜対応状況＞ ○ 事務局各班の業務マニュアルをあらかじめ指定職員に配布していた。 ○ 5月に事務局指定職員に対する基礎研修を実施していた。 ○ 災害対策本部設置後は、毎朝、班長会議を開催し、各班の進捗状況や課題の共有を図るとともに、本部事務局長（危機管理部長）から各班長へ業務内容等について指示した。
＜問題点・課題＞ ① 先を見通して物事を決めていく戦略的な機能の発揮が必要だった。 ② 発災当初、事務局長を補佐すべき総括班長（災害対策課長）等が電話や突発的な事態への対応に掛かりきりとなり、災害対策本部全体の動きを把握することができなかった。 ③ 被害状況を地図上に展開して情報共有することができなかった。 ④ 罹災証明書の発行や住家被害認定調査に係る支援業務の開始を発災当初の時期に想定しておらず、担当職員を指定していなかったため、その配置に時間を要した。 ⑤ 災害対策本部事務局の体制が災害対応のフェーズに応じて拡大していったが、必要な機材等が不足し準備に時間を要した。 ⑥ 例年実施している事務局運営訓練について、令和元年度は台風第19号の被災前に実施していなかった（10/15に予定）ため、事務局指定職員が担当業務や対応の方向性について十分に理解していなかった。
＜今後取り組むべき対策＞ ①② 先を見通した戦略的な災害対応の展開に向け、事務局長を補佐する総括班の官房機能を強化するため、電話対応専門の人員を別途準備するとともに、定例的業務の進捗管理、突発的な事態への対応、マスコミ等外部からの問い合わせ対応の3つの主な業務を分担する。 ③ 事象を共通の地図上に展開して情報を共有することが重要であることから、警戒配備体制時の業務や訓練において地図を活用することを徹底する。 ④ 救助・救出活動が開始された時点で被災者支援を開始できるよう、今回、特命的に設置した災害救助法チームや罹災証明書交付支援チームなどの機能を常設化する。 ⑤ PCなどの機材は十分な数を確保するとともに、不足した場合に備えて他部局等からの調達を図る手順をルール化する。 ⑥ 事務局各班マニュアルを改善するとともに、水害対応タイムラインを作成する。また、災害対策本部事務局設置運営訓練を年度当初に早期実施する。

2 災害対策本部事務局の運営

(2) 事務局指定職員の業務

<対応状況>

- 事務局各班の業務マニュアルをあらかじめ指定職員に配布していた。
- 5月に事務局指定職員に対する基礎研修を実施していた。
- 県職員派遣について、市町村からの派遣要望を取りまとめる市町村行政課と派遣を担当する行政経営課にて連携しながら業務を実施することができた。
- 住宅の応急修理に係る問い合わせ対応について、制度や建築関係の知識が少ない中、見解を統一するため情報共有を行い、適切に対応することができた。
- テレビ会議中継により災害対策本部員会議に係る情報を地方本部と情報共有するとともに、班長会議によって各班の対応確認などを行うことができた。

<問題点・課題>

- ① 災害対策本部設置の長期化により事務局指定職員が頻繁に入れ替わるケースがあり、業務の連続性を確保することが難しくなった。また、チームに長く在籍している職員に業務が集中して負担が大きくなった。
- ② マスコミ対応に総括班の管理職が忙殺され、班の運営に支障が出た。
- ③ 物資班について、物資の発送事務で手一杯にもかかわらず、物資提供受付から配送状況問い合わせまで全ての電話が回され、作業がパンクした。マニュアルや事務分掌に記載の「物資」を全て取り扱うのは困難であった。
- ④ 各班のマニュアルが具体的でなかったため、事務局指定職員等の業務への理解が十分ではなかった。
- ⑤ 防災行政無線を担当する通信班は、3名で24時間体制を取らざるを得ず、ローテーションが困難であり、通信施設に被害があった場合、現場確認等の適切な対応は困難である。

<今後取り組むべき対策>

- ① 事務局指定職員については、災害時には災害対応業務専任とするよう各部局と調整する。
- ① 対応が長期化する業務については、関連性の高い部局の所管業務として整理することを検討する（既存組織の安定した指揮命令系統の中で対応する）。
- ② 危機管理部主要幹部職員による主要業務の分担を検討する。
- ③ 物資班を増員し、業務内容も見直す。
- ④ 事務局各班マニュアルを改善するとともに、水害対応タイムラインを作成する。また、災害対策本部事務局設置運営訓練を年度当初に早期実施する。（再掲）
- ⑤ 通信班を増員する。

2 災害対策本部事務局の運営

(3) 各班の勤務ローテーションや職員の体調管理

<対応状況>

- 10月13日から10月28日までは、指定職員が24時間体制で勤務した(3～4交替)。以降は段階的に勤務時間を縮小した。
- 班ごとにローテーションを作成して職員の体調管理に努めた。
- 本部事務局内の空気の入替え、加湿、ごみ処理を定期的実施した。

<問題点・課題>

- ① 災害対策本部への職員派遣期間が不明であったため、所属元において当該職員の業務のカバーの分担等に問題が生じた。
- ② 発災当初、班員が少ないところは週休日が無かった。また、3交替で毎日勤務時間が変わる勤務形態は、身体への負担が大きかった。
- ③ 口頭による引継ぎが中心だった班においては職員間で業務の理解度に濃淡が出た。また、職員が日替わりで勤務するポストもあり、業務の習熟、蓄積を図ることが出来ないケースがあった。
- ④ 班長・チーム長・副班長の3交替勤務体制の維持が難しかった。また、ローテーション制の場合は、最終的な判断の正確性が担保できないおそれがあった。
- ⑤ 人数が不足した班においては、役割分担を固定した方がいい業務についても班員全員で代わるがわる対応せざるを得なかったため、混乱が生じた。

<今後取り組むべき対策>

- ① 対策フェーズに応じた職員配置計画を作成し、本部への派遣期間について明確化を図る。
- ② 班員全員が週休日を確保できる体制を確保するとともに、シフトについては必要に応じて日勤や夜勤専任職員を配置するなどの配慮を行う。
- ② 災害時に職員が休憩や仮眠をとるためのレストルーム(休憩室)を確保する(災害対策本部が設置される県庁北庁舎に仮眠室・シャワールームはあるが、平時は荷物置場になっている状況)。
- ③ 職員を固定化した方がよいポストや班員について、その必要期間と併せて特定し、できる限り災害対策本部へ入る職員を固定化する。
- ④ 班長・チーム長・副班長については、一定日数経過後は日勤のみとする対応を検討する。また、できる限り班長・チーム長・副班長は充てる職員を固定化する。
- ④ 対応が長期化する業務については、関連性の高い部局の所管業務として整理することを検討する(既存組織の安定した指揮命令系統の中で対応する)。(再掲)
- ⑤ 班員の人数について見直しを行う。

2 災害対策本部事務局の運営
(4) 災害対策本部員会議
＜対応状況＞ ○ 10月13日10時から第1回本部員会議を開催し、同日17時から第2回本部員会議を開催した。翌10月14日も2回開催し、10月15日～30日までは1日1回の頻度で開催した。その後しばらくは、週1～2回の頻度で開催した。 ○ 会議では被害状況や対応策の確認などについて共有した。また、テレビ会議を通じ各地方本部とも情報共有を図った。
＜問題点・課題＞ ① 県民の生活に密着した情報をとりまとめて公表する形となっていなかった。 ② ボランティア募集など県外からの支援ニーズを発信する内容となっていなかった。
＜今後取り組むべき対策＞ ①② 災害対策本部員会議における県民や外部向けの情報発信の充実について検討する。

2 災害対策本部事務局の運営

(5) 事務局等のレイアウトや機材の準備

<対応状況>

- 平時から北庁舎 3 階に災害対策本部事務局スペースを常設しており、そこに災害対策本部事務局を設置したが、当初の予定とは異なる班配置となった。
- 発災前から関係機関のリエゾンが多数県庁に参集し、当初は事務局スペースに駐在した。
- 発災当初、救助案件を優先したため、自衛隊との連携を優先した配置とした。
- 新設チームは副本部長室、西庁舎 3 階などに設置した。
- 国のリエゾンはプレスルーム、医療機関及びインフラ関係等のリエゾンは北庁舎 4 階会議室が執務スペースとなった。
- 通信班は、災害対策課、施設管理課、情報政策課のそれぞれが所管する通信・連絡体制の確保を担うためそれぞれの執務室で対応した。

<問題点・課題>

- ① 発災当初、関係機関のリエゾンについて、速やかな連携を図るため本部事務局スペースに案内したことから、事務局各班の執務スペースが不足した。
- ② 事務局設置当初は、隣の班の内線番号も分からない状況であり、電話転送の際は大声で確認しあっていた。また、当初の想定と違った内線番号を使用していた班もあった。
- ③ 職員録や座席配置図が事務局各班に備えられていなかったため、電話連絡に時間がかかった。
- ④ 災害対策本部スペースにあるファックスの受信速度が遅く、リエゾンからの情報に画像があった時には、受信するのに 1 枚あたり数分かかることがあった。
- ⑤ 事務局用の P C が最小限の数量しか準備されていなかった。今回は P C の更新時期であり古い在庫を確保できたが、長期間アップデートがなされていなかったことなど、複数の原因により、使用できるようになるまで時間を要した。
- ⑥ スペースの都合上、事務局スペースから西庁舎に移転したチームについて、P C の初期設定やプリンターの調整、ネット環境の整備に時間を要した。また、P C の動作が重く、業務に支障があった。

<今後取り組むべき対策>

- ① 関係機関リエゾンとの円滑な連携を図るための事務局配置について検討する。
- ② ①に応じた電話番号の再整理を行う。
- ③ 庁内座席配置図を各班に準備する。
- ④ 電子メール等も活用できるよう、リエゾンの I T 環境を整備する。
- ⑤ P C などの機材は十分な数を確保するとともに、不足した場合に備えて他部局等からの調達を図る手順をルール化する。(再掲)
- ⑥ 新設チームの常設化に伴い、そのチームの執務スペースや I T 環境についても準備する。

3 関係機関との連携

(1) 各市町村・防災機関との連携

<対応状況>

- 自衛隊と連携して、給水支援等、各種支援を速やかに実施することができた。
- 自衛隊に災害対策本部事務局スペースを指揮所として提供し、救助活動や救助に係る情報収集について最優先に対応していただいた。
- ヘリによる救助要請について、関係機関と速やかに調整することができた。
- 発災後に新潟県リエゾンの協力を得て「罹災証明書の交付に係る市町村担当者研修会」を開催した。
- 総務省の対口支援スキームにより、他県及び県外市町村応援職員から、被害認定調査や避難所応援等の支援を受けた。
- 警察署がそれぞれ管轄する市町村にリエゾンを派遣し、要救助者の情報共有などを行い、連携して救助活動を実施した。
- 県警察災害警備本部では、県、自衛隊との情報共有を推進し、被害状況の把握、救出救助、搜索活動を実施した。
- 県、市町村へ派遣したリエゾンを通して各機関と連携をとって対応した。また、搜索等現場においては現地で打ち合わせ等を行い、各機関が有するリソースの効率的運用を行った。(警察班)
- 県警察災害警備本部では、被災地における警戒のためのパトロールや避難所の訪問活動を行い、被災者に寄り添った活動を実施した。
- 関係機関のリエゾンとの情報共有を図るため、災害対策本部員会議後に国の主催により関係省庁連絡会議が開催された。
- 関係機関のリエゾンが災害時応援協定団体との間に入り連携体制の構築が図られた。
- 各省庁のリエゾンが関係部局と連携し、市町村支援や事業者支援、災害廃棄物対策等に尽力いただいた。

<問題点・課題>

- ① 自衛隊や県警との調整について、平時の業務担当者が対応し、迅速かつ円滑に業務を実施できたが、当該職員の負担が大きかった。
- ② 救助に関する情報や対応する組織(部隊)の状況を県で十分に把握することができず、災害対策本部事務局において主体的に調整することができなかった(現場で調整されていた)。
- ③ 県の受援計画に基づき設置する受援本部が機能せず、部局班等が対応した。
- ④ 国等関係機関のリエゾンを受入れるスペースが手狭になった。

＜応援自治体の意見＞

- ⑤ 被災市町村の受援内容が抽象的で、応援、受援のミスマッチが起こりかねない状況の箇所もあった。受援計画の未整備により、必要な支援人数がつかみにくい時もあった。
- ⑥ 被災自治体側の受援配置が追いつかない時もあり、応援する業務方針の調整等に時間を要する場面もあった。
- ⑦ 被災地の情報が少なく感じた。
- ⑧ 避難者が多数いる場合は、避難所運営マニュアルが必要と感じた。

＜今後取り組むべき対策＞

- ① 救助に係る調整について組織で対応することを徹底する。
- ② 救助活動情報を災害対策本部事務局に集約するため、必要人員の配置を含め担当班を強化する。また、事務局長を補佐する総括班の官房機能の強化を図る。
- ③ 県の受援計画の見直しを行うとともに、受援に係る人員を当初から配置する。
- ④ 関係機関のリエゾンと効果的に連携するための、事務局スペースやリエゾンオフィスなど各会議室の活用方法を検討する。
- ⑤⑥ 市町村がBCP（業務継続計画）や受援計画を作成するために必要な支援を行う。
- ⑦ 受援担当が被災地の状況について応援都道府県へ積極的に情報提供する。
- ⑧ 市町村の避難所運営マニュアル作成を支援するとともに、定期的な避難所設置運営訓練の実施を依頼する。

3 関係機関との連携
(2) 県職員の派遣
＜対応状況＞ ○ 10月12日に各地方本部において状況に応じてリエゾンを派遣した(4市町村)。 10月13日の朝、全市町村にリエゾンを派遣し、10月17日からは被害の大きい市町村に管理職リエゾンを派遣した。 ○ 管理職リエゾンは、情報収集や要望等の対応に当たった。 ○ 管理職リエゾンを通して集約した市町村からの要望について関係部局に情報提供し、迅速な対応につなげた。 ○ 行政経営課と市町村行政課にて連携し、各部局協力の下で県職員の応援派遣(罹災証明書交付や避難所運営)を行った。 ○ 市町村へ派遣する県職員に対して、eラーニングによる研修を行った。
＜問題点・課題＞ ① 当初、市町村に派遣したリエゾンは係員レベルが主体であり、特に被害の大きい市町村では首長レベルでの要望等もあったことから、対応に苦慮した。 ② 市町村からは発災日翌日の10月13日では派遣が遅いとの指摘があった。 ③ 管理職リエゾン派遣時に携帯とPC・モバイルルータを貸与したが、一部リエゾンには第1陣に間に合わず、後日貸与した。 ④ 派遣される職員に対し、eラーニングによる研修のみでは十分な研修等を行うことができなかった。 ⑤ 県から市町村への連絡を県リエゾンに頼る傾向があり、リエゾンが引き揚げた後に、市町村に直接連絡するルートを構築していない課題が浮き彫りになった。 ⑥ 支援を受ける市町村において、必要な人員の見込みが甘く、他県自治体応援職員の撤収後、県職員の追加支援が度々発生した。
＜今後取り組むべき対策＞ ① 管理職リエゾンの早期派遣による情報収集、要望対応の強化を図る。 ② リエゾン派遣のタイミングや業務内容を再整理し、研修を行った。 ③ リエゾンのIT環境の整備を検討する。 ④ 災害時に必要となる罹災証明書の発行や、避難所運営への県職員応援について、平時からテーマ別に研修を実施する。 ⑤ リエゾンが引き揚げる際に担当の市町村窓口について地方本部や県本部に引き継がせる。 ⑥ 市町村がBCP(業務継続計画)や受援計画を作成するために必要な支援を行う(再掲)

4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）

（１）保健福祉部体制・組織（情報伝達・共有、連携）※発災前の対応含む

《対応状況》

＜できたこと＞

- 10月13日保健医療福祉調整本部を設置し、各関係施設等の被害状況など部内の情報集約を行う体制を開始した。
- 災害対策本部員会議資料等を保健医療福祉調整本部と共有した。
- 10月15日からDMAT調整本部会議に参加し情報共有した。
- 大雨特別警報を想定し、各保健福祉事務所の体制により事前に待機し、災害に備えた。
- 10月10日から事前ミーティングを実施していた。（南会津保健所）
- 10月17日から県北・県中・相双保健福祉事務所の避難所支援状況及び方向性について、毎日、保健福祉医療調整本部へ報告し、情報共有を図った。
- 本宮市の保健医療調整本部への県北保健福祉事務所の参画、DMAT調整地方（相双）本部との連携。
- 災害対策本部TV会議、地方本部会議へ出席し情報共有した。（南会津保健福祉事務所）
- 各保健福祉事務所内での情報共有を実施していた。（参集範囲・内容はそれぞれ）
- 所内の情報を集約し、必要事項をホワイトボード掲示により所員共有した。（県中・県南保健福祉事務所）
- 統括保健師ルートの情報について総務企画課にも共有した。（県中保健福祉事務所）
- 災害対策地方本部から要請された災害対策課で所管する県リエゾンを経由して避難所の情報収集を行った。（県中・相双保健福祉事務所）
- 10月22日から保健福祉医療調整連絡会議を設置し、各チームの情報集約から活動調整を図り、保健福祉事務所・中核市と情報共有した。
- 位置づけが不明瞭ながらも、災害医療コーディネーターや各保健福祉事務所長との調整は本庁医師が担った。
- DMATにより需要に応じた水が供給された。
- こどもの心のケア関連、セーブザチルドレンの資料を掲載（大人の支援が少し落ち着いた段階）。
- 保健福祉部の災害関連情報をホームページへ掲載。（10月17日～）
- 避難所関係の情報は保健福祉事務所へ適切に伝えることができた。（随時）
- 福島県災害時健康支援活動マニュアルの注意喚起チラシ・ポスター等の素材を避難所で活用した。
- 大雨の情報が入った時点で、避難所を対象とした注意喚起メールが厚生労働省より届き、市町村へ情報提供していた。

＜できなかったこと＞

- 本庁・保健福祉事務所のお互いの動向が見えず、対応の方針・役割も不明だった。
- 保健医療福祉調整本部（地方本部）の役割が明確でなかった。
- 保健医療福祉調整本部（地方本部）の設置基準・体制（人員配置や休日のシフトなど）が明確でなかった。
- 保健福祉事務所では保健医療福祉調整本部・地方本部の立ち上げの認識すらなかった。
- DMAT 調整本部との役割の明確化・連携体制が整備されていなかった。
- 所内での災害時班長会議は特に開催しなかった。（県中保健福祉事務所）
- 災害対策本部（物資班）との連携ができなかった。
- DMAT による給水対応において、必要な水の質・容量等を明確に示すことができなかった。
- 市町村によってはチラシで直接広報もできたが、負担感から依頼することができなかった。
- 広報しても、いわき市での子どもの一時預かり事業の活用はなかった。

＜問題点・課題＞

- ① 本庁・保健福祉事務所のお互いの対応状況方向性等の共有がなく動向がわからなかった。
- ② 保健医療福祉調整本部（地方本部）を立ち上げるタイミングが不明確だった。
- ③ 保健医療福祉調整本部（地方本部）の体制・役割が不明確だった。
- ④ DMAT 調整本部との役割分担・連携体制が未整備だった。
- ⑤ 被害状況・支援内容等の情報ルートや共有すべき内容が不明確だった。（保健医療福祉調整本部・災害対策本部）
- ⑥ 災害対策本部と保健医療福祉調整本部の連携が適切にできなかった。（救援班：医療機関等の水等、広域・応援避難班：早期の避難所・福祉避難所の情報の共有、物資班：避難所支援との連動）
- ⑦ 物資・給水依頼等の際に必要な情報が明確になっていなかった。
- ⑧ 保健医療福祉調整本部（地方本部）は当初、部長室での会議を主としており、DMAT 調整本部は北庁舎 4 階、調整機能を引き継いだ保健医療福祉調整連絡会議は北庁舎 4 階から西庁舎 4 階等本部機能の拠点が流動的であった。
- ⑨ 市町村等への情報の周知・提供のタイミングが適切だったか疑問が残った。
- ⑩ 情報提供・掲載手段が適切だったか疑問が残った。
- ⑪ 情報提供した内容について整理されていない。

＜今後取り組むべき対策＞

- ①② 本庁と各保健福祉事務所の対応状況・方向性の共有、役割を明確化する必要がある。
- ②③⑧ 保健医療福祉調整本部（地方本部）を設置する場所・タイミング・体制・役割の明確化を図る必要がある。
- ④⑤ DMAT 調整本部や災害対策本部（広域・応援避難班、物資班）との役割分担・連携体制の整備にあたり、保健福祉部の実働班（災害対策本部における保健福祉部各班（保健福祉班～こども未来班）の動きを含めた形で検討する必要がある。
- ⑥ 保健医療福祉調整本部間、災害対策本部との連絡・連携体制を整理する必要がある。
- ⑦ 物資・給水に関して、要望窓口の一本化や用途等に応じたルール作りを行う必要がある。
- ⑨⑩ 災害対応のフェーズ毎に、誰に向けて（発災前：自宅にいる方、発災直後：避難場所・避難所にいる方、発災後：避難所等から家に戻った方 等）、どのような情報が必要となるか具体的に整理した上で対策の方向性を検討する必要がある。
- ⑨⑩⑪ 状況に応じた情報提供手段を検討し、平時にルート・手段を明確にしておく必要がある。
- ⑪ 発信した情報（福島県災害時健康支援活動マニュアル等を活用した情報含む）を整理し、提供時期・方法等含めて確認する必要がある。

4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）

（２）市町村との連携体制のあり方（特に中核市への支援含む）

<対応状況>

～できたこと～

- 県本庁や保健福祉事務所に配置している各統括保健師（※）を通じて県と市町村で情報を共有し、連携体制を構築した。
※統括保健師：保健師の保健活動を組織横断的に総合調整し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担う保健師。
- 本庁に配置した統括保健師と保健福祉事務所に配置した統括保健師についてスムーズな連携体制を構築することができた。
- 感染症アセスメントは適切に対応することができた。
- 市町村の要支援者マップ等を作成して、支援行動をマップ等に落とし込んで図面化しながら活動管理等を行うことができた。
- 感染症対策など具体的な活動についての助言・支援を行った。
- 食中毒予防の観点から、食品衛生監視員が避難所の巡回を行った。
- 避難所運営担当と市栄養士の連携を助言し、支援物資の確保から栄養摂取状況の改善を図ることができた。

～できなかったこと～

- 県と中核市において、災害時の役割や支援ルール等を明確にしていなかったため、発災当初、県から中核市に対して的確な支援を行うことができなかった。既存の厚生労働省の保健師派遣スキームにおいて「中核市は直接厚生労働省へ派遣依頼できる」等のルールがあったことも一因である。
- 早期に避難所の情報把握ができず、県からの支援が遅れた市町村があった。
- （福島市からの意見）中核市では、どこに情報提供や支援を依頼すれば良いのかわからなかった。
- 市町村の避難所等における感染症予防対策を早期に確認して県で対応することができなかった。
- 避難所等の正確な情報把握。（特に中核市）
- 支援の相手方に対して、分かりやすい支援や助言を行うことができなかったことがあった。
- 受援計画が明確になっておらず、災害対応を実施しながら受け入れた支援者の活動先・内容等及び調整が困難などの理由から、支援派遣の受入が難しい地域もあった。
- 避難所運営担当と市栄養士との連携や、避難所での食事内容について助言をしたが、弁当の内容変更はなかなかできなかった。

＜問題点・課題＞

- ① 県において、避難所等の情報収集及び共有のルートが明確でなかった。
- ② 避難所によっては早期の的確な情報把握ができなかった。
- ③ 県の中核市に対する支援の方針が明確でなかった。
- ④ 市町村の感染症予防対策について、情報に応じた早期の支援・防疫対策が足りなかった。
- ⑤ 県として市町村に理解しやすい支援や助言を行うことができなかった。
- ⑥ 市町村によっては、受援計画未策定などの理由により受援の体制が整っていないかった。
- ⑦ 避難所の食事について、栄養面に配慮したメニュー構成に課題があった。
- ⑧ 統括保健師の災害時の役割についての認識不足の市町村が見受けられた。

＜今後取り組むべき対策＞

- ① 災害対策本部事務局と保健福祉部各班との連携について検討する必要がある。
(既存の災害対策課スキーム活用・連携強化等)
- ② 県と市町村において、積極的に情報共有を行うことについて、平時から情報連携体制を整備する必要がある。
- ② 県が早期に避難所の情報把握を行って市町村支援に入るための仕組みをつくり、県と市町村で共通理解を得る必要がある。
- ③ 中核市に対する支援方針を定め、他の市町村同様に仕組みを作る必要がある。
- ②③ 災害対策課で所管する県リエゾン派遣スキームの実態も踏まえ、連携強化や保健福祉部としてのリエゾン派遣（中核市相互）も検討する必要がある。
- ④ 具体的な避難所の防疫対応等の効率化を図る（マニュアル整備・周知）必要がある。
- ⑤ 保健福祉事務所・市町村の合同訓練で互いの動きを理解し合う必要がある。
- ⑥ 市町村から県への支援要請についてのルートを整理しておく必要がある。
- ⑥ 支援する側・受援側の統括保健師を中心とした訓練を実施する必要がある。
- ⑦ 避難所の食事について、モデル化や注意事項等を周知し理解を促進する必要がある。
- ⑧ 災害時の統括保健師の役割を明確にし、周知し理解を促進する必要がある。

4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）
（３）医療機関・社会福祉施設等の情報収集等のあり方
＜対応状況＞ ～できたこと～ ○ 医療機関（特に透析患者対応機関）の情報収集。 ○ 障がい者入所施設についての情報収集。 ○ 保育所の情報収集。（毎日国に報告する社会福祉施設等の調査と重複し、二重管理となるデメリットもあったが、今回、県独自に調査票を作成して被害状況調査を行うことで効果的に被害状況を把握することができた） ○ 認可外保育所及び障がい児の通所施設の情報収集。（平時に国で実施している社会福祉施設等の調査の対象外だったことから、県独自に該当施設の被害状況等を直接確認した） ○ 相双保健福祉事務所に DMAT 調整本部を設置して水の調整を行ったことで、相双保健福祉事務所と災害対策本部で情報共有することができた。 ○ 福祉避難所として本宮市に開設された谷病院について、本宮市や保健医療福祉調整本部と情報共有ができていた。 ～できなかったこと～ ○ 市町村を経由して社会福祉施設等の情報収集を行ったが、連絡がとれなかったり、市町村が把握していなかったりしたため、対応に苦慮した。 ○ 発災当日の夜間の情報収集活動において、県の人員が不足した。 ○ 障害者支援施設の通所は被害状況の把握が全くできなかった。 ○ 医療機関や福祉施設からの給水に係る SOS を把握できなかった。（医療機関や福祉施設などの需要側は供給側の窓口を把握しておらず、そもそも供給側の窓口も統一されていない） ○ 水の供給量がそもそも少なかった。 ○ 例年国に報告している社会福祉施設等の情報によって被害状況を管理したが、不足する情報が多く、追加確認を要した。また、調査結果が年度当初に本庁施設所管課・市町村・保健福祉事務所に共有されていなかった。
＜問題点・課題＞ ① 災害時の社会福祉施設等の状況について、県・市町村・施設において状況を報告するルートや情報共有の手段が構築されていなかった。 ② 社会福祉施設等については、例年国に報告している社会福祉施設等情報により県でも施設の被害状況の把握をしていたが、必要な項目が網羅されていなかったため、情報が足りなかった。 ③ 県において医療機関・社会福祉施設の情報等を吸い上げて早期に DMAT・物資・給水等の要否の判断をすることができなかった。

- ④ 県本庁と保健福祉事務所の両者から病院や施設に対して被害状況の照会を行ったため、混乱や業務負担を生じさせた。
- ⑤ 被害が無い施設について、県で状況把握するための業務負担が大きく、必要な情報を効率的に収集することができなかった。

＜今後取り組むべき対策＞

- ①②④ 情報収集等は一元化できるよう整理する。本庁と保健福祉事務所両者から被害状況照会を受けた病院・施設には混乱・負担を生じさせている。現場のことは現場（保健福祉事務所）に任せる。医療情報含め情報把握等について、適切な情報ルートを整理する必要がある。
- ③ 医療機関情報収集等のため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を保健福祉事務所職員が使いこなせるようにする必要がある。
- ③ 給水に関して、要望先の一元化や用途等に応じた給水等についてルール作りの必要がある。
- ⑤ （国の報告様式で）被害がなかった施設についても記載し報告できるようなルール作りをしておく必要がある。

4 保健福祉部検証項目（保健福祉部独自の検証事業と連携）

（４）災害時医療・被災者支援チーム活動のあり方

～令和元年東日本台風等において県内避難所で活動した保健福祉部所管の専門職チーム～

【DMAT (Disaster Medical Assistance Team)】：災害急性期に DMAT 活動拠点本部を立ち上げ、各医療支援チーム調整。指揮命令系統の確立。要支援病院の把握・支援、介護保健施設等の調査・支援、医療機関・社会福祉施設の給水支援等を実施。

【DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)】：大規模災害発生時、被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動を行う。被災した精神保健医療システムの支援、住民の支援、支援者の支援等※県内で初めての活動

【DWAT (Disaster Welfare Assistance Team)】：災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム。※初めての活動

【JRAT (Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team)】：災害のフェーズに合わせたりハビリテーション支援（災害に関連した身体機能、生活能力の低下予防）※福島 JRAT として初めての活動

【日赤救護班】：被災者の医療ニーズに対応し、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割。救護所や避難所での診療等。

【JMAT (Japan Medical Association Team)】：日本医師会により組織される災害医療チーム。急性期の DMAT と入れ替わるようにして被災地支援を実施し、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えるための組織。

【災害支援ナース (福島県看護協会)】：看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の右端を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う。

【健康支援（保健師）チーム】：住民の生命・安全な暮らしの確保を図り、避難生活に伴う二次的な健康被害を予防しながら、避難地域全体の早期復興へ向かうための被災地の健康支援を担う。

【健康支援（栄養士）チーム】：健康を支える食糧・栄養の確保と適切な提供や「普通の食事を食べることができない人への個別栄養サポート、避難所の炊き出し等の食環境整備等を担う。

【歯科医師会】：口腔顎顔面領域の外傷等への対応、応急歯科診療、口腔衛生対策、また、災害関連疾病の予防対策などを担う。

<対応状況>

～できたこと～

- DWAT は本県において初めて派遣要請を行ったため、構成員及び市町村の調整等に時間を要したが、本宮市、郡山市、いわき市に計４回支援派遣できた。
- DMAT は平時から幅広い領域の研修・訓練を行っており、給水対応から福祉施設まで支援していただいた。
- 保健師チームと JRAT、DPAT、DWAT、日赤救護班と JRAT が連携した活動。
- 保健医療福祉調整連絡会議において、各活動を共有し連携についても検討しながら活動できた。
- 統括保健師ラインが避難所支援の窓口を担っていた。

～できなかったこと～

- DWAT の活動は、例えば「避難所での生活に困難・負担がある」高齢者・障がい者・子どもなどを、適切な福祉サービスにつなぎ、二次被害を防止することが本来の役割である。しかし、役割の認知不足等もあり、地元のケアマネージャーや市町村と連携し、サービスにつなぐハードルが高かったと思われる。
- 初めて活動したチームは、活動内容・情報の取扱いに係るマニュアルが十分に作成されていなかった。
- 各専門職チームの避難所支援における市町村（特に中核市）との連携。
- 各被災地で活動する専門職チームの拠点がそれぞれ曖昧だった。

<問題点・課題>

- ① 市町村等において各専門職チームの機能を知らないケースが多く、支援要望が十分に挙がらない状況だった。
- ② 各市町村において、各専門職チームの活動等を調整するための窓口等が明確でなく、各チームの派遣調整・活動報告において混乱していた。
- ③ 県・市町村における各専門職チームの受援体制（支援を受ける基準・内容等）が整備されていなかった。
- ④ 各専門職チームの活動拠点のあり方が不明確であった。（県庁に拠点を置くケースが多かったが、活動内容や連携期間等を考慮して保健福祉事務所や市町村に拠点を置くケースもあった）

<今後取り組むべき対策>

- ① 各専門職チームの機能が活用できるよう、活動について周知（報告会開催等）する必要がある。
- ② 各専門職チームが活動する際の市町村の窓口の明確化及び活動の共有と連携をする必要がある。
- ② 支援要請のルート、支援の際の市町村窓口等を平時に設定しておく必要がある。
- ② 県の避難所支援（避難所に必要な各専門職チームの支援調整等）の窓口を検討しておく必要がある。
- ③ 受援の際の専門職チームとの情報共有・連携した活動について検討しておく必要がある。
- ③ 受援側の組織・体制を理解しておく必要がある。
- ④ 専門職チームの活動拠点について、各地域（保健福祉事務所など）に設定するなど、明確化する必要がある。

4-3 県の災害対応に係る委員の意見

<第1回(R2.2.1)>

- 災害対策本部事務局のマニュアル整備の話は、事務局のBCPの問題でもある。各班のマニュアルを束ねて、対策のフェーズ毎に、どの業務にどれだけ人員を柔軟に投入するかについて整理した方が良い。(中林委員)
- 最近の気象現象はいわゆる超過洪水であり、計画の想定をはるかに超える災害が頻発するというのがこれからの現状。災害が発生して人を守れるかどうかということは、県全体として備える必要がある。(長林委員)
- 長期的な減災防災、災害に強いまちづくりというものは、国の補助事業を受ける上でも福島県国土強靱化地域計画の中にきちんと位置づけることが大切。(中林委員)

<第3回(R2.5.15・書面開催)>

- すでにやられていると思うが、ハザードマップなども使いながら、防災倉庫の位置などを再検討した方が良いと思われる。(佐々木委員長)
- 河川の水位情報を監視するカメラは、財政上限界があるかもしれないが、台風第19号の教訓から割り出された要警戒区域に重点的に配備するなどの工夫はできないか。(阿部委員)
- 道路が通行できずに物資輸送できなかった例が挙げられている。浸水区域の避難所の例でも、浸水しないかさ上げ道路があれば、十分に避難所として機能することができる。さらに、浸水しない災害緊急道路網の整備は減災まちづくりの観点からも必須の項目といえる。(長林委員)
- 関係職員間の情報共有に関しては、様々な制約や課題があるのかもしれないが、SNSなど便利なシステムが普及していることを踏まえ、これらを十分に生かしていく必要があるのではないか。(佐々木委員長)
- 被害情報等の収集については、必要な情報はしっかり収集しなければならないが、入力しやすくしたり、効率化・簡素化したりするなど、災害時の現場の負担を減らす努力も必要である。県が打ち出している、軽量化の検討に加え、市町村からの要望(エクセルのインポートなど)が実現できないかを再度考えてみる必要があると思われる。また、県が派遣するリエゾンをうまく機能させることも情報収集という点では重要になってくるだろう。加えて、システムを使う訓練や研修なども充実させていく必要があるだろう。(佐々木委員長)
- 総括班の機能を強化することは非常に重要であると思われる。情報を集め、災害の状況を適切に把握・整理し、突発的な事態も含めて、必要な対応をしっかりと行えるようにしなければならない。事務局長の活動と、それをサポートする職員の役割などを改めて検討し、災害時の組織としての対応が適切に実施さ

れるようにしなければならないだろう。(佐々木委員長)

＜第4回(R2.5.31)＞

- 新型コロナウイルスの対応で日本のIT環境が世界と比べて遅れているということが実感されたところ。災害対応では緊急性や情報の一元化が重視される。危機感をもって災害対応のIT化を推進すべき。(阿部委員)

＜第5回(R2.8.3)＞

- 県が被害情報を収集する前の段階として、市町村が発令する避難情報について、県がリアルタイムで把握する、いわば「避難情報を共有」するための取組が必要。(中林委員)
- 氾濫を防ぐ治水事業とともに、脆弱な場所には家をつくらせないという規制的な対策もあり得ると思う。例えば氾濫危険区域には平屋は認めない、3階以上の堅牢な住居には助成金を出すなど。(阿部委員)
- 住民がSNSなどで発信する情報について、正確性を判別して集めることができれば画像データ等を効率的に収集できるのではないか。(長林委員)
- 罹災証明書の発行をしないと迅速な生活再建支援が出来ないということであれば、生活再建支援の業務は復旧期ではなく、発災後の1週間後なりでも始めなければならない業務としてBCP的な発想で整理する必要がある。(中林委員)
- 職員の体調管理において、周りから覗かれず、仮眠ができるレストルームを確保することがとても重要であり、他の自治体が参考にすることも含めて、レストルームの確保について報告書に記載しておくべき。(中林委員)

第5章 県が取り組むべき事項のリスト

第3章及び第4章の検証を踏まえ、それぞれの問題点・課題について発生した時点（◆）により時系列に整理し、「県が取り組むべき事項のリスト」として整理した。

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組	取組時期
◆ 平時					
1	住民避難行動	市町村の避難行動要支援者への対応に係る課題（支援者の不足、名簿が活用されていない、個別計画の有効性に乏しい等） ＜第3章 3-1②＞	避難行動要支援者の避難について市町村を支援する。	名簿の作成や共有、個別計画作成について改めて依頼するとともに、市町村を個別に訪問して避難行動要支援者の避難に係る課題について意見交換を行う。	平時
2		市町村の避難所運営に係る課題（人手不足、物資の調達、要配慮者への対応等） ＜第3章 3-1③＞	避難所運営について市町村を支援する。	「避難所運営マニュアル作成の手引き」を見直し、避難所運営のポイントについて共有する。 男女共同参画と弱い立場にある方の安全確保の視点から避難所運営の検討を行う。	平時
3	物資の調達・搬送	民間事業者との事前調整や連携が不足していた。 ＜第4章4-2 1-(7)-①②＞ ※以下、第4章の「4-2」は記載省略	民間事業者との連携を強化する。	市町村を個別に訪問して避難所運営の課題について意見交換を行う。 発災初期に必要な倉庫協会やトラック協会等との連携を強化するため、情報連絡や物資搬送の図上訓練を実施する。	平時
4	被災者の生活再建支援	住家の被害認定調査や罹災証明書交付事務について、地域防災計画上、当該業務は「災害復旧計画」に位置づけられており、応急対策の中で実施する体制を準備していなかった。 ＜第4章 1-(8)-②＞	市町村の「住家被害認定調査」及び「罹災証明書交付事務」を速やかに支援する体制を構築する。	災害時応援協定団体の連絡先や担当者リストの更新を定期的に行う。 平日夜間や土日祝日に災害が発生した場合の対応について、平時から協定締結団体と調整する。	平時
5		県主催の市町村担当者研修会を開催する前に災害が発生した。 ＜第4章 1-(8)-①＞	罹災証明書に係る市町村担当者説明会を、内閣府主催の都道府県担当者会議後速やかに開催する。	当該支援に従事した専門チームの組織や機能について、災害対策本部事務局又は既存の県組織の業務へ整理する。	平時

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組	取組時期
◆	初動対応（発災直前）				
6	住民避難行動	避難情報を元に避難した方が少なく、自分の身の危険を感じてから避難を開始した方が多かった。 ＜第3章 3-2②＞	平時から防災気象情報を踏まえた早期の避難行動を県民に促す。	各種広報媒体や防災専門ツイッターやインターネットを活用して県民へ早期避難に係る周知啓発を行う。 「マイ避難」について計画策定ツールの作成と普及に取り組む。	平時
7		市町村から住民への避難情報は様々な方法で伝達する必要がある。 ＜第3章 3-2①＞	市町村から住民への避難情報伝達について支援する。	市町村へ防災行政無線等の整備に係る技術的、財政的助言を行う。 シアラートの入力徹底について市町村へお願いする。	平時
8	事前準備・警戒体制	事前配備において必要な人員が不足した。 ＜第4章 1-(1)-①＞ ＜第4章 1-(3)-②＞	事前の防災気象情報を踏まえ、初動対応に必要なと想定される人員を確実に配備する。	市町村を個別に訪問して多様な情報発信について意見交換を行う。 気象台による事前の防災気象情報を詳細に分析の上、今回の被災も踏まえ初動対応に必要な体制を構築する。	平時
9		県防災事務連絡システムによる情報収集以外は計画的に業務ができなかった。 ＜第4章 1-(1)-②＞	水害の初動対応（発災直前～直後）の対応について、今回の経験を踏まえて整理する。	初動対応のミッションと業務内容についてタイムラインとして整理する。 整理したタイムラインに基づく図上訓練を実施する。	平時
10	災害対策本部の設置	発災前に災害対策本部体制へ移行したが、参集される職員の安全性を考慮して事務局職員の参集は翌朝としたため、結果として初動対応の人員が不足した。 ＜第4章 1-(2)-①＞	事前の防災気象情報を踏まえ、初動対応に必要なと想定される人員を確実に配備する。	気象台による事前の防災気象情報を詳細に分析の上、今回の被災も踏まえ体制を構築する。	平時
11		災害対策本部事務局職員の当初の参集にあたって、遠方から来た職員に負担がかかった。 ＜第4章 1-(2)-②＞	災害対策本部事務局指定職員の指定基準や招集体制を再検討して徹底する。	原則として30分以内に登庁できる職員を事務局職員に指定する。 事務局員について、2交替勤務や3交替勤務のパターンに応じた招集体制を整理する。	平時

No	項目	問題点・課題	取り組みむべき対策	具体的取組	取組時期
◆ 初動対応（発災直前）					
12	災害対策本部の設置	災害対策本部事務局指定職員等への連絡手段が電話しかなく、招集の連絡に時間を要した。 ＜第4章 1-(2)-③＞	災害対策本部事務局指定職員へ夜間や休日にも速やかに連絡できる手段を確立する。	メーリングリストやSNSによる災害対策本部事務局職員招集について検討する。	平時
13	情報発信	12日の夜間において、県のホームページにアクセスが集中し、福島県河川流域総合情報システムにおいて県管理河川の水位情報が閲覧しにくい状況が発生した。 ＜第4章 1-(4)-①＞	県管理河川の水位等の情報発信・洪水監視体制を強化する。	災害時応援協定を締結しているヤフーのキヤッシュサイトや河川水位情報サイト、NHKのデータ放送の閲覧を促す。 福島県河川流域総合情報システムの改善・強化を図る。 危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを増設する。 河川情報を県から首長に直接伝達する「ホットライン」について対象河川を拡大する。	平時～ 発災時
◆ 初動対応（発災直後）					
14	住民避難行動	見込みより避難者が多く避難場所が一杯になったケースがあった。 ＜第3章 3-1③＞	安全を確認した自宅に留まることや、親戚・知人宅への避難など、避難の分散化を図る呼びかけを行う。	「マイ避難」普及に係るモデル事業の実施について検討する。	平時
15		出社時や退社時を含め、仕事中に被災した方が多かった。 ＜第3章 3-3＞	事業者団体等へ水害に関する従業員の安全確保などを呼びかける。	事業者団体等に対し、水害に関する従業員の安全確保等（出社時や退社時を含む）について定期的に呼びかける。	平時
16	情報収集	災害対策本部事務局において人命救助に係る救助情報を集約することができなかった。 ＜第4章 3-(1)-②＞	救助情報を県に集約する体制を構築する。	県警や常備消防との情報連携を強化する。 県リエゾンが市町村から積極的に情報収集を行う。	平時 発災時

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組	取組時期
◆ 17	初動対応（発災直後） 情報収集	県防災事務連絡システムにより被害状況を把握していたが、情報把握の遅れが生じた。 ＜第4章 1-(3)-①＞ ＜第4章 1-(4)-②＞ ＜第4章 1-(5)-①②③④⑤＞	迅速な県防災事務連絡システムの入力に向け操作の習熟度を向上させる。	災害対策本部事務局指定職員や市町村に向けたシステム操作研修を行い、県・市町村において複数の職員が入力できる体制を構築する。	平時
	18 災害対策本部の運営	救助事案について、各組織の活動を災害対策本部事務局が把握しきれず、警察・消防・自衛隊が現場で調整して救助活動を展開する結果となった。 ＜第4章 3-(1)-①②＞	災害対策本部事務局の「広域応援・避難班」において救助に係る調整を行うこととしており、同班の早期設置と事前の訓練等に取り組む。	初期の被害状況即報について、県防災事務連絡システムの入力項目を限定し、市町村の負担軽減を図る。 県警、消防、市町村、県リエゾン及び自衛隊の市町村し〇から救助に関する情報を積極的に収集する。	発災時
19	事務局レイアウト・資機材	関係機関のリエゾンが県災害対策本部に参集して連携を図ったが、事務局スペースが手狭になった。 ＜第4章 2-(5)-①＞ ＜第4章 3-(1)-④＞	関係機関が災害対策本部事務局と円滑に連携できる事務局スペース等のレイアウトを検討する。	上記について訓練を実施する。 同左	平時
	20 県職員の派遣	県から市町村に派遣したリエゾンについて、派遣開始が遅かったほか、当初派遣したリエゾンは係員レベルが主体であり、要望対応等が十分にできなかった。 ＜第4章 3-(2)-①②③④＞	県から派遣するリエゾンの体制を強化する。	リエゾンの要領を見直し、管理職リエゾンの早期派遣により情報収集・要望対応の強化を図る。 リエゾン職員に向けた研修会や訓練を実施する。 スマートフォンなど、リエゾンのIT環境整備を検討する。	平時 平時 平時

No	項目	問題点・課題	取り組みむべき対策	具体的取組	取組時期
◆	初動対応（発災直後）				
21	保健福祉部の検証	保健医療福祉調整本部（地方本部）を設置する場所・タイミング・体制・役割等が不明確であった。 ＜第4章 4-(1)-①②③⑧＞	保健医療福祉調整本部（地方本部）の設置基準や体制を明確化する。	設置基準等を明確化し、「保健福祉部災害対応マニュアル」の見直しを行う。	平時
22		災害対策本部やDMAT調整本部との役割分担・連携体制が未整備であった。 ＜第4章 4-(1)-④⑤⑥⑦＞	保健福祉部各班とDMAT調整本部や災害対策本部事務局との役割分担を整理し、連携体制強化を図る。	災害対策本部各班やDMAT調整本部の連携体制を整理し、「保健福祉部災害対応マニュアル」の見直しを行う。	平時
23		保健所でEMIS（広域災害救急医療情報システム）入力ができる人員が不足した。 ＜第4章 4-(3)-③＞	EMIS入力可能職員の育成を図る。	EMIS入力等のための保健所職員向け研修を実施する。	平時
◆	応急対応（浸水）期				
24	情報収集	被害状況即報による定時の情報収集だけでは必要な情報を得ることが出来なかった。 ＜第4章 1-(5)-③④＞	被害状況に応じて、定時の情報収集に加え、複数の情報収集ルートで情報収集を行う。	県リエゾンを市町村へ早期に派遣して情報収集を行う。	発災時
25		災害対策地方本部職員や出先機関職員が収集した情報について災害対策本部事務局で集約することが難しかった。 ＜第4章 1-(5)-⑥＞	災害対策本部事務局と災害対策地方本部の連携体制を強化する。	災害対策地方本部を交えた災害対策本部設置運営訓練を実施する。 新たに導入された県のグループウェア等による情報共有について検討する。	平時
26		被災地の写真等が少なく、現地の状況をイメージすることが難しかった。 ＜第4章 1-(5)-⑦＞	視覚的な被害情報を収集するため、県リエゾンのIT機器を整備する。	県リエゾンにスマートフォン等を配備し、画像データを収集する。	平時～ 発災時

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組	取組時期
◆	応急対応（浸水）期				
27	情報収集	避難所に係る情報収集について、開設状況や避難者数に加え、要支援者・被災幼児カウセンシング・妊婦支援など様々な調査が必要となり、市町村へ重ねて調査をかけた。 ＜第4章 1-(6)-①②＞	避難所に係る情報収集について、避難所の要支援者支援のために必要な情報も含め、災害対策本部事務局の広域応援・避難班で収集する。	同左	発災時
28	情報発信	県公式ツイッターは1つしかないため、災害情報とその他の情報（観光情報等）が混ざった状態で掲載された。 ＜第4章 1-(4)-③④＞	防災専門の県公式ツイッターを開設する。（開設済み）	同左	平時
29	物資の調達・搬送	物資に係る業務が多岐に渡り、災害対策本部事務局物資班の負担が非常に大きかった。 ＜第4章 2-(2)-③＞	事務局における物資調達フローについて整理し、物資班の役割を必要物資の調達と搬送に特化させる。（避難所におけるニーズの確認や数量の整理は広域応援・避難班で行う）。	物資班の増員と物資班マニュアルの見直しを検討する。	平時
30		複数のルートで市町村から物資が要望されたため、重複しているかどうかの確認に時間を要した。 ＜第4章 1-(7)-③＞	市町村から県への物資要望ルートについて再整理する。	同左	平時
31		県備蓄物資の倉庫1カ所が河川の氾濫により被災し、備蓄物資の活用ができなかった。 ＜第4章 1-(7)-④＞	県による備蓄や、発災直後に調達する物資の集約と搬送を効率的に実施するため、物資の集約搬送拠点を確保する。	同左	平時
32		国のプッシュ型支援について、荷姿や到着時期が分からず対応に苦慮した。 ＜第6章-1-(7)-⑤＞	物資の調達に係る国のプッシュ型支援、県の備蓄物資及び協定団体からの購入について、効率的な活用のためのタイムラインを作成する。	同左	平時
33		県備蓄物資の搬出や入出数の管理に課題があった。 ＜第6章-1-(7)-⑥⑩＞	民間倉庫への委託貯蔵を検討する。	同左	平時

No	項目	問題点・課題	取り組みむべき対策	具体的取組	取組時期
◆	応急対応（浸水）期				
34	物資の調達・搬送	要望された物資が災害救助費の対象かどうかの確認に時間を有したほか、物流回復後も市町村から県物資班に要望してきた事実があった。 ＜第4章 1-(7)-⑥⑩＞	災害救助法に基づく食糧や物資の調達について、市町村と共通理解を図る。	同左	平時
35	被災者の生活再建支援	被災者生活再建支援法の対象とするためには一定数の住家被害が発生することが要件であるが、住家の被害状況把握に時間を要した。 ＜第4章 1-(9)-③＞	早期に被災者生活再建支援法を適用させるため、住家被害の把握について迅速化する。	被災者生活再建支援法の適用を念頭に置いて積極的に被害状況を把握する。	発災時
36		住家の被害認定や罹災証明書の交付について、市町村ごとに基準や進捗にばらつきがあった。 ＜第4章 1-(8)-③④＞	被災者生活再建支援に係る業務について全県的に統一した対応を行うことが出来る仕組みについて検討する。	住家被害認定調査について、県内市町村の相互応援が可能となる体制について検討する。具体的には調査の平準化や合同研修の実施、システム構築など。	平時
37		住宅の応急修理や借上げ住宅の制度運用について、一部で基準が徹底されなかった。 ＜第4章 1-(9)-①＞	平時から制度の運用に係る周知や研修を行う。	同左	平時
38	災害対策本部の運営	災害対策本部事務局の総括班長たる災害対策課長が電話や突発的な事案への対応に掛かりきりとなり、本部全体を見渡すことができず、戦略的に対応を調整することができなかった。 ＜第4章 2-(1)-①②＞ ＜第4章 2-(2)-②＞	災害対策本部事務局長（危機管理部長）の意思決定を補佐するとともに、事務局官房機能を強化するとともに、事務局各班が収集する情報の共有について徹底する。	総括班において、災害対応の進捗管理、マスコミ対応、突発的事態への対応について事務分担を見直す。 災害のフェーズに応じたミッシンとマニユアルを再整理する。 今回の経験を踏まえて水害対応のタームラインを作成する。 災害対策本部事務局に問い合わせ電話対応専門のチームを設置する。	平時 平時 平時 発災時
39		被害状況を地図上に展開して情報共有することができなかった。 ＜第6章-2-(1)-③＞	事象を共通の地図上に展開して情報共有することをルール化する。	警戒配備体制時の業務や訓練において地図を活用することを徹底する。 災害対応に必要な各種地図を備える。	平時～ 発災時 平時

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組	取組時期
◆40	応急対応（浸水）期 災害対策本部の運営	災害救助法の運用を始め、一定の業務量がある業務について、必要なチームをその都度設置して対応した。 ＜第4章 2-(1)-④＞ ＜第4章 1-(8)-②＞	令和元年東日本台風等への対応を踏まえ、災害対策本部事務局の効率的な運用について見直す。	新設した災害救助法チーム、罹災証明書交付支援チーム、企画調整チーム、住宅応急修理チーム、借上げ住宅チーム、予算経理チームの業務や人員について、再度、災害対策本部各班や各部局との役割分担を見直す。	平時
	41	事務局指定職員が業務内容を十分に理解していなかった。 ＜第4章 2-(1)-⑥＞ ＜第4章 2-(2)-④＞	事務局指定職員に業務内容の理解習熟を図るとともに、災害対応に長じた職員の育成と活用に取り組む。	事務局指定職員研修の早期実施と内容の充実に取り組む。 平時から班長会議を開催し、円滑な連携と業務への習熟を図る。 災害対策課のOB職員など災害対応経験者を中心に事務局指定職員に指定する。	平時 平時 平時
42		災害対策本部事務局の各班において、業務に必要な人員が不足した班があった。 ＜第4章 2-(2)-③⑤＞ ＜第4章 2-(3)-②⑤＞	災害対策本部事務局の各班に必要な人員を再配置する。	災害対策本部の対策フェーズに応じた人員配置計画を作成し、効率的な人員活用を図る。	平時
43	災害対策本部員会議	災害対策本部員会議の内容について課題があった（県各部局の情報共有の場となった一方、外部へ県の支援策を発信したりライフレイン関係の被害状況をまとめて発信したりする内容に乏しかった。）。 ＜第4章 2-(4)-①②＞	災害対策本部員会議における県民や外部向けの情報発信の充実について検討する。	ライフレインの被害状況や復旧見込みにについてまとめて発信する。	平時～ 発災時
				県の被災者支援の取組等について分かりやすく発信する。	発災時
				国や防災関係機関からの情報発信の場とする。	発災時

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組	取組時期
◆	応急対応（浸水）期				
44	事務局レイアウト・資機材	災害対策本部事務局体制の拡大に伴い、P C等の機材確保やネット環境の整備に時間を要した。 ＜第4章 2-(1)-⑤＞ ＜第4章 2-(5)-⑤⑥＞	レイアウトやP C等の資機材について、新設するチームも含めて再整理を行う。	P Cなどの資機材については、十分な数を確保するとともに、不足した場合に備えて各部局等からの調達を図る手順をルール化する。 新設チームの執務スペースやI T環境について準備する。	平時
45	受援体制	福島県災害時受援応援計画に基づき災害対策本部事務局に設置する受援チームが機能せず、部局県リエゾン等することとなり、新潟県リエゾンの受入が上手くいかなかった。 ＜第4章 3-(1)-③＞	県の受援体制を見直す。	県受援計画を見直し、受援チームを災害対策本部事務局組織に吸収する。	平時～ 発災時
46		市町村において受援体制が十分でないケースがあった。 ＜第4章 3-(1)⑤⑥＞ ＜第4章 3-(2)⑥＞	発災時に他自治体からの応援を円滑に受入できるように、市町村のB C Pと受援計画作成を支援する。	個別に訪問してB C Pと受援計画の作成を促すとともに、モデル事業の実施を検討する。 他自治体から市町村への受援について、県リエゾンも交えた調整を実施するよう調整する。	平時
47	保健福祉部の検証	情報共有内容・ルートが不明確であり、相互の対応状況・方向性等の共有も無かった。 ＜第4章 4-(1)-⑨⑩⑪＞	災害対応のフェーズに応じた情報発信内容や発信手段を明確化する。	災害対応のフェーズ毎の情報発信内容について整理する。	平時
48		避難所情報等の情報共有ルートが不明確な部分があった。 ＜第4章 4-(2)-①②＞	避難所支援について災害対策本部事務局と保健福祉部各班との連携強化を図る。	避難所支援などについて、保健福祉部と災害対策課の継続的な協議を実施する。	平時
49		県として中核市への支援の姿勢が明確でなかった。 ＜第4章 4-(2)③＞	県と中核市の連携体制を強化する。	県と中核市による検討会議を設置し、県と中核市の連携強化を図る。	平時
50		防疫に係る早期の情報把握、それに応じた早期の防疫対策、栄養面の支援に課題があった。 ＜第4章 4-(2)-④⑤⑦＞	避難所の防疫対応等の支援強化を図る。	「避難所運営マニュアル作成の手引き」の見直しに参画並びに「県災害時健康支援活動マニュアル」の理解促進を図る。	平時

No	項目	問題点・課題	取り組みむべき対策	具体的取組	取組時期
◆ 51	応急対応（浸水）期 保健福祉部 の検証	統括保健師の災害時の役割について の認識不足の市町村が見受けられ た。 ＜第4章 4-(2)-⑧＞ ※統括保健師：保健師の保健活動を 組織横断的に総合調整し、人材育成 や技術面での指導及び調整を行うな ど統括的な役割を担う保健師。	災害時の統括保健師や県の役割を明 確化し、周知し理解を促進する必要 がある。	統括保健師の役割等を指針「県災害 時健康支援活動マニュアル」等で整 理する。 統括保健師に対して研修等を行う い、役割の遂行能力の強化を図る。	平時
		災害時の社会福祉施設等の状況につ いて、県・市町村・施設において情 報把握のルートや手段が構築されて いなかった。 ＜第4章 4-(3)-①②④＞	社会福祉施設等の情報収集を一元化 するための適切な情報ルートを整理 し、関係機関で共有する。	保健福祉事務所が情報収集の主体 （起点）となる仕組みを整理して明 確化する。 保健福祉事務所間の情報共有を円滑 に行うための調整会議を創設する。 調整会議において、災害時に対応で きる人材育成のための共通の指針を 作成し、指針に基づき研修を実施し ていく。	平時 平時 平時
53		医療機関・社会福祉施設の情報から 早期に給水等の要否の判断をする仕 組みがなかった。 ＜第4章 4-(3)-③⑤＞	災害時の給水支援を円滑に行うため の仕組みを検討する。	施設種別毎の応急給水に関する優先 順位等の考え方を整理する。	平時
				給水の種別ごとに必要な水の品質や 数量、確保方法を整理する。	平時
			被害が無い施設に係る情報収集ルー トを構築する。	国被害状況報告に関する本県独自の 記載方針をルール化する。	平時

No	項目	問題点・課題	取り組みむべき対策	具体的取組	取組時期
◆	復旧期（浸水）後				
54	情報発信	県ホームページによる情報発信について、主担当がはっきりしない、編集可能領域が少ないなどの課題があった。 ＜第4章 1-(4)-⑤⑥⑦＞	災害対策本部事務局におけるホームページ担当班を明確にし、掲載情報について検討する。	事務局各班の業務を見直し、ホームページ担当班を明確にする。 県ホームページ担当課と調整して編集可能領域の拡大や掲載情報の精選を行う。	平時～ 発災時
55		被災者が今後の再建を見通すための被災者支援制度ガイドブックを作成するタイミングが遅かった。 ＜第4章 1-(4)-⑧＞	自然災害で被災した場合の支援制度について、平時から分かりやすいガイドブックを作成する。	同左	平時
56	事務局指定職員の業務	災害対策本部事務局指定職員が固定されないケースがあり、業務の連続性に支障が生じたり、特定の職員に業務が集中したりする問題が生じた。 ＜第4章 2-(2)-①＞ ＜第4章 2-(3)-①③＞	事務局職員をできるだけ固定化するよう調整する。	対策フェーズに応じた災害対策本部事務局の人員配置計画を作成し、事務局員を派遣する県各部局のBCPを整合させる。	平時
57		災害対策本部事務局の班長・チーム長・副班長の交替勤務体制の維持が難しかったほか、ローテーション制の場合は最終的な判断の正確性が担保できないおそれがあった。 ＜第4章 2-(3)-④＞	災害対策本部事務局業務の安定した指揮命令系統の確保について検討する。	事務局指定職員については、災害時には災害対応業務専任とするよう各部局等と調整する。 班長・チーム長・副班長については、一定日数経過後は日勤のみとする対応を検討する。 中長期的な災害対応業務について、可能な限り関連性の高い部局の所管業務として整理することを検討する。	発災時
58	県職員の派遣	県から市町村へ派遣する職員に対し、災害時対応に係る十分な研修等を行うことができなかった。 ＜第6章-3-(2)-④＞	平時から県応援職員を選定し、研修を実施する。	同左	平時

No	項目	問題点・課題	取り組むべき対策	具体的取組	取組時期
◆59	復旧期（浸水）後の保健福祉部の検証	災害時医療・被災者支援チーム（以下、「各専門職チーム」という。）の活動内容を市町村は認知しておらず、支援要望が十分に挙がらない状況であった。 ＜第4章 4-(4)-①＞	各専門職チームの機能について各市町村等の認知度向上を図る。	会議や研修会等を通して、各専門職チームの活動について周知する。 実際に各専門職チームが活動した際に「活動報告会」を開催する。 各専門職チームが参加する訓練を実施する。	平時 発災後
	60	各専門職チームの活動等を調整するための市町村窓口が明確で無く、派遣調整や活動報告において混乱していた。 ＜第4章 4-(4)-②③④＞	各専門職チームが活動する際の市町村窓口を明確化し、活動の共有と連携強化を図る。	各専門職チームの受入調整担当者をリスト化する。 支援要請のルートを整理する。 保健福祉部門の市町村の避難所支援窓口との関連性を整理し、「市町村受援計画」策定状況等を関係者と共有する。 平時から要配慮者に対する支援も含めた適切な初動対応を実施するため、の検討を行う体制を構築する。（検討会議の設置など）	平時 平時 平時 平時

第6章 検証のまとめ

(1) 命を守るための避難行動に係る取組

命を守るための住民避難行動について、まず大切なことは行政が住民避難情報を的確に発令することである。

第2回の検証委員会における県からの説明によると、今回の台風災害では人的被害が発生した市町村のほとんどにおいて、河川の氾濫が発生する前に避難情報が発令されていた。しかし、早期に発令すべき警戒レベル3情報「避難準備・高齢者等避難開始」が日中のうちに発令されておらず、夜間の危険な時間帯に警戒レベル4情報「避難指示」を発令していたケースもみられた。市町村長が空振りを恐れずに避難情報を早期に発令することは極めて重要であり、今後も徹底する必要がある。

また、発災直前期の初動対応において、県は市町村が発令する避難情報をリアルタイムで共有して避難情報がもれなく発令されるよう市町村へ必要な助言を行わなくてはならない。そのために必要な体制を県は平時から構築しておくことも重要である。

さらに、今回実施した住民避難行動調査の結果をみると、気象庁が事前の早い段階から警告していたにもかかわらず、避難情報が伝達されたことを契機として避難した方は少ない一方、身の回りの危険を感じたことをきっかけとして避難を開始した方が多い。このことから、避難行動のトリガーとするためには、文字情報だけではなく、雨量や河川の水位なども併せて、より切迫感のある形で避難情報を発信することが重要といえる。その観点から引き続き避難情報発令のあり方を検討する必要がある。

行政が発令した避難情報が住民へ伝達されたら、住民はそれを受けて必要な避難行動をとらなければならない。また、避難情報が伝達されていなくても、状況に応じて避難行動や命を守るための行動が必要になることもあり得る。

住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが必要であり、避難情報の意味や入手方法はもとより、気象警報や河川の水位により発表される警戒レベル相当情報なども理解しておく必要がある。

また、避難行動調査の結果を分析すると、事前により具体的な避難計画を考えていた人ほど早めの水平避難をしていた傾向がみられる。このことから、県が既に取り組んでいる平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組を推進することが非常に有効である。この取組を推進することによって住民が親戚・知人宅など市町村が指定する避難場所以外のへの避難を検討することにつながり、避難場所を分散化する効果も期待できる。

今回の台風で亡くなった方の約 65%が 65 歳以上の高齢者であり、その多くは自宅の 1 階で亡くなっている。その中には自力で水平避難や垂直避難が出来ない方も含まれていたと考えられる。水害から命を守るためには、そのような避難行動要支援者の避難支援を強化することが急務である。

県が実施した市町村ヒアリングによると、避難行動要支援者支援に係る課題として、高齢化などによる地域の支援者不足、名簿や個別計画の未活用などが挙げられる。これらは今に始まった問題ではないが、市町村のマンパワー不足や業務が複数の行政分野にまたがっていることなどから解決が難しい問題となっている。

この検証を契機として行政のみならず地域ぐるみで避難行動要支援者を支援する体制を整えることが必要である。加えて民間事業者も協働して社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を構築してほしい。

新しい課題として、新型コロナウイルス感染症対策に配慮して住民避難を行うための取組がある。

新型コロナウイルス感染症対策や住民が感染を恐れることにより、本来は避難すべき状況にある人が避難しなくなるような問題は起こらないようにしなければならない。その一方で、行政には感染を防ぐために避難所が密にならないようにするなどの対策をすることが求められる。

そのためには、避難所レイアウトの検討や感染症対策に必要な物品を備えることはもとより、地域等と連携して避難場所を多く開設することや前述したマイ避難の取組により親戚・知人宅への「分散避難」を推進することが必要となる。

台風による水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。例えば、台風が頻繁に通過する沖縄県では過去の経験で培われた知恵や習慣などにより、住民が台風を身近な天災として我が事として捉え、「台風に対して身を守るための文化」を有していることが明らかにされている（背の高い石垣やフクギなどの樹木で屋敷を覆う風対策、屋根瓦を漆喰で固めるなどの工夫、台風接近前に学校や職場が休みになるかを話題として安全確保を図る共通認識、台風が最接近している時にはとにかく家から出ないようにする行動など）。

福島県においても、今回の被災経験を踏まえて「自助」の意識や地域において助け合う「共助の意識」を更に高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して今後も継続して水害による死者をゼロにすることを目指す社会を構築する必要があるものとする。

（２）県の災害対応の改善に係る取組

第２回から第３回の検証委員会で聴取した県災害対策本部の活動に係る課題については、県及び市町村の受援体制が整っていなかったことを始め、住家被害認定調査の開始に向けた市町村支援の着手が遅れたこと、国のプッシュ型支援を始めとした支援物資の確保と支援先の配送について当初混乱が見られたことなど、国の防災基本計画にも定められている事項を含め、全体として発災前に準備しておくべき取組が不十分であったことが認められた。

県側からの説明によれば、事務局に招集された職員の献身的な業務従事により、結果的に大きな支障を生じさせることなく災害対応がなされたとのことであるが、災害対応の８割は事前の準備が可能^{※１}と言われており、市町村も含めた受援体制の整備や、速やかな住家被害認定調査の開始に向けた準備、民間ノウハウを活用した支援物資のロジスティクスなど、基本的な対応手順や体制を確立し業務負担の軽減と迅速な対応策の実施につなげていく取組が求められる。

防災基本計画

（第２編第１章第６節２（５））

- 都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。

（第２編第３章第４節）

- 都道府県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。
- 都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

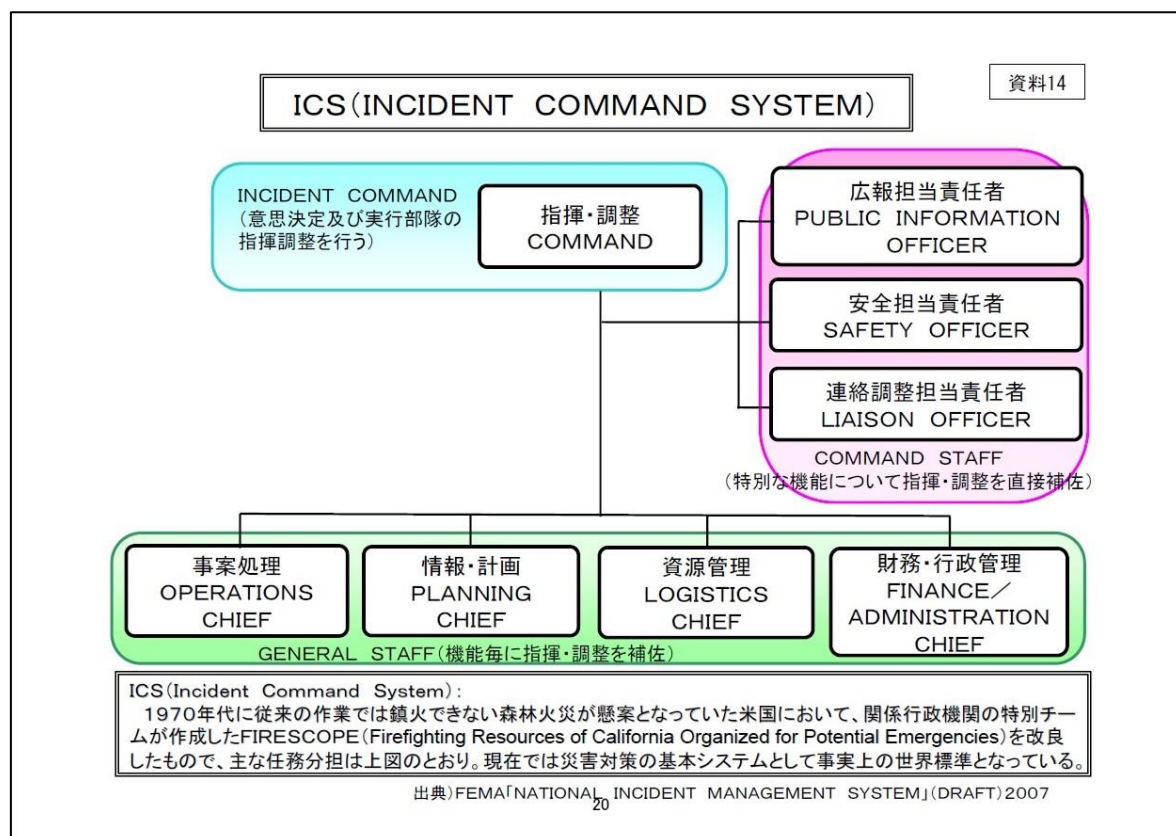
※１ 令和元年度防災スペシャリスト養成研修「対策立案」コース
対策立案総論 防災科学技術研究所 理事長 林春男氏 講義資料より

また、発災時の災害対応に必要な各種情報は人的被害や住家被害を始め、救助の実施状況や必要な医療リソース、避難所の運営状況や物資要望と配送の確認、特段の配慮が必要な避難者の数やその状況など膨大であり、かつリアルタイムでその情報が更新されていくものである。これらを的確に把握し、迅速かつ適切な対応を実施していくためには、被災市町村へ速やかに県リエゾンを派遣し、スマートフォンやＰＣによるＳＮＳ等により、市町村の情報を即時に県の災害対策本

部や地方本部と共有する体制を構築するとともに、将来的にはそれらの地理情報 (GIS) を含めてクラウドシステム上などに集約し、県と市町村、関係機関で共有するシステムを検討すべきではないか。これらについては国の防災科学技術研究所が構築している SIP4D 等が参考になるものと考えられる。



さらに、先を見通して物事を決めていく戦略的機能が発揮されなかったことや、各種情報の整理と分析に混乱が見られたこと、災害対策本部事務局内に複数の事案処理組織を抱え込んだ上、担当職員が頻繁に入れ替わり業務の連続性を確保できなかったこと、事務局職員の体調管理が十分になされなかったこと等への対策については、災害対策の基本システムとして事実上の世界標準であるICS（Incident Command System）の考え方を参考に事務局のあり方を検討する必要があると考えられる。



「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会 平成19年度報告書（都道府県における総合的な危機管理体制の整備）」（内閣府）より抜粋

ICSは、1970年代に森林火災の鎮火が懸案となっていた米国において作成されたシステムを改良したものであり、現場における危機対応組織のあり方を示すものであるが、その上部組織においても応用すべきものと位置づけられている。内閣府の「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」が平成20年2月にとりまとめた「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会 平成19年度報告書（都道府県における総合的な危機管理体制の整備）」においても、都道府県対策本部の編成において、一定の修正をしつつ参考にすべきものと位置づけられており、新潟県や岩手県でも考え方が取り入れられているものである。

例えばICSにおいては、意思決定を指揮調整する者の下、インシデントに関するあらゆる情報を収集、整理、分析し、それに基づいた事態収束に向けた活動計画作成を行う「情報・計画」部門を設置することとされており、本検証において課題とされた被災状況の把握や、先を見通した戦略的な機能の発揮に不可欠な部門である。

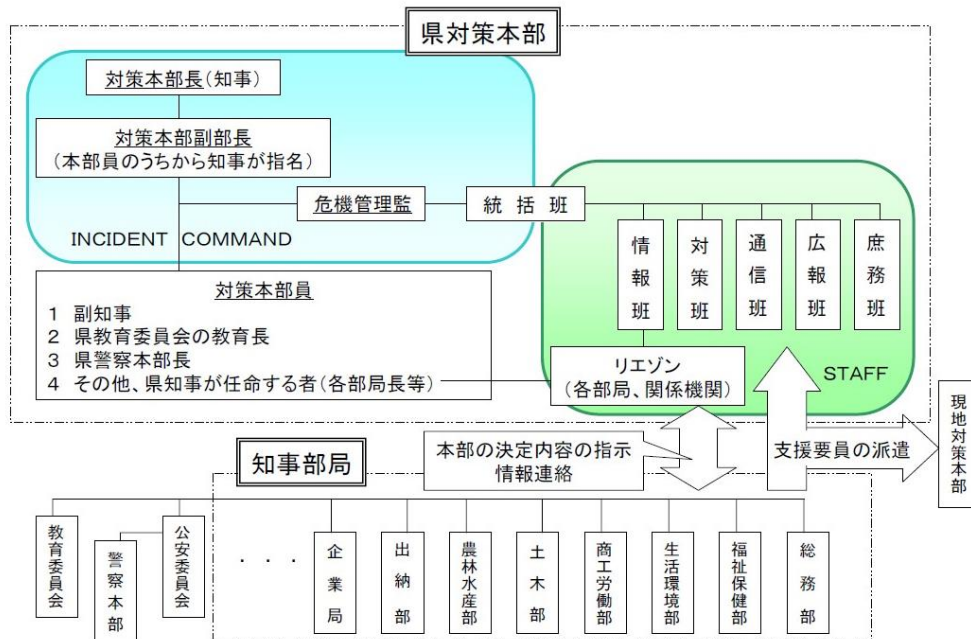
また、指揮調整者を補佐するスタッフとして、広報担当責任者、安全担当責任者及び連絡調整担当者を置くこととされている。この中の安全担当責任者は全ての職員の安全管理を担当し、職員が不必要な危険にさらされないよう監督し、指揮調整者に対して職員の安全に関する助言を行うこととされており、長時間かつ多忙で過酷な業務となる災害対応業務において、職員の安全を確保するために不可欠なスタッフである。

さらに、ICSの対応拠点であるEOC（Emergency Operation Center、災害対策本部）は、直面するインシデントに関わる様々な情報の収集集約、情報の意味づけ（インテリジェンス化）や優先順位付けとそれらに基づく対処計画の策定、情報の配信（周知徹底と公表）の3つの機能を果たすべきものとされている。そのため、前述の内閣府報告書においては、「危機対応の体制において、対策本部は情報集約、全体調整及び方針決定を行い、平素からの組織は所管する業務に関して情報収集、事案対処を行うこととなる」として、災害対策本部の指揮調整機能については危機管理担当部が担い、「事案処理」については所管業務に係る各部局が行うこととして整理している。

これらの考え方に基づくと、県災害対応の指揮調整を行うべき災害対策本部事務局の指揮命令系統に複数の事案対処組織を抱え込むことは、台風第19号への対応において県の事務局職員が経験したように、災害対策本部事務局の指揮調整機能の混乱と不必要な繁忙化、不安定な業務遂行に至るリスク要因であると考えることができ、県当局から説明のあった方向性のうち、事案対処組織を災害対策本部事務局で抱え込むために多数の職員を事務局に専任化することよりも、事案対処業務を関連性の高い部局の所管業務として整理し、既存の安定した指揮命令系統の中で対応する形とした方が安定的な県全体の災害対応に望ましい形であると考えられる。

都道府県対策本部の体制図

資料15



都道府県対策本部の機能、体制等

資料16

県対策本部 における班編制※1	ICSによる分類	県対策本部に求められる機能	班内の指揮・統括を行う部局
統括班	指揮・調整	○県対策本部の指揮・統括 ○情報班が収集した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ○県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示	危機管理部局 当該危機の担当部局
対策班	連絡調整 担当責任者	○関係機関との連絡調整 ○他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援 ○指定行政機関等への措置要請及び自衛隊の部隊等の派遣要請	危機管理部局 当該危機の担当部局
情報班	情報・計画	○国、他の都道府県、市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 (被災情報、避難や救援の実施状況、安否情報、その他統括班等から収集を依頼された情報) ○県対策本部の活動状況や実施した措置等の記録・整理	危機管理部局
通信班	資源管理	○通信回線や通信機器の確保 ○ヘリコプターテレビ電話システム等からの映像の収集、配信	危機管理部局 総務部
広報班	広報担当責任者	○被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等 ○対外的な広報活動	総務部
庶務班	安全担当責任者 資源管理 財務・行政管理	○県対策本部員や県対策本部職員のローテーション管理・支援 ○現地派遣職員の支援 ○食料の調達等庶務に関する事項	総務部
平素からの各部局	事案処理※2	○危機対応の際、県対策本部からの指示を受けて、所管する事務について対応する。	事業所管部局

* 危機管理担当課及び防災担当課を有する危機管理部局が設置されている団体を想定。

※1 都道府県国民保護モデル計画における班編制と同様の枠組み。

※2 班内の取りまとめとしての機能を果たしている部局であり、支援要員を派遣しているのみの部局は意味していない。

22

「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会 平成19年度報告書（都道府県における総合的な危機管理体制の整備）」（内閣府）より抜粋。

以上のとおり、今回の一連の検証を通して県側から提案された改善案は、災害対策本部事務局長（危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合における

緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する危機管理監）を補佐する指揮調整機能の強化を目指すなど、概ねICSの考え方を踏まえたものと評価することができ、それらを計画的に着実に実施することで県の災害対応能力の向上が大いに期待されることが考えられる。

なお、ICSでは、危機管理に係る専門人材の育成と確保が重視されることから、内閣府による防災スペシャリスト研修など、日本においても数多くの研修機会が設けられている。前述の内閣府報告書においては「危機管理の専門担当者として、危機管理に重点的に取り組む職員を一定数確保し、長期的な観点から持続的に専門研修を実施」する必要性が指摘され、併せて「長時間の拘束や緊急参集呼出の緊張感等といった危機管理担当部署における特別な負担感を縮減する仕組みや、危機管理担当業務を適切に評価し得る仕組みを導入すること等により、危機管理担当部署の職員のモチベーションを維持し、また、危機管理の特殊性を踏まえ、危機管理の専門担当者を育成しやすい環境を整備する」ことについて触れられている。

さらに同報告書においては、危機管理担当職員以外の職員の危機管理能力の向上について、「都道府県の全職員が最低限の危機管理の基本能力を身につけることや、一義的に危機管理を担当する部署でないとしても、出先機関を含むすべての部署が一定の危機管理意識を持ち、適宜、研修・訓練、マニュアルの作成等を通じて、危機管理能力を向上させる」必要性について指摘されていることから、今後、福島県においては災害対応に係る人材の育成と確保についていっそう特段の留意を払うべきものとすると考える。

1 令和元年東日本台風及び令和元年10月25日大雨の主な被害状況について

- ◆人的被害 災害直接死32名、災害関連死6名、重傷者1名、軽傷者58名（R2. 8. 11時点）
- ◆建物被害 全壊1,470棟、半壊12,311棟、一部損壊6,559棟、床上浸水1,022棟、床下浸水432棟（R2. 8. 11時点）
- ◆河川被害 【国管理】阿武隈川で決壊1箇所、越水19箇所、溢水計6箇所 【県管理】破堤49箇所（23河川・17市町村）
- ◆避難者数・避難場所開設数 26,175人・510箇所（各市町村最大避難人数の合計とその時の避難場所開設数）
- ◆ライフライン 電気：延べ停止戸数43,442戸（39市町村） 水道：最大77,400戸断水

2 検証事業の概要

◆検証事業の目的

被災世帯を対象としたアンケート調査により住民の避難行動を検証し、住民が迅速で的確な避難行動を行うための自助・共助・公助の今後の取組について示す。また、今後の県の災害対応を改善するための方向性や具体的な取組を検討し、もって災害対応に強い県づくりに向けた取組について示す。

◆検証委員会

<委員> 佐々木 康文（委員長）（福島大学 教授）、中林 一樹（東京都立大学 名誉教授）、田村 圭子（新潟大学 教授）、長林 久夫（日本大学 名誉教授）、阿部 恒之（東北大学大学院 教授）、県危機管理部長、県保健福祉部長、県土木部長
 <開催記録> 第1回（R2. 2. 1）、第2回（R2. 2. 29）、第3回（R2. 5. 15）、第4回（R2. 5. 31 書面）、第5回（R2. 8. 3）、第6回（R2. 9. 7）

◆住民避難行動調査

被災世帯（13市町・約1万3千世帯）を対象として、日頃からの防災の備えや避難行動などに係るアンケート調査を実施。

◆市町村の災害対応状況調査

- 県内12市町村を対象に県との連携や避難情報の発令などの災害対応に係るヒアリング調査を実施。
- 県内全市町村を対象に避難行動要支援者への対応や避難場所の開設・運営状況について調査を実施。

◆県災害対策本部の活動に係る課題

従事した職員からのアンケート等から運営の課題について整理。

◆検証事業中間報告

6月の出水期を前に水害から命を守るための「県民の皆様の迅速で的確な避難行動に向けた取組」を取りまとめ。（避難情報の早期発令、「マイ避難」の推進など）

◆検証事業最終報告

検証事業のまとめとして、「命を守るための避難行動に係る取組」と「県の災害対応の改善に係る取組」を取りまとめ。

3 検証結果

① 命を守るための避難行動に係る取組

市町村の災害対応状況調査結果概要

◆避難情報の発令

- 人的被害が発生したほとんどの市町村では河川が氾濫する前に警戒レベル4情報を発令。
- 避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3情報を発令せず警戒レベル4情報を発令していた。
- 避難情報を発令しなかった市町村においては、自主避難所を開設。

◆避難行動要支援者への対応

- 避難行動要支援者の人数に対して支援者の人数が不足。
- 避難行動要支援者名簿が活用されていない。
- 個別計画の有効性に乏しい。

◆避難場所・避難所の開設と運営

- 風水害時の避難情報を当該地域の全住民を対象に発令下結果、見込みより避難者が多なり、避難場所が一杯になった。
- 人手不足等により、ハザードマップに記載している避難場所を全て開設できなかった。

住民避難行動調査結果概要

◆避難情報の入手や避難行動

- 大半の人は「テレビ」や「エリアメール」を中心に様々な情報源から避難情報を入手。
- 「避難情報」をきっかけに避難した方は少なく、身に危険が迫ってきていることを感じてから避難行動を起こした人が多い。
- 事前に具体的な計画を立てていた人ほど早めの水平避難をしていた。

人的被害状況

◆亡くなった方の分析

- 65.6%が65歳以上の高齢者であり、そのうち7割が自宅の1階で被災。
- 34.4%は外出中に被災。
- 18.8%は工作中に被災。

新型コロナウイルス感染症対策

- 避難場所・避難所の3密を避けるため、感染症対策の徹底・強化が必要。

今後の取組

◆迅速な避難行動に向けた取組

- 市町村は空振りを恐れず避難情報を早期に発令する。**公助**
- 県は避難情報発令状況をリアルタイムで把握して、必要な情報がもれなく発令されるよう市町村へ助言する。**公助**
- 避難情報は雨量や河川の水位など、より切迫感のある情報と併せて発令する。**公助**
- 住民に対し避難情報の意味や入手方法に加え、警戒レベル情報や相当情報の意味を周知する。**公助**
- 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組を推進する。**自助**
- 商工団体への呼びかけ。**共助**

◆避難行動要支援者への支援強化

- 行政・地域・民間事業者が協働して社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を構築する。**共助** **公助**
- 避難行動要支援者名簿や個別計画の有効性を高め、関係機関で共有する。**共助** **公助**

◆避難場所の開設や新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

- 市町村は地域などと連携して開設できる避難場所を増やすとともに、民間のホテル・旅館などを避難場所として活用する。**共助** **公助**
- 「マイ避難」の取組により親戚・知人宅への「分散避難」を図る。**自助** **共助**
- 感染症を防ぐための物品（マスク・消毒液など）を備蓄するとともに、避難する方が携行するよう呼びかける。**自助**

水害による死者をゼロにする災害文化の定着

今回の被災経験を踏まえて、「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して水害による死者をゼロにすることを目指す社会を構築すること。**自助** **共助** **公助**

② 県の災害対応を改善するための取組

県災害対策本部の主な活動

◆初動対応（発災直前～大雨特別警報解除）

- ・ 気象警報発表前から県防災事務連絡システムにより市町村の避難情報を把握した。
- ・ 大雨特別警報発令前に県災害対策本部体制に移行した。
- ・ 物資要望対応や災害救助法適用に係る調整を速やかに開始した。
- ・ 自衛隊や緊急消防援助隊の要請を行った。
- ・ 救助やヘリコプター運用の調整を開始した。
- ・ 4市町へ県リエゾンを派遣した。

◆応急期（大雨特別警報解除～発災3日目）

- ・ 県内全市町村へ県リエゾンを派遣した。
- ・ 自衛隊と連携して給水支援対応を行った。
- ・ 避難所から要望を聞き取り運営支援を行った。
- ・ 災害ボランティアなどを速やかに受け入れるため、高速道路無料化に係る調整を行った。
- ・ 県備蓄物資、国のプッシュ型支援、災害時応援協定などにより物資の調達と搬送を調整した。

◆復旧期

- ・ 新潟県の支援を受けて住家被害認定調査に係る支援を速やかに開始した。
- ・ 被害の大きい13市町村へ管理職リエゾンを派遣し、首長の要望対応などを行った。
- ・ 派遣要望のあった市町村へ各部局協力の下で県職員の応援派遣（避難所運営や罹災証明書交付支援）を行った。※ 延べ2,977人・日
- ・ 県ホームページのトップページを災害用にして被害状況や支援の情報を発信した。
- ・ 住宅の応急修理や賃貸型応急修理に係る支援を行った。

主な問題点・課題

- 初動において情報収集・整理に混乱があった。
- 先を見通した災害対策本部事務局運営ができる体制が構築されていなかった。
- 24時間3交替制勤務が続き、職員が疲弊した。
- 事務局職員が入れ替わり、業務の連続性を確保することが難しかった。
- 初動内容に必要な人員が不足した。
- 県や市町村の受援体制が整っていなかった。
- 住家被害認定調査の開始に向けた市町村支援の着手が遅れた。
- プッシュ型支援を始めとした物資支援の対応について当初混乱が見られた。
- 県防災事務連絡システムだけでは必要な情報を収集することができなかった。
- 被災地の写真等が少なく、被害像を掴むことが難しかった。
- 事務局各班が入手した情報を共有することが難しかった。

県災害対応の改善に係る取組

◆災害対策本部事務局の組織と業務について

- 指揮統制機能や情報収集分析機能などを強化する。
- 長時間労働対策など事務局職員の業務の安全の確保に取り組む。
- 災害対策本部事務局（指揮統制能）と各部局事案対応の役割分担を明確化する。
- 組織運営の緊急時への切替を行う。

◆災害対応の事前準備について

- 基本的な対応手順や体制を確立し、業務負担の軽減と迅速な対応策の実施に向けた取組を行う。
- ・ 市町村も含めた県の受援体制を整備する。
- ・ 速やかな住家被害認定調査の開始に向けた準備をする。
- ・ 民間ノウハウを活用して県備蓄品等の保管管理や速やかな配送を行う体制を整備する。

◆発災時の情報収集について

- 県リエゾンのIT機器等を通した速やかな情報共有がなされる体制を構築する。
- 将来的に被災情報などをクラウドシステム上に集約し、県、市町村及び関係機関で即座に共有するシステムを構築することを検討すべき。

福島県

「台風第 19 号等」住民避難行動調査業務 報 告 書

令和2年8月

株式会社サーベイリサーチセンター

「台風第 19 号等」住民避難行動調査業務

報 告 書

目 次

I 事業概要	1
1-1 事業目的	2
1-2 台風第 19 号等での避難行動に関するアンケート 調査概要	2
1-3 集計と分析における注意事項	2
II 調査結果 まとめ	4
2-1 調査の背景と目的	5
2-2 調査結果概要	5
2-2-1 台風第 19 号又は 10 月 25 日の大雨による被害状況	5
2-2-2 居住地周辺における水害リスク認識	5
2-2-3 情報の入手状況	5
2-2-4 避難状況	7
2-2-5 避難した理由	8
2-2-6 避難しなかった理由	9
2-3 避難促進に向けて	10
2-3-1 避難した人、避難しなかった人の特徴	10
2-3-2 避難行動への影響要因	14
2-3-3 避難促進に向けた方策案	18
III 調査結果	20
3-1 回答者属性	21
3-2 調査結果	24
3-2-1 台風第 19 号発生前の水害や避難に対する考えについて	24
3-2-2 台風第 19 号の雨が降る前の行動について	44
3-2-3 台風第 19 号の雨が降りだしてからの行動について	50
3-2-4 10 月 25 日の大雨時の行動について	74
3-2-5 台風第 19 号および 10 月 25 日の大雨による被害について	88
3-2-6 その他	91
IV 参考資料	95
4-1 アンケート調査票	96

I 事業概要

1-1 事業目的

台風第 19 号等で被害を受けた世帯を対象として、「台風第 19 号等での避難行動に関するアンケート」を実施することとした。

この調査は、台風第 19 号が上陸した令和元年 10 月 12 日（土）～13 日（日）と、大雨被害が発生した令和元年 10 月 25 日（金）～26 日（土）に、被災者が防災情報をどのように入手し、それに基づき、どのような行動をとったのか、また、日ごろ地域の危険性等についてどのように認識されていたのかなどを調査し、今後の迅速で的確な避難行動に役立てていただくことを目的とする。

1-2 台風第 19 号等での避難行動に関するアンケート 調査概要

- (1) 調査対象 福島 13 市町において令和元年台風 19 号および 10 月 25 日の豪雨による被害を受けた世帯主
- (2) 調査手法 郵送にて配布・回収（自記式）
- (3) 調査期間 令和 2 年 2 月 28 日（金）～3 月 23 日（月）
- (4) 調査主体 福島県
- (5) 回収数／回収率 7,123 件／53.9%

	町村名	母集団数	母集団計に占める割合	悉皆／抽出	抽出率	調査対象数	母集団における自治体構成比を乗じた回収数 (A)	回収数 (B)	調査対象数に対する回収率	回収総数に対する回収率	ウェイト値
1	福島市	673	3.32%	悉皆	100%	673	236	394	58.54%	5.53%	0.60
2	郡山市	7,689	37.91%	抽出	25%	1,922	2,700	958	49.84%	13.45%	2.82
3	いわき市	5,355	26.40%	悉皆	100%	5,355	1,881	2,724	50.87%	38.24%	0.69
4	須賀川市	1,619	7.98%	抽出	75%	1,214	569	641	52.80%	9.00%	0.89
5	相馬市	1,516	7.47%	抽出	75%	1,137	532	567	49.87%	7.96%	0.94
6	二本松市	121	0.60%	悉皆	100%	121	42	83	68.60%	1.17%	0.51
7	田村市	149	0.73%	悉皆	100%	149	52	89	59.73%	1.25%	0.59
8	南相馬市	367	1.81%	悉皆	100%	367	129	206	56.13%	2.89%	0.63
9	伊達市	998	4.92%	抽出	75%	749	351	497	66.36%	6.98%	0.71
10	本宮市	1,011	4.98%	抽出	75%	755	355	465	61.59%	6.53%	0.76
11	川俣町	139	0.69%	悉皆	100%	139	49	83	59.71%	1.17%	0.59
12	塙町	106	0.52%	悉皆	100%	106	37	61	57.55%	0.86%	0.61
13	石川町	538	2.65%	悉皆	100%	538	189	355	65.99%	4.98%	0.53
		20,281	100.00%			13,225	7,123	7,123		100.00%	

1-3 集計と分析における注意事項

- ・回答比率（％）は、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までを表示している。このため、回答比率の合計が 100%にならないことがある。
- ・2 つ以上の複数回答ができる設問では、回答比率は原則として 100%を超える。
- ・本アンケート調査の標本抽出率は自治体によって異なり、本アンケートで回収された回収されたサンプルの自治体構成比も、母集団の自治体構成比と異なる。このため、全体の結果については、回収されたサンプル

ルの自治体構成比を母集団の自治体構成比に補正した上で算出する、ウェイトバック集計を実施している。具体的には、母集団内における自治体構成比に本アンケート調査の回収総数を乗じて算出した自治体毎の本来あるべき回収数 (A) と、本アンケートで回収されたサンプルの自治体毎の回収数 (B) から、自治体別にウェイト値を算出の上 (A/B)、当該サンプルが属する自治体のウェイト値をサンプル毎に付与し、各設問におけるそれぞれの回答数にウェイト値を乗じた集計を行っている。

- ・自治体別の集計結果については、自治体ごとの有効回答数に基づいた集計結果を掲載している。

II 調査結果 まとめ

2-1 調査の背景と目的

本調査は、台風第19号が上陸した 令和元年10月12日（土）～13日（日）及び大雨被害が発生した 令和元年10月25日（金）～26日（土）に、被災した県民が防災情報をどのように入手し、それに基づき、どのような行動をとったのか、また、日ごろ地域の危険性等についてどのように認識されていたのかなどを調査し、今後の迅速で的確な避難行動に役立てていただくために実施したものである。

調査対象者は福島県内の13市町に居住し、台風第19号及び令和元年10月25日大雨において被災した世帯である。自治体によって調査対象者の抽出率が異なることから、調査対象自治体を全体とした場合の全体的な傾向を把握するため、集計結果については、自治体別集計を除き、推計を行っている。以下、調査結果のとりまとめにあたっては、推計結果をもとに記載する。

2-2 調査結果概要

ここでは全体の推計結果をもとに、日ごろ地域の危険性認識、被災世帯の防災情報入手状況、避難状況等について概観する。

2-2-1 台風第19号又は10月25日の大雨による被害状況

台風第19号又は10月25日の大雨において、浸水によって自宅が何かしらの被害を受けた人（問44）は86.2%、土砂災害によって自宅が何かしらの被害を受けた人は44.2%である。自宅の被害に対して役所から示された「罹災証明の判定内容」（問45）をみると、88.7%が「一部損壊以上」の判定を受けている。

2-2-2 居住地周辺における水害リスク認識

台風第19号発生以前における住まいの地域で洪水・浸水などの水害発生に対する認識（問9）をみると、水害が「近いうちに起きそうだと思っていた」人は16.7%であり、「ここ10年くらいの間に起きそうだと思っていた」人を合わせても、住まいの地域で水害が起きる可能性を考えていた人は25.4%と、4人に1人の割合にとどまる。

また、台風第19号が上陸した10月12日、雨が降る前の台風第19号に対する認識（問16）をみると、「たいした被害はないと思った」（33.6%）、「水害が起きるとしても過去に経験した範囲に収まるだろうと考えていた」（47.0%）など楽観的で、「被害が出そうなので、台風の影響が強まる前に避難が必要と考えていた」（12.4%）人は1割程度であり、多くの人にとって想定していなかった被害であったということがうかがえる。

2-2-3 情報の入手状況

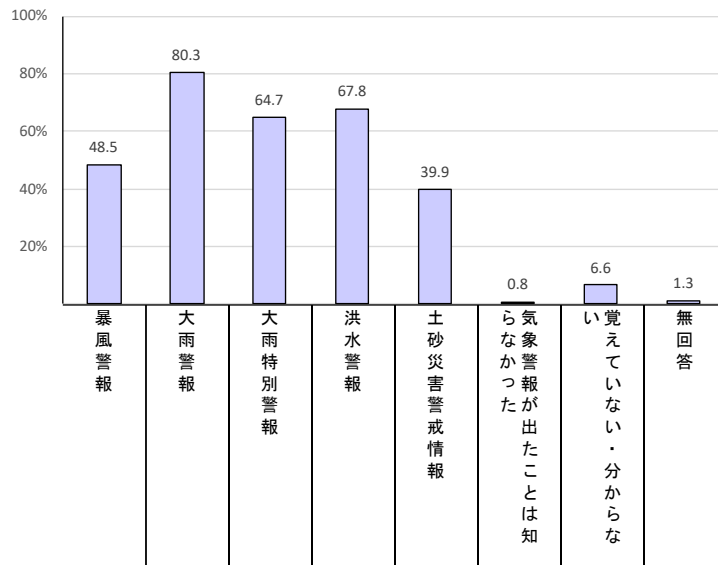
台風第19号に伴い発表された、何かしらの気象警報を見聞きした人（問19（1））は91.3%である。また、何かしらの避難情報を見聞きした人（問20（1））は、80.5%を占めており、台風19号の際、大半の人は気象警報や避難情報を入手していたと考えられる。

情報の主な入手源についてみると、雨が降り出す前の台風第19号に関する情報の入手源（問17）、雨が降り出してから気象警報の入手源（問19（2））においては8割以上、避難情報の入手源（問20（2））においては6割以上で「テレビ」が最も高いが、そのほかにも様々な媒体を通じて情報を入手していたことがわかる。

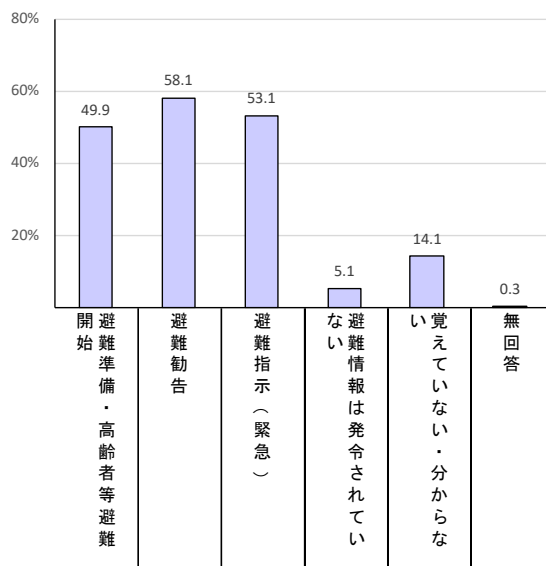
入手源としてテレビに次いで高いのは、問17、問19（2）、問20（2）のいずれにおいても「市町村が発信する防災メール（エリアメール）」であり、特に避難情報入手（問20（2））では4割以上と高い。旧来型の「防災行政無線（屋外スピーカー）」、「戸別受信機（自治体が貸与する防災ラジオを含む）」の

割合と比べても、情報入手源として有効であったことが示唆される。

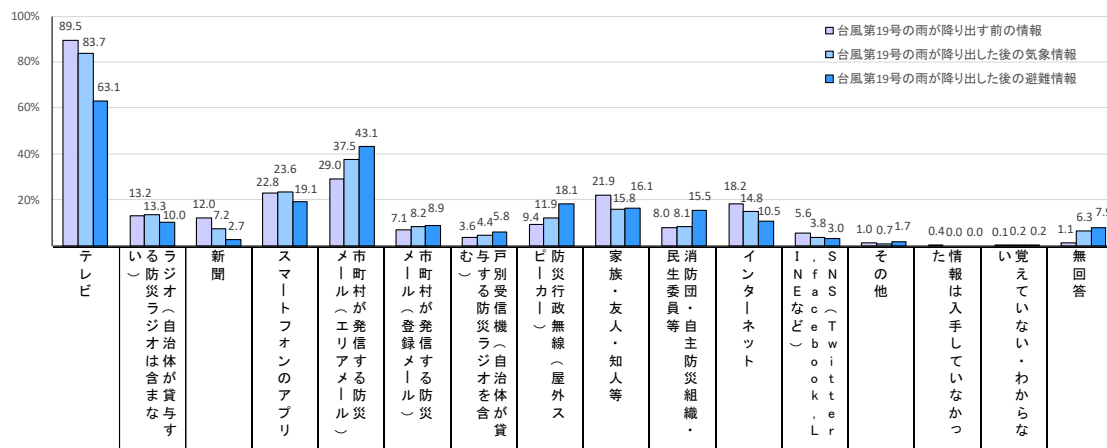
【入手した気象情報（問 19（1））】



【入手した避難情報（問 20（1））】



【情報の入手源（問 17,19,20）】

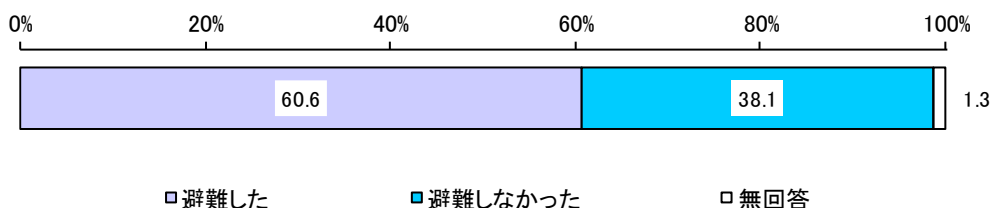


2-2-4 避難状況

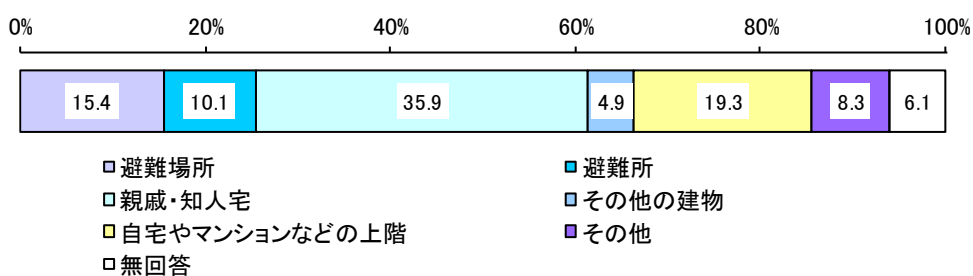
台風第19号上陸の際の、自宅が被災する前の避難状況（問21）は「避難した」人が60.6%となっている。最終的に避難した先（問22）は「親戚・知人宅」が最も高く35.9%、次いで「自宅やマンションなどの上階」が19.3%、「避難場所」が15.4%となっている。

問21 避難有無と問22 最終的な避難先の回答結果から避難行動を分類すると、《水平避難》（問22で「避難場所」「避難所」「親戚・知人宅」「その他の建物」「その他」）が45.2%、《垂直避難》が11.7%、《避難しなかった》が38.1%であった（なお、問22で最終的な避難先が回答ないサンプルはここでは無回答扱い）。

【台風第19号上陸時の避難の有無（問21）】



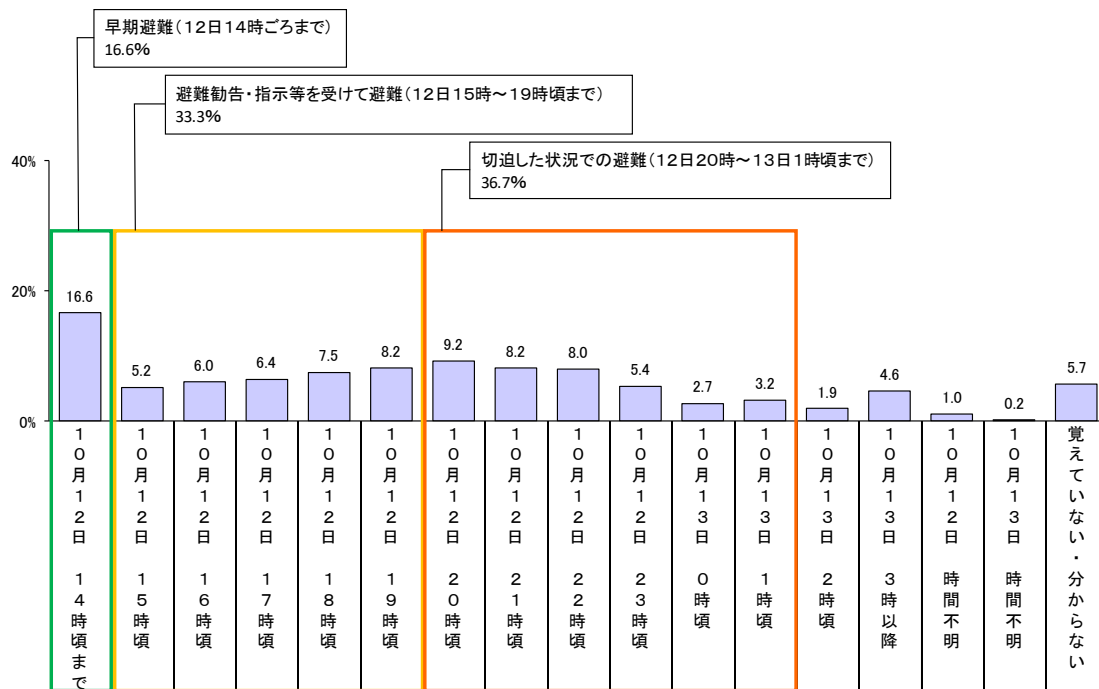
【台風第19号上陸時の最終的な避難先（問22）】



台風第19号で大雨警報が発表されたのは14時9分である。以降各地で次第に雨は強まり、自治体にもよるが15時～18時頃には避難勧告が、それ以降に避難指示が発令、さらに19時50分から22時にかけて大雨特別警報が発表されている。雨は日付が変わった13日2時ころになると各地で弱まり、4時～5時頃には、今回の調査対象自治体では雨はやんでいる。

避難開始時刻をみると、大雨警報発表前であり比較的雨が強まる前の12日14時頃までの早い段階で避難を開始した人はおよそ1割半ば、避難勧告や避難指示が発令されていた12日夕方から19時頃までに避難を開始した人はおよそ3割半ば、暗くなりすでに災害が発生している可能性が高い、大雨特別警報が発表され強い雨が降り続いていた12日20時頃から13日1時頃の間避難を開始した人はおよそ3割半ばとなっている。

【避難開始時刻（問 24）】

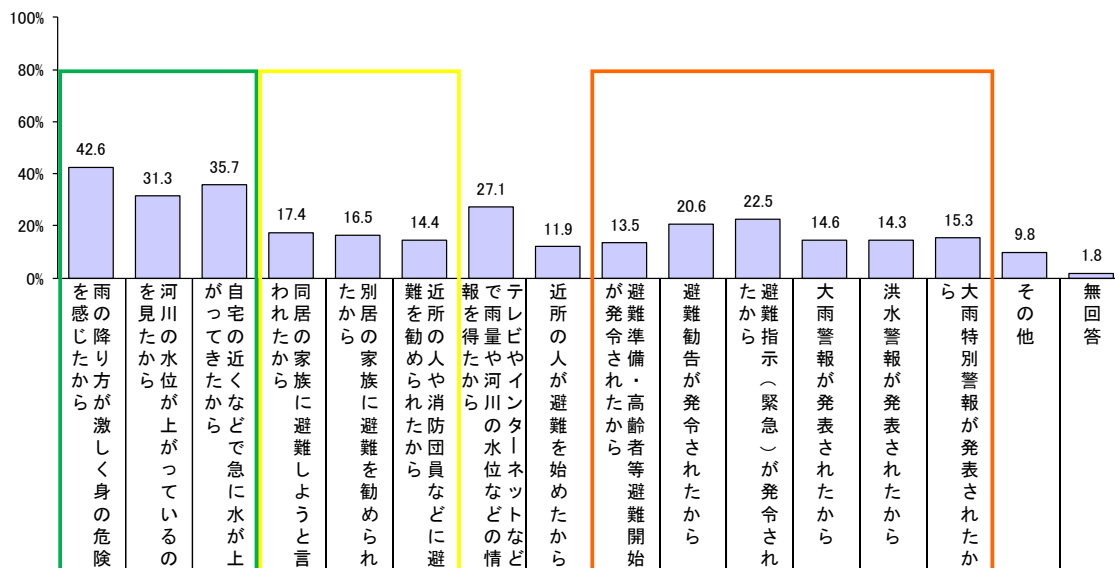


2-2-5 避難した理由

台風第19号上陸の際に自宅が被災する前に避難した理由（問23）をみると、「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」（42.6%）、「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」（35.7%）、「河川の水位が上がっているのを見たから」（31.3%）が避難開始の理由として高い。

一方、「大雨特別警報が発表されたから」（15.3%）など気象警報は1割台、「避難指示（緊急）が発令されたから」（22.5%）といった避難情報は1～2割程度、「同居の家族に避難しようと言われたから」（17.4%）など人からの呼びかけも1割台と、「雨」や「水」の状況に比べて避難の理由に挙げた人は少ない。

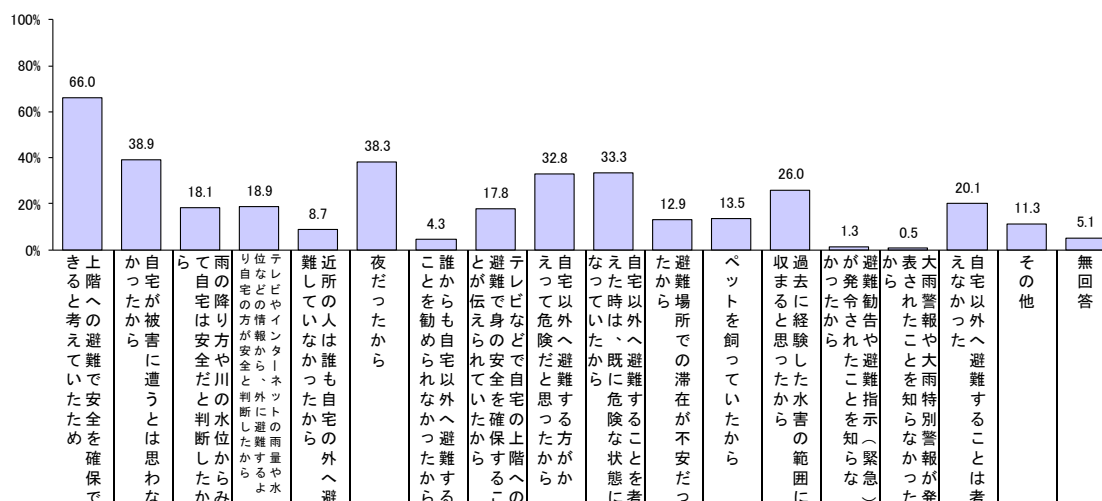
【避難した理由（問23）】



避難にも自宅を立ち退いて避難した場合と、「自宅やマンションのなどの上階」に避難した場合の2通

りがある。このうちの後者、すなわち《垂直避難》を選択した理由（問 28）をみると、いざとなれば「上階への避難で安全を確保できると考えていたため」（66.0%）であり、そもそも「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」（38.9%）と考えた人も多かったといえる。その後、「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」（問 23／67.6%）身の危険を感じ、もともとの想定通り「自宅やマンションのなどの上階」に避難を開始した人が多かった。自宅やマンション以外へ避難しなかった理由（問 28）をみると、「夜だったから」（38.3%）や「自宅以外へ避難することを考えたときには、既に危険な状態になっていたから」（33.3%）が高いことから、《水平避難》するには雨の状況や時間帯から危険な状況になっており、自宅において《垂直避難》が適切に実施されたこともうかがえる。

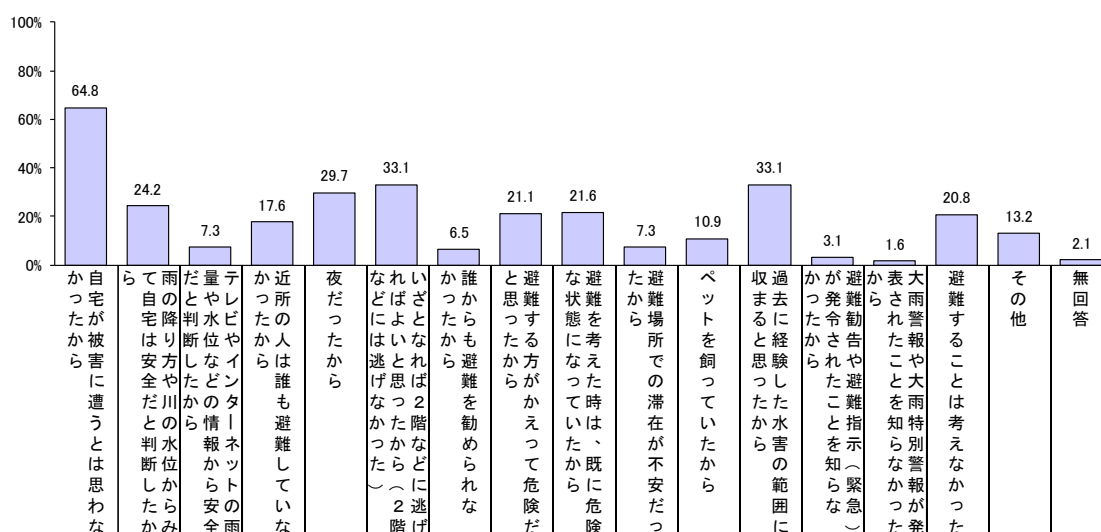
【自宅やマンション以外へ避難しなかった理由（問 28）】



2-2-6 避難しなかった理由

自宅が被災する前に避難しなかった理由（問 29）は「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」が 64.8%と最も高く、次いで「いざとなれば2階などに逃げればよいと思ったから（2階などには逃げなかった）」、「過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから」がともに 33.1%となっている。

【避難しなかった理由（問 29）】



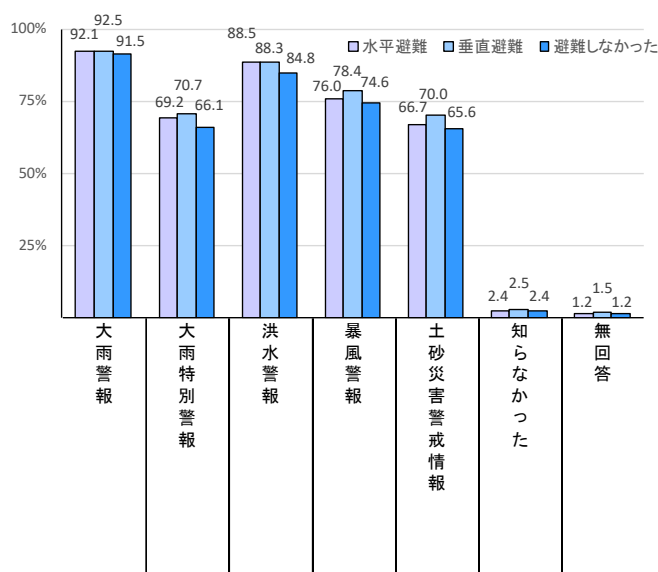
2-3 避難促進に向けて

2-3-1 自宅が被災する前に避難した人、避難しなかった人の特徴

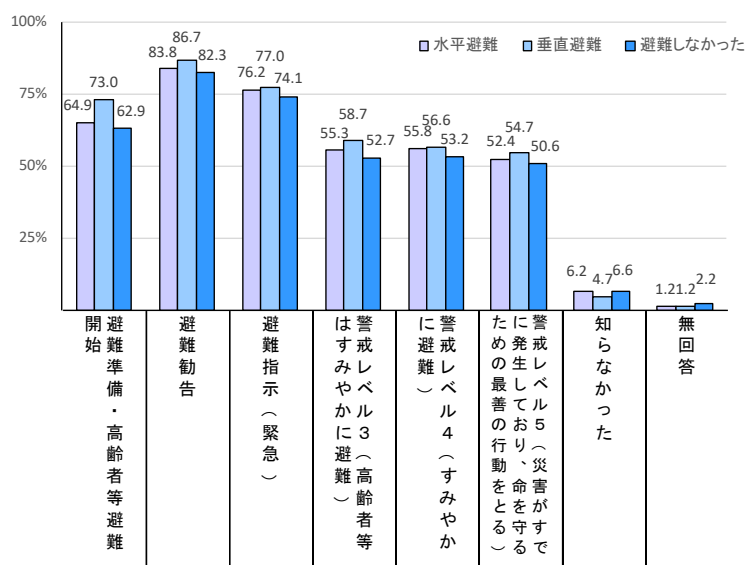
ここでは避難類型ごとの避難行動にかかる特徴を整理する。

気象情報に関する用語の認知状況（問 14（1））や避難情報に関する用語の認知状況（問 14（2））を避難類型別にみると、《垂直避難》した人では「避難準備・高齢者等避難開始」が《水平避難》した人や《避難しなかった》人に対して 1 割程度高いという差異はあるものの、それ以外の各種情報について、《水平避難》した人、《垂直避難》した人、《避難しなかった》人の間で用語の認知状況に差はみられない。

【気象情報に関する用語の認知状況（問 14（1））】



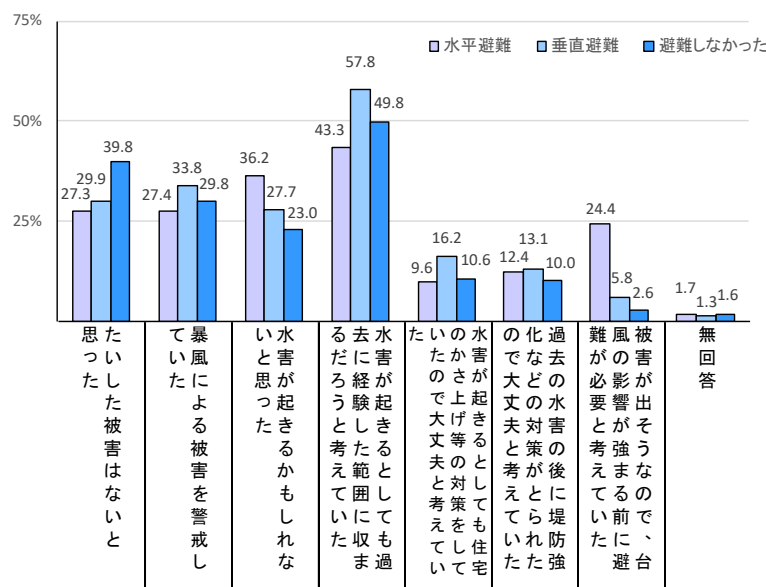
【避難情報に関する用語の認知状況（問 14（2））】



雨が降り出す前の台風 19 号に対する認識（問 16）を避難類型別にみると、《水平避難》した人でも「たいした被害はないと思った」が 27.3%、また、「水害が起きるかもしれないと思った」が 36.2%、「水害が起きるとしても過去に経験した範囲に収まるだろうと考えていた」が 43.3%など、雨が降り出

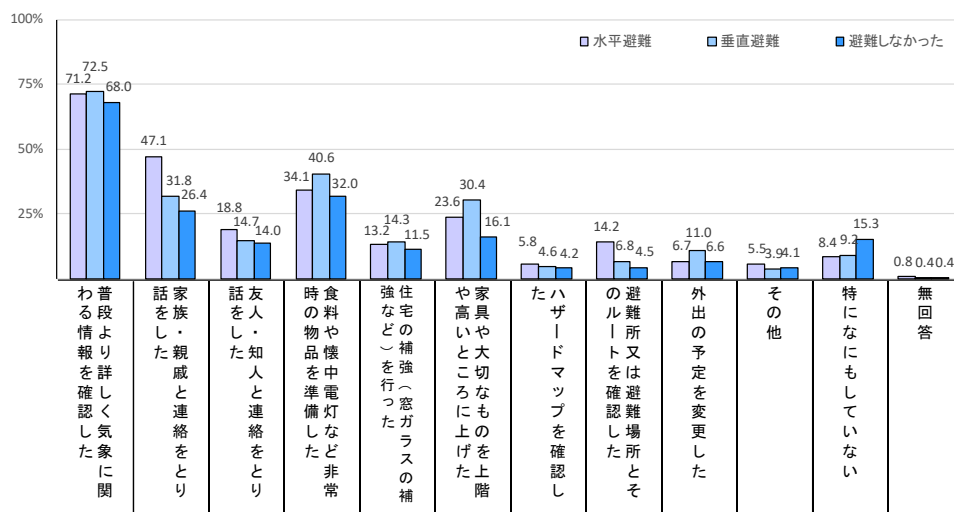
す前の時点での認識では、必ずしも甚大な水害を予想していたわけではない。しかし、「被害が出そうなので、台風の影響が強まる前に避難が必要と考えていた」と考えた人は24.4%で、《垂直避難》した人や避難しなかった人に比べて20ポイント程度高く、あらかじめ危機感を抱いていた人の割合が高かったことがわかる。一方、《垂直避難》をしていた人では「水害が起きるとしても過去に経験した範囲に収まるだろうと考えていた」(57.8%)が高いほか、《避難しなかった》人では「たいした被害はないと思った」(39.8%)と考えていた人の割合が高く、「水害が起きるかもしれないと思った」(23.0%)と考えていた人の割合が低いのが特徴的である。

【雨が降り出す前の台風19号に対する認識（問16）】



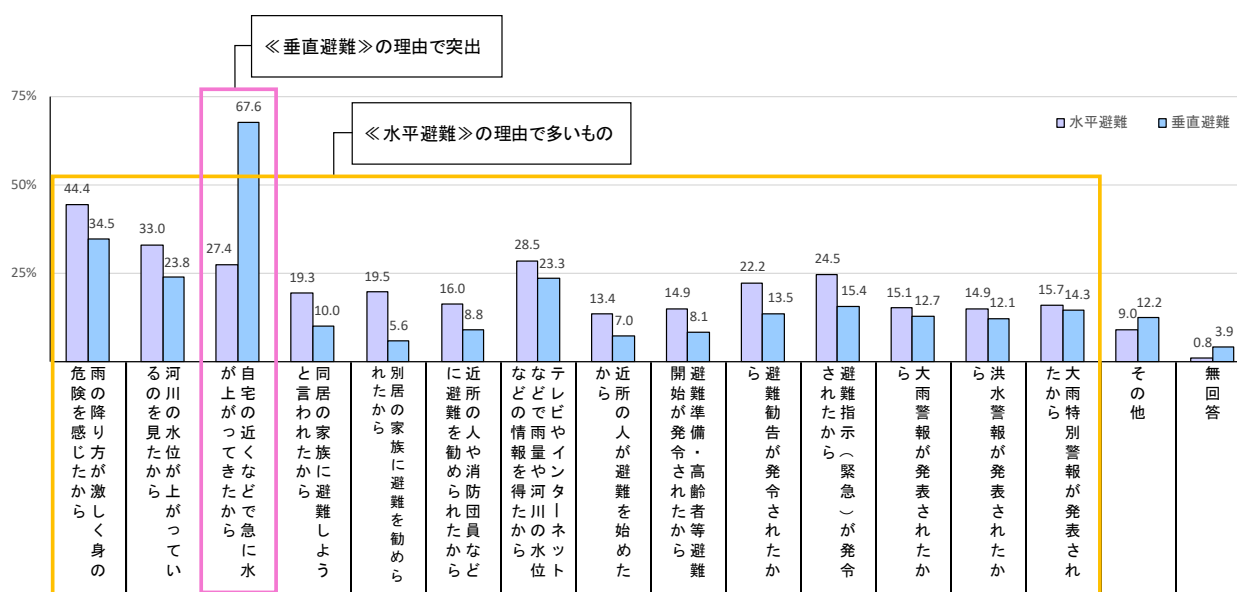
雨が降り出す前の行動（問18）を避難類型別にみると、いずれの避難類型でも、「普段より詳しく気象に関わる情報を確認した」が7割前後であり差はみられない。《水平避難》した人では「家族・親戚と連絡をとり話をした」(47.1%)が半数近くと高いが、避難の相談やどこへ避難するか連絡などのやり取りをしたケースが多いと考えられる。また、「避難所又は避難場所とそのルートを確認した」が若干高くなっている。《垂直避難》した人では、「食料や懐中電灯など非常時の物品を準備した」(40.6%)、「家具や大切なものを上階や高いところに上げた」(30.4%)人が多い。《避難しなかった》人については他の避難類型と比べて特段高い回答はなく、逆に「家族・親戚と連絡をとり話をした」(26.4%)、「家具や大切なものを上階や高いところに上げた」(16.1%)が低いなど、避難に向けた行動をとった人が少ない傾向にある。

【台風第19号の雨が降り出す前の行動（問18）】

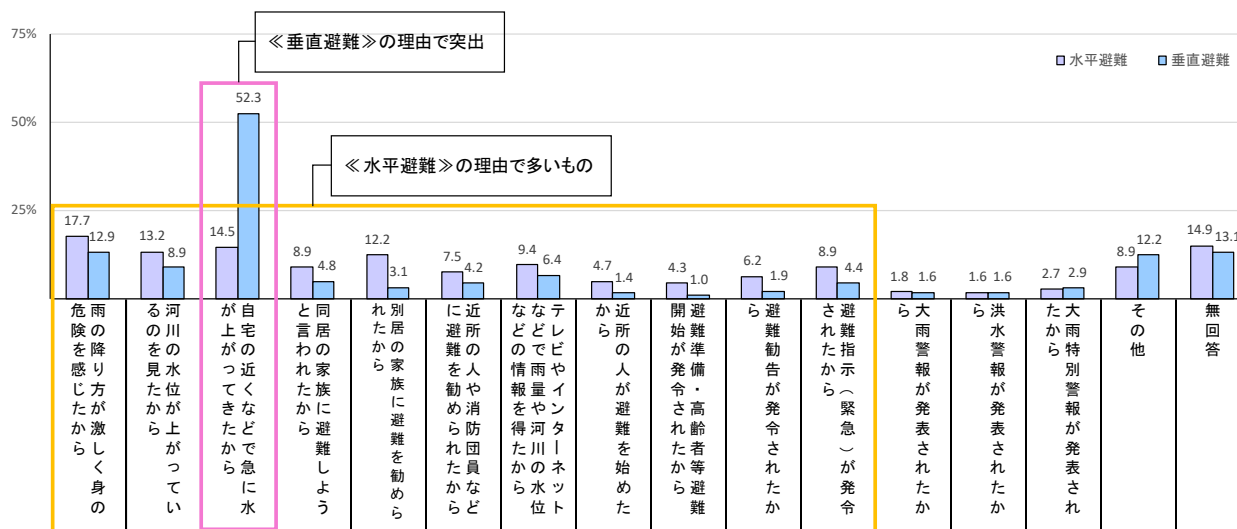


避難した理由（問 23）を避難類型別にみると、《垂直避難》した人では「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」が 67.6%で、《水平避難》した人と比べて 40 ポイント高い。避難する決め手となった理由をみても「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」（52.3%）で突出しており、切迫した状況になってから避難行動を開始したことがうかがわれる。一方、《水平避難した》人では《垂直避難》した人に比べて「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」（44.4%）、「河川の水位が上がっているのを見たから」（33.0%）、「避難指示（緊急）が発令されたから」（24.5%）、「避難勧告が発令されたから」（22.2%）、「同居の家族に避難しようと言われたから」（19.3%）、「別居の家族に避難を勧められたから」（19.5%）が 10 ポイント前後高くなっている。避難する決め手となった理由については突出した理由はなく多様である。なお、《避難しなかった》人の理由（問 29）は 2-2-6 で述べたように、「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」「過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから」のように台風第 19 号上陸後も、自宅が被害に遭うことは考えない人が多かったことがうかがえる。

【避難した理由（問 23）】



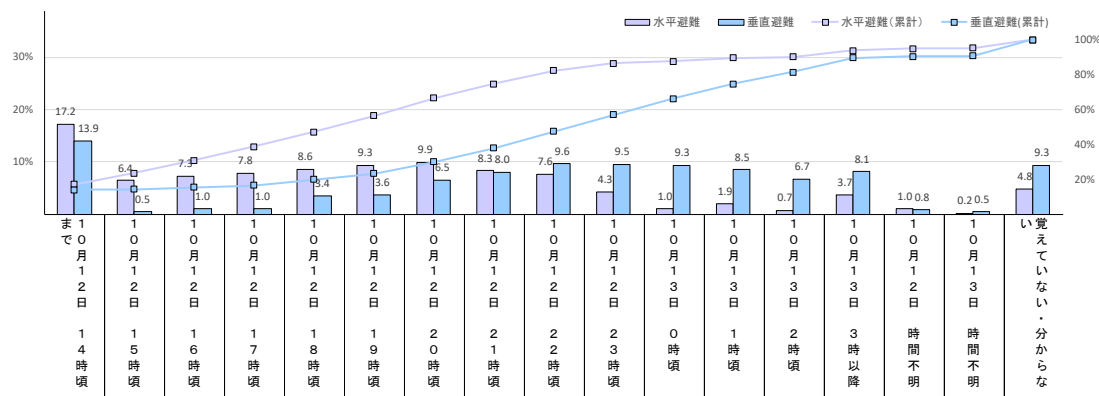
【決め手となった避難した理由（問 23）】



避難開始時刻（問 24）を避難類型別にみると、《水平避難》した人では大雨警報発表前であり比較的

雨が強まる前の 12 日 14 時頃までの早い段階で避難を開始した人はおよそ 2 割、避難勧告や避難指示が発令されていた 12 日 15 時頃から 19 時頃までに避難を開始した人はおよそ 4 割、暗くなりすでに災害が発生している可能性が高い大雨特別警報が発表された後の 12 日 20 時頃から 13 日 1 時頃の間に避難を開始した人はおよそ 3 割となっている。一方、《垂直避難》した人では、大雨警報発表前であり比較的雨が強まる前の 12 日 14 時頃までの早い段階で避難を開始した人はおよそ 1 割、避難勧告や避難指示が発令されていた 12 日 15 時頃から 19 時頃までに避難を開始した人はおよそ 1 割、暗くなりすでに災害が発生している可能性が高い大雨特別警報が発表され強い雨が降り続いていた 12 日 20 時頃から 13 日 1 時頃の間に避難を開始した人はおよそ 5 割となっている。以上から、《水平避難》した人では比較的早期に避難を開始しているが、《垂直避難》では切迫した状況で避難を開始した人が多いことがわかる。

【避難開始時刻（問 24）】



これまで述べてきたことを避難類型ごとに整理すると、以下の通りとなる。

《水平避難》した人の特徴

- ・台風 19 号の雨が降る前の時点で「被害が出そうなので、台風の影響が強まる前に避難が必要と考えていた」と考える人が比較的多い。
- ・台風 19 号上陸時、「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」、「河川の水位が上がっているのを見たから」、「避難指示（緊急）が発令されたから」等、避難した理由は多様。
- ・《垂直避難》した人と比較して早い時間帯に避難を開始している傾向。

《垂直避難》した人の特徴

- ・台風 19 号の雨が降る前の時点では「水害が起きるとしても過去に経験した範囲に収まるだろうと考えていた」と考える人が比較的多い。
- ・台風 19 号の雨が降る前の行動として、避難の準備をする人は比較的多い
- ・台風 19 号上陸時、「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」避難した人が突出。
- ・事態が切迫してから避難を開始した人が多い。

《避難しなかった》人の特徴

- ・台風第 19 号の雨が降る前の時点では「たいした被害はないと思った」と考える人が多い。
- ・台風第 19 号の雨が降る前の行動として、避難に向けた行動をとった人が少ない傾向。
- ・台風第 19 号上陸後も自宅が被害に遭うことを考えなかった人が多い。

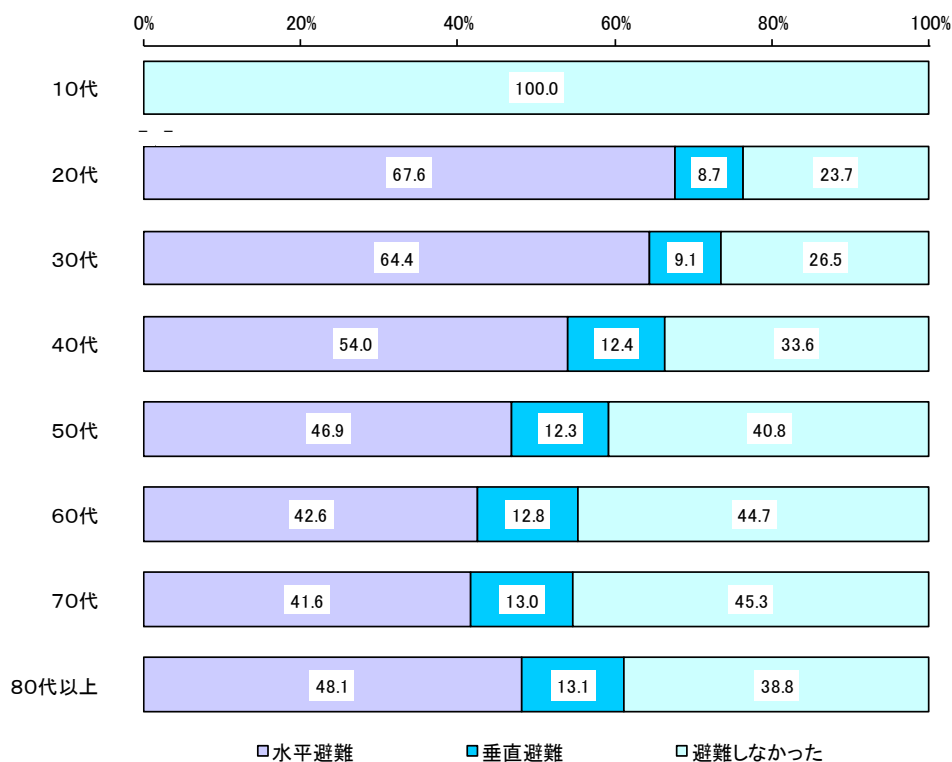
2-3-2 避難行動への影響要因

ここではいくつかのクロス集計の結果をもとに、避難行動に何が影響するのか分析する。

■年代による避難行動への影響（問1）

年齢が低いほど《水平避難》した割合が高い傾向。

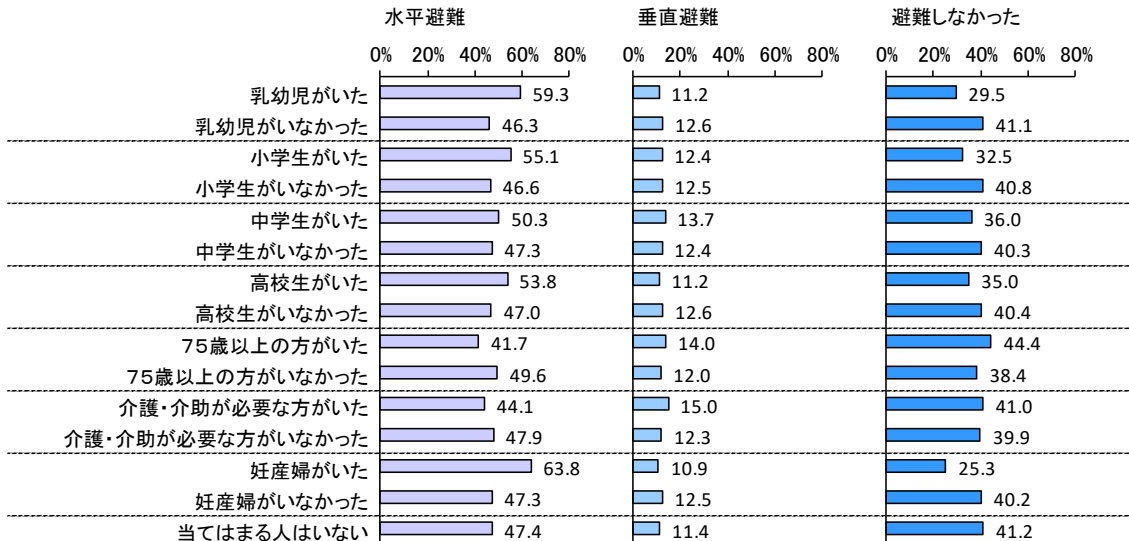
【年代（問1）】



■子どもや要援護者等の有無による避難行動への影響（問3（2））

同居家族の中に妊婦や子ども（特に乳幼児、小学生）がいた場合、《水平避難》した人の割合が高まる傾向がある。75歳以上の方がいる場合、《水平避難》する割合が下がり《避難しなかった》人の割合が高い傾向がある。介護・介助が必要な方がいる場合は避難に特段の影響はみられない。

【同居家族（問 3（2））】



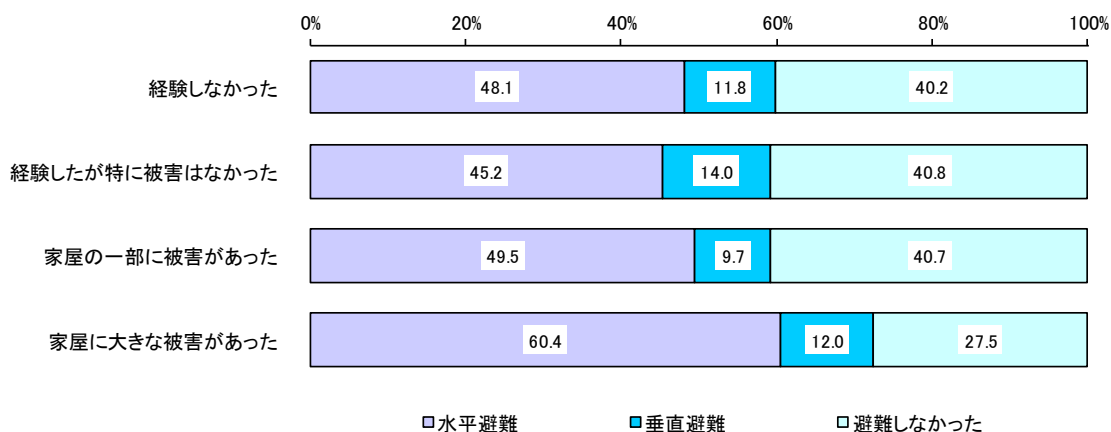
■過去の水害経験による避難行動への影響（問 7）

過去の水害（昭和 61 年 8 月豪雨（8.5 水害）、平成元年台風 13 号、平成 10 年 8 月末豪雨）において「家屋に大きな被害があった」経験がある場合には、台風第 19 号上陸時に《水平避難》する割合が高まる傾向がある。

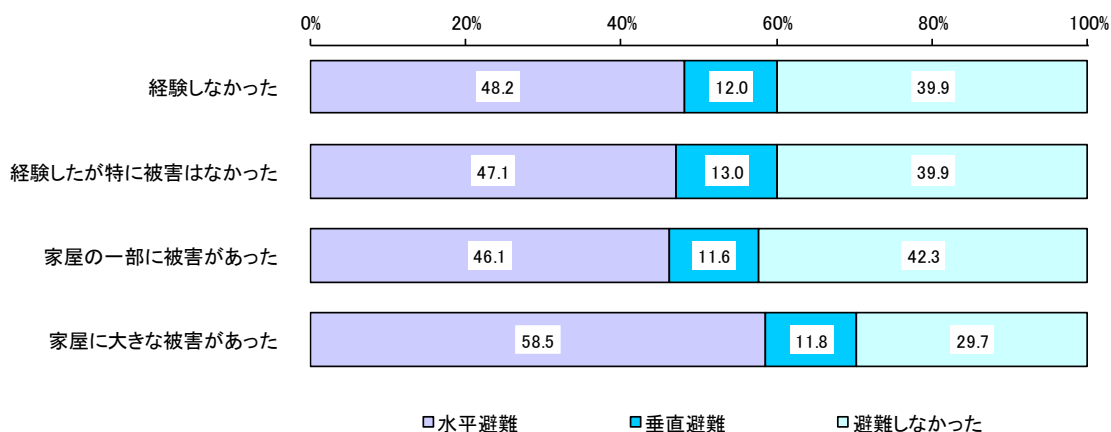
なお、10 月 25 日の大雨において大雨警報が発表され、特に大雨のとなった相馬市、南相馬市、いわき市において避難有無をみると、台風第 19 号災害経験後も避難した人の割合は増加していない。相馬市、南相馬市では避難類型に傾向の変化はないが、いわき市では台風第 19 号の時と比較して、10 月 25 日の大雨の際は《水平避難》の割合が増加し、《垂直避難》の割合が減少した。

【過去の水害経験（問 7）】

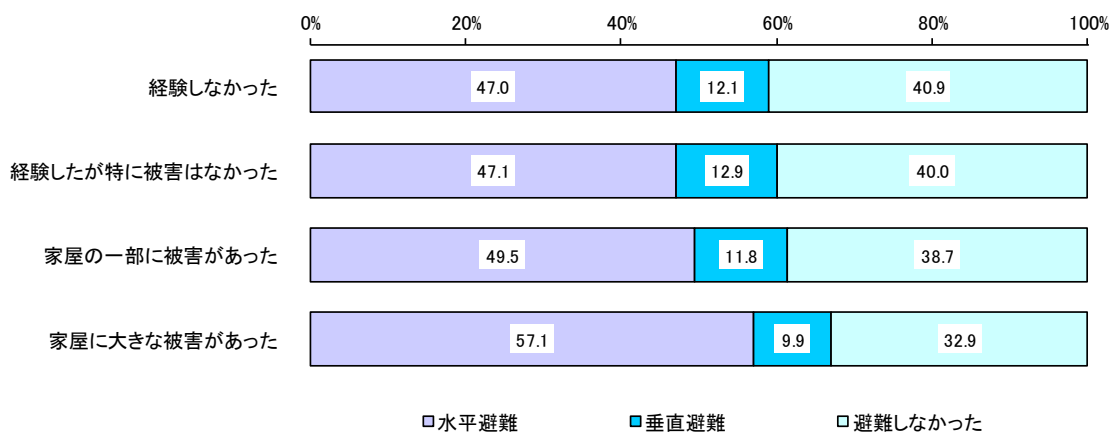
①昭和 61 年 8 月豪雨（8.5 水害）



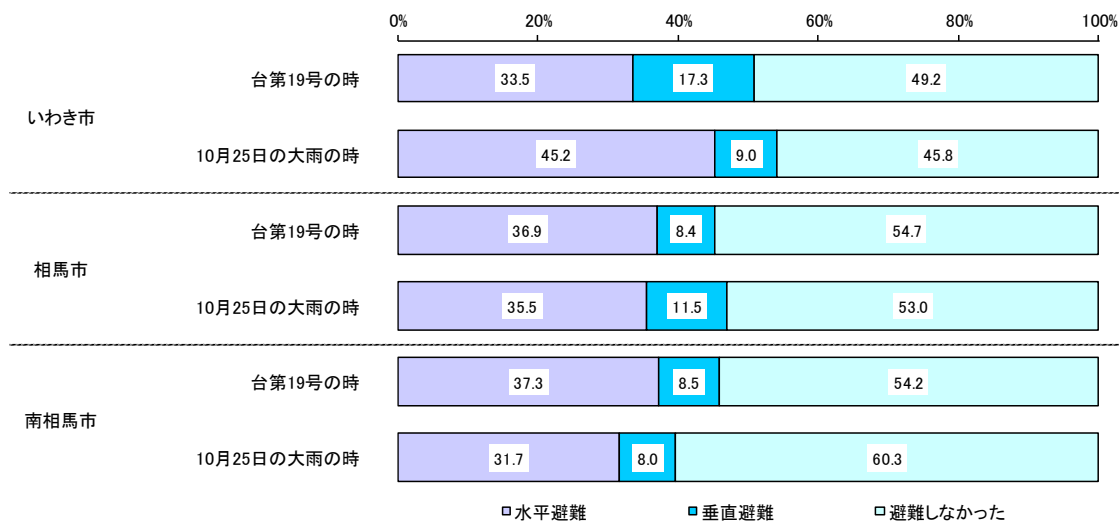
②平成元年台風 13 号



③平成 10 年 8 月末豪雨



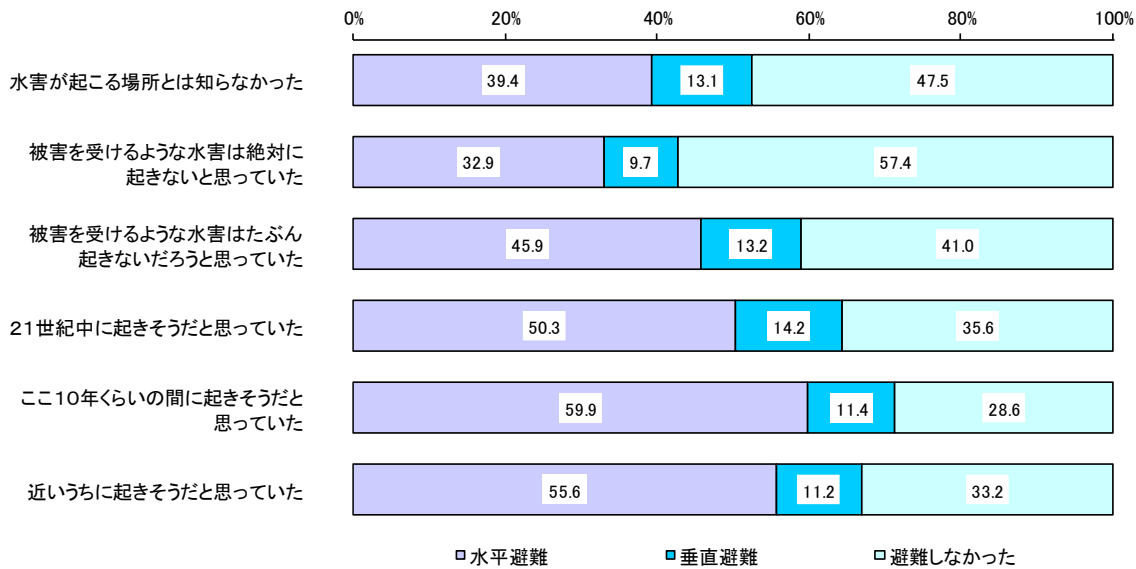
【台風第 19 号および 10 月 25 日の大雨の避難類型（問 21, 問 22, 問 34, 問 35）】



■居住地域における水害想定有無による避難行動への影響（問 9）

居住地域において洪水・浸水などの水害が発生することへの危機感が強いほど、《水平避難》する割合が高くなる傾向がある。ただし、「ここ 10 年くらいの間に起きそうだと思っていた」人や「近いうちに起きそうだと思っていた」人でも一定数「避難しなかった」人は存在する。

【居住地域における水害想定（問 9）】

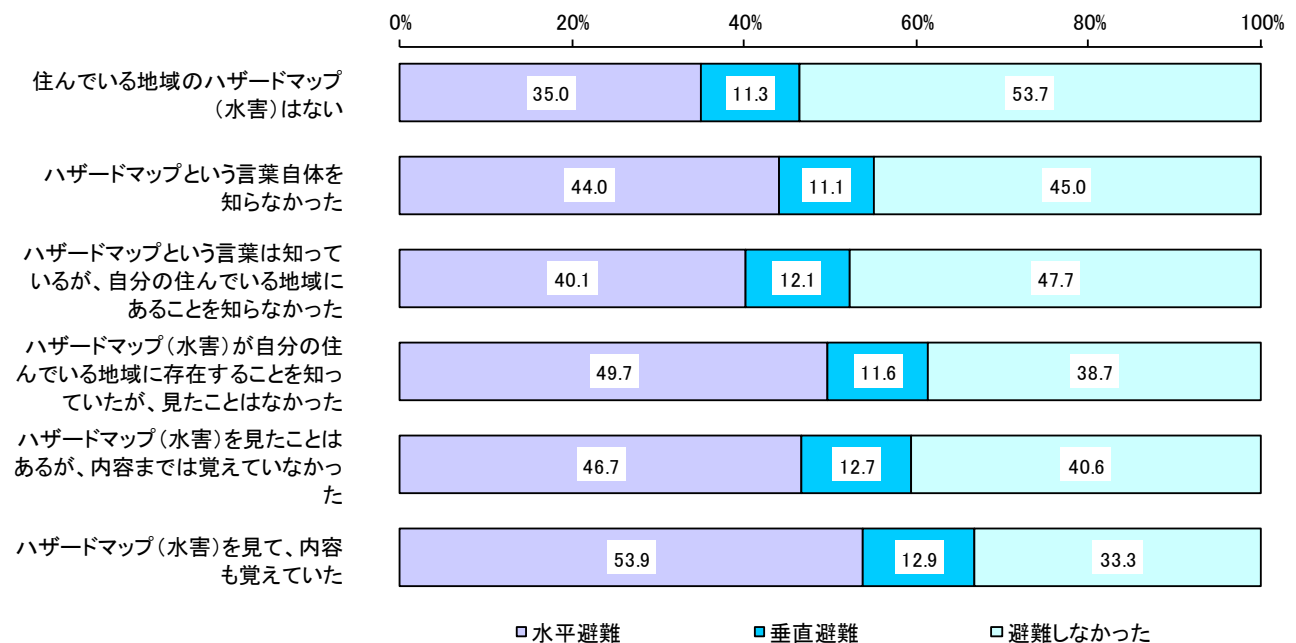


■ハザードマップ（水害）の認知状況による避難行動への影響（問 10）

ハザードマップ（水害）の認識、理解度が高いほど、《水平避難》する割合が高い傾向。《垂直避難》した人はハザードマップ（水害）の認識、理解度により傾向の差はみられなかった。

※ただし、本アンケートでは回答世帯がハザードマップ（水害）上で浸水域内なのか域外なのかは把握できないことに留意する必要がある。

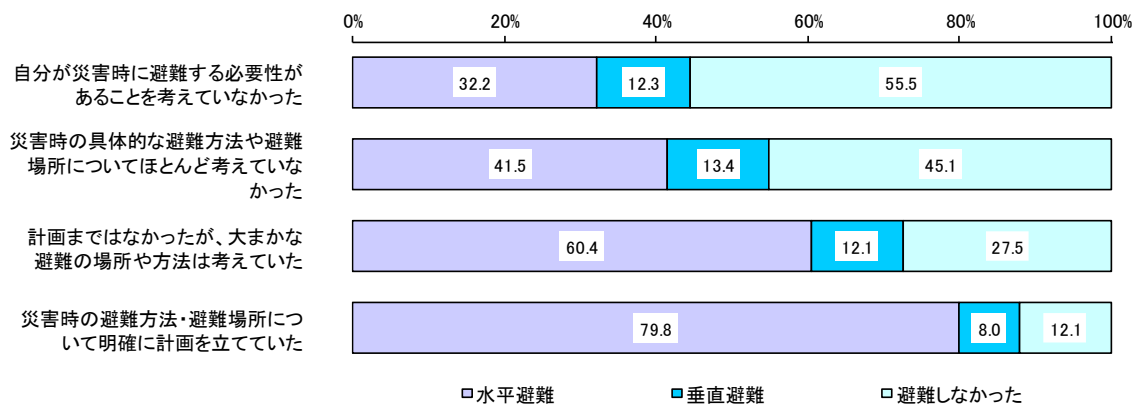
【ハザードマップ（水害）の認知状況（問 10）】



■風水害時の避難計画の有無による避難行動への影響（問 12）

風水害時の避難計画をより具体的に定めていた人ほど《水平避難》した割合が高く、《避難しなかった》人の割合が低い。

【風水害時の避難計画の有無（問 12）】



2-3-3 避難促進に向けた方策案

以上、アンケートの結果を踏まえて避難促進に向けた方策案を記す。

■居住地域の水害リスクを認識し、いざというときの避難計画を考えておくこと

避難行動を促進するための取り組みを考えるにあたり自宅が被災する前に避難行動を実行した人の特徴をみると、ひとつには居住地域の水害リスクの認識の有無が挙げられる。台風 19 号による被災前の居住地域における水害想定有無（問 9）では水害が起きる可能性が高いと考えていた人は《水平避難》をしていた傾向がある。また、本アンケートでは回答世帯がハザードマップ（水害）上で浸水域内なのか域外なのかは把握できないことに留意する必要があるが、ハザードマップを認識・理解している人では《水平避難》した人が高くなる傾向（問 10）がみられ、居住地域の水害リスクの認知状況が避難に関係していると考えられる。

もう一つは、いざというときの避難計画の有無が関係している。風水害時の避難計画を台風 19 号発生前に立てていたかどうか（問 12）をみると、「計画まではなかったが、大まかな避難の場所や方法は考えていた」で約 7 割、「災害時の避難方法・避難場所について明確に計画を立てていた」で 8 割半ばの人が避難している。また、風水害の避難場所（問 11（2））や避難所（問 11（3））の場所について認知していた人は《水平避難》行動を起こしやすい傾向がみられることから、より具体的な避難計画が《水平避難》に繋がっていたと考えられる。

一方、台風 19 号又は 10 月 25 日の大雨のうち被害の大きかった方の浸水による被害（問 43）をみると、「流出・全壊した」「床上浸水した（2 階まで浸水）」を合わせても 3.2%にとどまっている。土砂災害に遭った世帯もあるため一概には言えないが、今回の災害では結果的に《垂直避難》が正しい避難のあり方であったケースも多かった可能性がある。

先に述べた居住地域の水害リスクの認知状況、いざというときの避難計画の有無は、本アンケート結果からは特段《垂直避難》との関係性がみられないが、ハザードマップ等での浸水予想を的確に踏まえた《垂直避難》も正しい避難行動の一つの選択肢であることを周知することで、避難促進につながる可能性があると考えられる。

以上、土砂災害の可能性も含め、自身の居住地域において水害に見舞われる可能性があることをしっかり認識し、いざというときの避難計画を立てておくことで、次の水害の際に自身の避難の必要はあるのか、必要な場合はどのように避難すべきなのか判断できるようになり、スムーズな避難行動につながると考えられる。

■避難情報の伝え方の工夫

台風 19 号上陸の際、情報の取得源を年代別にみると、若年層では「スマートフォンのアプリ」「市町村が発信する防災メール（エリアメール）」「インターネット」「SNS（Twitter, facebook, LINE など）」が高く、高年層では「ラジオ（自治体が貸与する防災ラジオは含まない）」「消防

団・自主防災組織・民生委員等」など旧来型の情報源から避難情報を入手している人が一定数いるなど年代によって差はあるものの、大半の人は、「テレビ」や「市町村が発信する防災メール(エリアメール)」を中心に様々な情報源から避難情報を入手していた(問 20 (2))。

しかし、避難した理由(問 23)をみると、「避難勧告」や「避難指示(緊急)」といった「避難情報」をきっかけとした人は少なく、むしろ「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」「河川の水位が上がっているのを見たから」「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」「テレビやインターネットなどで雨量や河川の水位などの情報を得たから」等の「雨」や「水」の状況から身に危険が迫っていることを感じ、避難行動を起した傾向がある。また、避難しなかった人に対してどのようなきっかけがあれば避難したか(問 31)を尋ねると、「もっと危機感のある避難情報の提供」が4割半ばと高いことから、情報によって避難の促進を図るために、より危機感や切迫感を感じることでできる情報のあり方、出し方を検討することが重要と思われる。

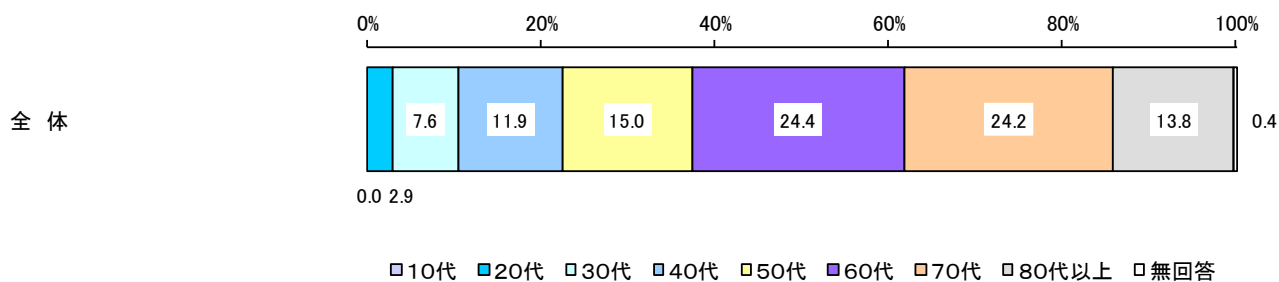
具体的には、

- ・問 14 (2) において警戒レベルの認知度が半数程度であることや避難情報よりも「雨」や「水」の状況が避難のきっかけとなっていることから、「避難勧告」や「避難指示(緊急)」等避難情報や気象警報の、警戒レベルとの紐づけを含めた避難情報の意味合いの浸透と切迫感のある呼びかけ内容の検討
- ・テレビやインターネットなどによる雨量や河川の水位などの情報の充実(危険度分布だけでなく、居住地域付近の河川の様子映像など)
- ・問 31 で「役場職員や消防団員等からの呼びかけ」が3割半ば、「役所等の広報車の呼びかけ」がおおよそ3割と高いことから、行政や消防団等の組織からのダイレクトな呼びかけといったことが考えられる。

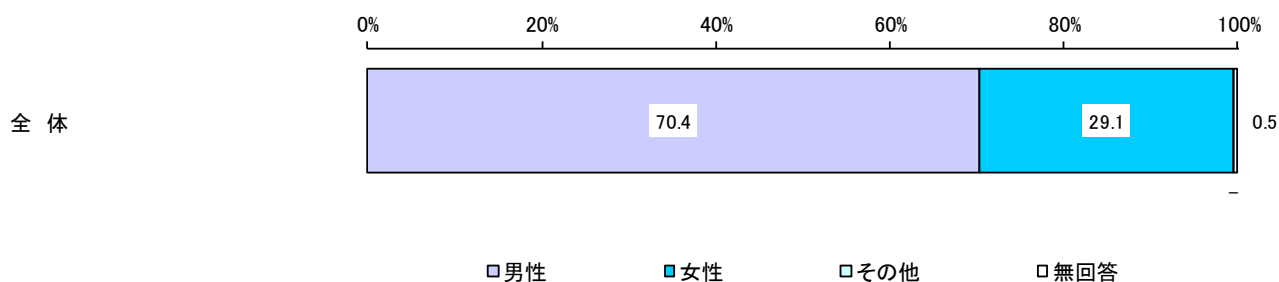
Ⅲ 調査結果

3-1 回答者属性

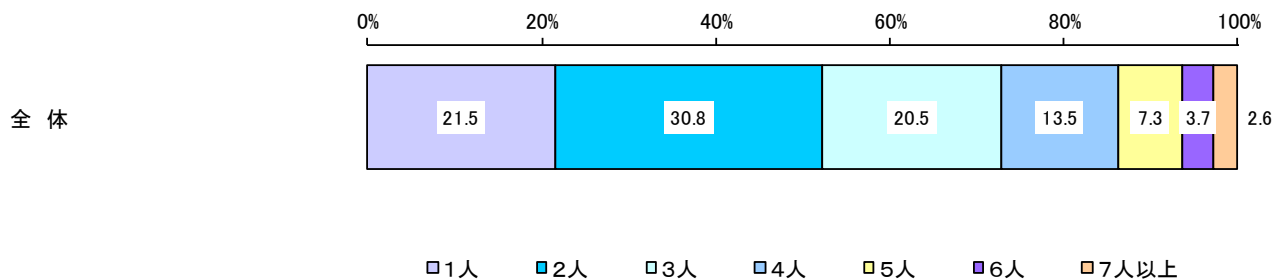
【年齢（問1）】



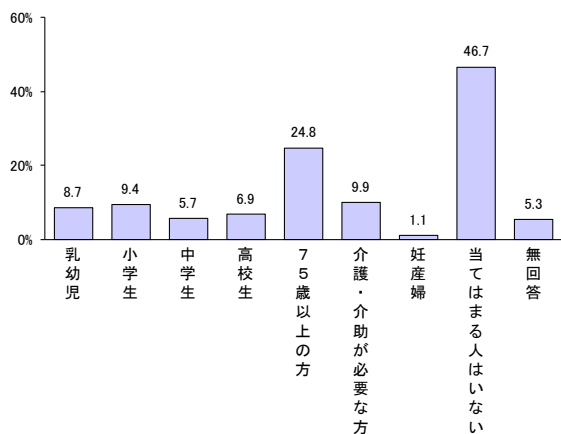
【性別（問2）】



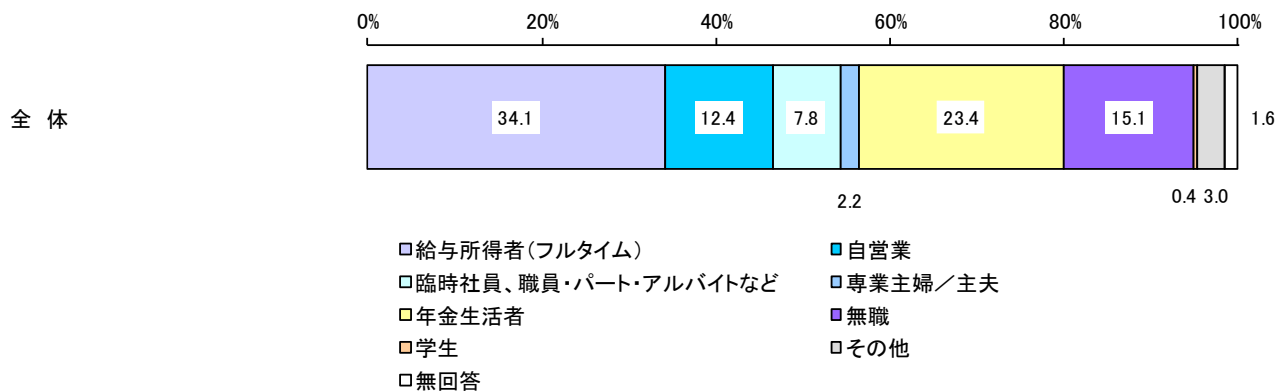
【同居家族人数（問3（1））】



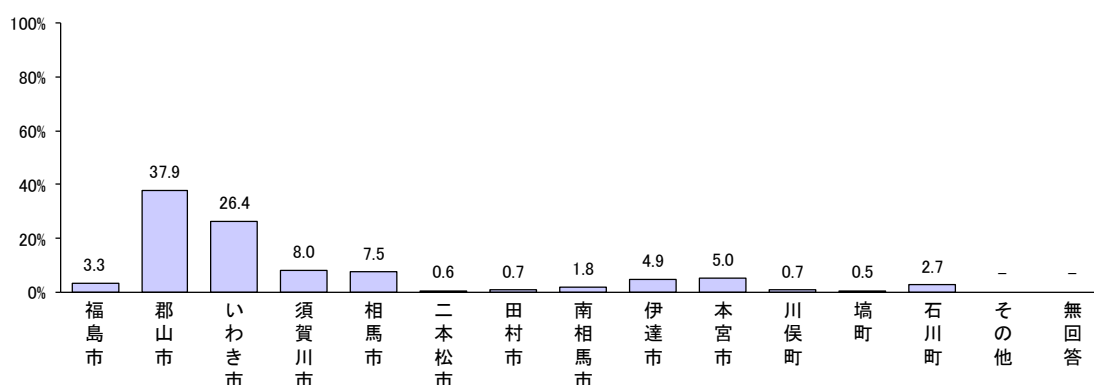
【同居している家族（問3（2））】



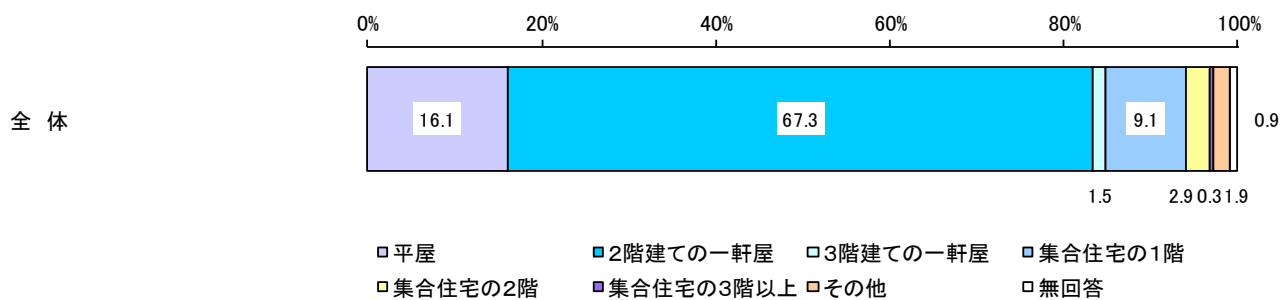
【職業（問4）】



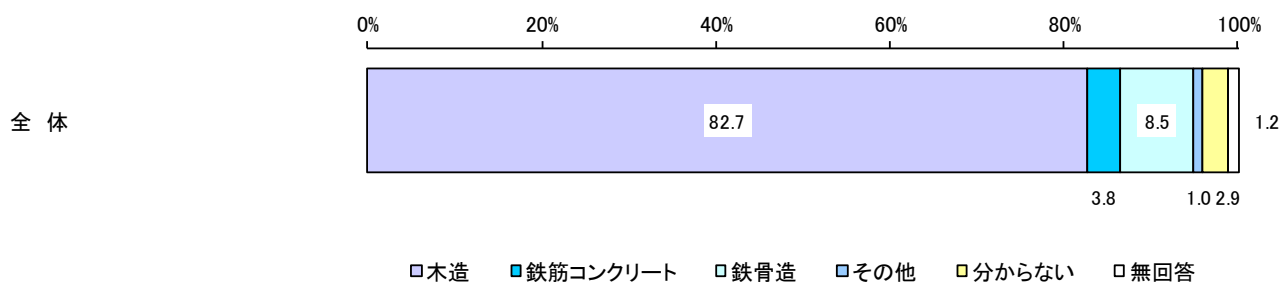
【居住地域（問5（1））】



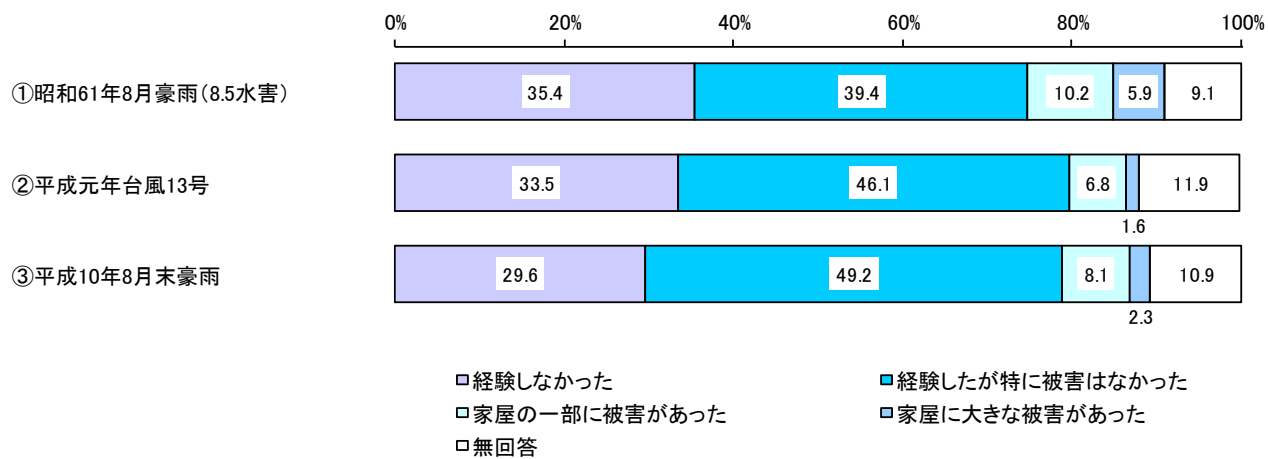
【自宅の形状・階層（問6（1））】



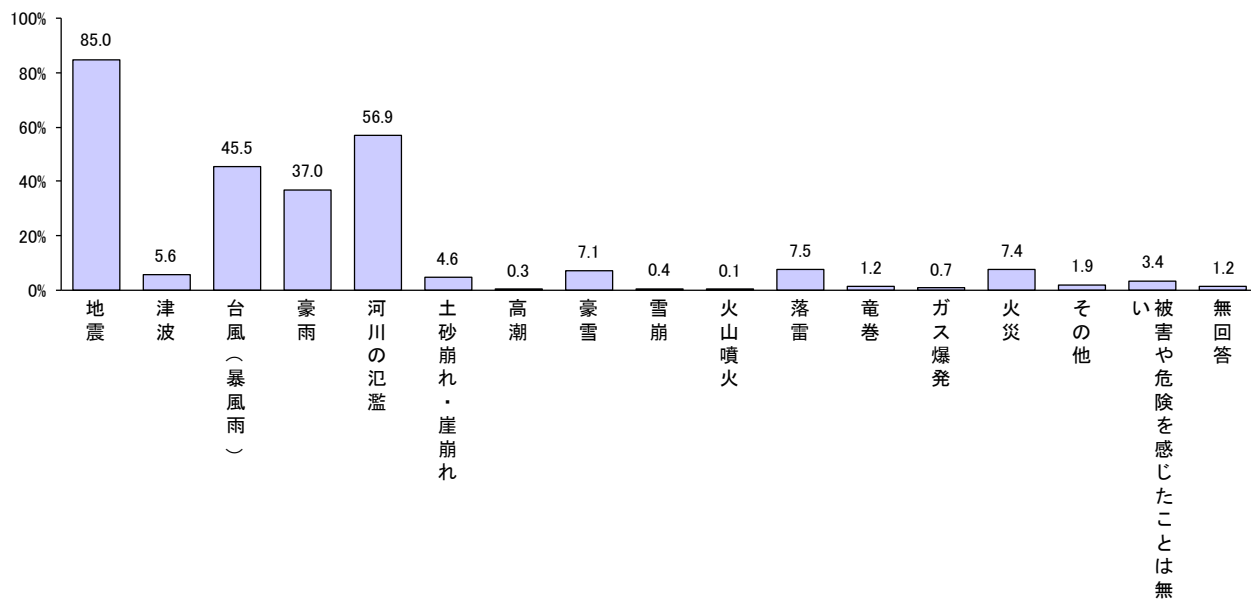
【自宅の構造（問6（2））】



【過去に経験したことがある災害（問 7）】



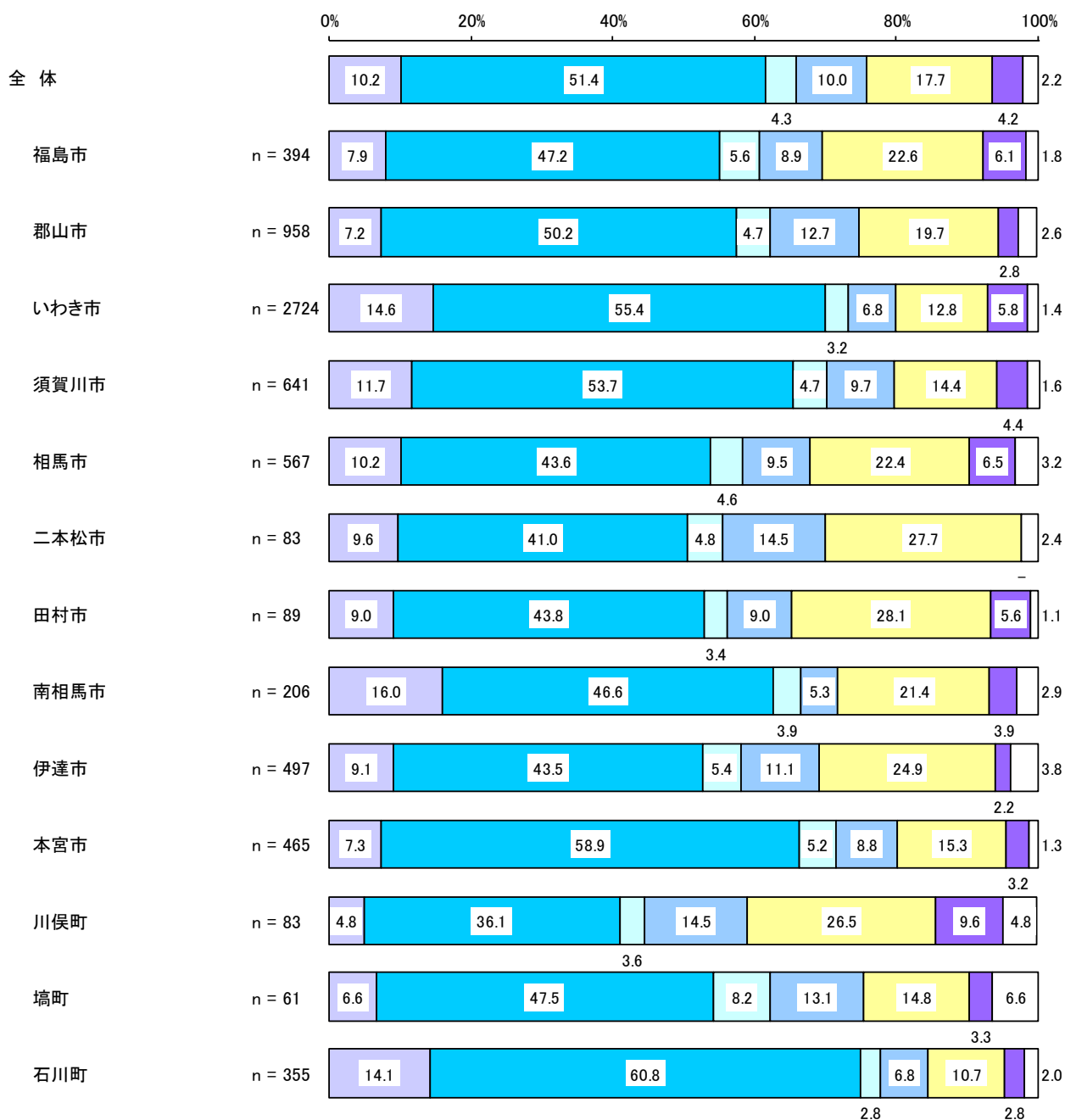
【被害を受けたり危険を感じたことのある災害（問 8）】



3-2 調査結果

3-2-1 台風第19号発生前の水害や避難に対する考えについて

問9. 台風第19号発生前、あなたがお住まいの地域で洪水・浸水などの水害が発生すると思っていますか。(○は1つ)



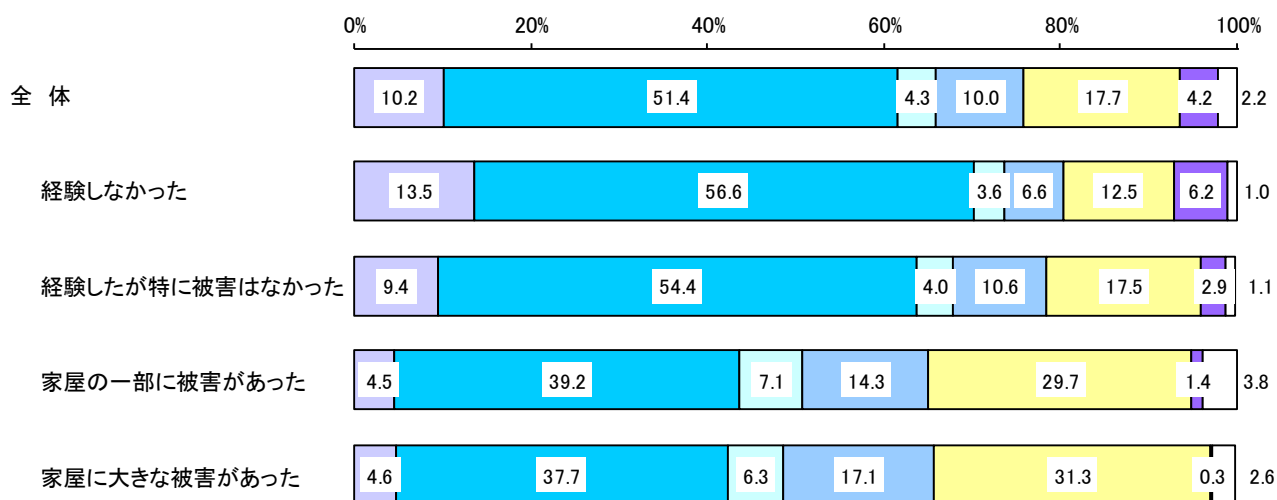
- ☐ 被害を受けるような水害は絶対に起きないと思っていた
- ☒ 被害を受けるような水害はたぶん起きないだろうと思っていた
- ☐ 21世紀中に起きそうだと思っていた
- ☐ ここ10年くらいの間に起きそうだと思っていた
- ☐ 近いうちに起きそうだと思っていた
- ☐ 水害が起こる場所とは知らなかった
- ☐ 無回答

洪水・浸水などの水害が発生すると思っていたかどうかについては「被害を受けるような水害はたぶん起きないだろうと思っていた」が 51.4%と最も高く、次いで「近いうちに起きそうだと思っていた」が 17.7%、「被害を受けるような水害は絶対に起きないと思っていた」が 10.2%となっている。

市町別にみると、「被害を受けるような水害はたぶん起きないだろうと思っていた」がいわき市、本宮市で 55%以上、石川町で 60%以上と全体に比べ高い。

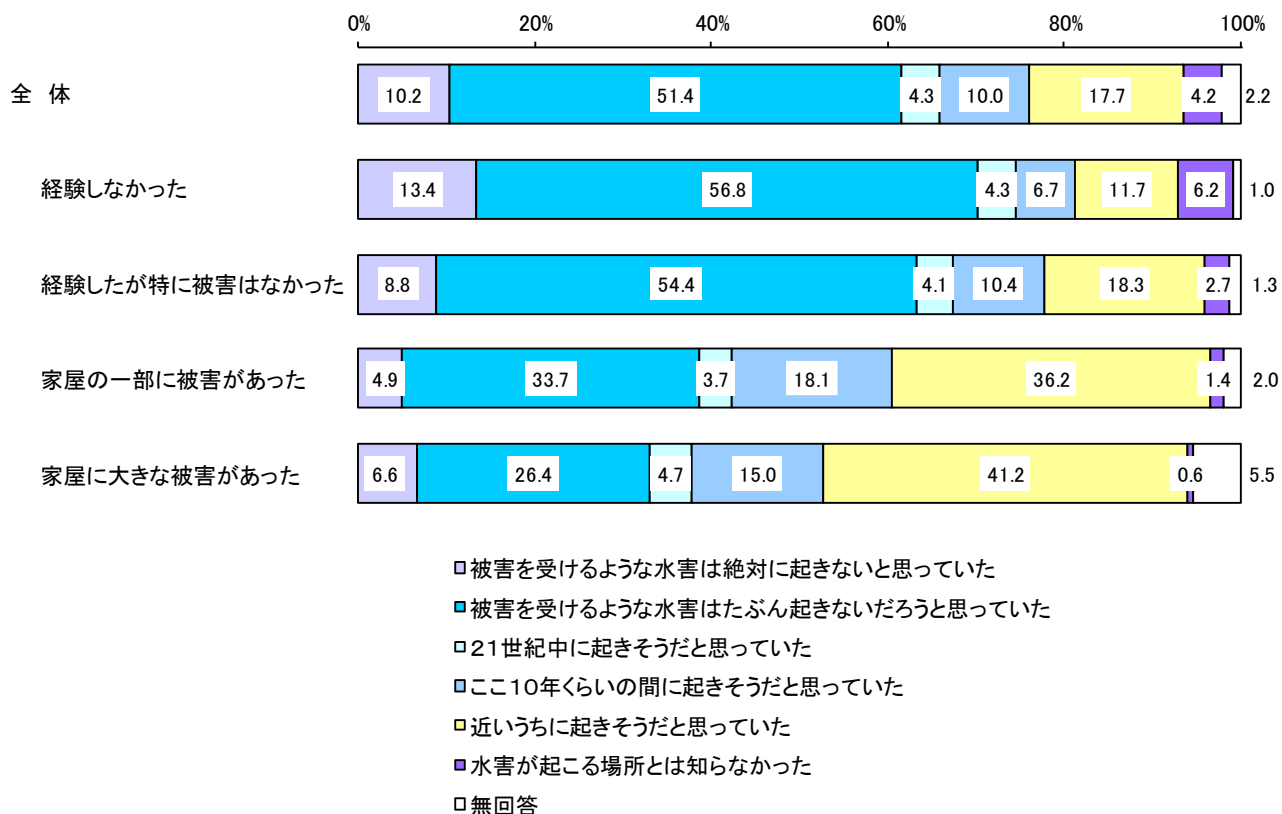
【過去に経験したことがある災害別（問 7）】

①昭和 61 年 8 月豪雨（8.5 水害）

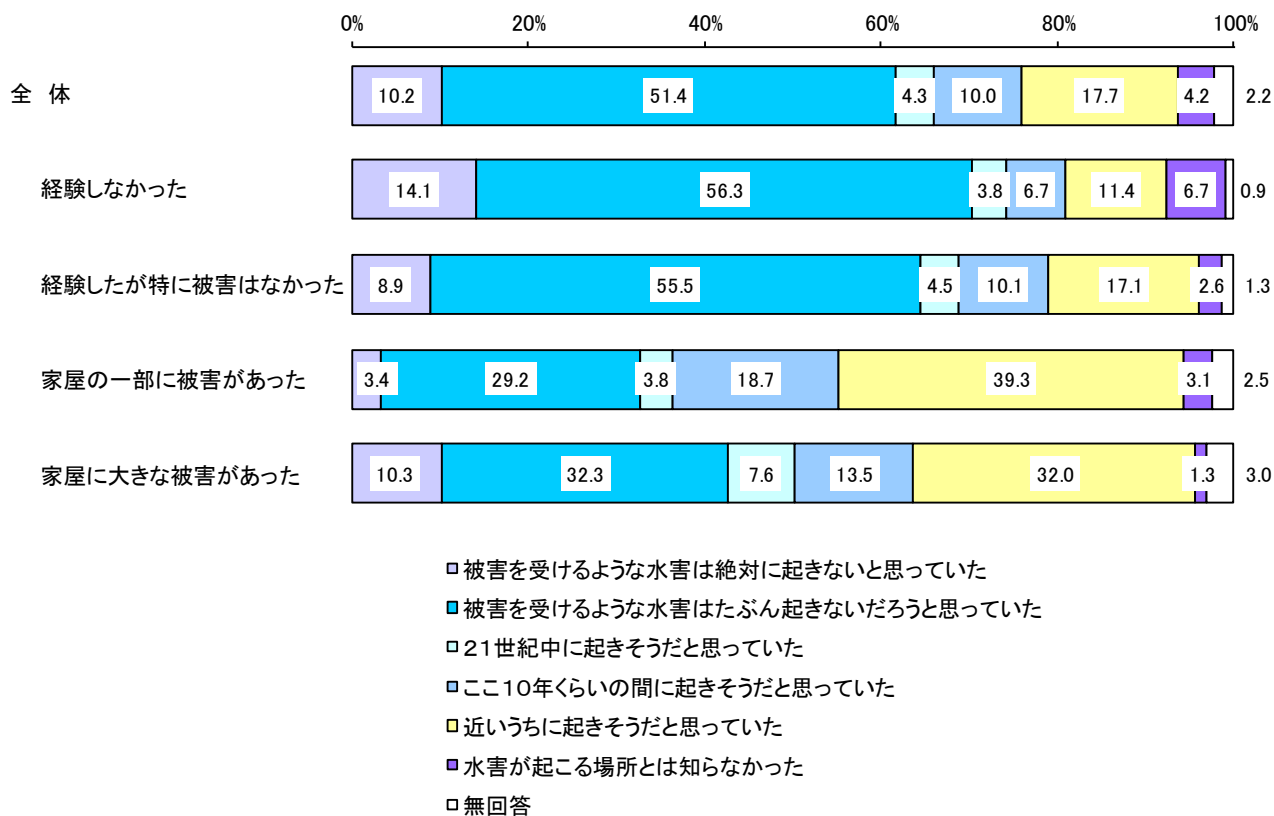


- ☐ 被害を受けるような水害は絶対に起きないと思っていた
- ☒ 被害を受けるような水害はたぶん起きないだろうと思っていた
- ☐ 21世紀中に起きそうだと思っていた
- ☐ ここ10年くらいの間に起きそうだと思っていた
- ☐ 近いうちに起きそうだと思っていた
- ☐ 水害が起る場所とは知らなかった
- ☐ 無回答

②平成元年台風 13 号

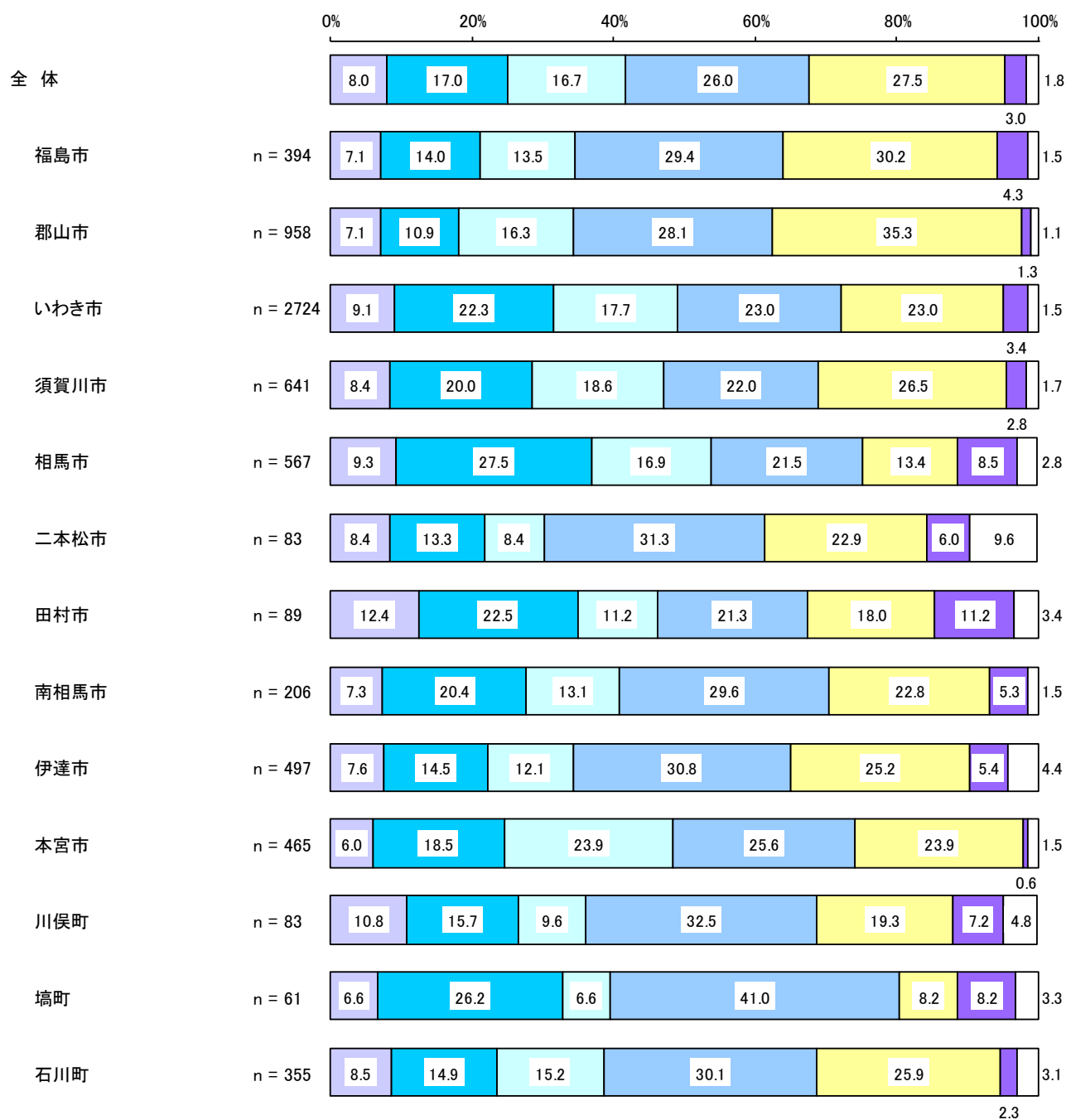


③平成 10 年 8 月末豪雨



過去に経験したことのあつた災害別にみると、いずれの災害でも「近いうちに起きそうだと思っていた」が家屋の一部に被害があつた層、家屋に大きな被害があつた層で 10%以上全体に比べ高い。

問10. あなたのお住まいの地域の「ハザードマップ(水害)」を台風第19号発生前に見たことがありますか。(○は1つ)



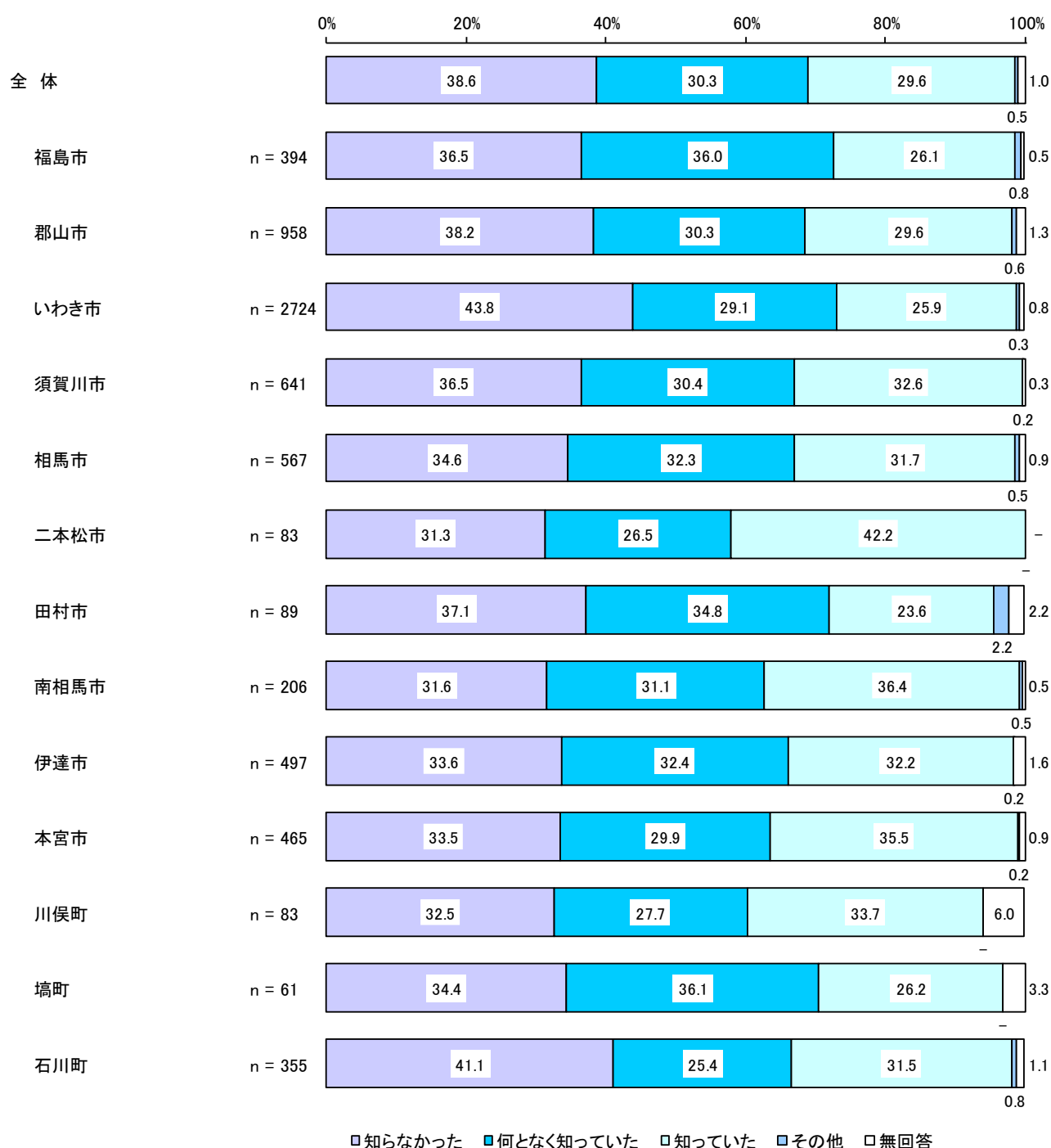
- ハザードマップという言葉自体を知らなかった
- ハザードマップという言葉は知っているが、自分の住んでいる地域にあることを知らなかった
- ハザードマップ(水害)が自分の住んでいる地域に存在することを知っていたが、見たことはなかった
- ハザードマップ(水害)を見たことはあるが、内容までは覚えていなかった
- ハザードマップ(水害)を見て、内容も覚えていた
- 住んでいる地域のハザードマップ(水害)はない
- 無回答

ハザードマップ(水害)を台風第19号発生前に閲覧していたかどうかについては「ハザードマップ(水害)を見て、内容も覚えていた」が27.5%と最も高く、次いで「ハザードマップ(水害)を見たことはあるが、内容までは覚えていなかった」が26.0%、「ハザードマップ(水害)が自分の住んでいる

地域に存在することを知っていたが、見たことはなかった」が 16.7%となっている。

市町別にみると、「ハザードマップ（水害）を見て、内容も覚えていた」が郡山市で 35%以上と全体に比べ高い。

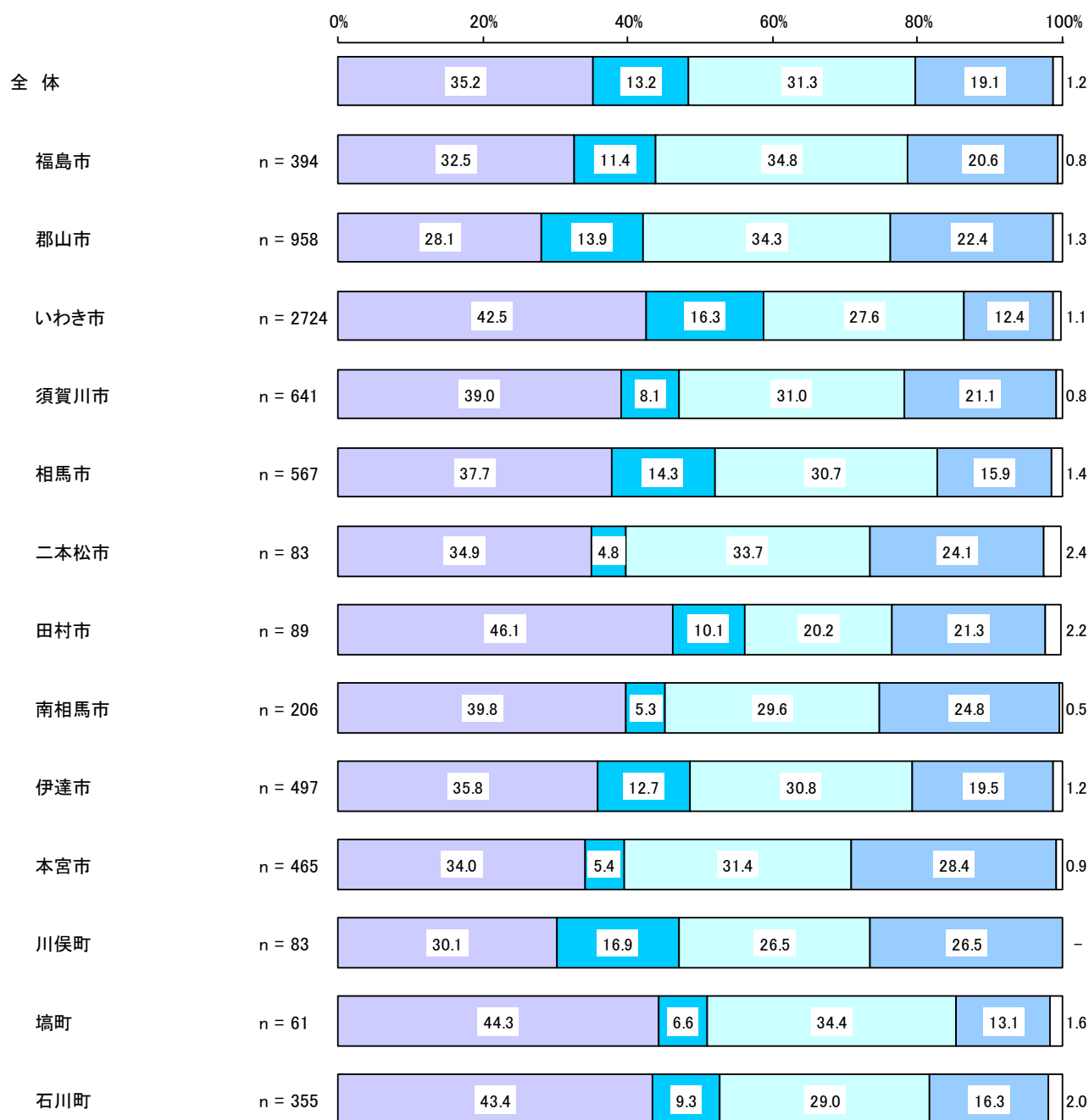
問11(1). あなたは「風水害時の避難場所」と「風水害時の避難所」の違いについて、台風第19号発生前に知っていましたか。(〇は1つ)



「風水害時の避難場所」と「風水害時の避難所」の違いについて、台風第19号発生前に知っていたかどうかについては「知っていた」が29.6%、「何となく知っていた」が30.3%となっており、合わせた“認知層”は59.9%となっている。

市町別にみると、“認知層”が二本松市、南相馬市、本宮市では65%以上と全体に比べ高い。

問11(2). あなたは「風水害の避難場所」について、台風第19号発生前に知っていましたか。(○は1つ)



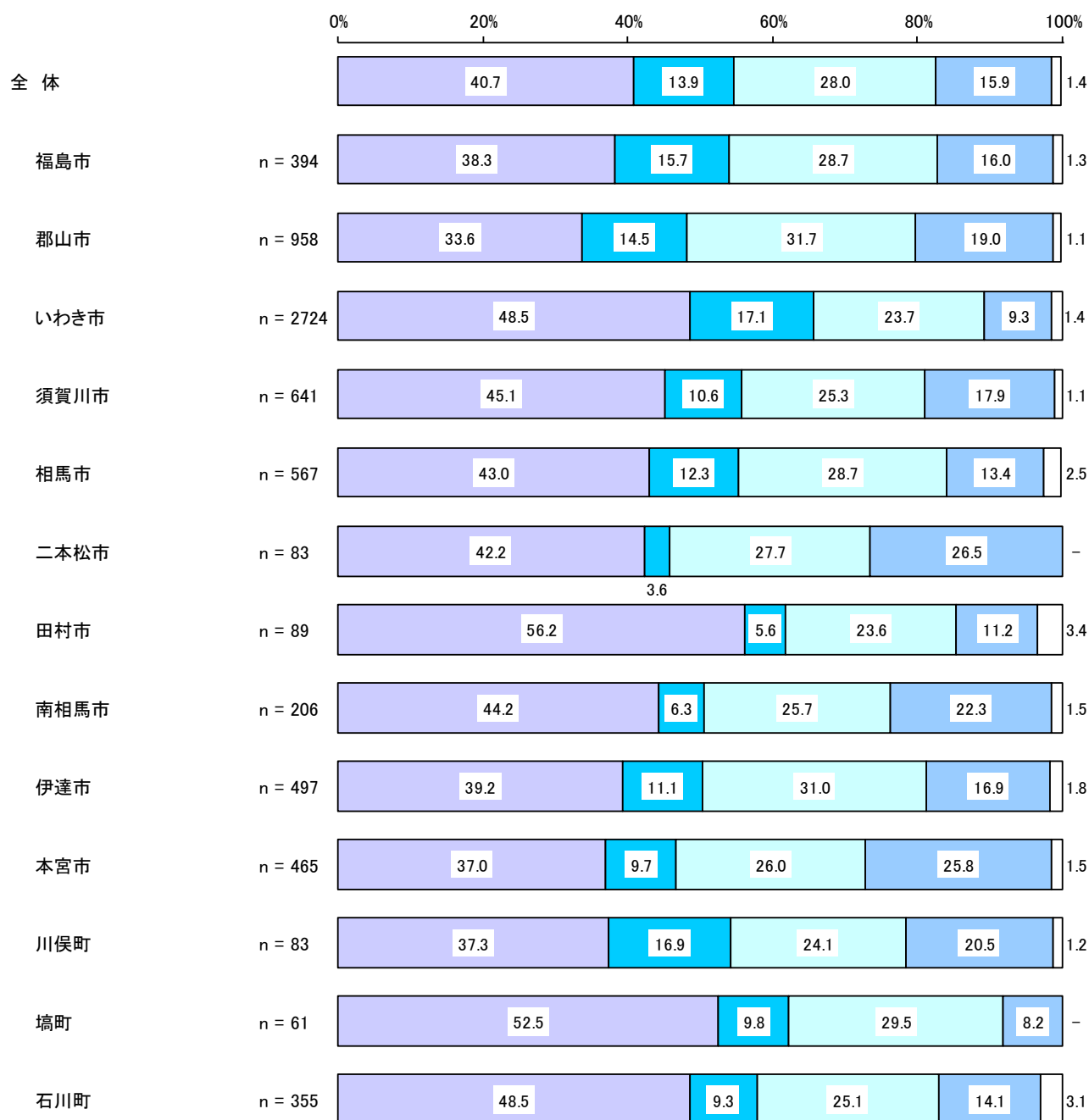
- 自分が避難場所に行く必要があることを考えたことはなかった
- 避難場所に行く必要があることは知っていたが、避難場所がどこか知らなかった
- 「たぶんここだろう」という見当はついていた
- 広報・ハザードマップ・訓練などで正確に知っていた
- 無回答

風水害の避難場所について、台風第19号発生前に知っていたかどうかについては「自分が避難場所に行く必要があることを考えたことはなかった」が35.2%と最も高く、次いで「たぶんここだろう」という見当はついていた」が31.3%となっている。なお、「たぶんここだろう」という見当はついていた」と「広報・ハザードマップ・訓練などで正確に知っていた」合わせた「認知層」は50.4%となっている。

市町別にみると、「自分が避難場所に行く必要があることを考えたことはなかった」はいわき市、田

村市、塙町、石川町で 40%以上と全体に比べ高い。また、“認知層”は福島市、郡山市、二本松市、本宮市で 55%以上と全体に比べ高い。

問11(3). あなたは「風水害時の避難所」について、台風第19号発生前に知っていましたか。(○は1つ)



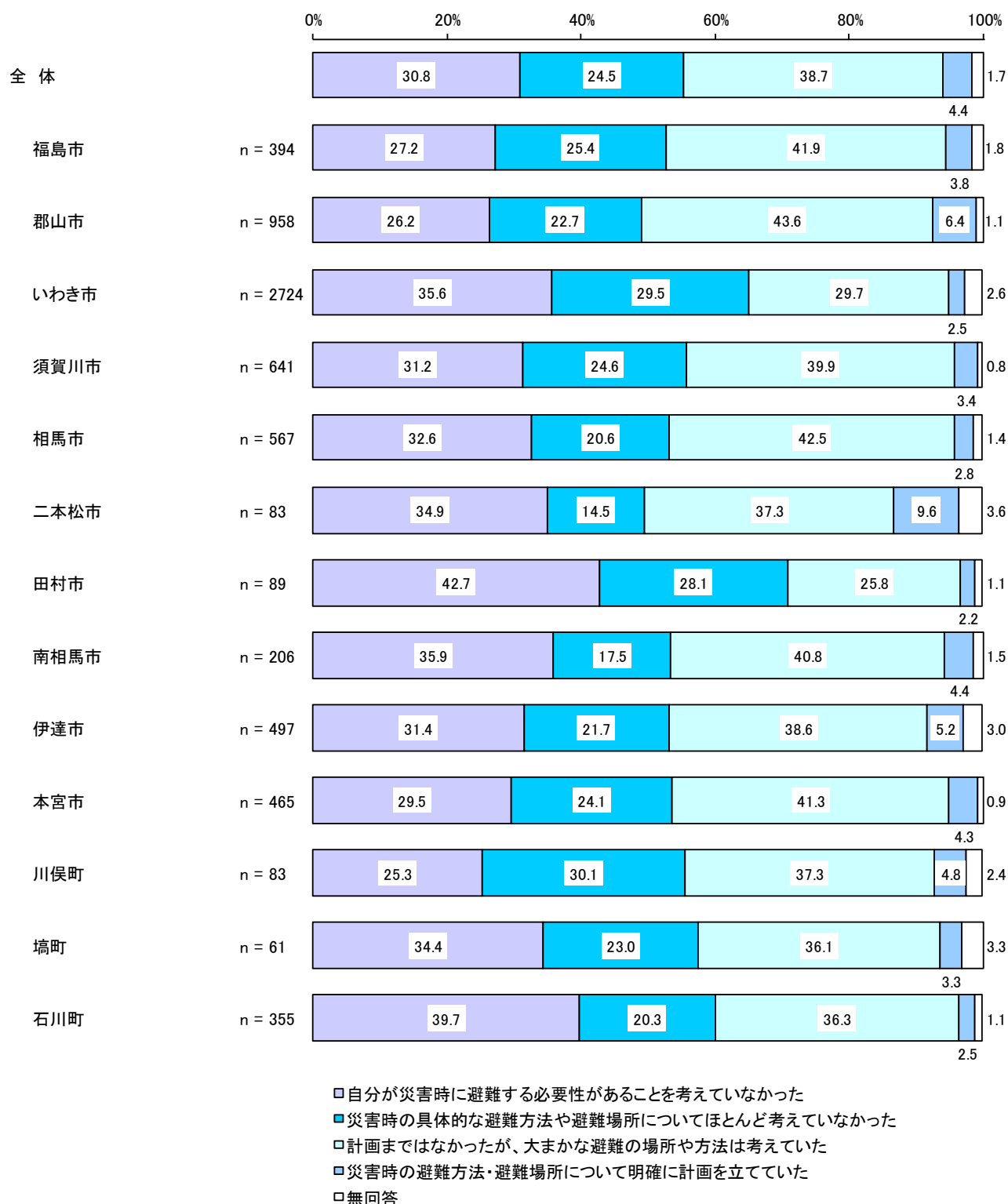
- 自分が避難所に行く必要があることを考えたことはなかった
- 避難所に行く必要があることは知っていたが、避難所がどこか知らなかった
- 「たぶんここだろう」という見当はついていた
- 広報・ハザードマップ・訓練などで正確に知っていた
- 無回答

風水害時の避難所について、台風第19号発生前に知っていたかどうかについては「自分が避難場所に行く必要があることを考えたことはなかった」が40.7%と最も高く、次いで「たぶんここだろう」という見当はついていた」が28.0%となっている。なお、「たぶんここだろう」という見当はついていた」と「広報・ハザードマップ・訓練などで正確に知っていた」合わせた「認知層」は43.9%となっている。

市町別にみると、「自分が避難所に行く必要があることを考えたことはなかった」はいわき市、須賀

川市、石川町で 45%以上、田村市、塙町で 50%以上と全体に比べ高い。また、“認知層”は郡山市、二本松市、本宮市で 50%以上と全体に比べ高い。

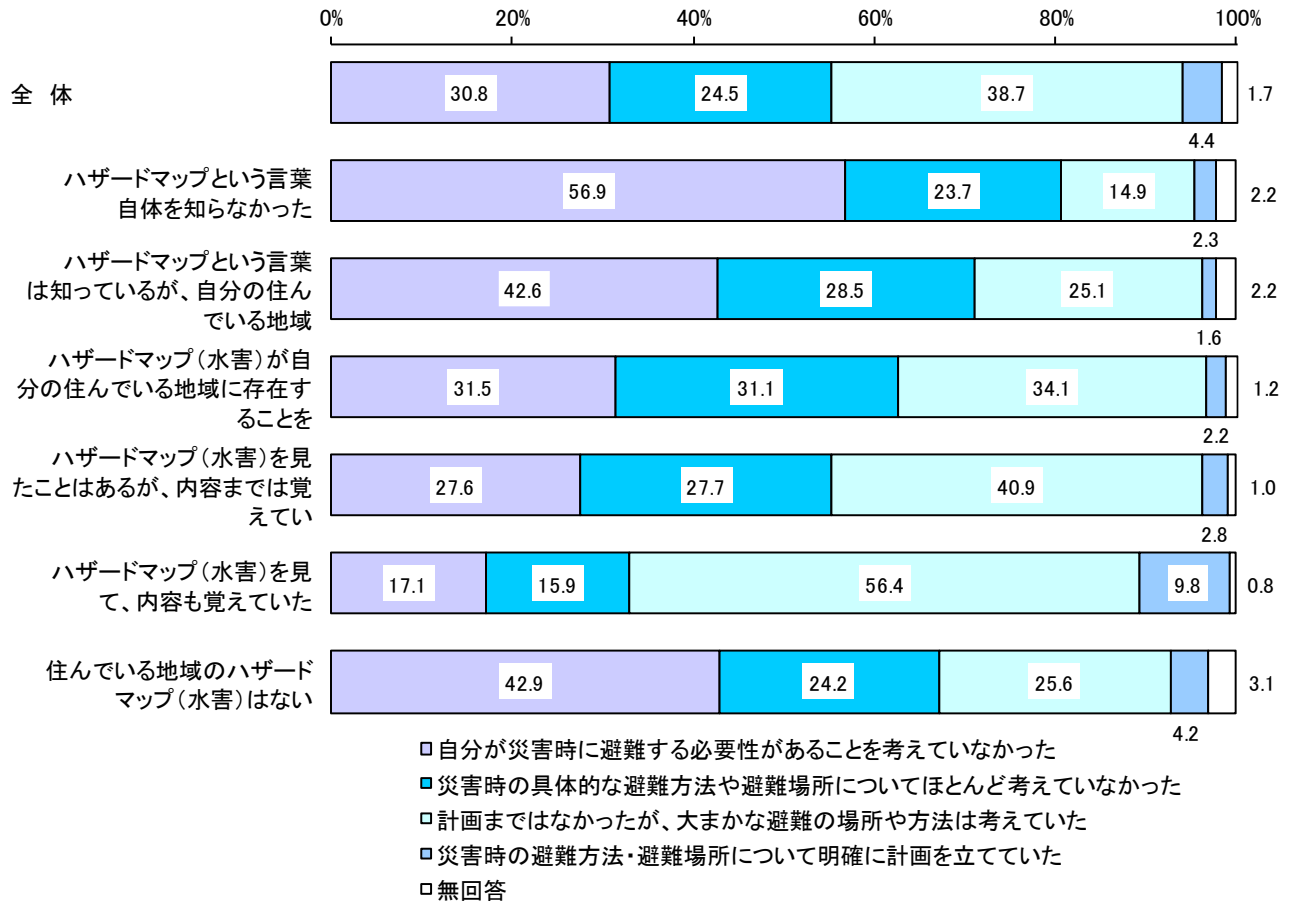
問12. あなたは「風水害時の避難計画」を、台風第19号発生前に立てていましたか。(○は1つ)



風水害時の避難計画を、台風第19号発生前に立てていたかどうかについては「災害時の避難方法・避難場所について明確に計画を立てていた」が4.4%、「計画まではなかったが、大まかな避難の場所や方法は考えていた」が38.7%となっており、合わせた“避難について準備していた層”は43.1%となっている。

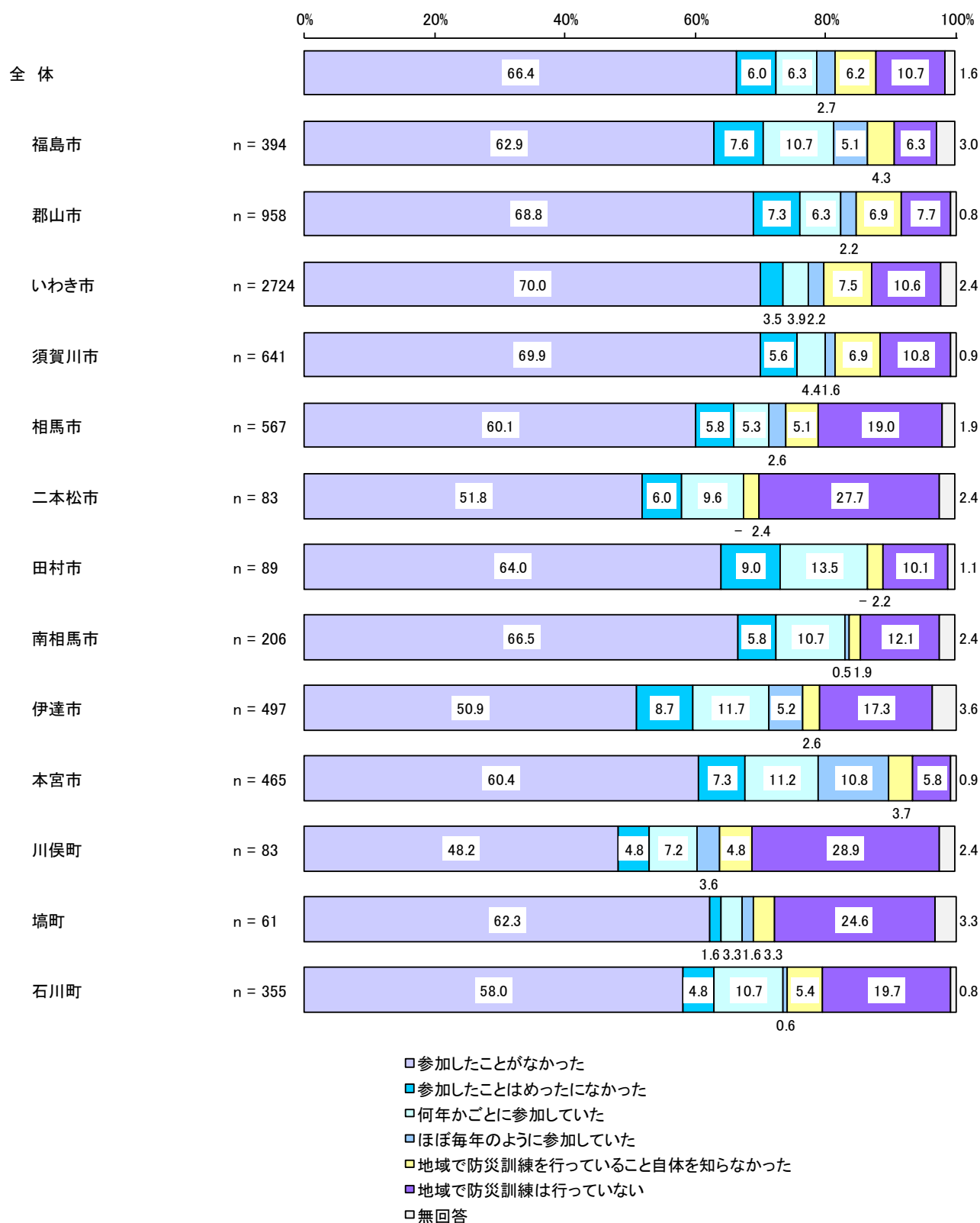
市町別にみると、“避難について準備していた層”は郡山市で50.0%と全体に比べ高い。

【ハザードマップ（水害）閲覧別（問 10）】



ハザードマップ（水害）閲覧別にみると、ハザードマップ（水害）を見たことがありかつ理解度が高いほど“避難について準備していた層”の割合が高い。

問13. あなたは「お住まいの地域での防災訓練」に、台風第19号発生前に参加したことがありましたか。
(○は1つ)



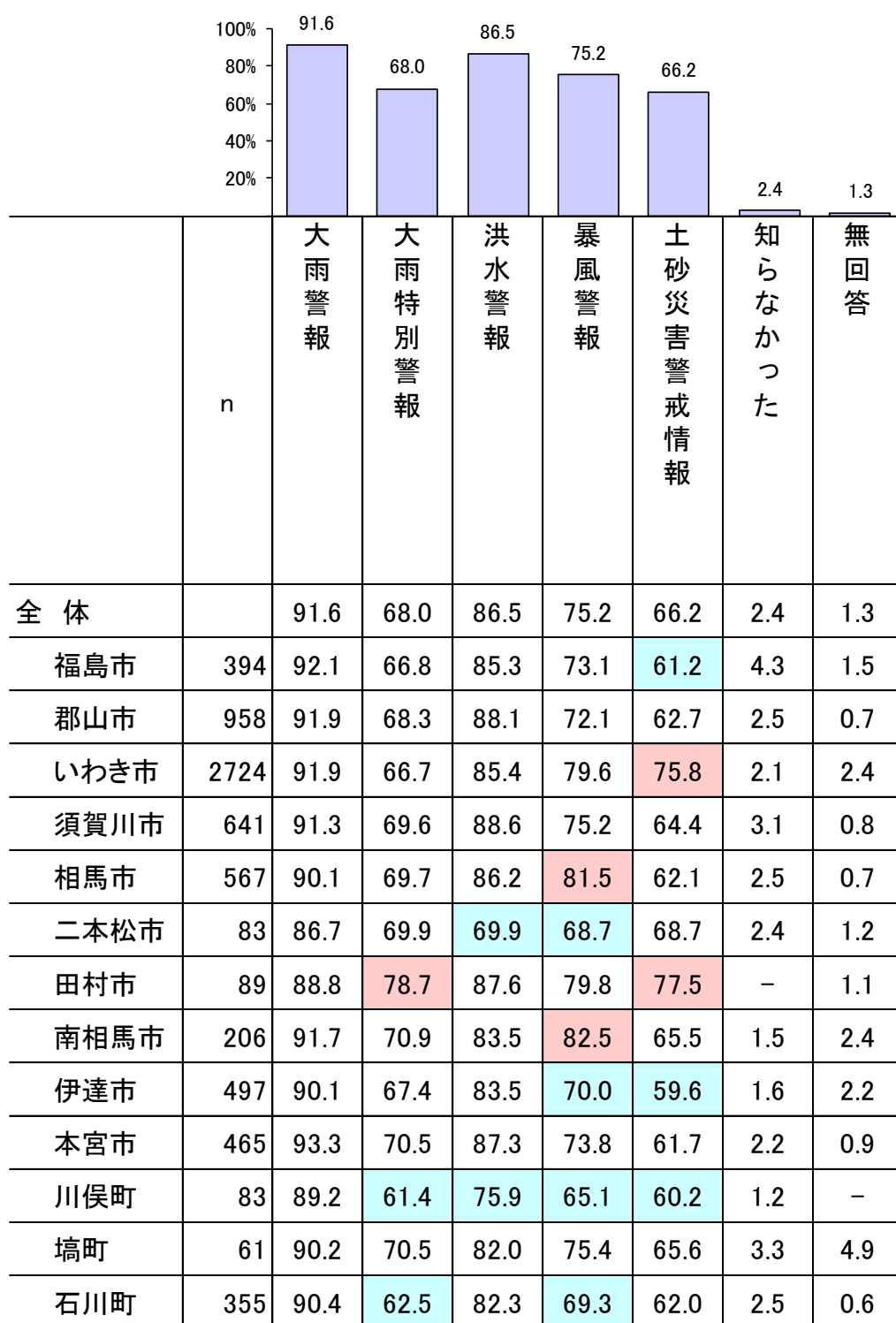
台風第19号発生前の防災訓練の参加の有無については「参加したことがなかった」が66.4%と最も高く、次いで「地域で防災訓練は行っていない」が10.7%となっている。

市町別にみると、「参加したことがなかった」がいわき市で70.0%と最も高く、次いで須賀川市で

69.9%となっている。

※ただし、本アンケートでは回答世帯が参加した防災訓練が、水害を前提とした防災訓練とは限らない点に留意する必要がある。

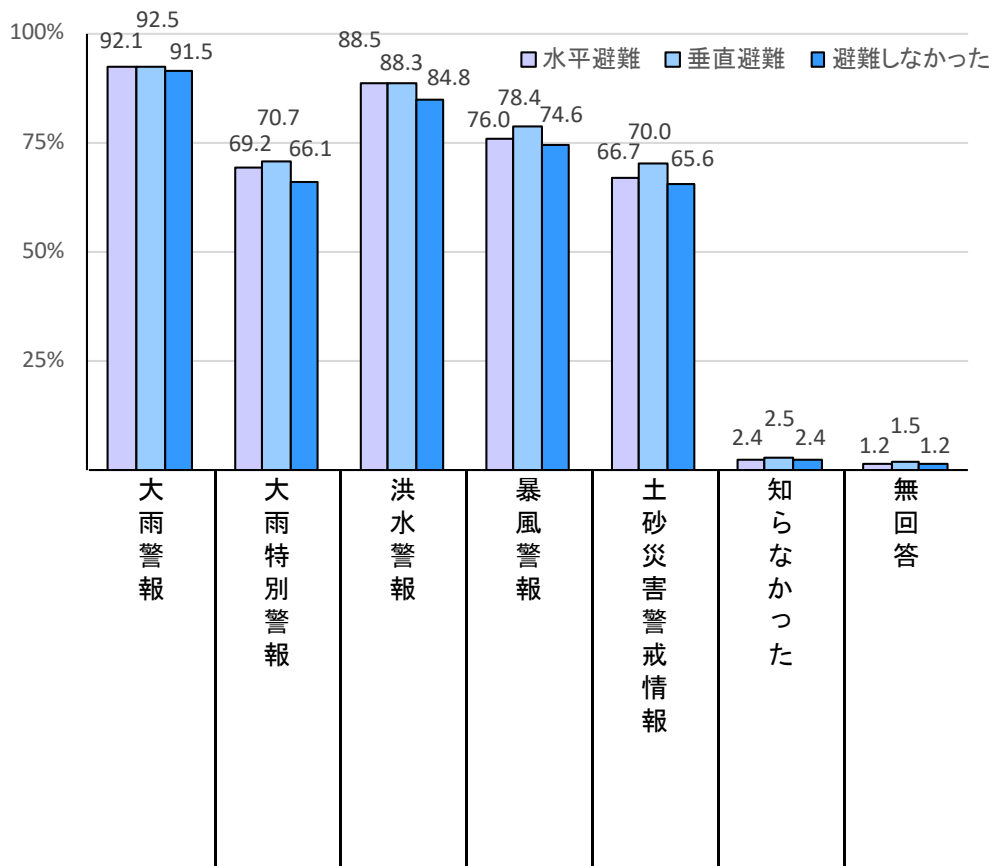
問14(1). あなたは、台風第19号発生前に気象に関する以下の用語を知っていましたか。知っていたものに○を付けてください。(○はいくつでも)



全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

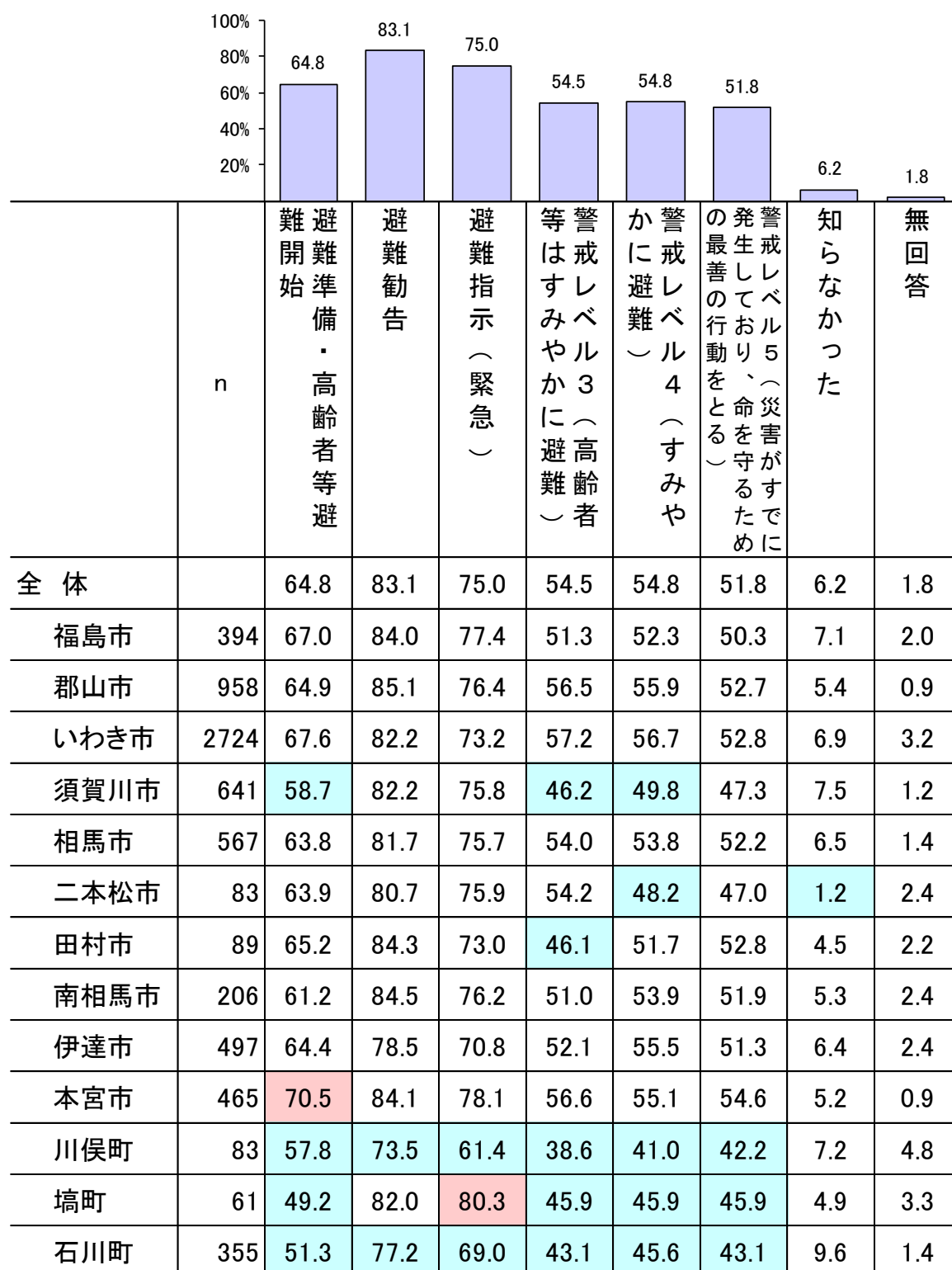
台風第19号発生前に気象に関する用語を知っていたかどうかについて、「大雨警報」が91.6%、「洪水警報」86.5%となっている。「大雨特別警報」および「土砂災害警戒情報」はやや低く6割台となっている。

【避難類型別】



避難類型別にみると、傾向に大きな差はみられない。

問14(2). あなたは、台風第19号発生前に住民避難に関する以下の用語を知っていましたか。知っていたものに○を付けてください。(○はいくつでも)

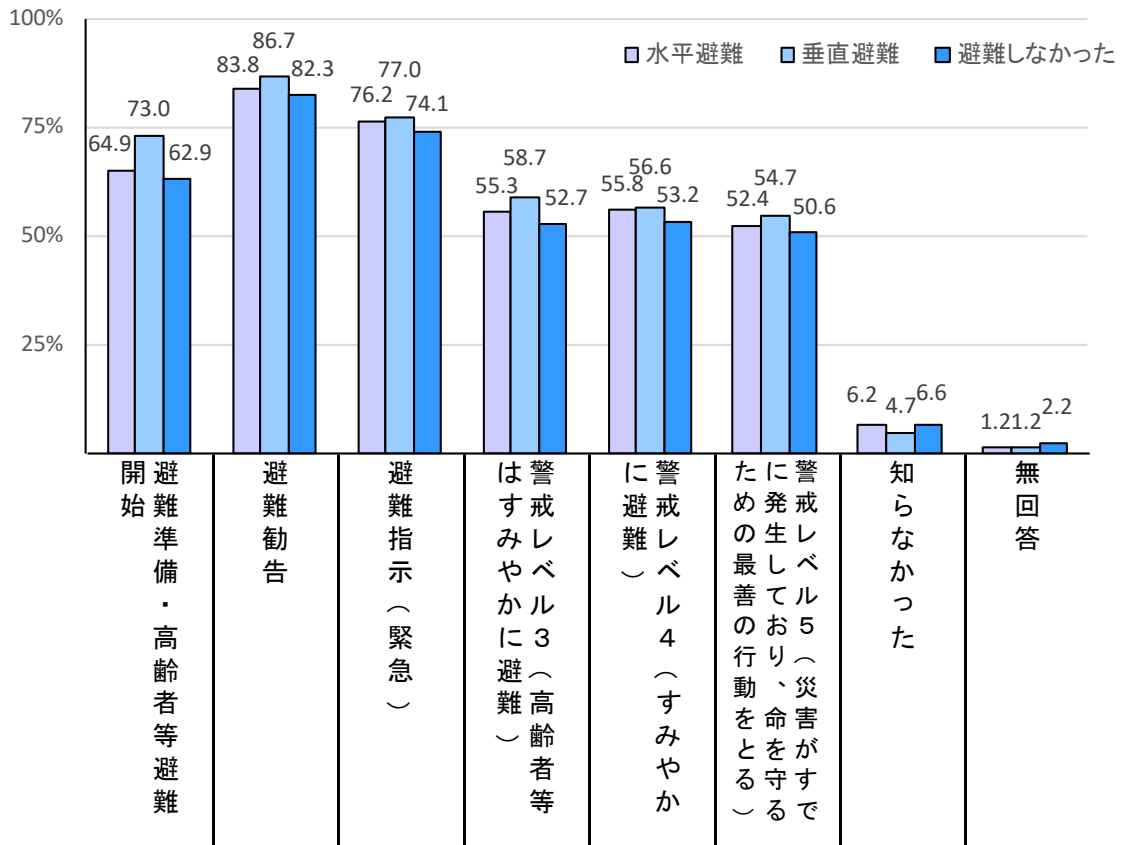


全体より5%以上高い値

全体より5%以上低い値

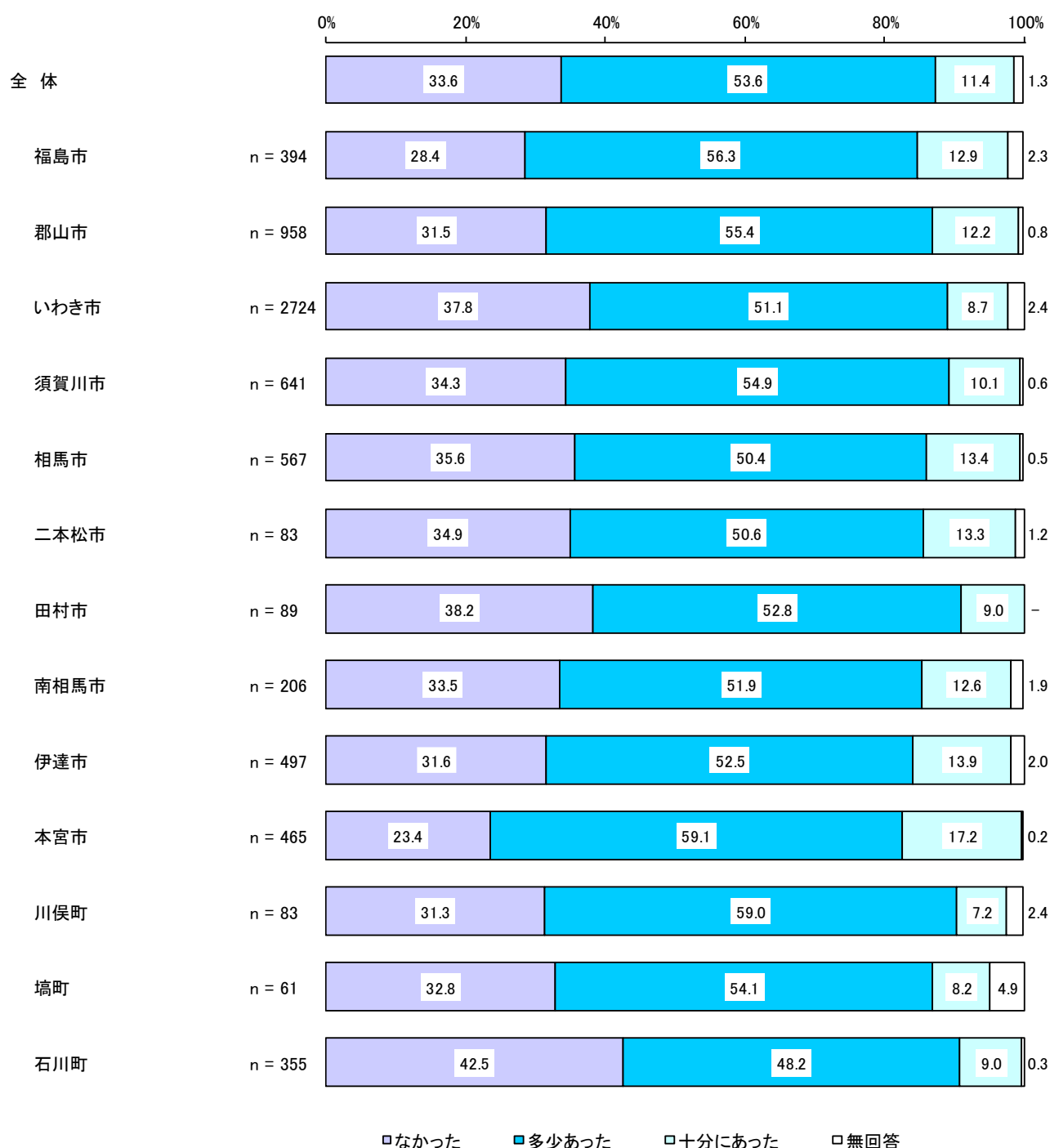
台風第19号発生前に住民避難に関する用語を知っていたかどうかについて、「避難勧告」が83.1%、「避難指示(緊急)」が75.0%となっている。「警戒レベル」の認知度はやや低く、5割台となっている。

【避難類型別】



避難類型別にみると、「避難準備・高齢者等避難開始」は《垂直避難》で《水平避難》や《避難しなかった》に比べおよそ10ポイント高いものの、避難類型別の認知状況に特段の差はみられない。

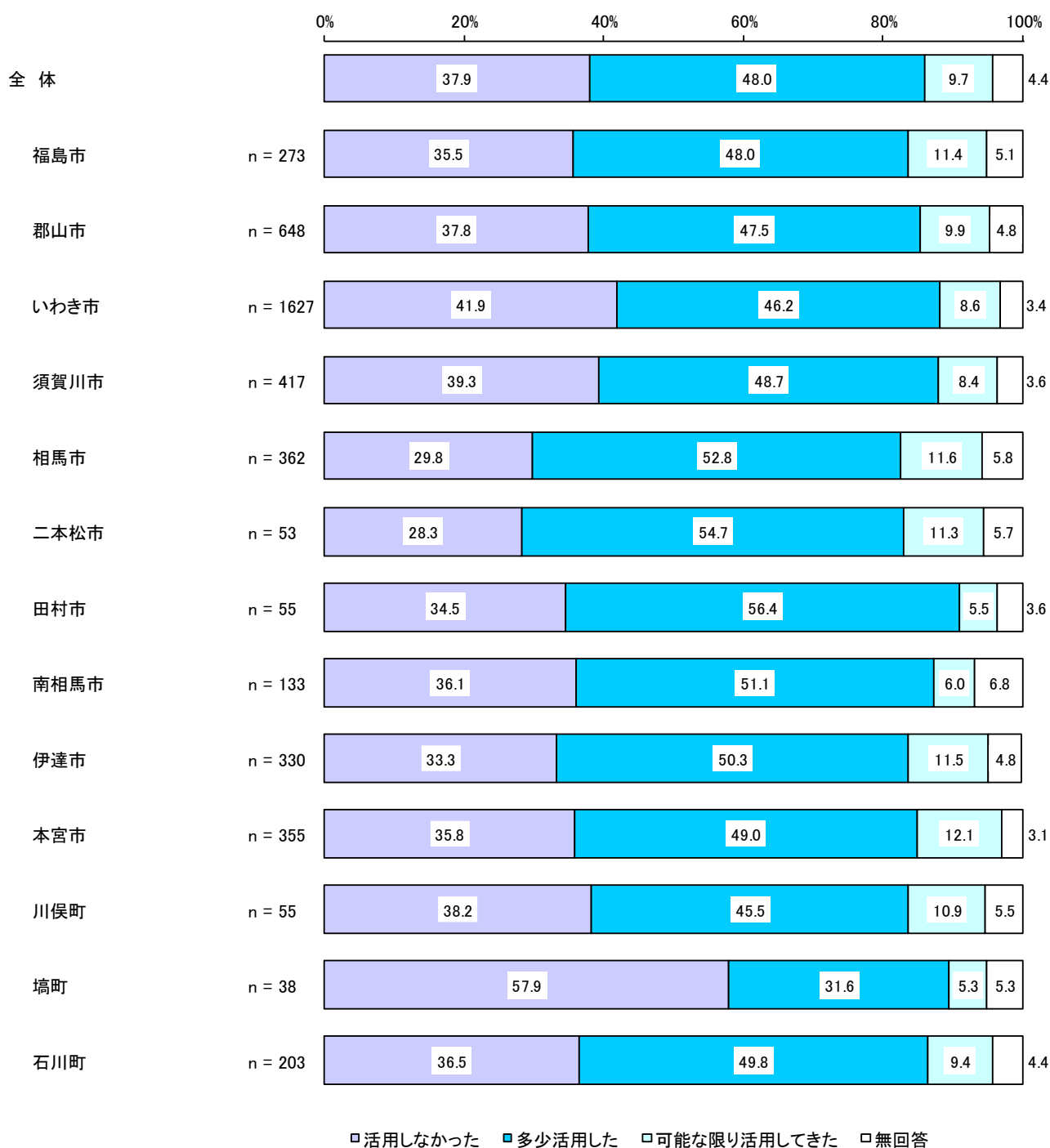
問15(1). あなたは、これまでの生活において防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会があったと思いますか。(〇は1つ)



防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会の有無については「多少あった」が53.6%、「十分にあった」が11.4%となっており、合わせた“防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会があった層”は60%以上となっている。

市町別にみると、“防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会があった層”は本宮市で76.3%と全体に比べ高い。

問15(2). 問15(1)で「2. 多少あった」又は「3. 十分にあった」を選んだ方は、これまでの生活において防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会を活用していましたか。(〇は1つ)



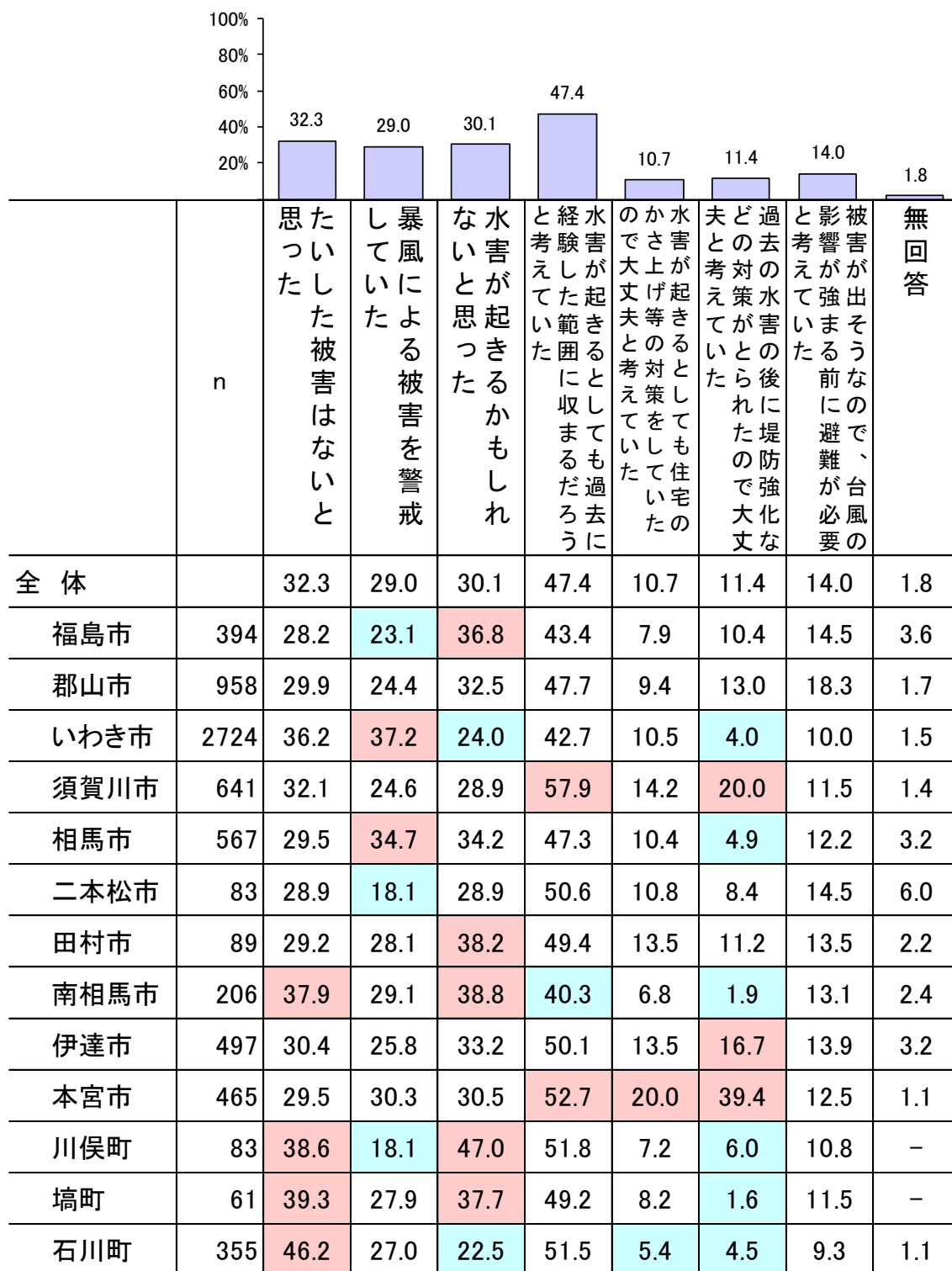
防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会の活用の有無については「多少活用した」が 48.0%、「可能な限り活用してきた」が 9.7%となっており、合わせた“防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会を活用した層”は 57.7%となっている。

市町別にみると、“防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会を活用した層”は相馬市、二本松市で 6 割半ばと全体に比べ高い。

3-2-2 台風第19号の雨が降る前の行動について

《台風第19号が上陸した10月12日、雨が降る前のあなたの行動についてお尋ねします》

問16. あなたは雨が降り出す前には、台風第19号についてどのように考えていましたか。(〇はいくつでも)



全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

市町別にみると、「水害が起きるかもしれないと思った」は福島市、田村市、南相馬市、塙町で 35% 以上、川俣町で 45% 以上と全体に比べ高い。

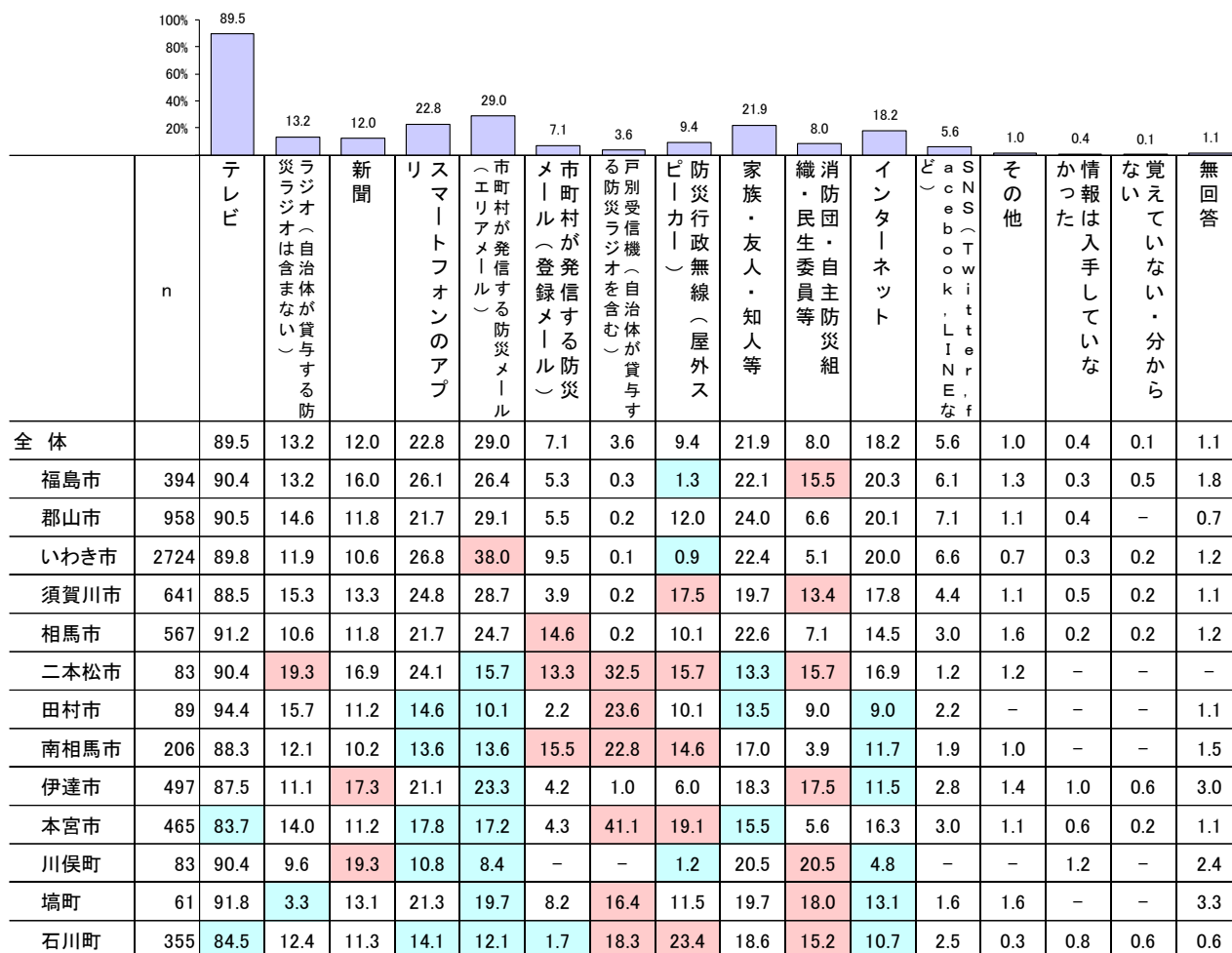
理由 (Reason)	水平避難 (Horizontal Evacuation) (%)	垂直避難 (Vertical Evacuation) (%)	避難しなかった (Did not evacuate) (%)
思った被害はないと	27.3	29.9	39.8
暴風による被害を警戒し	27.4	33.8	29.8
水害が起きるかもしれない	36.2	27.7	23.0
水害が起きるとしても過去に経験した範囲に収まるだろうと考えていた	43.3	57.8	49.8
水害が起きるとしても住宅のかさ上げ等の対策をしていたので大丈夫と考えていた	9.6	16.2	10.6
過去の被害の後に堤防強化などの対策がとられたので大丈夫と考えていた	12.4	13.1	10.0
避難が必要と考えていた	24.4	5.8	2.6
被害が出そうなので、台風の影響が強まる前に避難した	1.7	1.3	1.6
無回答			

45

問17. あなたは台風第19号の情報を雨が降り出す前にはどこから入手していましたか。(○は主な入手源を3つまで)

なお、その中で最も重視したものについては、◎をつけてください。(◎は1つ)

【主な入手源】



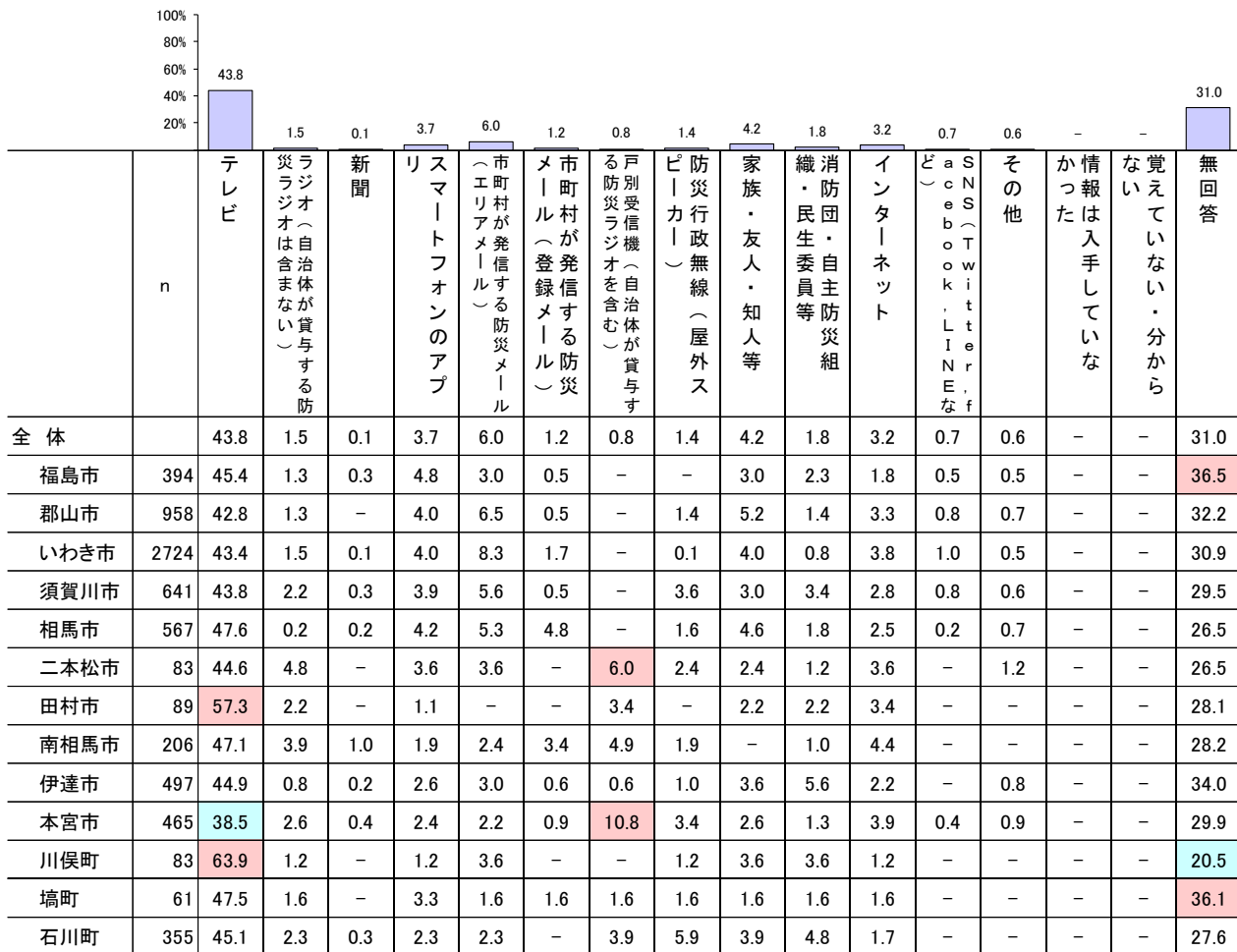
全体より5%以上高い値

全体より5%以上低い値

雨が降り出す前の台風第19号の情報の入手先では「テレビ」が89.5%と最も高く、次いで「市町村が発信する防災メール(エリアメール)」が29.0%、「スマートフォンのアプリ」が22.8%となっている。

市町別にみると、「市町村が発信する防災メール(エリアメール)」、「市町村が発信する防災メール(登録メール)」、「戸別受信機(自治体が貸与する防災ラジオを含む)」、「防災行政無線(屋外スピーカー)」、「消防団・自主防災組織・民生委員等」など、自治体によって主な情報源が異なっていることがわかる。

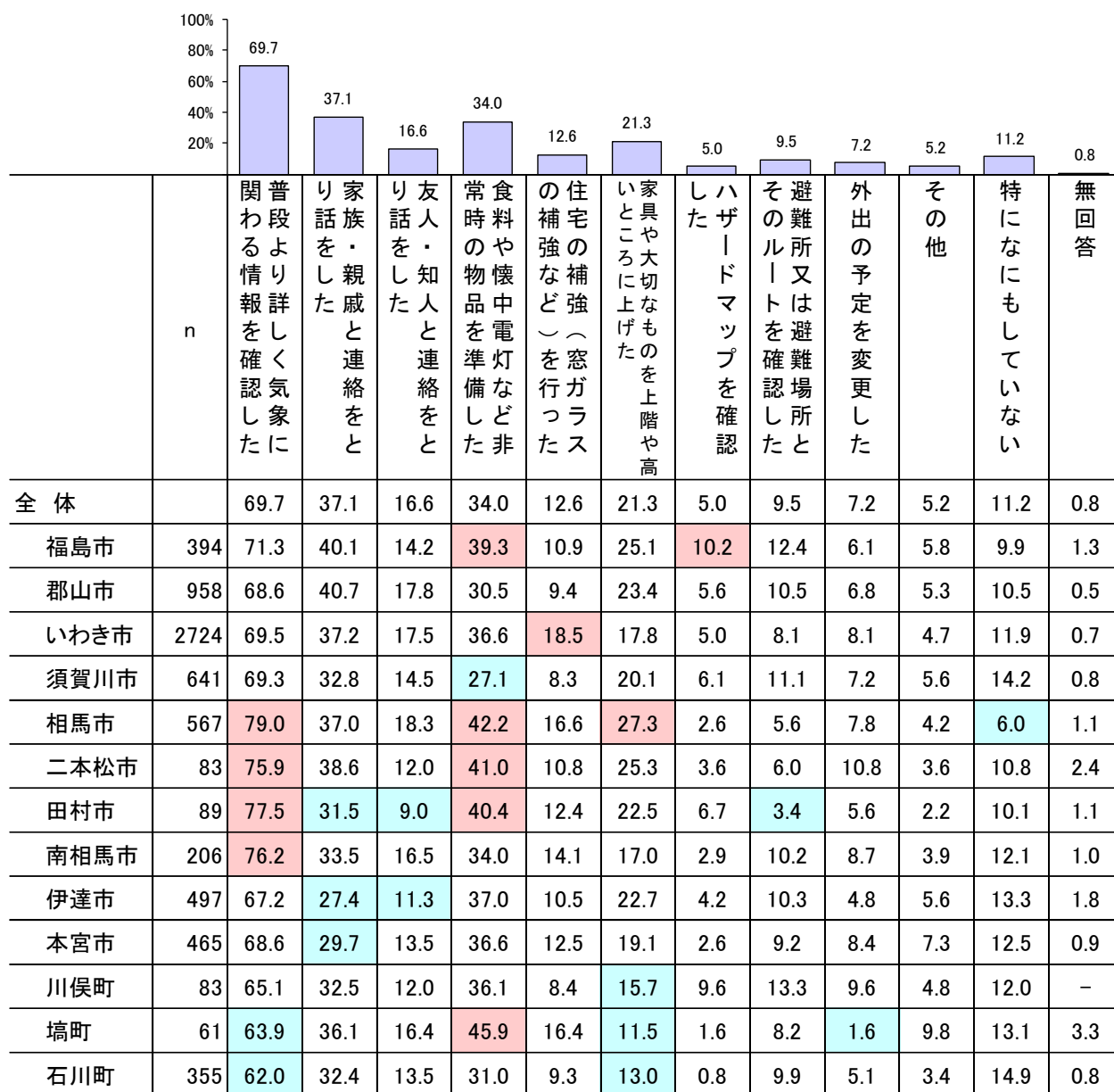
【最も重視した入手源】



全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

雨が降り出す前の台風第 19 号の情報の最も重視した入手先については「テレビ」が 43.8%と最も高く、次いで「市町村が発信する防災メール（エリアメール）」が 6.0%、「家族・友人・知人等」が 4.2%となっている。

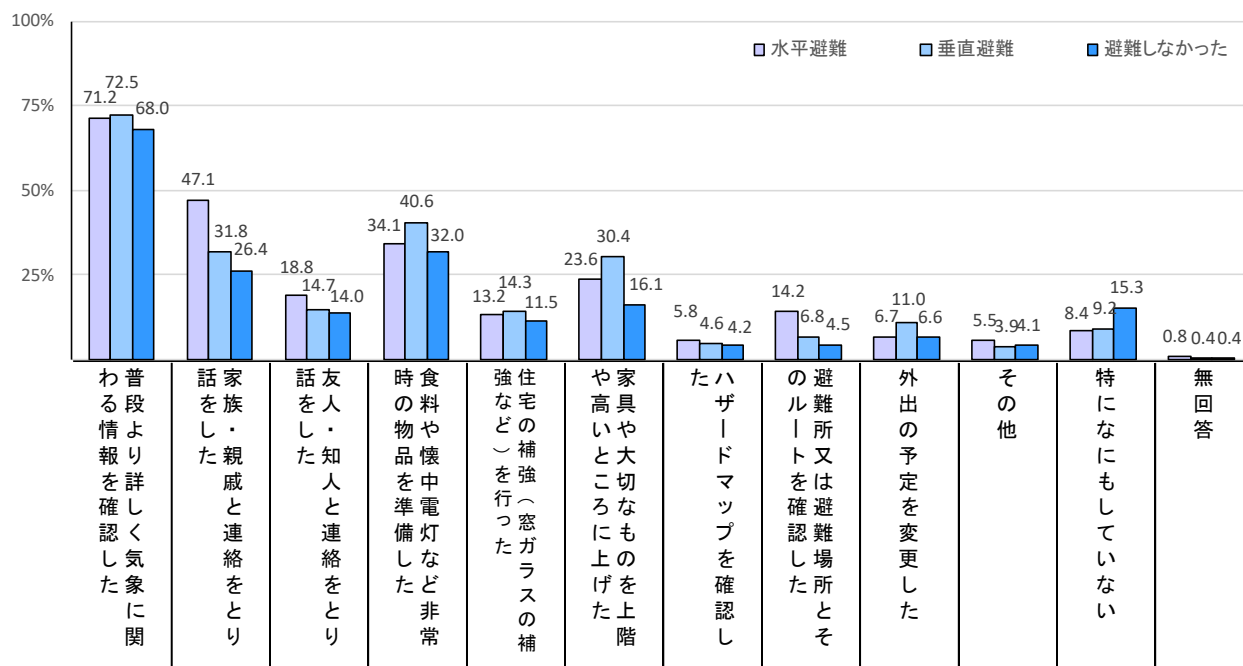
問18. 台風第19号に対して、雨が降り出す前に何らかの行動をしていましたか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)



全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

雨が降り出す前の台風第19号に対する行動については「普段より詳しく気象に関わる情報を確認した」が69.7%と最も高く、次いで「家族・親戚と連絡を取り話をした」が37.1%、「食料や懐中電灯など非常時の物品を準備した」が34.0%となっている。

【避難類型別】

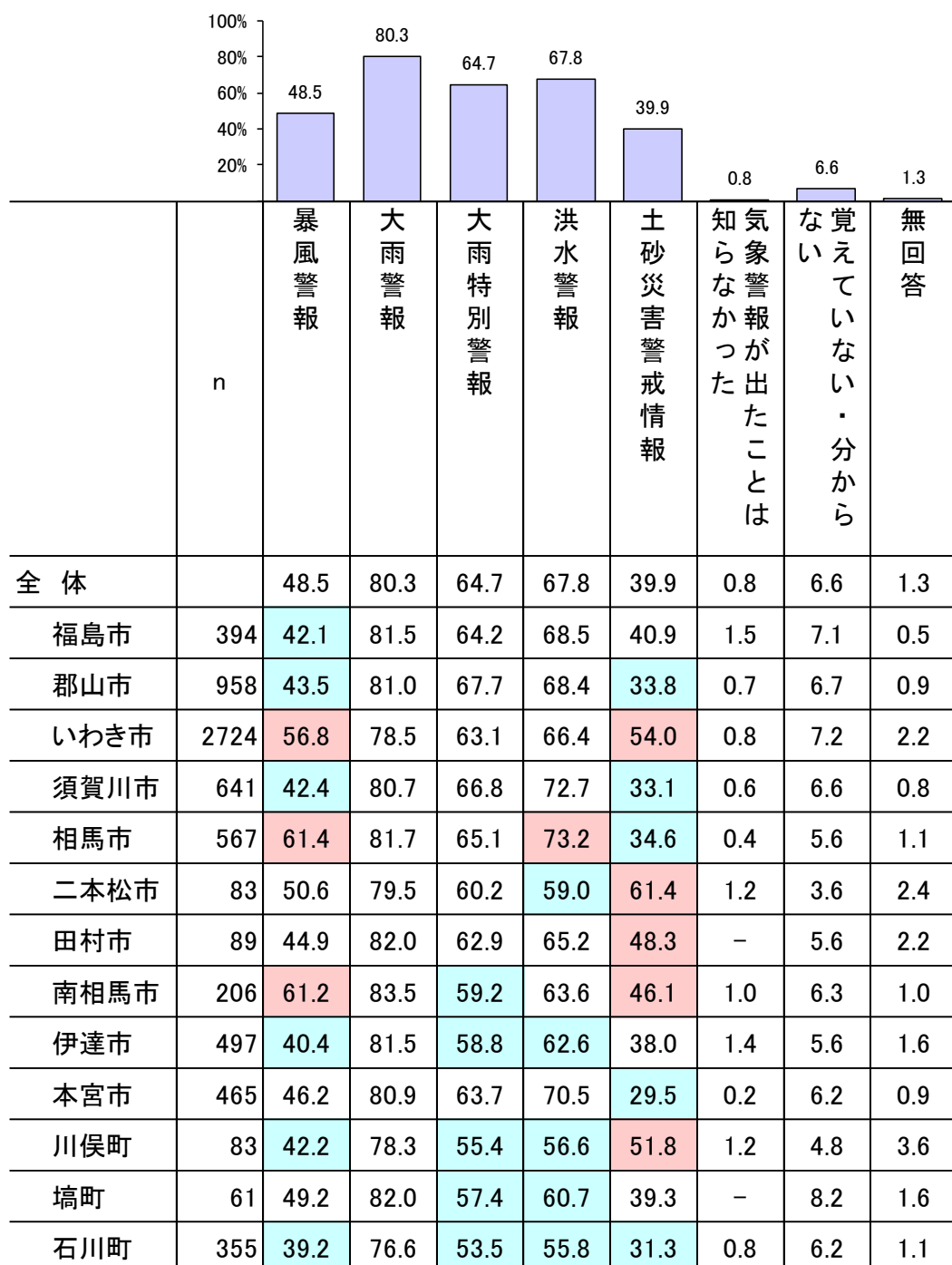


避難類型別にみると、「家族・親戚と連絡をとり話をした」は《垂直避難》で、「食料や懐中電灯など非常時の物品を準備した」、「家具や大切なものを上階や高いところに上げた」は《水平避難》でそれぞれ高くなっている。

3-2-3 台風第19号の雨が降りだしてからの行動について

《台風第19号が上陸した10月12日、雨が降り出してからのあなたの行動についてお尋ねします》

問19(1). 台風第19号では様々な「気象警報」が発表されました。あなたが入手した「気象警報」を全て選んで下さい。(〇はいくつでも)

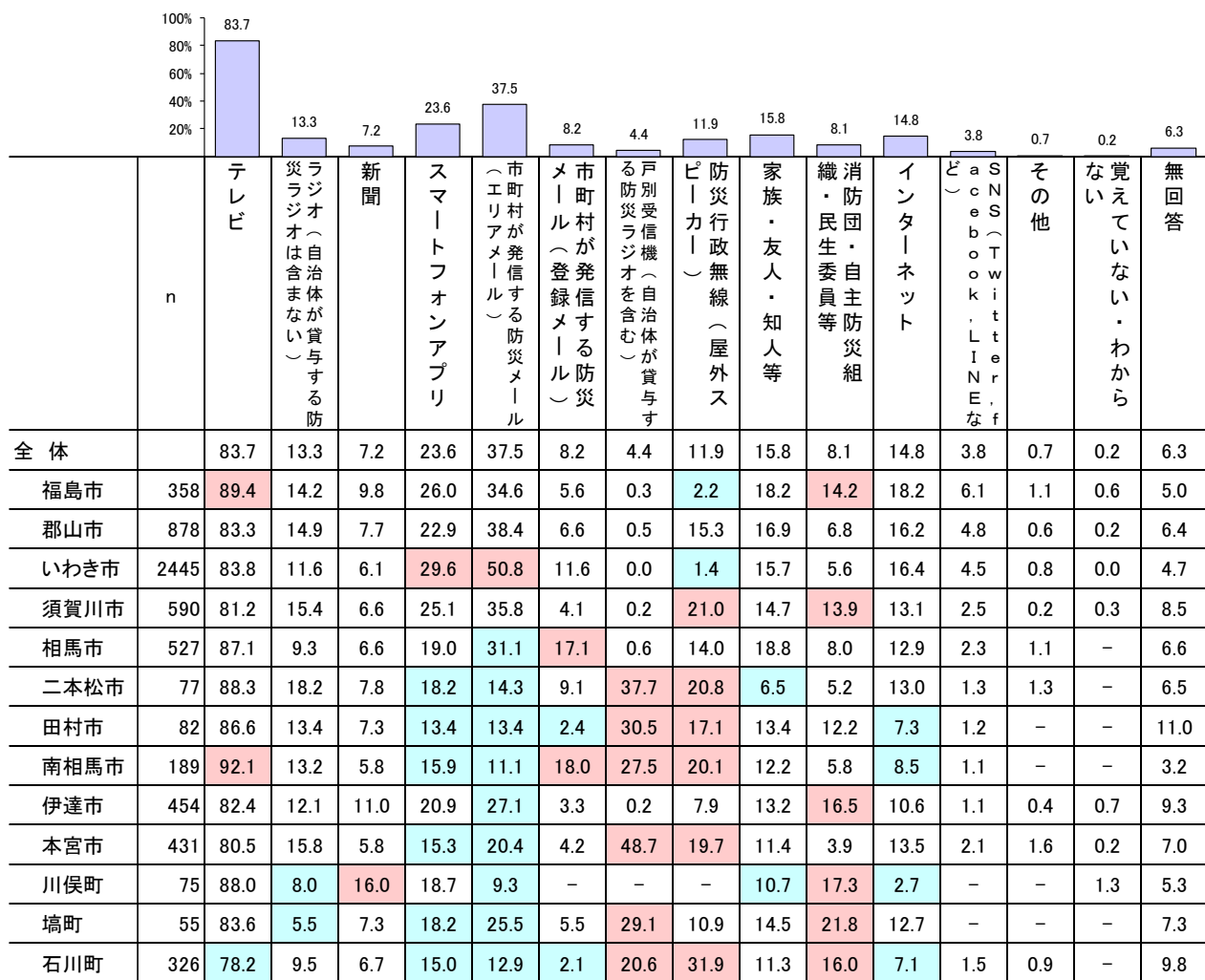


全体より5%以上高い値

全体より5%以上低い値

入手した気象情報については「大雨警報」が80.3%と最も高く、次いで「洪水警報」が67.8%、「大雨特別警報」が64.7%となっている。

問19(2). 問19(1)で「1. 暴風警報」～「5. 土砂災害警戒情報」を選んだ方は、「気象警報」をどこから入手していましたか。(〇は主な入手源を3つまで)

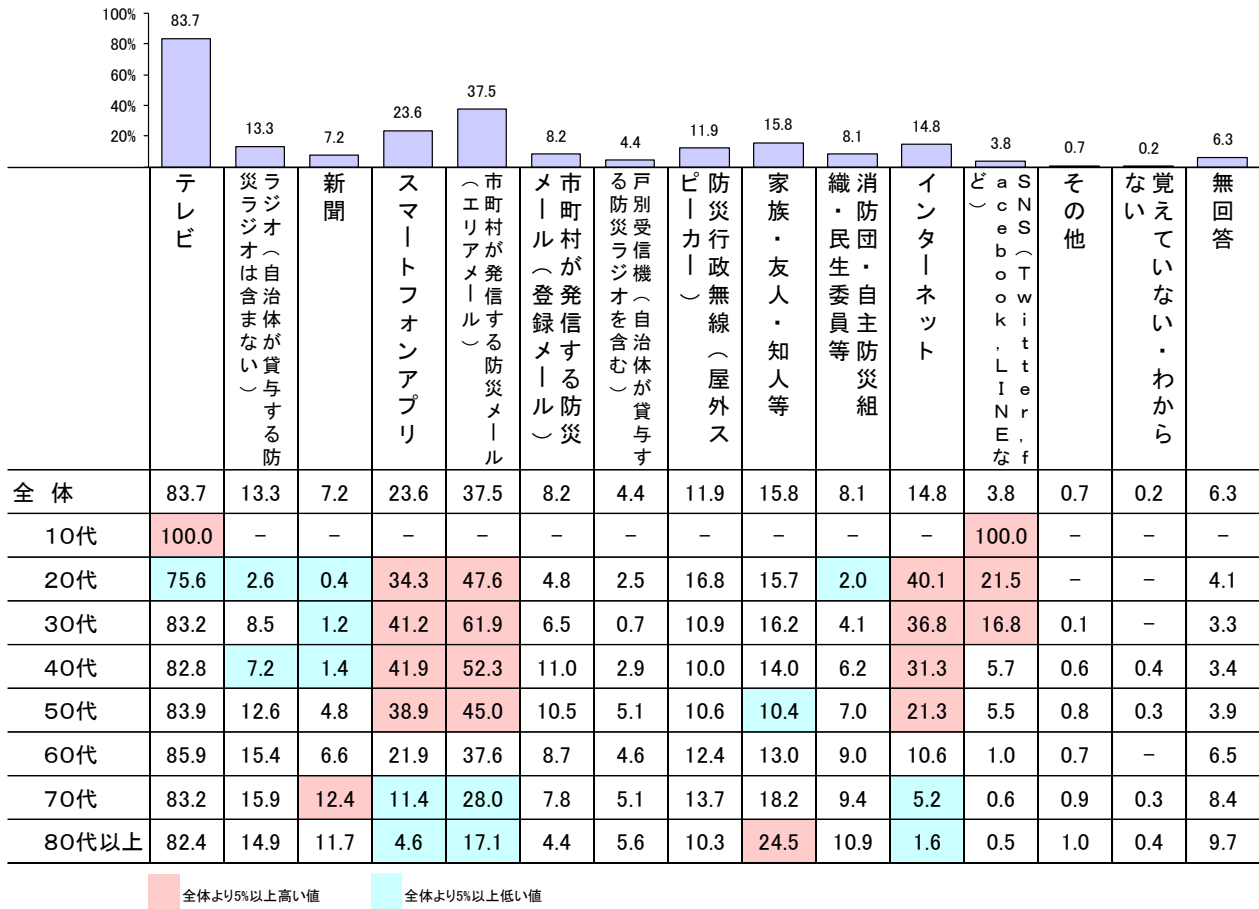


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

気象情報の入手方法については「テレビ」が83.7%と最も高く、次いで「市町村が発信する防災メール（エリアメール）」が37.5%、「スマートフォンアプリ」が23.6%となっている。

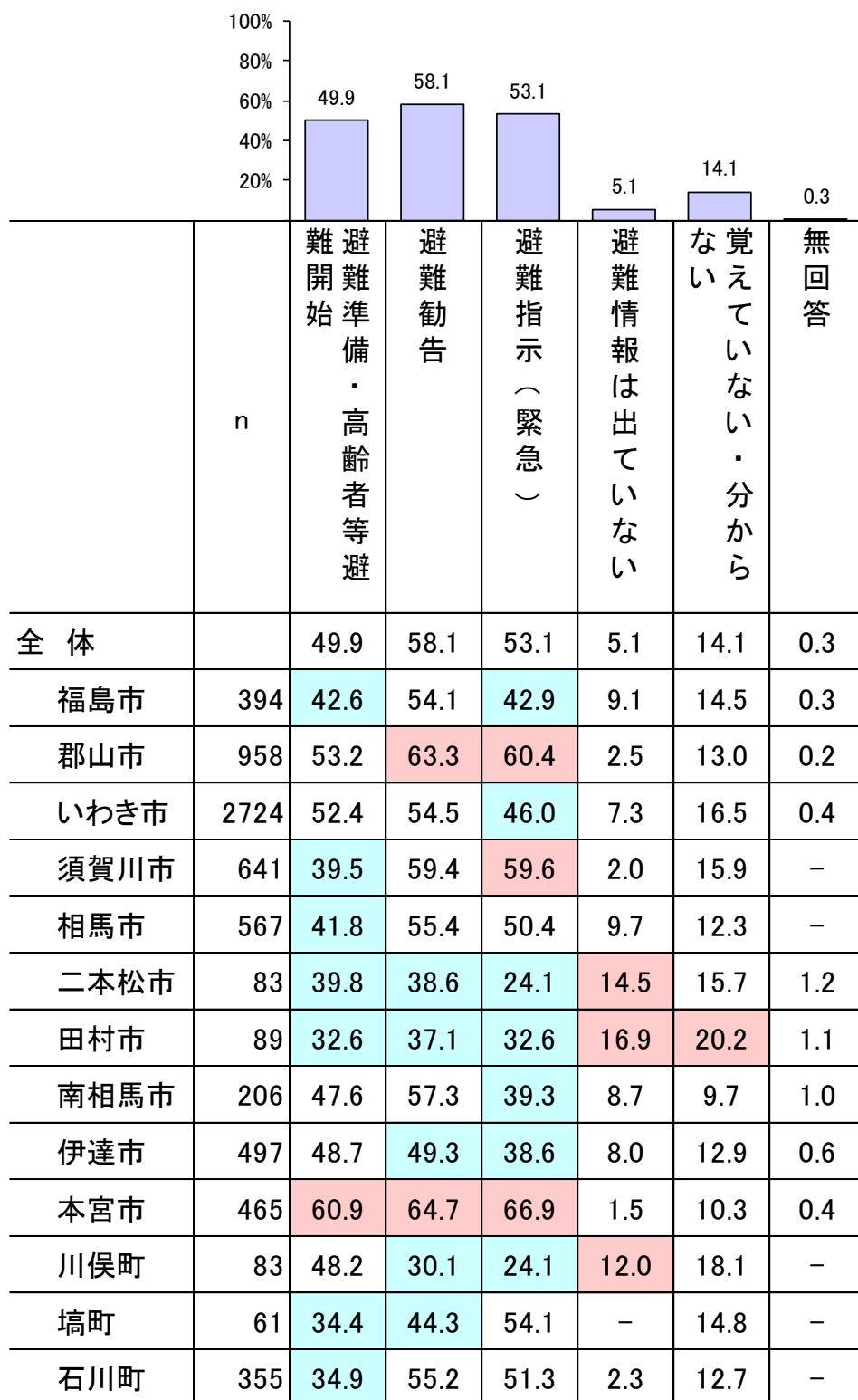
市町別にみると、問17において各市町で主な情報源として高い媒体が、台風第19号上陸後の「気象警報」入手の際も、概ね高くなっている。

【年代別（問1）】



年代別にみると、「スマートフォンアプリ」「市町村が発信する防災メール（エリアメール）」「インターネット」は、20代から50代で5%以上全体に比べ高い。

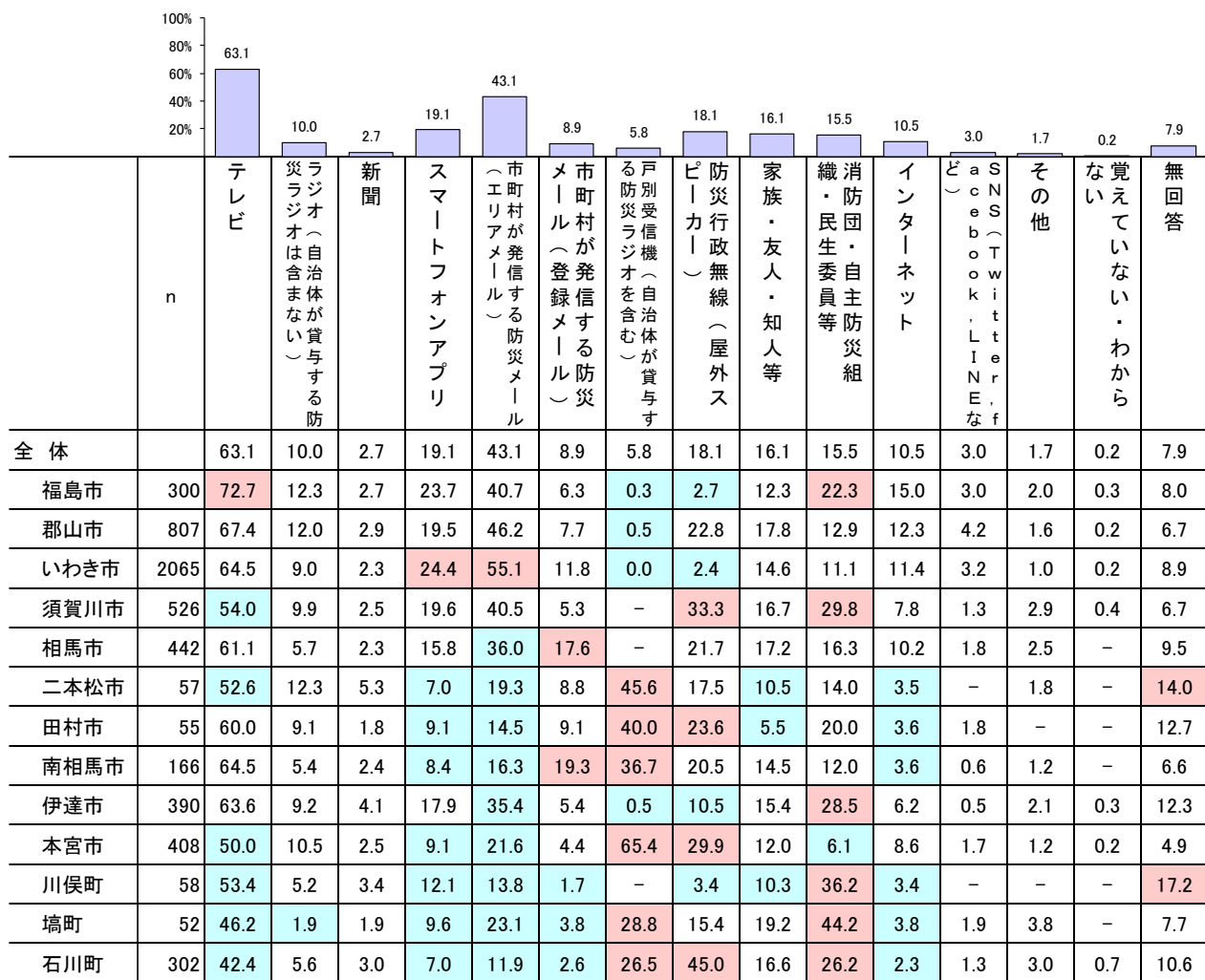
問20(1). 以下の「避難情報」のうち、あなたの住んでいる地域が対象となったものはどれですか。(〇は
いくつでも)



全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

住んでいる地域が対象となった避難情報については「避難勧告」が 58.1%と最も高く、次いで「避難指示（緊急）」が 53.1%、「避難準備・高齢者等避難開始」が 49.9%となっている。

問20(2). 問20(1)で「1. 避難準備・高齢者等避難開始」～「3. 避難指示(緊急)」を選んだ方は、「避難情報」をどこから入手していましたか。(○は主な入手源を3つまで)

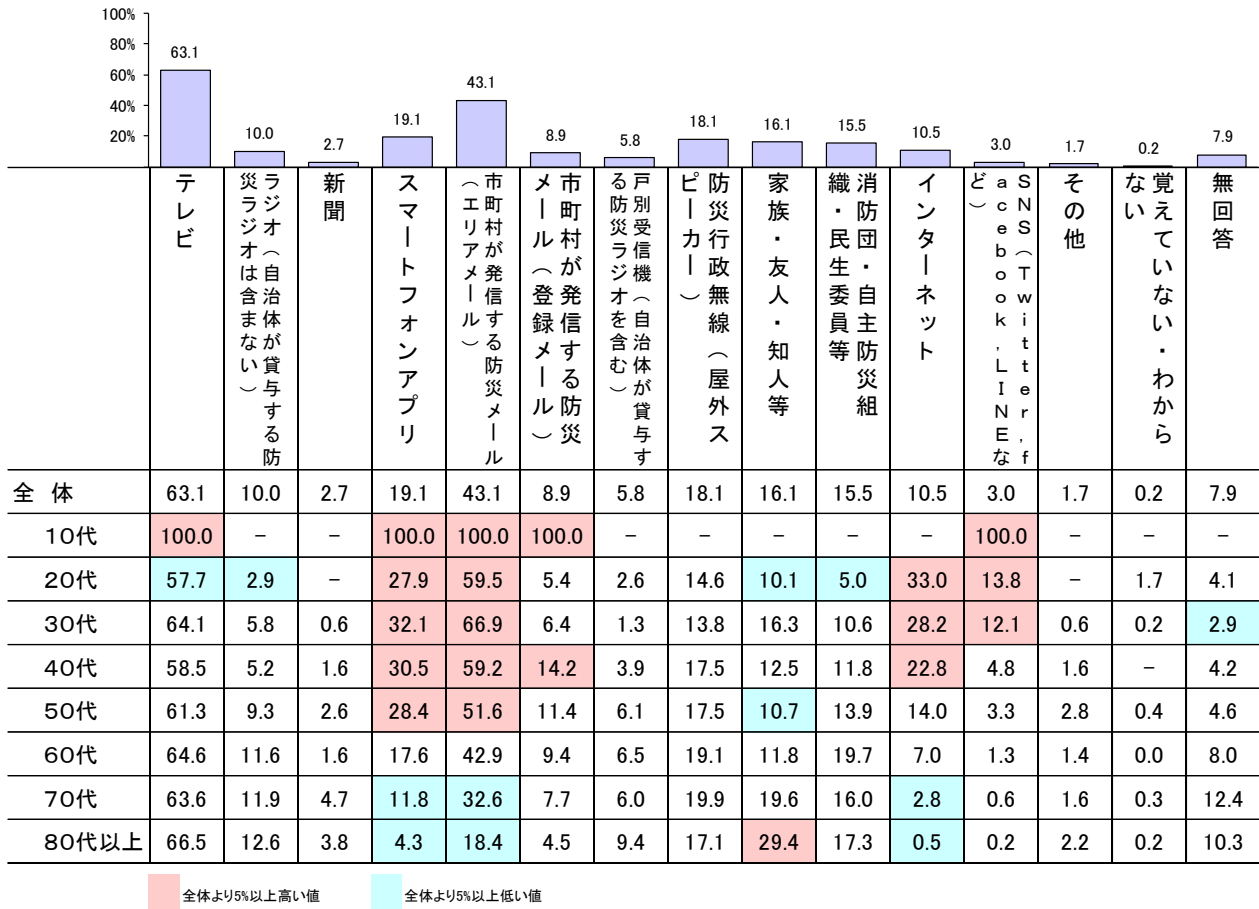


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難情報の入手方法では「テレビ」が63.1%と最も高く、次いで「市町村が発信する防災メール(エリアメール)」が43.1%、「スマートフォンアプリ」が19.1%となっている。

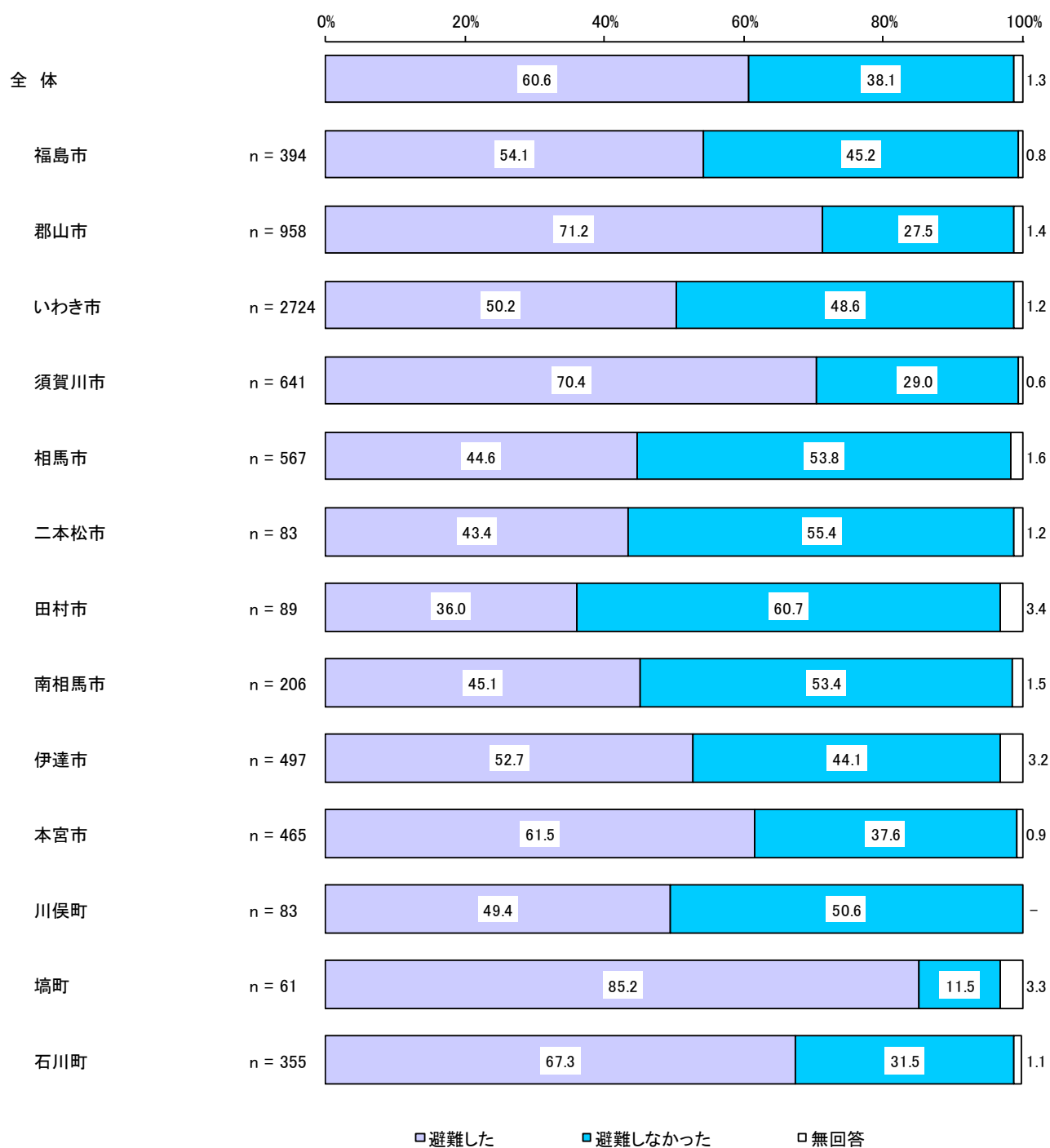
市町別にみると、問17において各市町で主な情報源として高い媒体が、台風第19号上陸後の「避難情報」入手の際も、概ね高くなっている。

【年代（問1）別】



年代別にみると、「スマートフォンアプリ」「市町村が発信する防災メール（エリアメール）」「インターネット」は、20代から40代で5%以上全体に比べ高い。

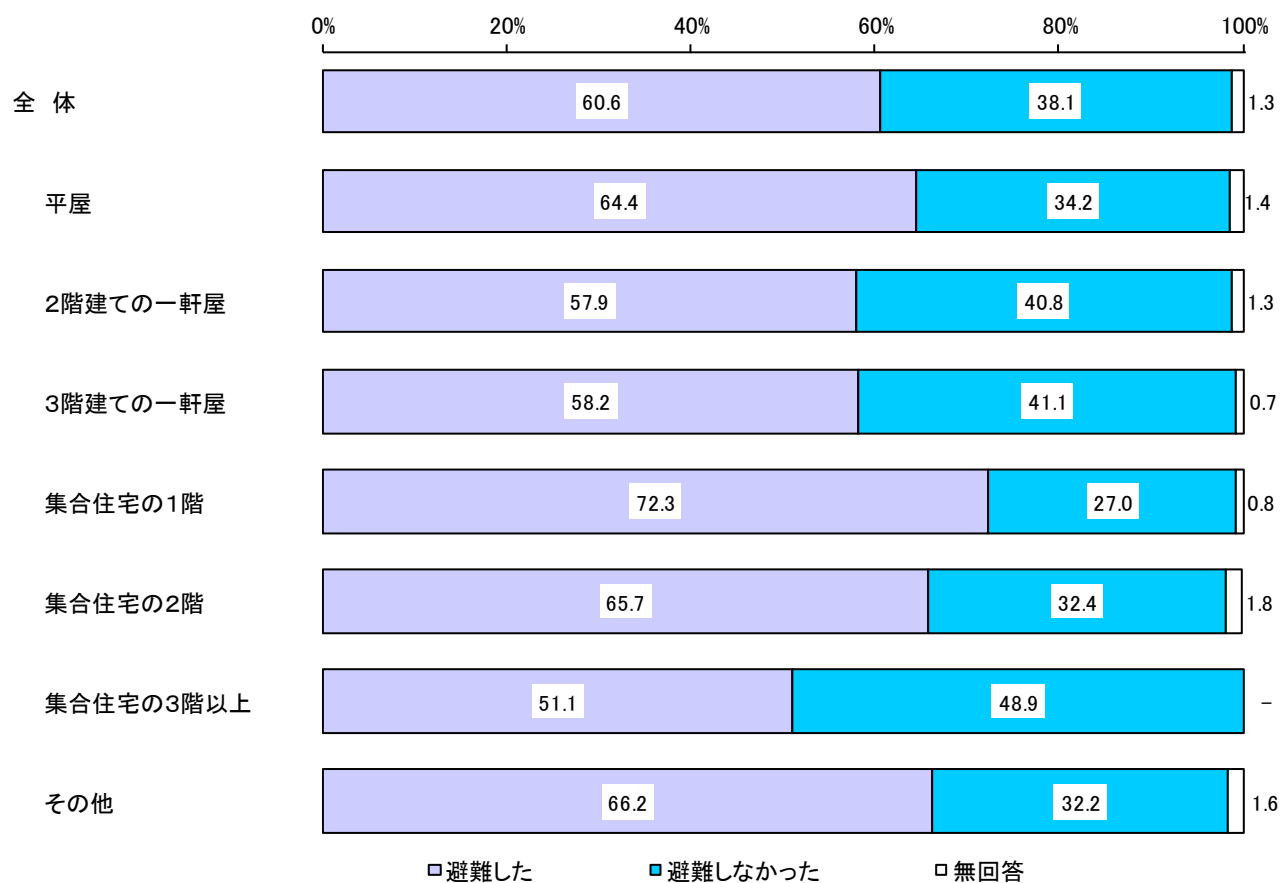
問21. あなたはご自宅が被災する前に避難しましたか。(○は1つ)



自宅被災前の避難の有無については「避難した」が60.6%となっている。

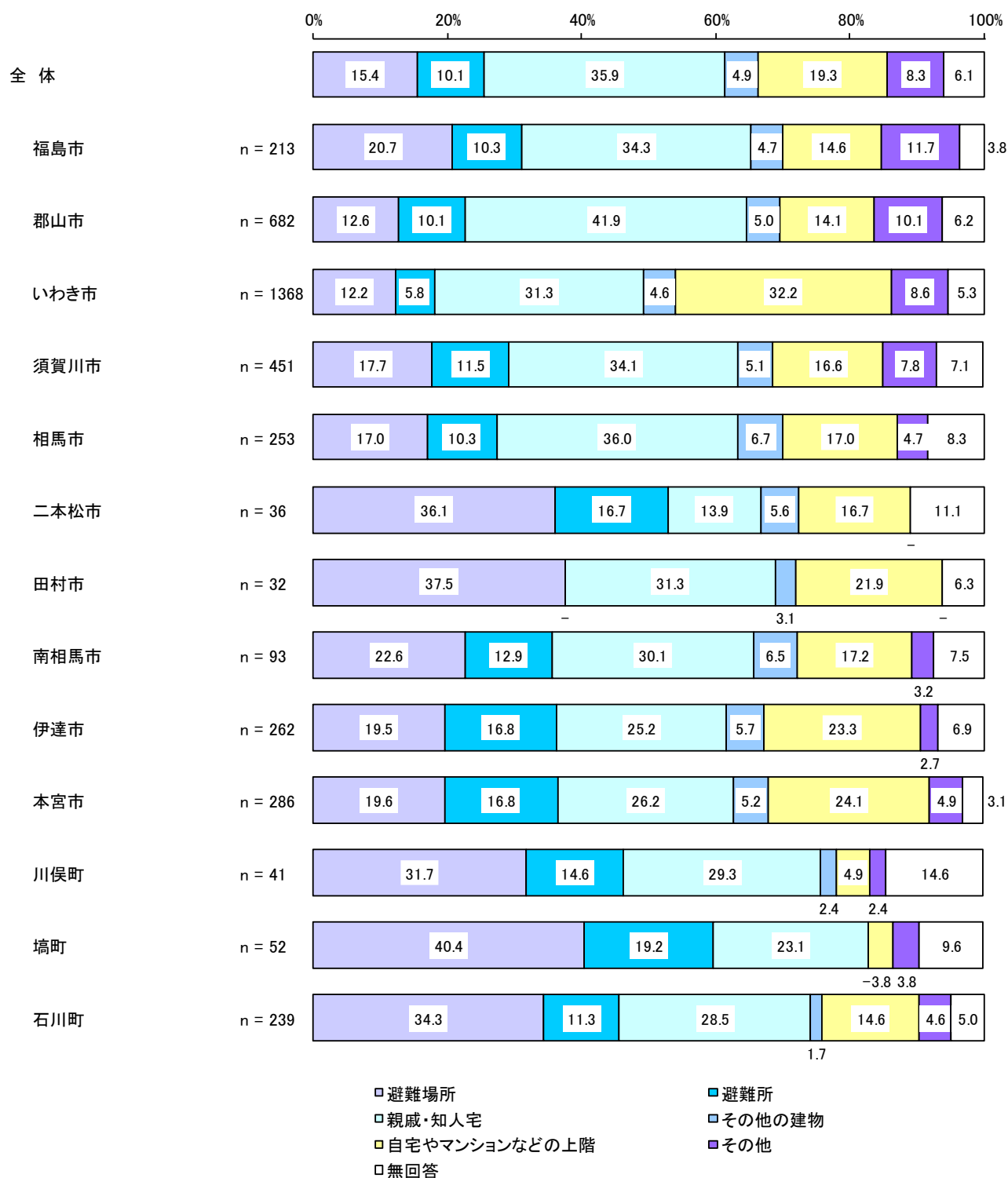
市町別にみると、「避難した」は石川町で65%以上、郡山市、須賀川市、塙町で70%以上と全体に比べ高い。

【自宅の形状・階層別（問 6（1））】



自宅の形状・階層別にみると、「避難した」は集合住宅の1階で70%以上と全体に比べ高い。

問22. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、最終的にどこに避難しましたか。(〇は1つ)

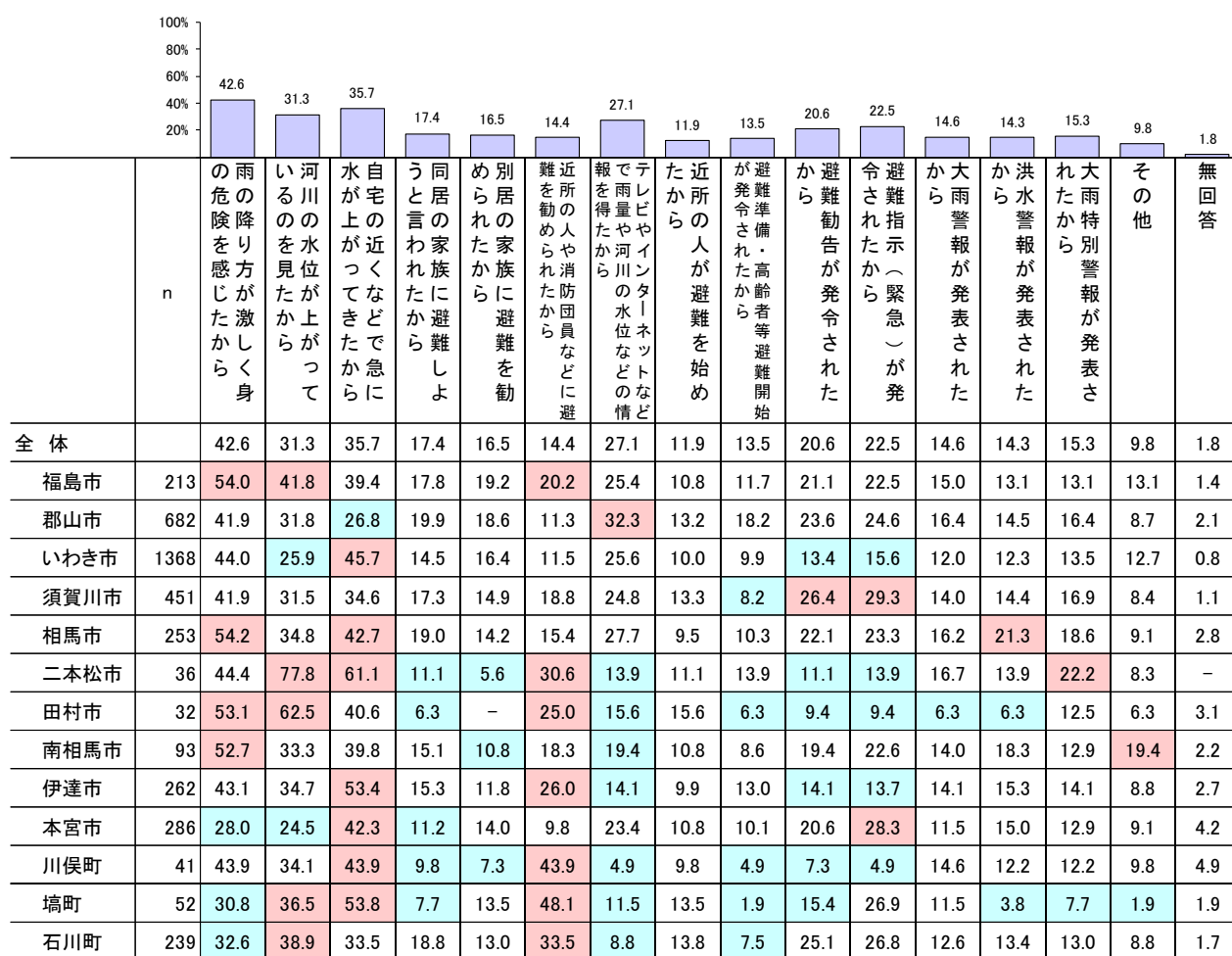


最終的な避難先については「親戚・知人宅」が35.9%と最も高く、次いで「自宅やマンションなどの上階」が19.3%、「避難場所」が15.4%となっている。

市町別にみると、「避難場所」は福島市、南相馬市で20%以上、二本松市、田村市、川俣町、石川町で30%以上、塙町で40%以上と全体に比べ高い。「自宅やマンションなどの上階」いわき市で30%以上と全体に比べ高い。

問23. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、避難した理由について教えてください。(○はいくつでも)
 なお、避難する決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

【避難した理由】

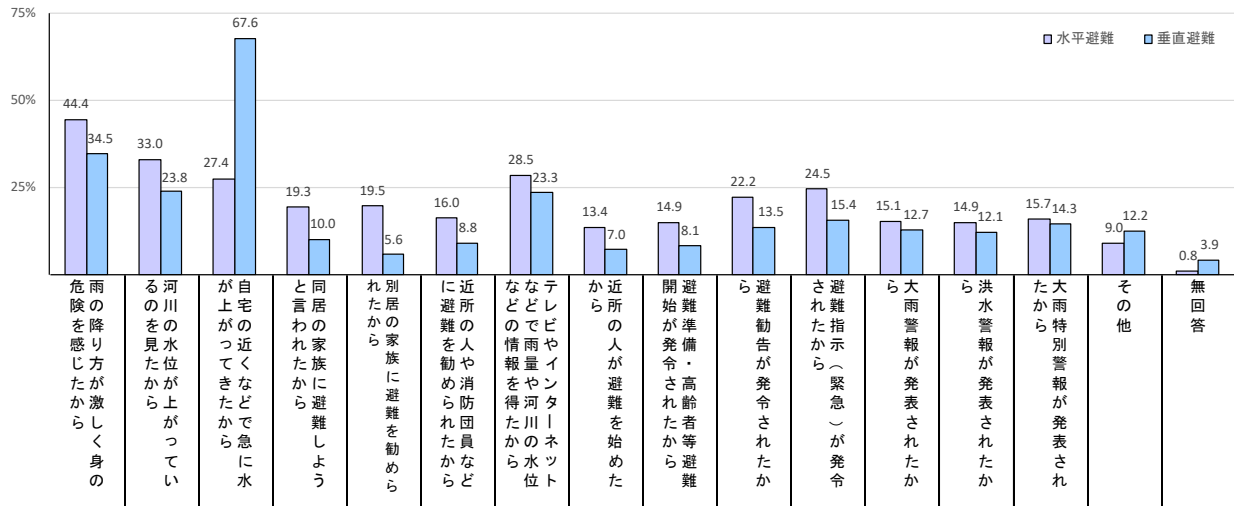


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難した理由については「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」が42.6%と最も高く、次いで「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」が35.7%、「河川の水位が上がっているのを見たから」が31.3%となっている。

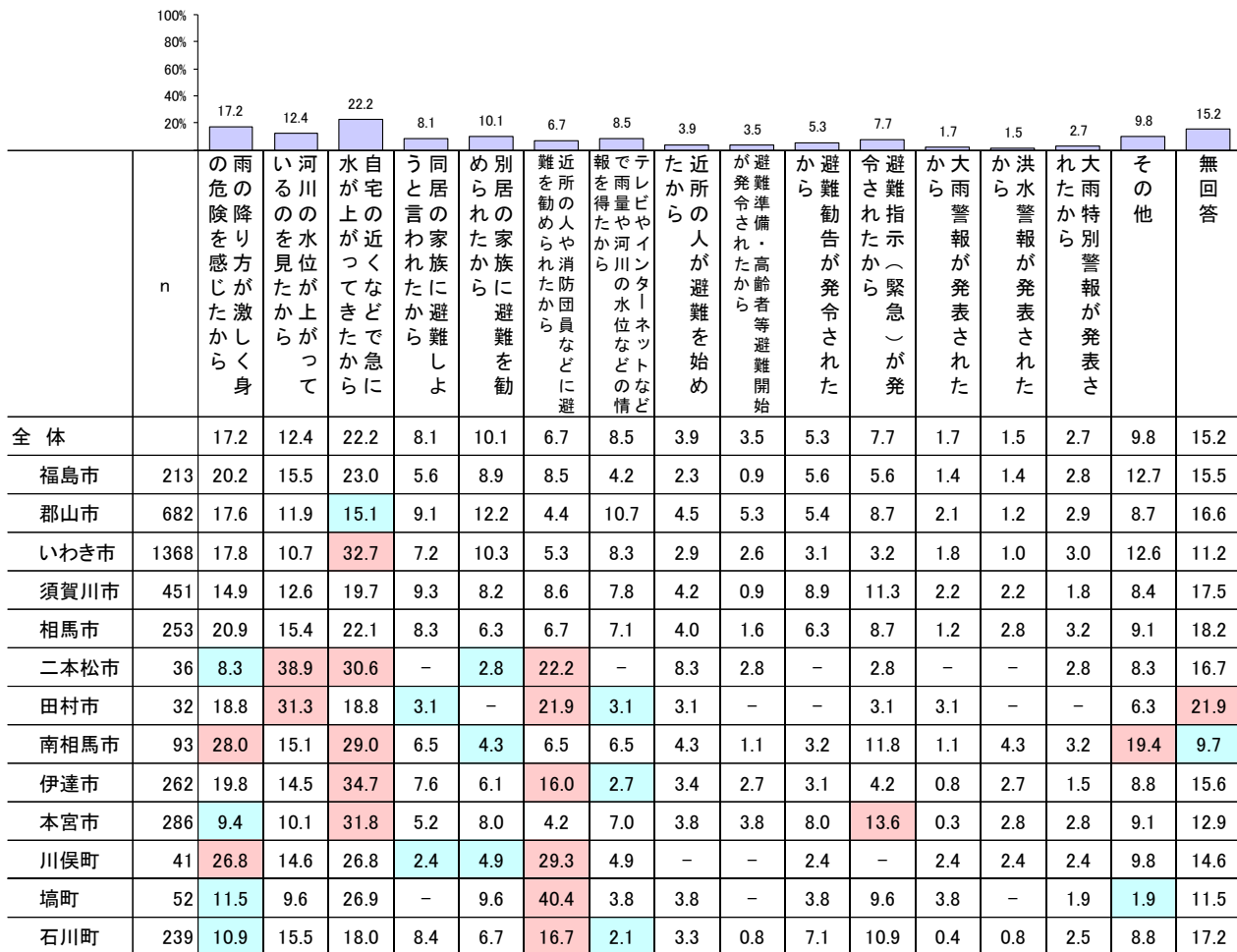
市町別にみると、「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」は福島市、相馬市、田村市、南相馬市で50%以上と全体に比べ高い。「河川の水位が上がっているのを見たから」は塙町、石川町で35%以上、福島市で40%以上、田村市で60%以上、二本松市で70%以上と全体に比べ高い。「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」はいわき市、相馬市、本宮市、川俣町で40%以上、伊達市、塙町で50%以上、二本松市で60%以上と全体に比べ高い。「近所の人や消防団員などに避難を勧められたから」は福島市、田村市、伊達市で20%以上、二本松市、石川町で30%以上、川俣町、塙町で40%以上と全体に比べ高い。

【避難類型別】



避難類型別にみると、「水平避難」は「垂直避難」に比べ全体的に高い。「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」は「垂直避難」で「水平避難」に比べおよそ 40 ポイント高くなっている。

【避難する決め手となった理由】

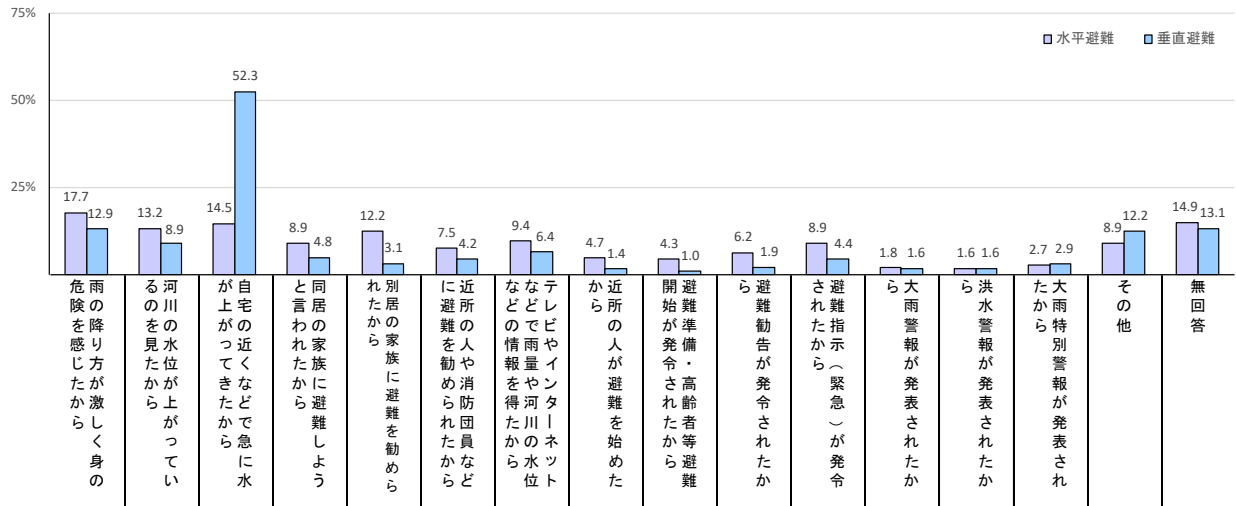


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難した決め手となった理由については「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」が22.2%と最も高く、次いで「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」が17.2%、「河川の水位が上がっているのを見たから」が12.4%となっている。

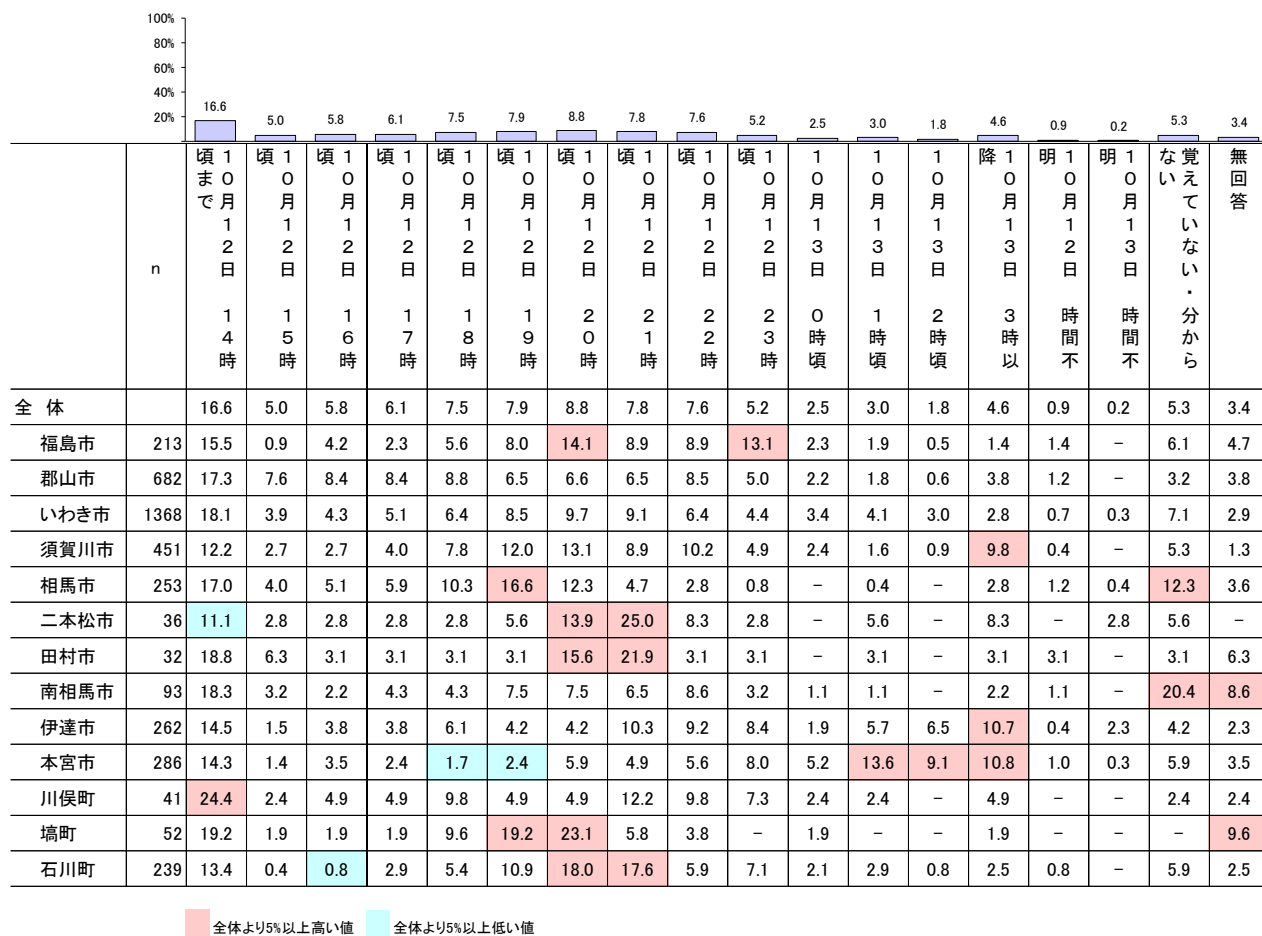
市町別にみると、「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」は南相馬市、川俣町で25%以上と全体に比べ高い。「河川の水位が上がっているのを見たから」は二本松市、田村市で30%以上と全体に比べ高い。「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」はいわき市、二本松市、伊達市、本宮市で30%以上と全体に比べ高い。「近所の人や消防団員などに避難を勧められたから」は伊達市、石川町で15%以上、二本松市、田村市、川俣町で20%以上、塙町で40%以上と全体に比べ高い。

【避難類型別】



避難類型別にみると、「自宅の近くなどで急に水が上ってきたから」は《垂直避難》で《水平避難》に比べおよそ 40 ポイント高くなっている。「別居の家族に避難を勧められたから」は《水平避難》で《垂直避難》に比べおよそ 10 ポイント高くなっている。

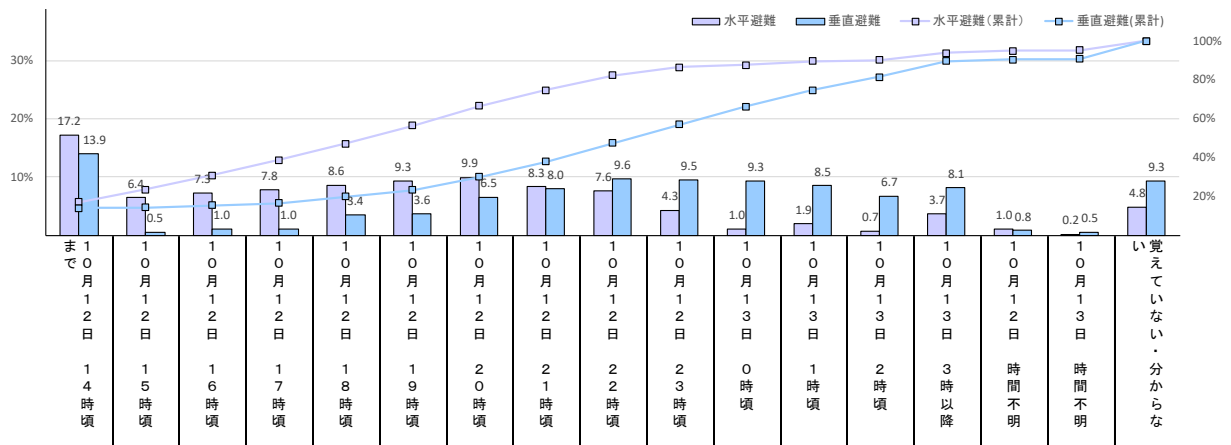
問24. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、避難を開始したおおまかな時間を教えてください。



避難を開始したおおまかな時間については大雨警報発表前であり比較的雨が強まる前の12日14時頃までの早い段階で避難を開始した人はおよそ1割半ば、避難勧告や避難指示が発令されていた12日15時から19時頃までに避難を開始した人はおよそ3割、暗くなりすでに災害が発生している可能性が高い大雨特別警報が発表され強い雨が降り続いていた12日20時頃から13日1時頃の間避難を開始した人はおよそ3割半ばとなっている。

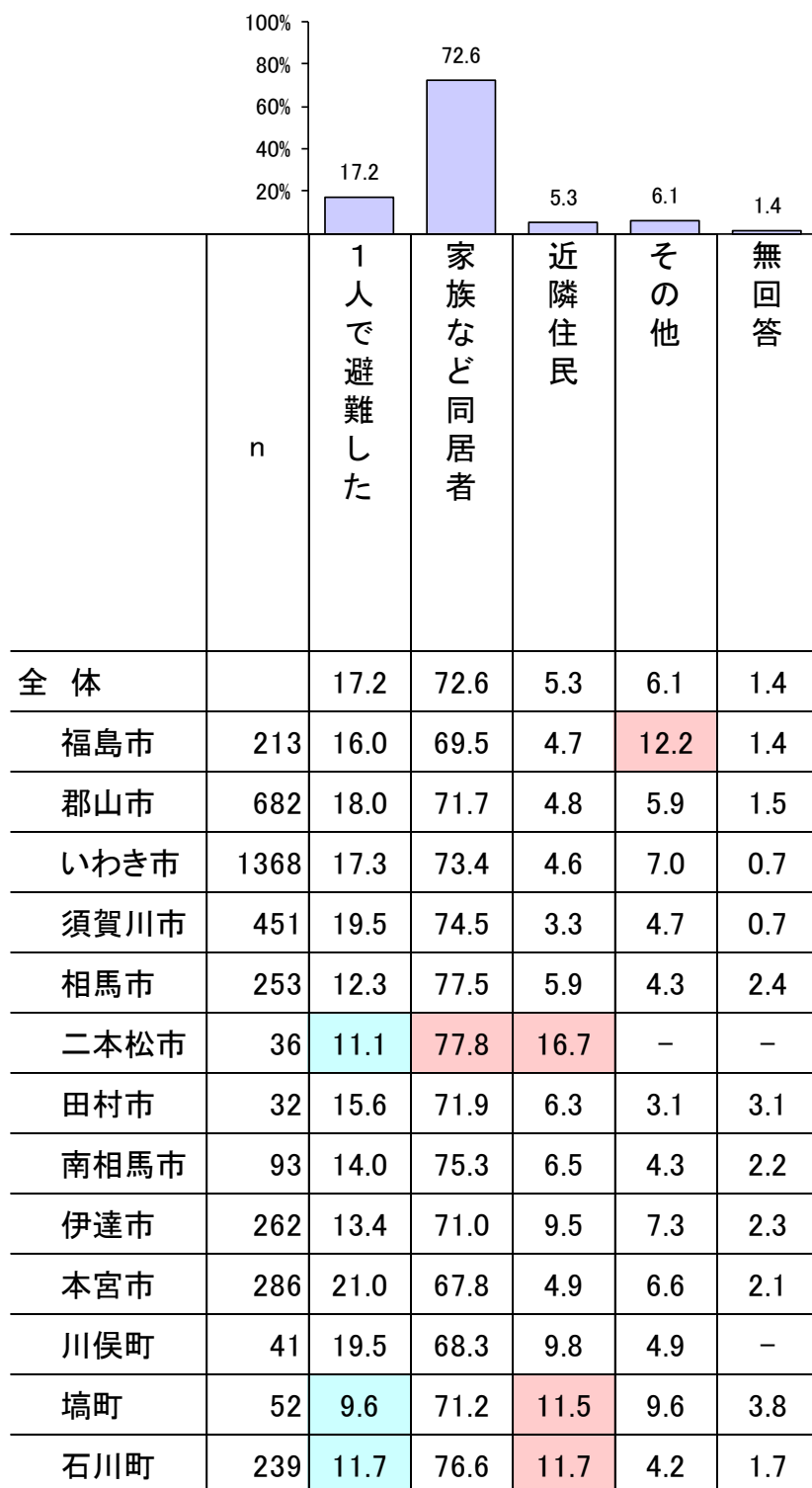
市町別にみると、「10月12日14時頃までに避難」は川俣町で20%以上と全体に比べ高い。「10月12日15時頃～19時頃までに避難」は郡山市、相馬市でおよそ4割と全体に比べ高い。「10月12日20時頃～23時頃までに避難」は福島市、須賀川市、二本松市、田村市、石川町でおよそ4割～5割と全体に比べ高い。

【避難類型別】



避難類型別にみると、避難を開始した人の割合は「10月12日 20時頃」以前は《水平避難》で《垂直避難》に比べ高く、「10月12日 22時頃」以降は《垂直避難》で《水平避難》に比べ高くなっている。

問25. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、誰と避難しましたか。（「1人で避難した」場合○は1つ、「1人で避難した」以外の場合○はいくつでも）



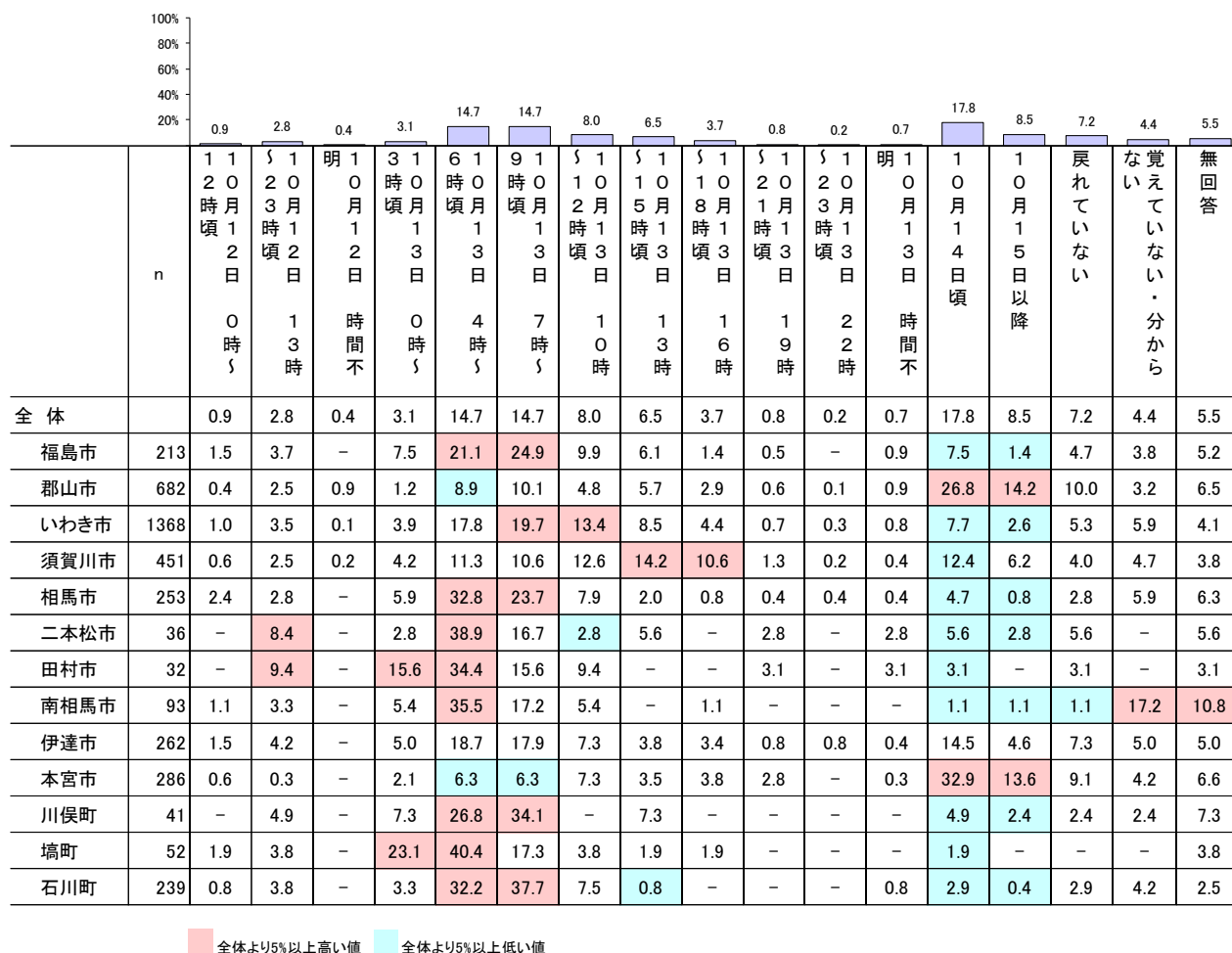
全体より5%以上高い値

全体より5%以上低い値

一緒に避難した人では「家族など同居者」が72.6%と最も高く、次いで「1人で避難した」が17.2%となっている。

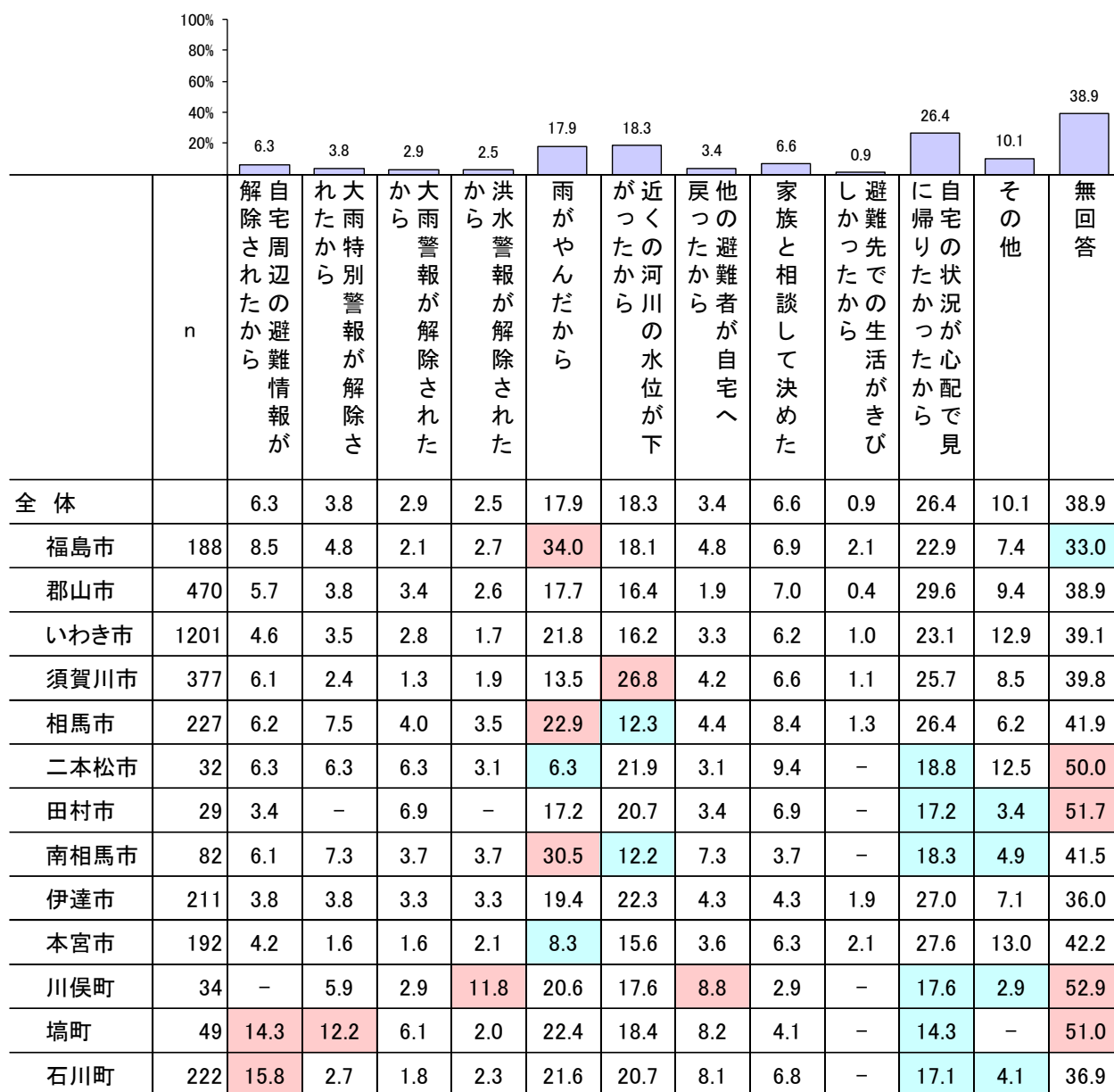
市町別にみると、二本松市、塙町、石川町では「近隣住民」が10%以上と全体に比べ高い。

問26. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、避難先から最初に自宅などへ戻った大まかな時間を教えてください。



避難先から最初に自宅などへ戻った大まかな時間については「1 0 月 1 4 日頃」が 17.8%と最も高く、次いで「1 0 月 1 3 日 4 時～6 時頃」「1 0 月 1 3 日 7 時～9 時頃」が 14.7%となっている。
市町別にみると、「1 0 月 1 4 日頃」は郡山市で 25%以上、本宮市で 30%以上と全体に比べ高い。

問27. 問26で「4. 戻っていない」以外を選んだ方は、避難先から自宅などへ最初に戻る決め手となった理由を教えてください。(〇は2つまで)



全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

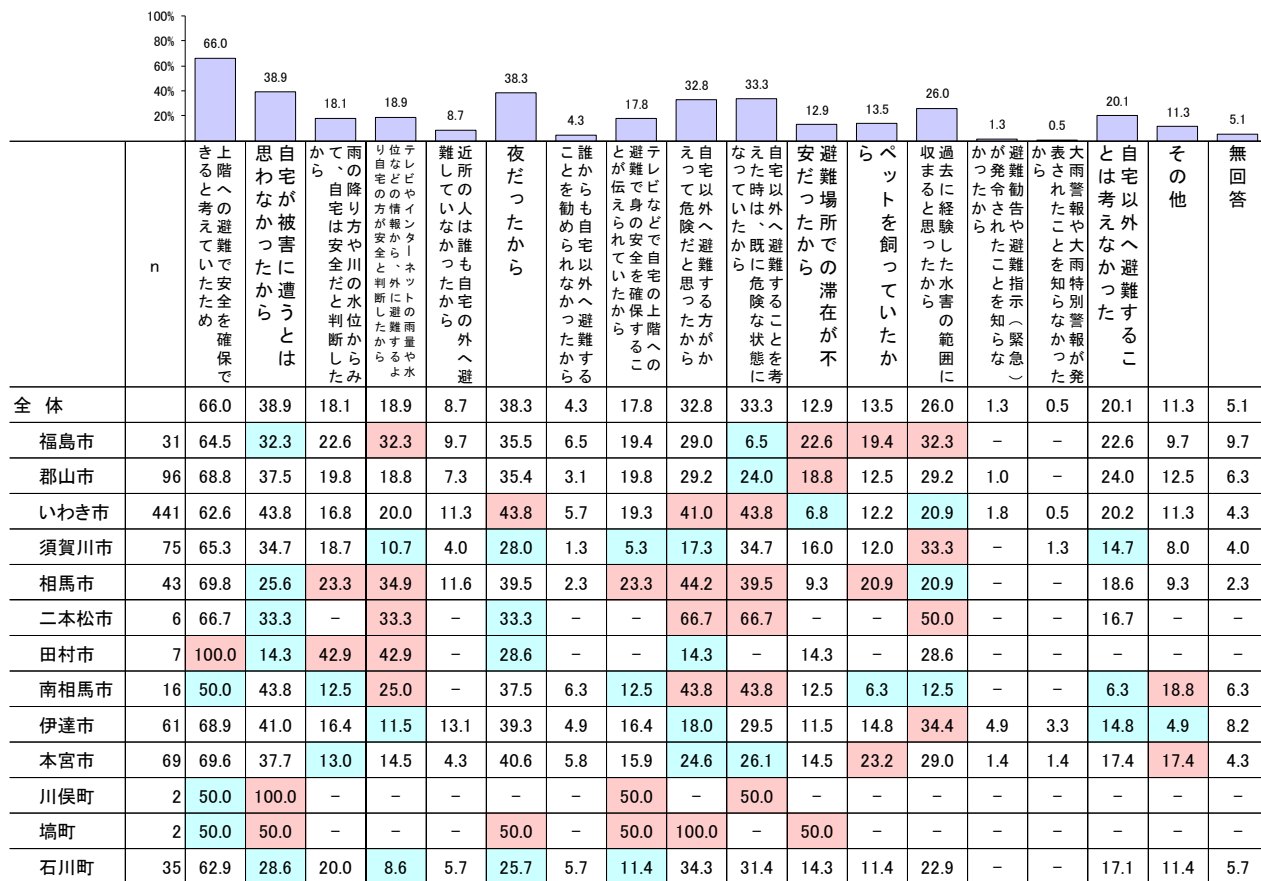
避難先から自宅などへ最初に戻る決め手となった理由については「自宅の状況が心配で見に帰りたいから」が26.4%と最も高く、次いで「近くの河川の水位が下がったから」が18.3%、「雨がやんだから」が17.9%となっている。

市町別にみても、「雨がやんだから」は福島市、南相馬市で30%以上と全体に比べ高い。「近くの河川の水位が下がったから」は須賀川市で25%以上と全体に比べ高い。「自宅周辺の避難情報が解除されたから」は塙町、石川町で10%以上と全体に比べ高い。「洪水警報が解除されたから」は川俣町で10%以上と全体に比べ高い。

問28. 問22で「5. 自宅やマンションなどの上階」を選んだ方は、自宅やマンション以外へ避難しなかった理由について教えてください。(○はいくつでも)

なお、自宅やマンション以外へ避難しない決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

【自宅やマンション以外へ避難しなかった理由】

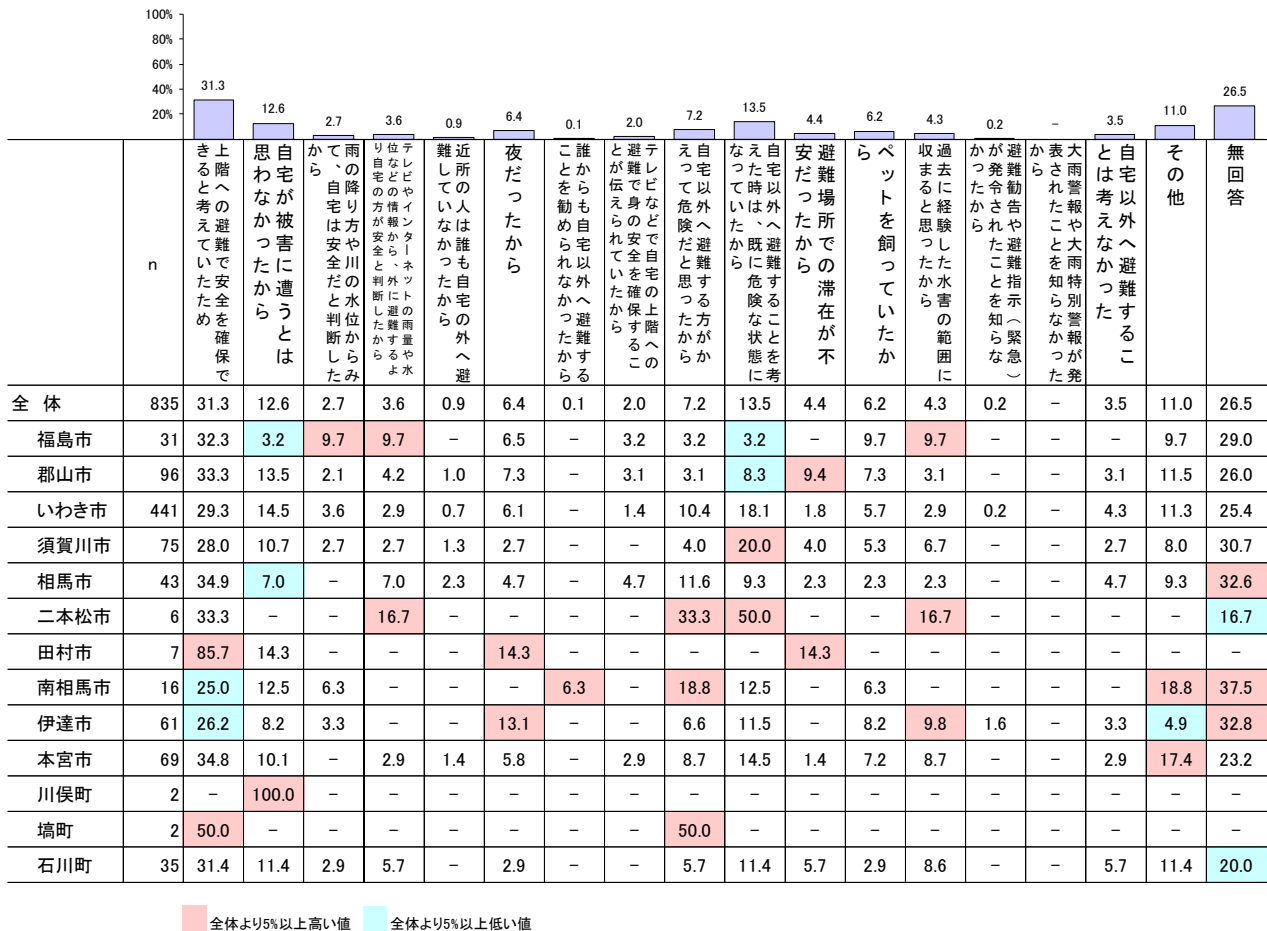


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

自宅やマンション以外へ避難しなかった理由については「上階への避難で安全を確保できると考えていたため」が66.0%と最も高く、次いで「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」が38.9%、「夜だったから」が38.3%となっている。

市町別にみると、「自宅以外へ避難することを考えた時は、既に危険な状態になっていたから」はいわき市で43.8%と全体に比べ高い。

【自宅やマンション以外へ避難しない決め手となった理由】

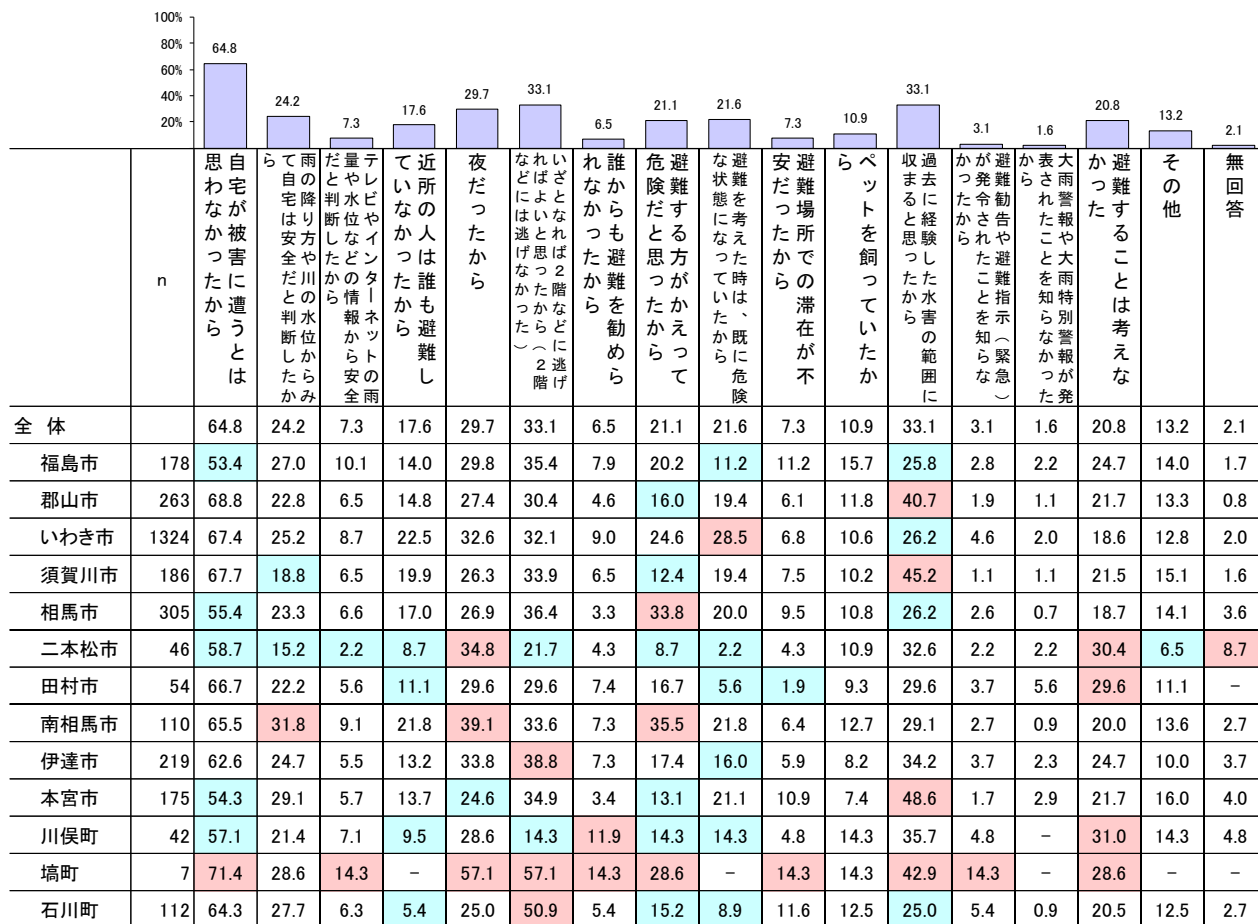


自宅やマンション以外へ避難しなかった決め手となった理由については「上階への避難で安全を確保できると考えていたため」が31.3%と最も高く、次いで「自宅以外へ避難することを考えた時は、既に危険な状態になっていたから」が13.5%、「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」が12.6%となっている。

問29. 問21で「2. 避難しなかった」を選んだ方は、避難しなかった理由について教えてください。(〇は
いくつでも)

なお、避難しなかった決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

【避難しなかった理由】

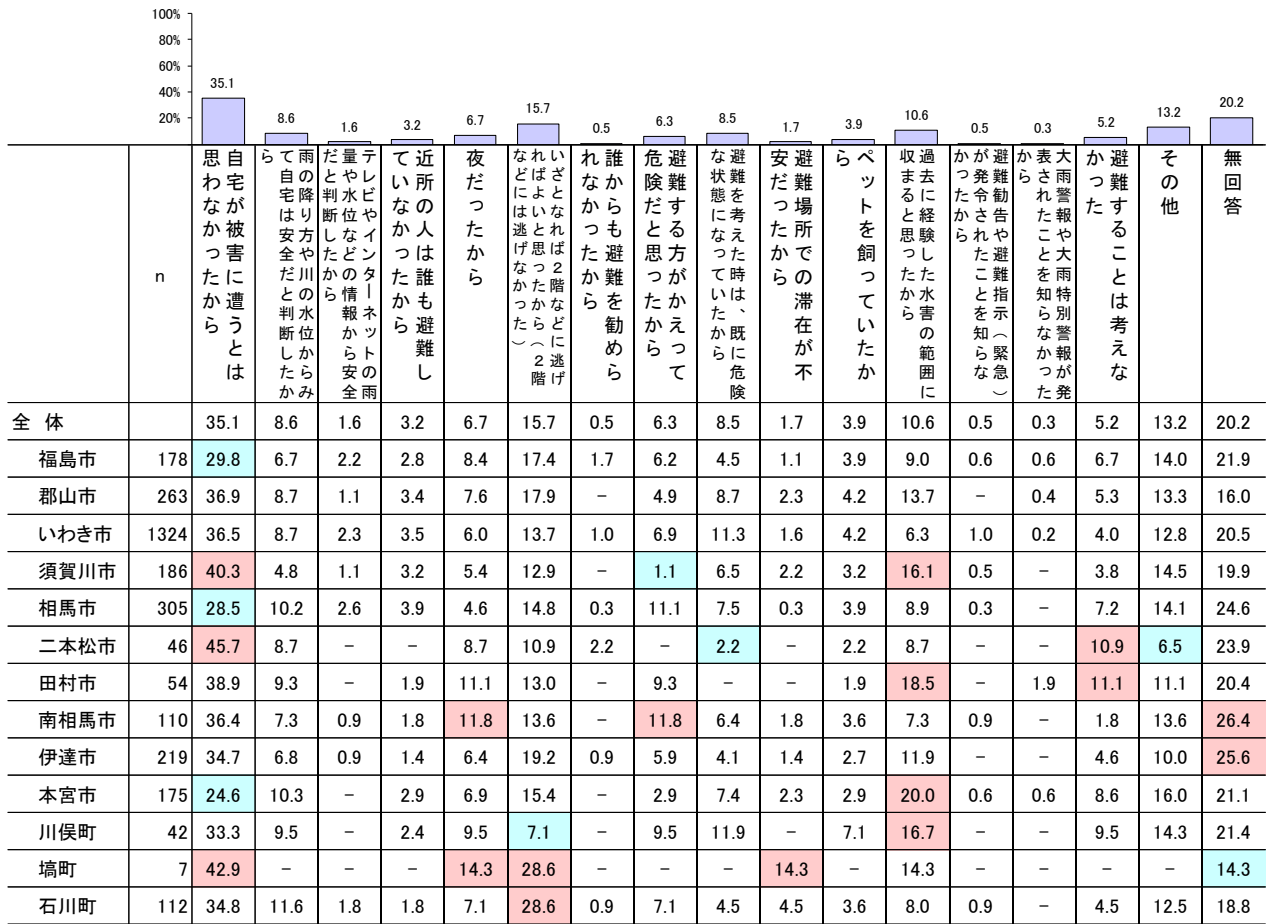


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難しなかった理由については「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」が64.8%と最も高く、次いで「いざとなれば2階などに逃げればよいと思ったから(2階などには逃げなかった)」「過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから」が33.1%となっている。

市町別にみると、「いざとなれば2階などに逃げればよいと思ったから(2階などには逃げなかった)」は伊達市で約4割、石川町で50%以上と全体に比べ高い。「過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから」は郡山市、須賀川市、本宮市で40%以上と全体に比べ高い。

【避難しなかった決め手となった理由】

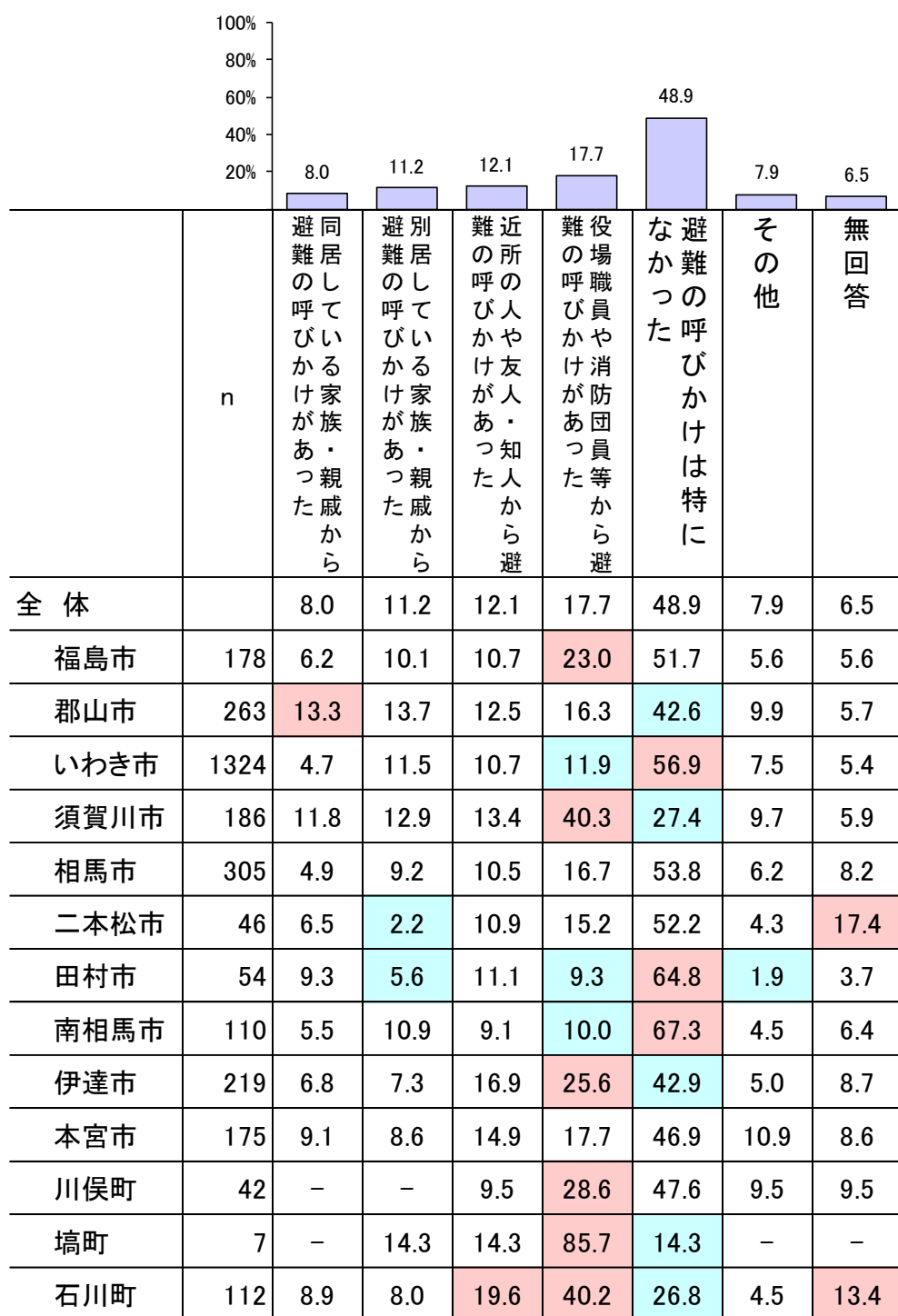


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難しなかった決め手となった理由については「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」が35.1%と最も高く、次いで「いざとなれば2階などに逃げればよいと思ったから（2階などには逃げなかった）」が15.7%、「過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから」が10.6%となっている。

市町別にみると、「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」は須賀川市、二本松市で40%以上と全体に比べ高い。「いざとなれば2階などに逃げればよいと思ったから（2階などには逃げなかった）」は石川町で28.6%と全体に比べ高い。「過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから」は須賀川市、田村市、川俣町で15%以上、本宮市で20%以上と全体に比べ高い。

問30. 問21で「2. 避難しなかった」を選んだ方は、周囲からの避難の呼びかけはありましたか。(〇はいくつでも)

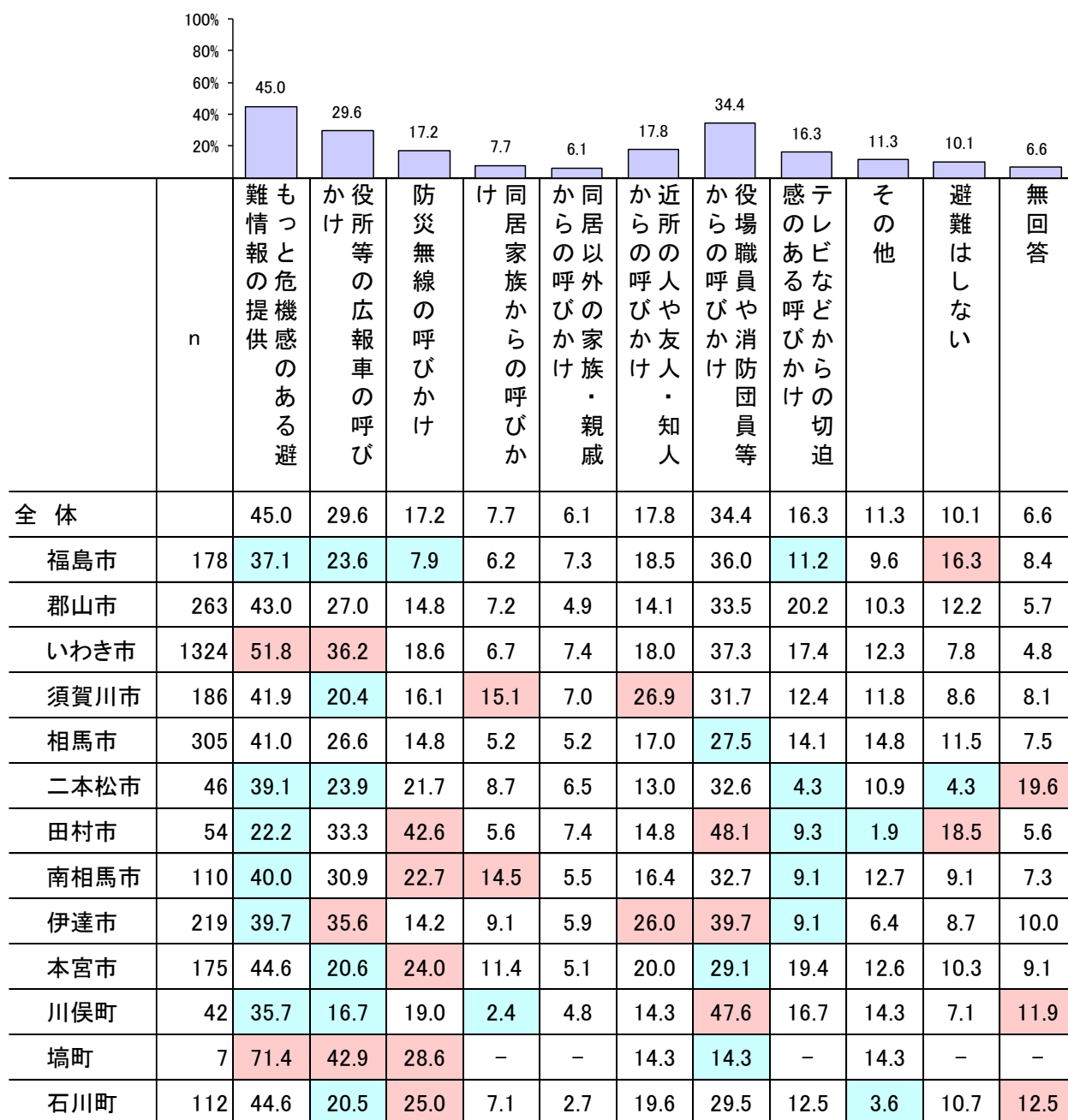


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難の呼びかけの有無では「避難の呼びかけは特になかった」が48.9%と最も高く、次いで「役場職員や消防団員等から避難の呼びかけがあった」が17.7%となっている。

市町別にみると、「役場職員や消防団員等から避難の呼びかけがあった」は須賀川市、石川町で40%以上と全体に比べ高い。「避難の呼びかけは特になかった」はいわき市で55%以上、田村市、南相馬市で60%以上と全体に比べ高い。

問31. 問21で「2. 避難しなかった」を選んだ方は、どのようなきっかけがあれば、「避難した」と思いますか。(〇はいくつでも)



全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

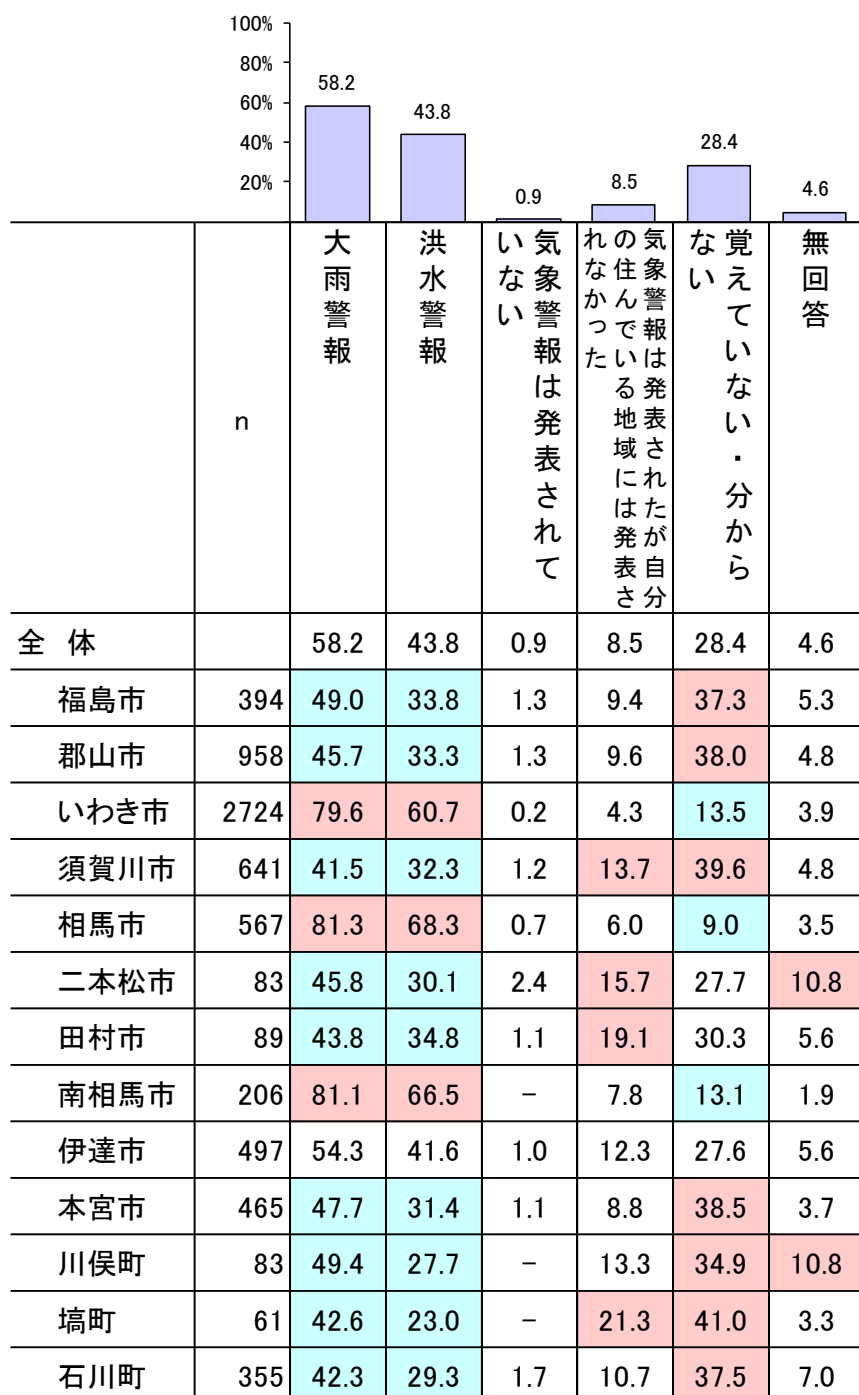
どのようなきっかけがあれば避難するかについては「もっと危機感のある避難情報の提供」が45.0%と最も高く、次いで「役場職員や消防団員等からの呼びかけ」が34.4%、「役所等の広報車の呼びかけ」が29.6%となっている。

市町別にみると、「もっと危機感のある避難情報の提供」はいわき市で50%以上と全体に比べ高い。「役所等の広報車の呼びかけ」はいわき市、伊達市で35%以上と全体に比べ高い。「役場職員や消防団員等からの呼びかけ」は伊達市で約4割、田村市、川俣町で45%以上と全体に比べ高い。

3-2-4 10月25日の大雨時の行動について

《台風第19号から約2週間後、10月25日に福島県内では一部の地域に「大雨警報」や「洪水警報」が発表されました。10月25日のあなたの状況についてお尋ねします》

問32. あなたが入手した「気象警報」を全て選んで下さい。(○はいくつでも)



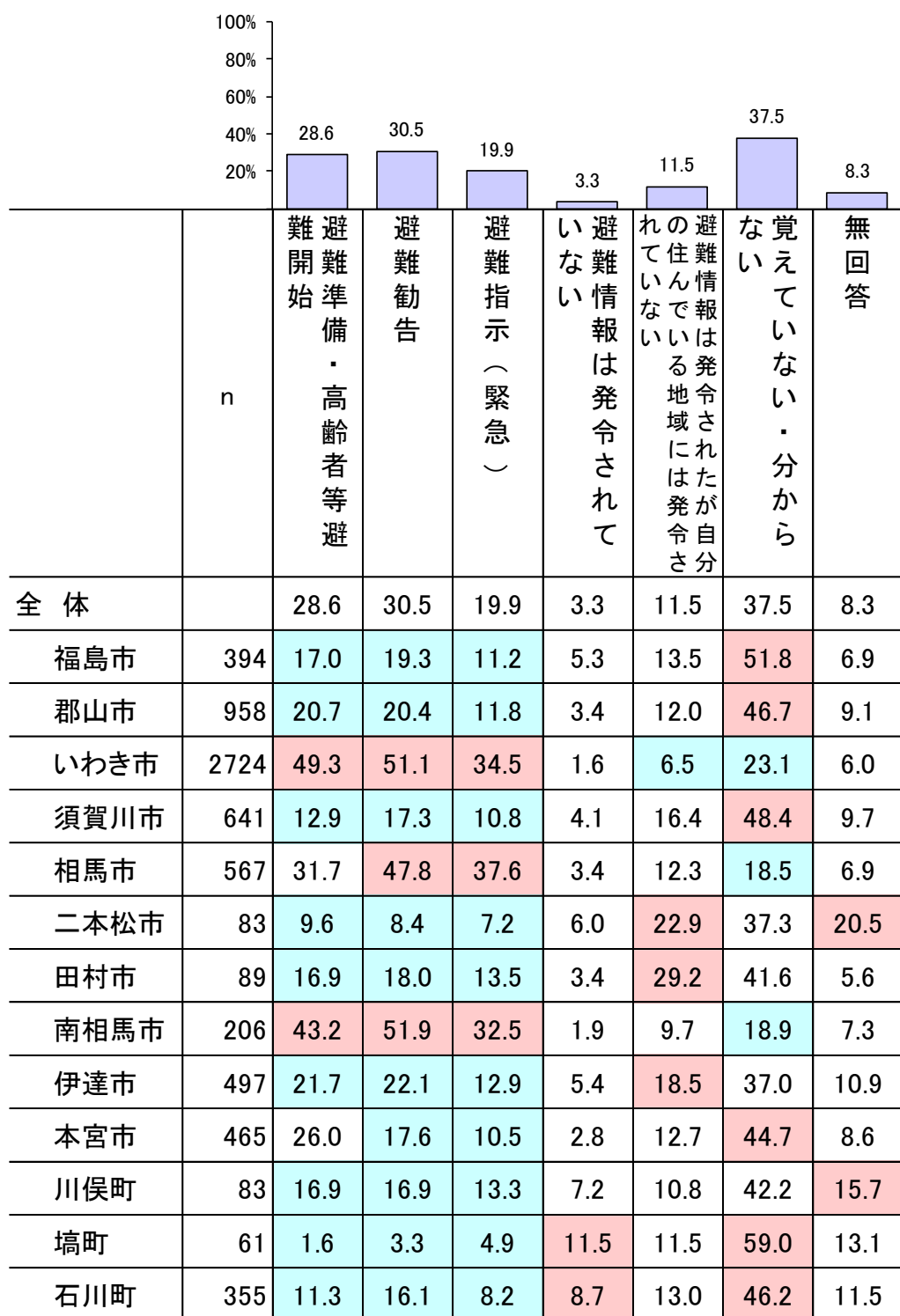
全体より5%以上高い値

全体より5%以上低い値

入手した気象警報については「大雨警報」が58.2%と最も高く、次いで「洪水警報」が43.8%となっている。

市町別にみると、「大雨警報」は相馬市、南相馬市で80%以上と全体に比べ高い。

問33. 10月25日に、あなたが入手した「避難情報」を全て選んで下さい。(〇はいくつでも)



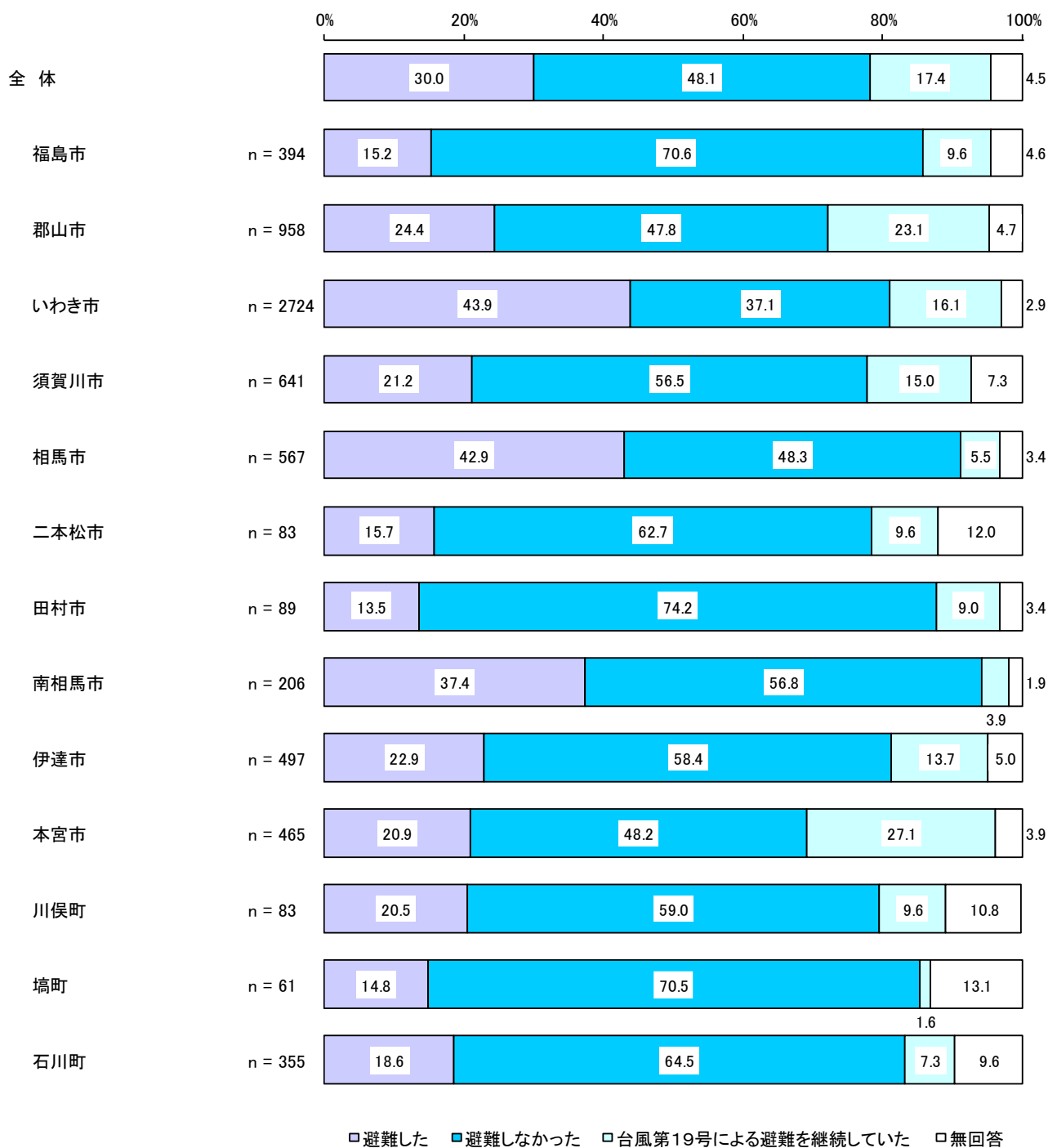
全体より5%以上高い値

全体より5%以上低い値

入手した避難情報については「避難勧告」が30.5%と最も高く、次いで「避難準備・高齢者等避難開始」が28.6%となっている（「覚えていない・分からない」を除く）。

市町別にみると、いわき市、相馬市、南相馬市では「避難勧告」、「避難指示（緊急）」など「避難情報」が発令されている割合が高い。

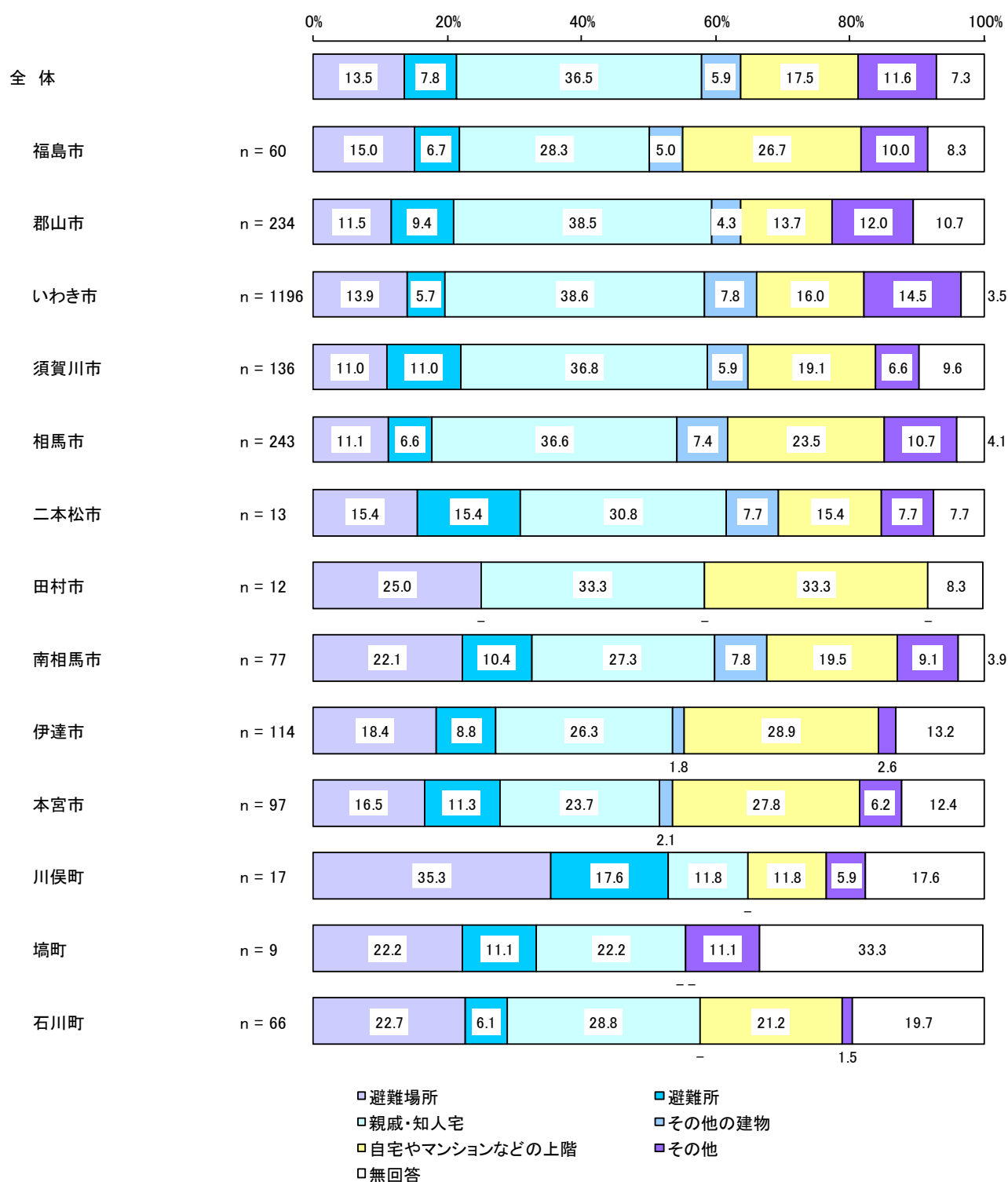
問34. あなたはご自宅が被災する前に避難しましたか。



自宅被災前の避難の有無については「避難した」が30.0%となっている。

市町別にみると、「避難した」はいわき市、相馬市では40%以上、南相馬市では35%以上と全体に比べ高い。

問35. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、最終的にどこに避難しましたか。(〇は1つ)

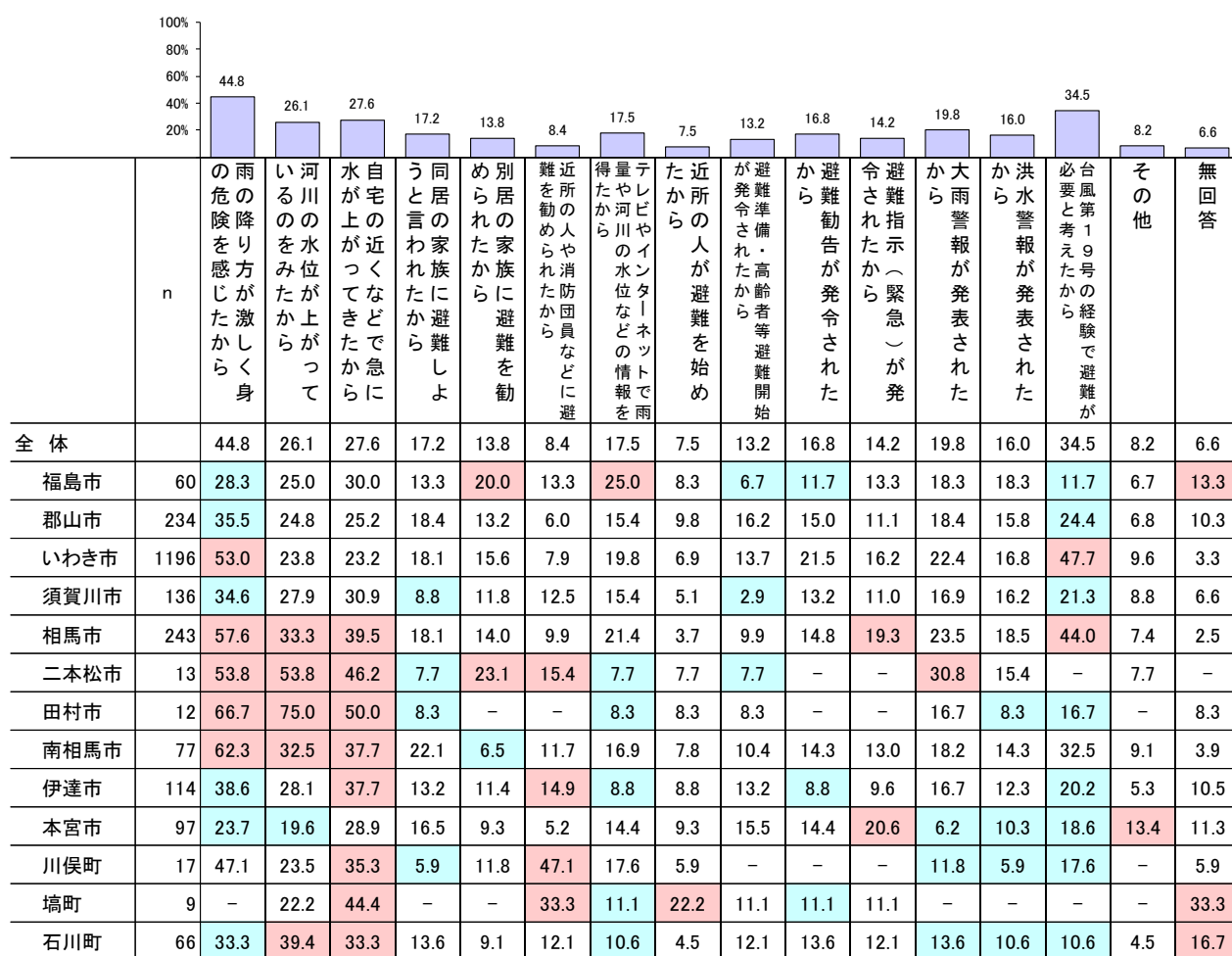


最終的な避難先については「親戚・知人宅」が36.5%と最も高く、次いで「自宅やマンションなどの上階」が17.5%、「避難場所」が13.5%となっている。

市町別にみると、「自宅やマンションなどの上階」は福島市、相馬市、伊達市、本宮市で20%以上と全体に比べ高い。「避難場所」は南相馬市、石川町で20%以上と全体に比べ高い。

問36. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、避難した理由について教えてください。(○はいくつでも)
 なお、避難する決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

【避難した理由】

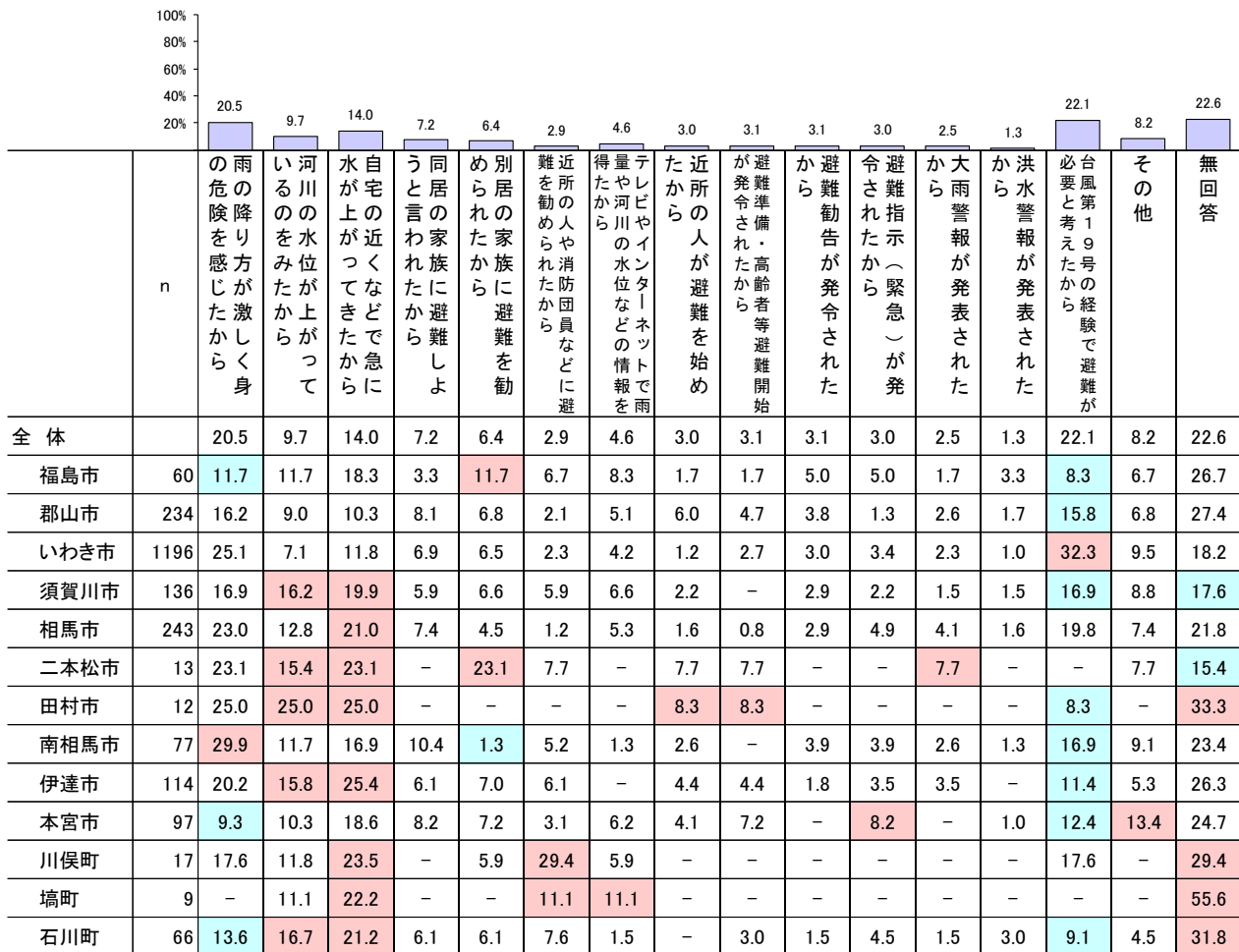


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難した理由については「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」が44.8%と最も高く、次いで「台風第19号の経験で避難が必要と考えたから」が34.5%、「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」が27.6%、「河川の水位が上がっているのをみたから」が26.1%となっている。

市町別にみると、「河川の水位が上がっているのをみたから」は相馬市、南相馬市、石川町で30%以上と全体に比べ高い。「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」は相馬市、南相馬市、伊達市、石川町で30%以上と全体に比べ高い。

【避難する決め手となった理由】

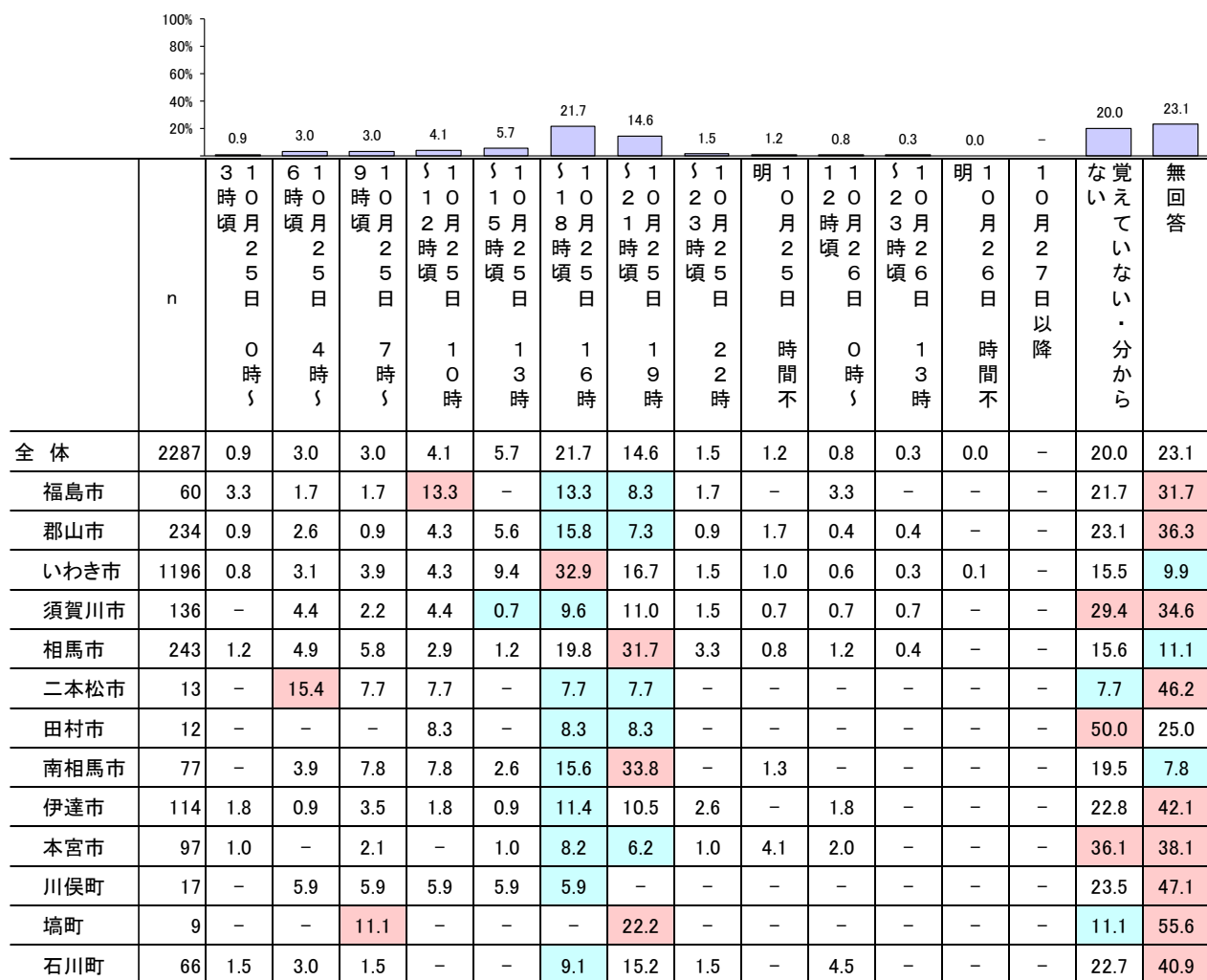


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難した決め手となった理由については「雨の降り方が激しく身の危険を感じたから」が20.5%と最も高く、次いで「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」が14.0%、「河川の水位が上がっているのをみたから」が9.7%となっている。

市町別にみると、「河川の水位が上がっているのをみたから」は須賀川市、伊達市、石川町で15%以上と全体に比べ高い。「自宅の近くなどで急に水が上がってきたから」は須賀川市、相馬市、伊達市、石川町で約2割と全体に比べ高い。

問37. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、避難を開始したおおまかな時間を教えてください。

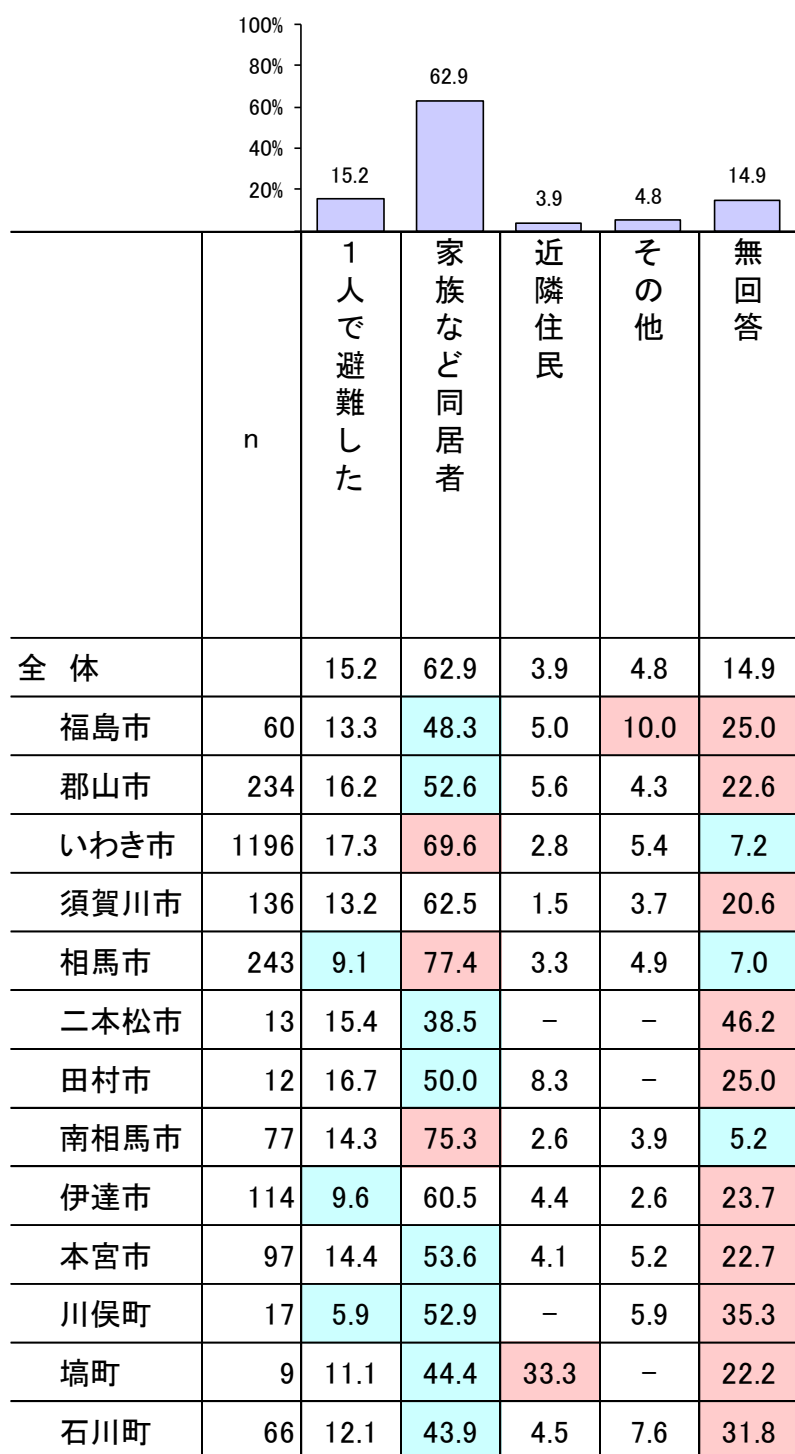


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難を開始したおおまかな時間については「10月25日 16時～18時頃」が21.7%と最も高く、次いで「10月25日 19時～21時頃」が14.6%となっている。

市町別にみると、「10月25日 19時～21時頃」は相馬市、南相馬市で30%以上と全体に比べ高い。

問38. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、誰と避難しましたか。（「1人で避難した」場合○は1つ、「1人で避難した」以外の場合○はいくつでも）

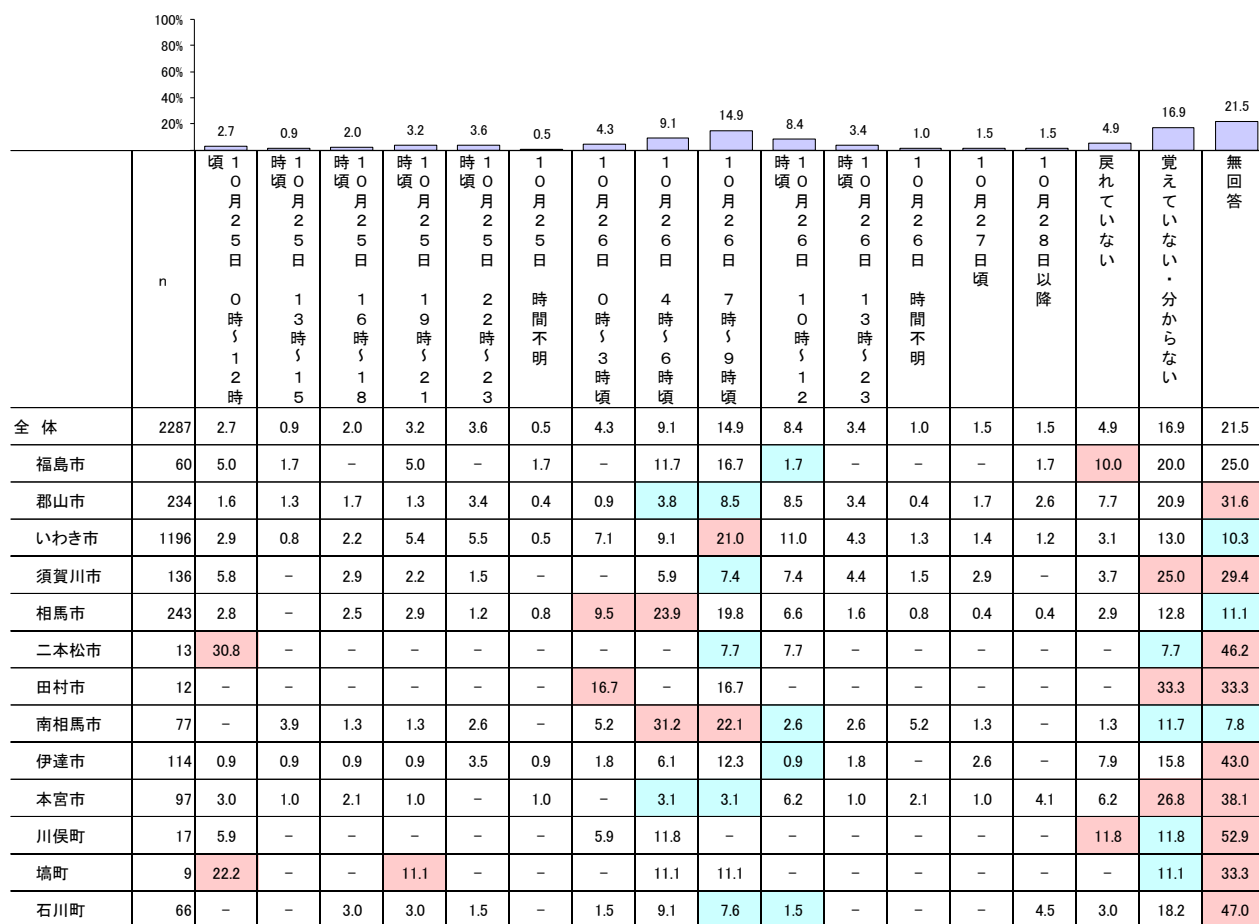


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

一緒に避難した人では「家族など同居者」が 62.9%と最も高く、次いで「1人で避難した」が 15.2%となっている。

市町別にみると、「家族など同居者」はいわき市、相馬市、南相馬市で7～8割と全体に比べ高い。

問39. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、避難先から最初に自宅やマンションなどへ戻った大まかな時間を教えてください。

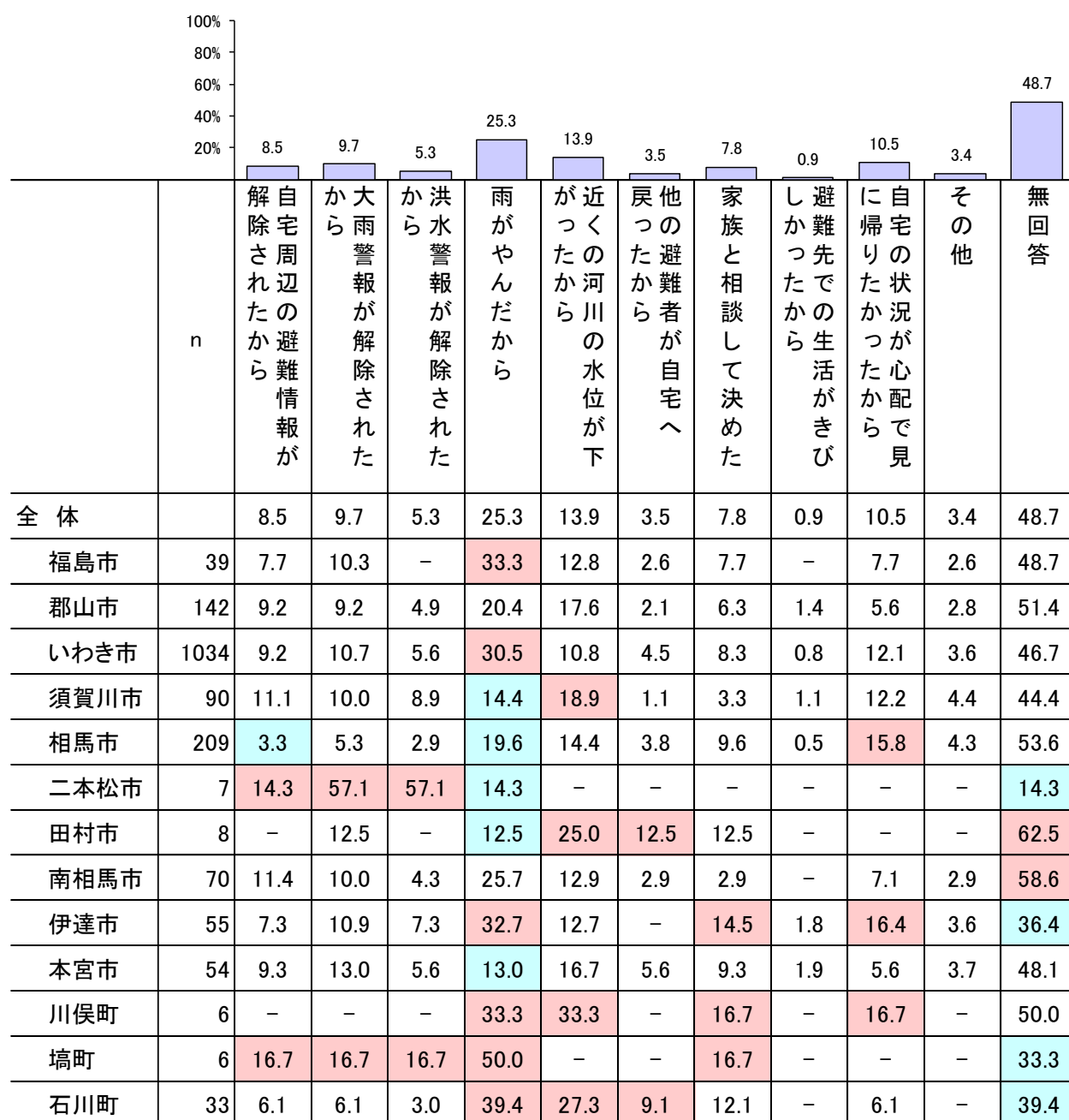


全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難先から最初に自宅やマンションなどへ戻った大まかな時間については「10月26日 7時～9時頃」が14.9%と最も高く、次いで「10月26日 4時～6時頃」が9.1%、「10月26日 10時～12時頃」が8.4%となっている。

市町別にみると、「10月26日 4時～6時頃」は相馬市で20%以上、南相馬市で30%以上と全体に比べ高い。「10月26日 7時～9時頃」はいわき市、南相馬市で20%以上と全体に比べ高い。

問40. 問39で「4. 戻っていない」以外を選んだ方は、避難先から自宅へ最初に戻る決め手となった理由を教えてください。(〇は2つまで)



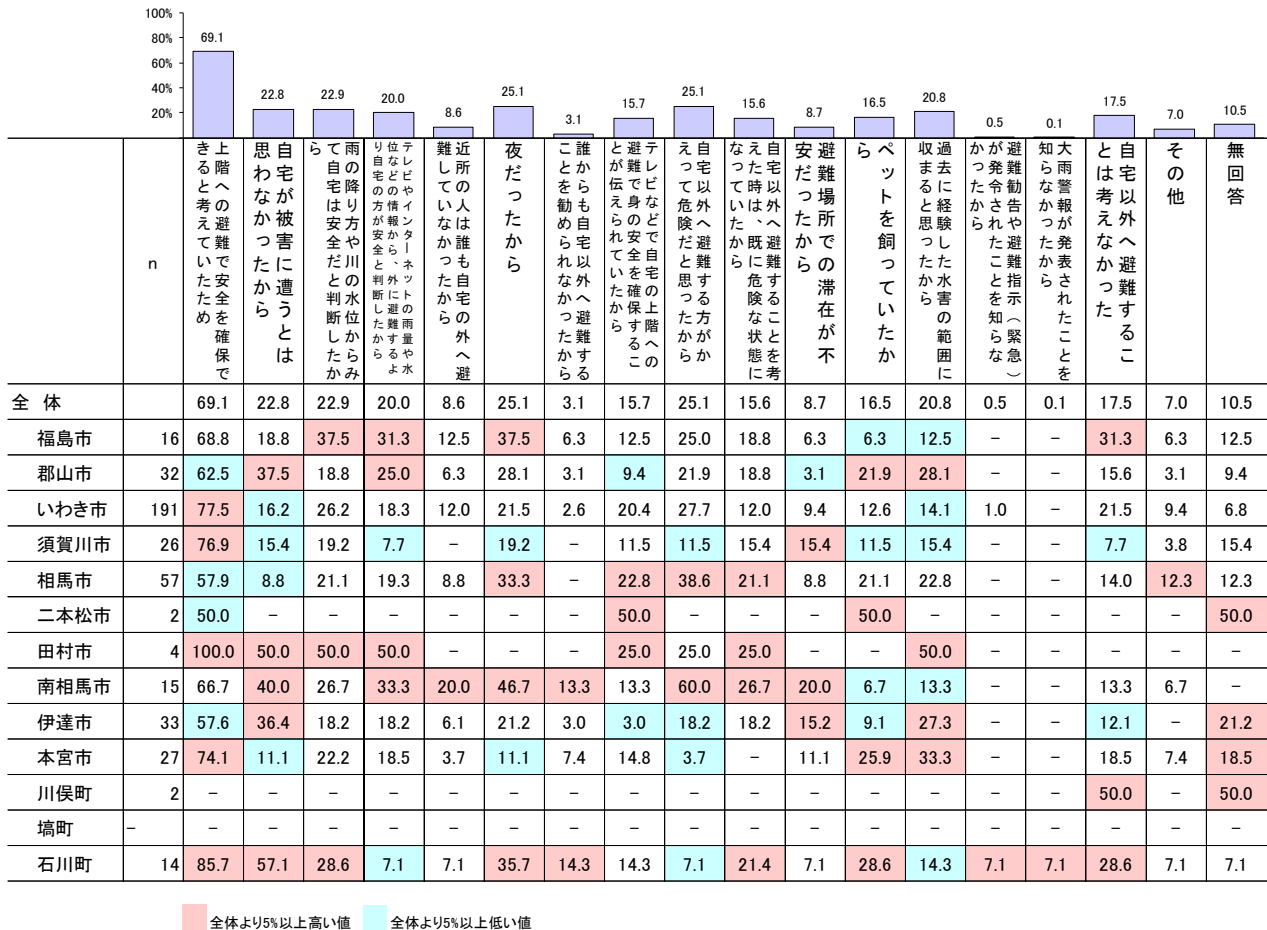
全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

避難先から自宅などへ最初に戻る決め手となった理由については「雨がやんだから」が 25.3%と最も高く、次いで「近くの河川の水位が下がったから」が 13.9%、「自宅の状況が心配で見に帰らなかったから」が 10.5%となっている。

市町別にみると、「雨がやんだから」は福島市、いわき市、伊達市、石川町で 30%以上と全体に比べ高い。「自宅の状況が心配で見に帰らなかったから」は相馬市、伊達市で 15%以上と全体に比べ高い。

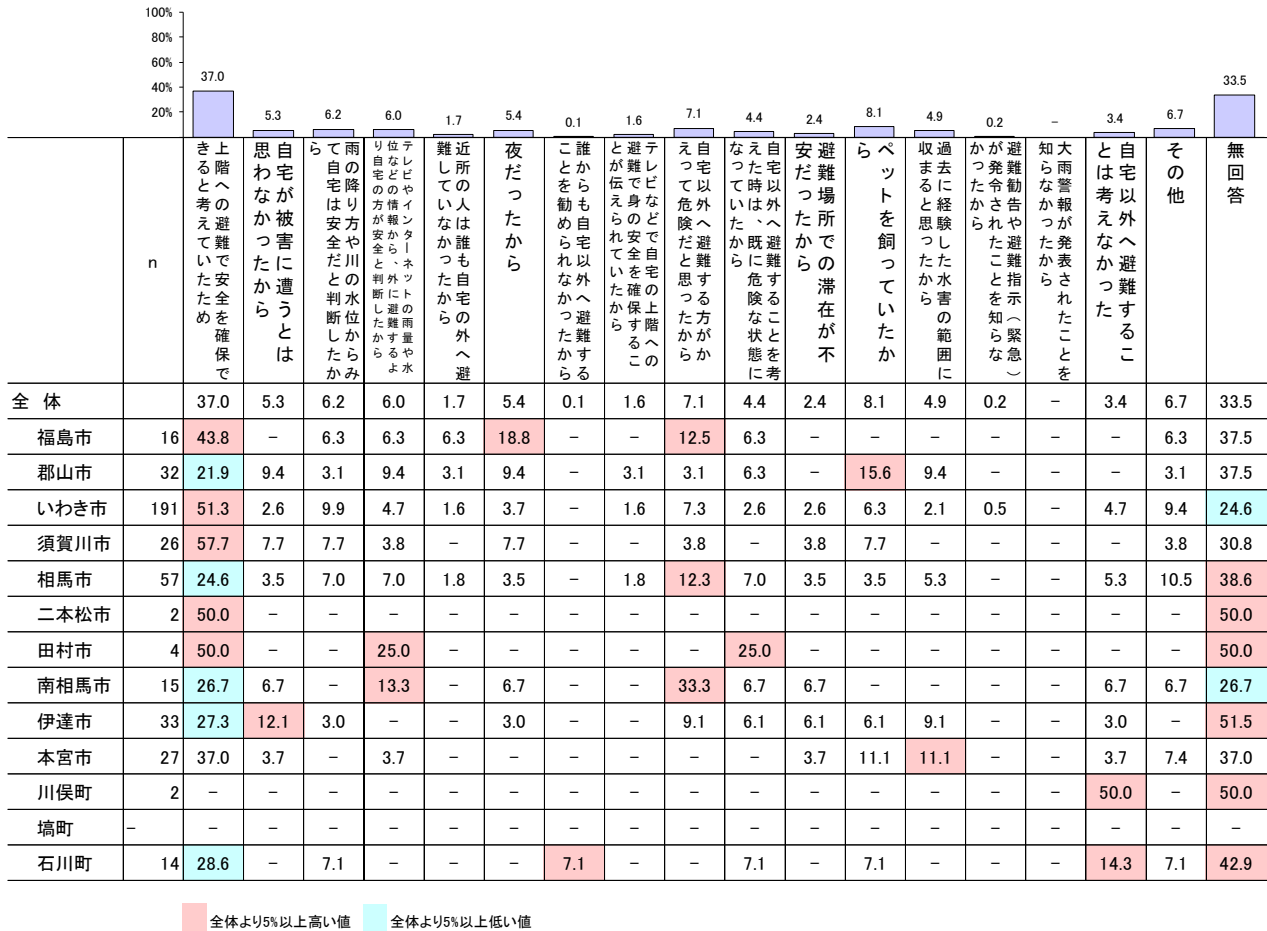
問41. 問35で「5. 自宅やマンションなどの上階」を選んだ方は、自宅やマンション以外へ避難しなかった理由について教えてください。(○はいくつでも)
 なお、自宅やマンション以外へ避難しない決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

【自宅やマンション以外へ避難しなかった理由】



自宅やマンション以外へ避難しなかった理由については「上階への避難で安全を確保できると考えていたため」が69.1%と最も高く、次いで「夜だったから」「自宅以外へ避難する方がかえって危険だと思ったから」が25.1%となっている。

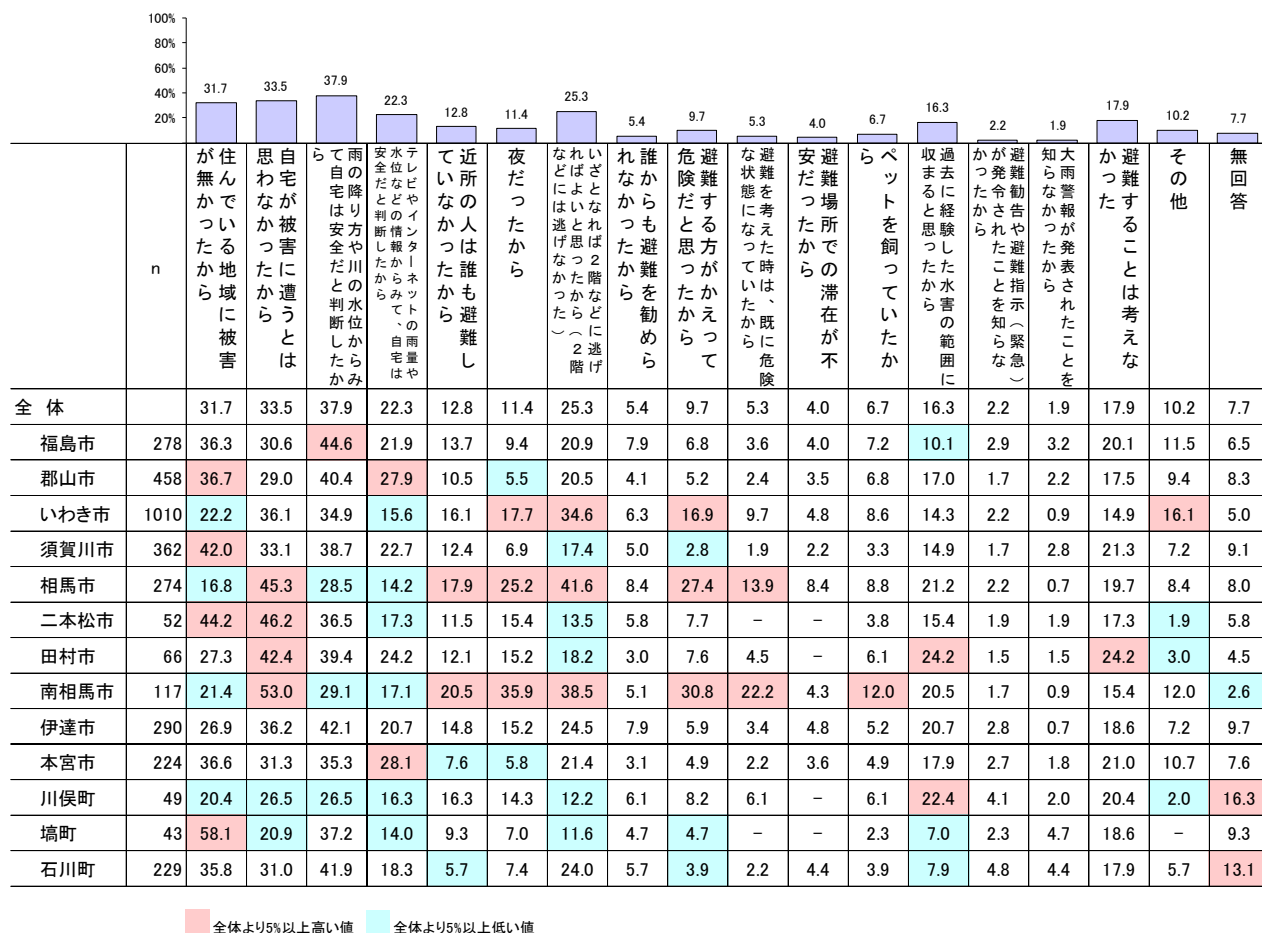
【自宅やマンション以外へ避難しない決め手となった理由】



自宅やマンション以外へ避難しなかった決め手となった理由については「上階への避難で安全を確保できると考えていたため」が37.0%と最も高く、次いで「ペットを飼っていたから」が8.1%、「自宅以外へ避難する方がかえって危険だと思ったから」が7.1%となっている。

問42. 問34で「2. 避難しなかった」を選んだ方は、避難しなかった理由について教えてください。(〇は
いくつでも)
なお、避難しなかった決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

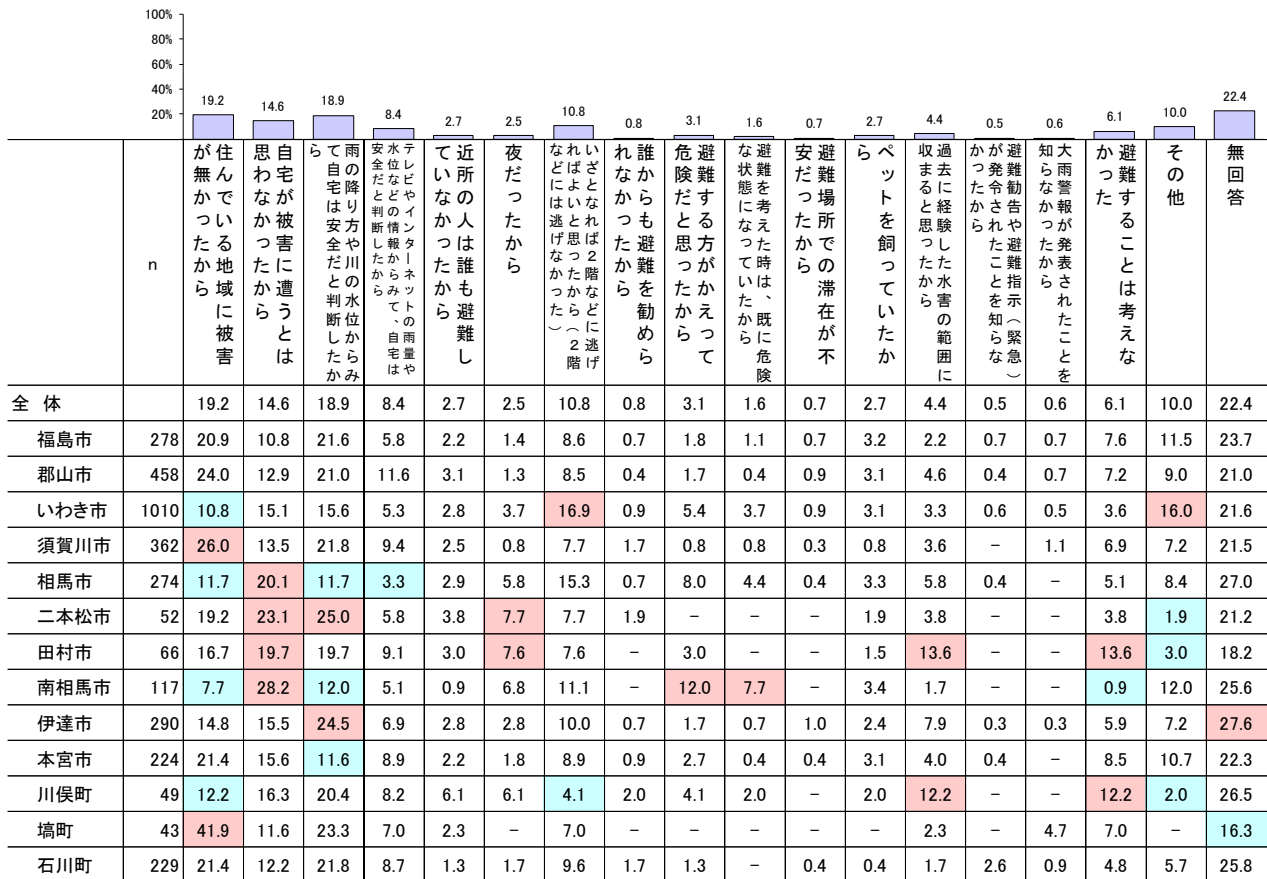
【避難しなかった理由】



避難しなかった理由では「雨の降り方や川の水位からみて自宅は安全だと判断したから」が37.9%と最も高く、次いで「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」が33.5%、「住んでいる地域に被害が無かったから」が31.7%となっている。

市町別にみると、「住んでいる地域に被害が無かったから」は郡山市で35%以上、須賀川市、二本松市で40%以上、塙町で55%以上と全体に比べ高い。「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」は相馬市、二本松市、田村市で40%以上、南相馬市で50%と全体に比べ高い。

【避難しなかった決め手となった理由】



全体より5%以上高い値 全体より5%以上低い値

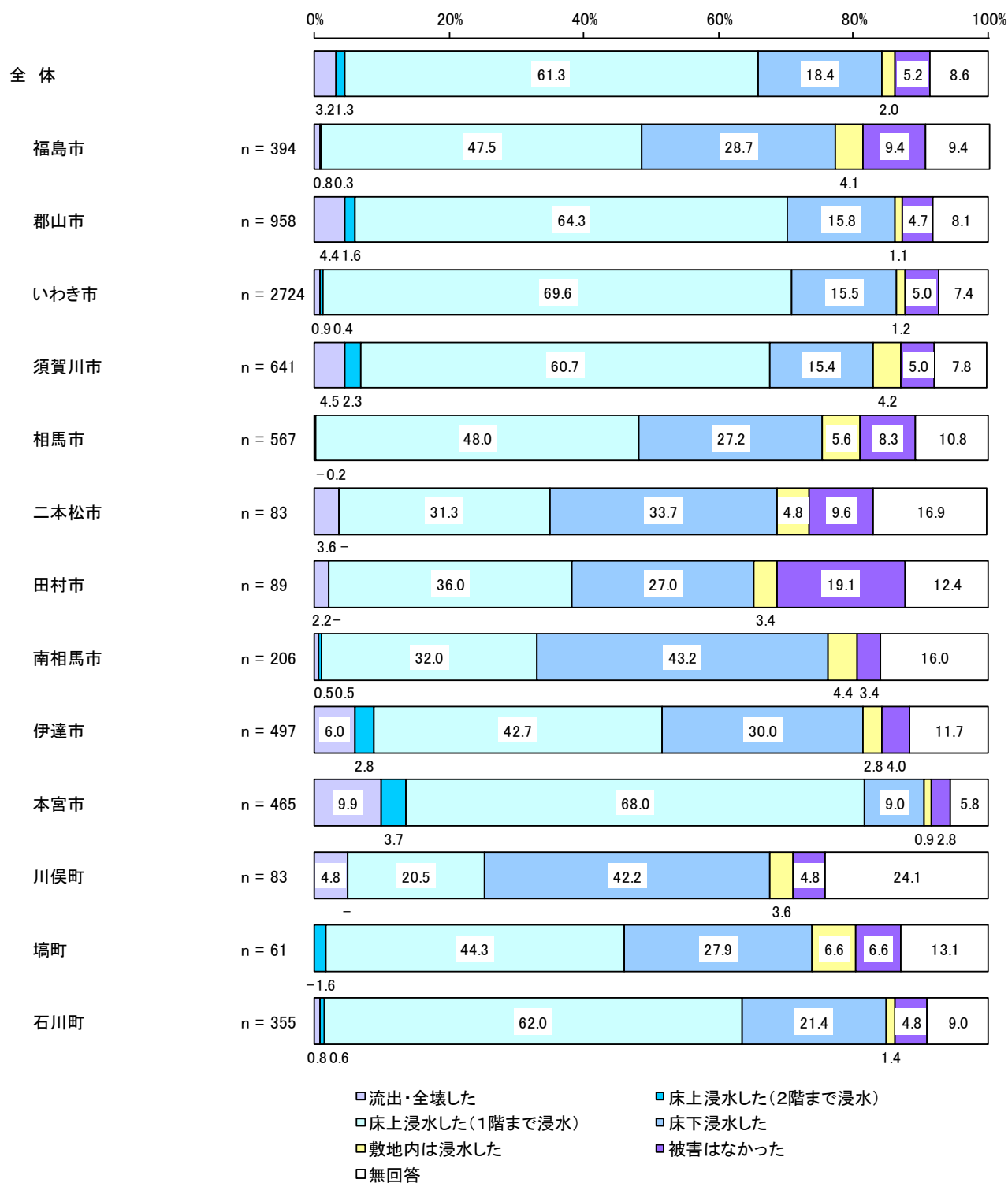
避難しなかった決め手となった理由については「住んでいる地域に被害が無かったから」が19.2%と最も高く、次いで「雨の降り方や川の水位からみて自宅は安全だと判断したから」が18.9%、「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」が14.6%となっている。

市町別にみると、「住んでいる地域に被害が無かったから」は須賀川市で25%以上、塙町で40%以上と全体に比べ高い。「自宅が被害に遭うとは思わなかったから」は相馬市、二本松市、田村市、南相馬市で2割～3割と全体に比べ高い。

3-2-5 台風第19号および10月25日の大雨による被害について

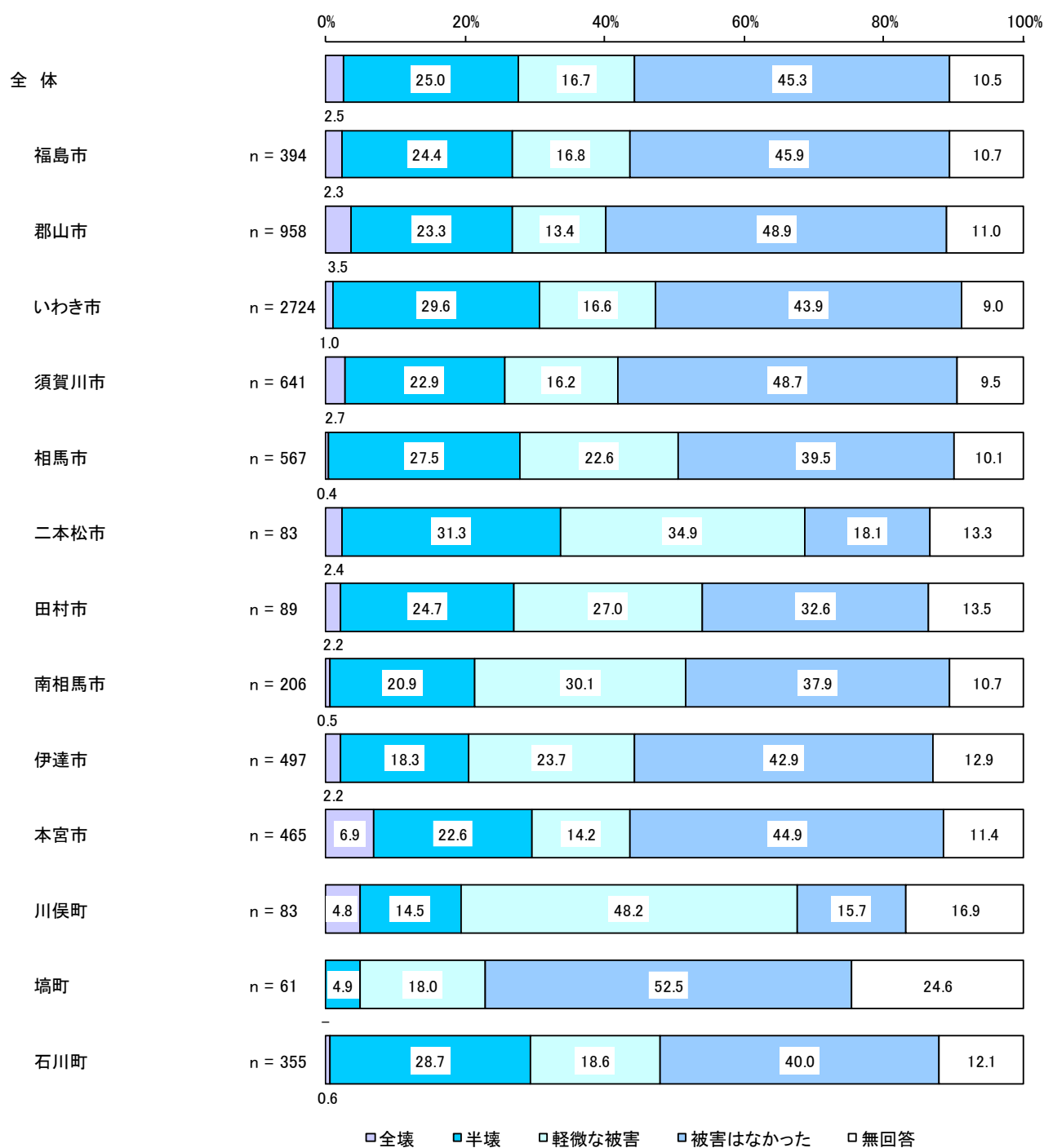
《台風第19号や10月25日の大雨による被害についてお尋ねします》

問43. あなたの自宅について、浸水による被害はありましたか。(〇は1つ)



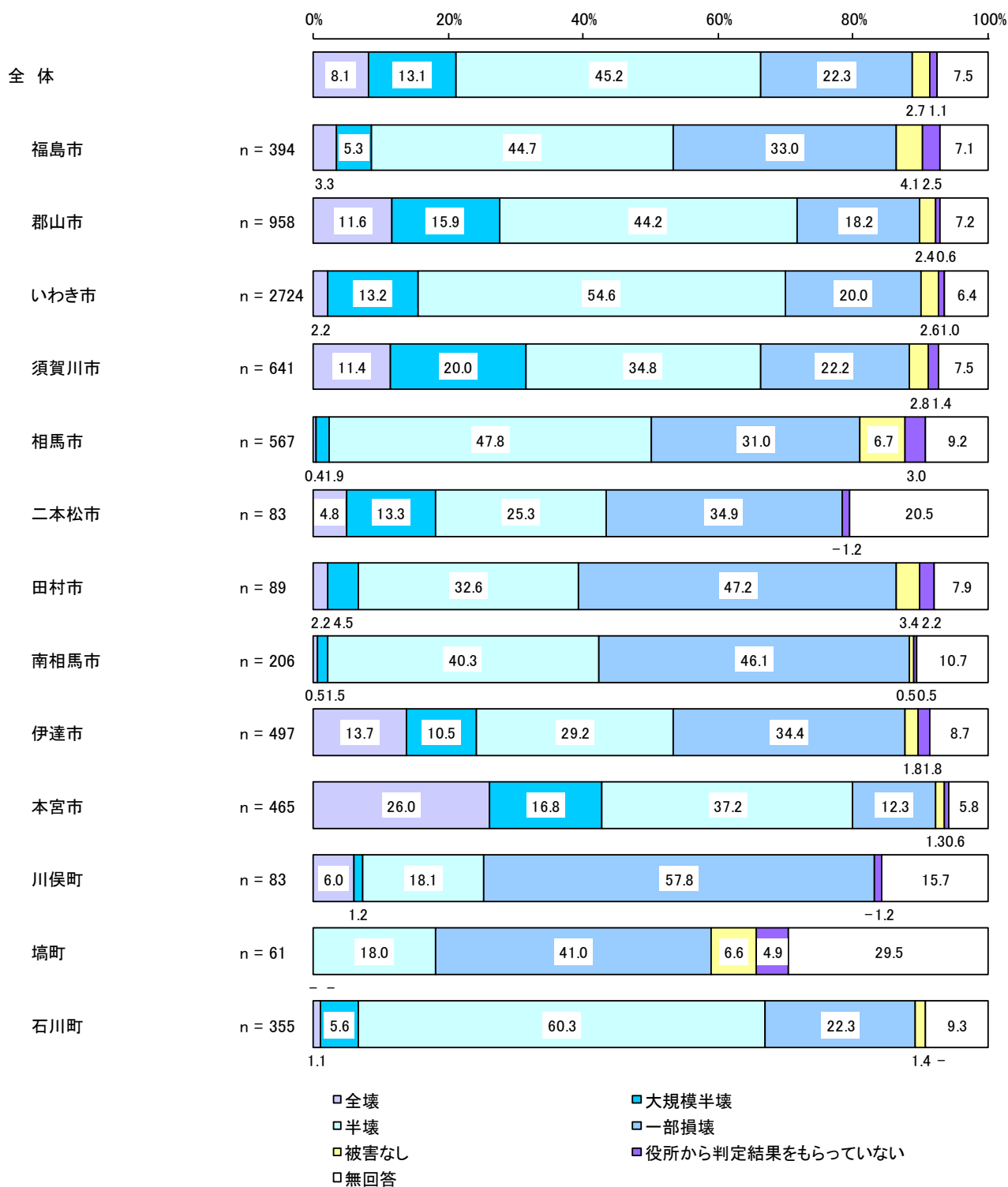
自宅における浸水被害については「床上浸水した（1階まで浸水）」が61.3%と最も高く、次いで「床下浸水した」が18.4%となっている。

問44. あなたの自宅について、土砂による被害はありましたか。(○は1つ)



自宅における土砂による被害については「被害はなかった」が45.3%と最も高く、次いで「半壊」が25.0%となっている。

問45. 台風第19号又は10月25日大雨の後、ご自宅の被害に対して役所から示された「罹災証明書の判定内容」をお答えください。(〇は1つ)



罹災証明書の判定内容については「半壊」が45.2%と最も高く、次いで「一部損壊」が22.3%、「大規模半壊」が13.1%となっている。

3-2-6 その他

《その他》

問46. 台風第19号や10月25日の大雨の際に、避難することで困ったこと、避難をためらったことがありましたら、ご記入ください(自由記載)。

代表的な回答は以下のとおり。

【避難行動に関して困ったこと】

- ・テレビやエリアメールでの避難情報が阿武隈川流域となっていたが、どの辺りまでが流域にあたるのが分からなく、避難するか迷った。地区名などがわかると避難しやすいと思った。(30代)
- ・避難する時に車で移動したが道路土手の土砂崩れが何箇所もあり通行出来ない所があつて困った。(50代)
- ・地域の避難場所が河川の近くで避難を迷った。(50代)
- ・避難場所が遠く(約4km先)、水災のため今回氾濫した川を渡って行かなければ指定された避難場所に行けないのは問題があるため近くに避難場所を作っていただくと大変助かる。(60代)
- ・家から出るな、あるいは避難の指示が出されている中で、川の様子を見には行けないので、大きな川の流れ以外の河川のモニタリング情報が県関連のウェブページ上で公開してほしいです(例えば塩野川の水位等)。(60代)

【避難所において困ったこと】

- ・避難所ではプライバシーがない状態のため、長時間いることができなかった。(50代)
- ・避難指示が出た地域の世帯数に対して避難所の収容人数が全然足りず避難できない。(60代)
- ・避難所に指定された体育館に、毛布、座布団等がなくて、後から避難して来た同居家族に持ってきてもらい、寒さをしのいだ。またこのような避難勧告が出た場合、体育館に行くかどうかは家族と良く話し合う。(70代)

【避難をためらった理由】

- ・今回の台風では避難場所の方から水が上がって来ており、深夜であることもあり、避難するリスクがかなり高い状況であった。(20代)
- ・避難の際、1才児が高熱を出しており、避難所の大勢の人の中には行けず、自身も妊娠中のため避難所への避難は断念した。自宅2階へ避難するも川の水位が上がり身の危険を感じ、職場へ避難させてもらった。乳児や(発熱中の)妊婦など安心して避難できる場所をもう少し増やしてほしいです。(30代)
- ・避難所が1箇所しかなく、入れないだろうと思い、家に居ることも危険と考えましたが、車での移動にも危険が伴うだろうことも予想されたのでずっと自宅で夜を過ごしました。(60代)
- ・雨の降りしきる真夜中に、老人夫婦が避難することは、かえって危険ではないかというためらいがあった。更に持病の高血圧が悪化するのではないかと懸念された。(70代)
- ・ペットがいるため、避難所に行けず、友人の所に行きました。ペットと同行避難が出来ると安心です。(70代)

【情報の伝達・取得について困ったこと】

- ・台風19号の時、地元出身ではなく、エリアメールに記載された地域の場所が自宅のところなのかよくわからなかった。こまかく、他の地域から来た人でもわかるようなエリアメールの出し方をしてほしいかった。(30代)
- ・雨と風で防災無線の内容がきちんと聞きとれなかったので、ホームページで調べたがどこにのっているのか分からなかった。(30代)
- ・エリアメールで知らせていただけるのは、ありがたいが、頻発されるとどれが重要なのか分かりにくくなるように思われる。(40代)

- ・避難場所までの交通事情がわからずにどの道路が一番安全か迷った。(50代)
- ・エリアを一律にして対応しているため、真にせまった感覚が無った。どの場所を優先させるか。パワーシフトを考えた対応が必要でないか。情報に危機感が感じられない。ただ情報を出せばいいんだという感がある。(60代)
- ・消防団の車が鐘を鳴らしながら通ったが、“火の用心”程度のもので、緊急性は感じられなかった。もっと強く避難するようスピーカーで伝える、個別に家を回って言われれば、避難したと思う。今後は、人を当てにしないで、早目に避難するよう心がけていきたい。(60代)
- ・災害が夜の場合を問わず、堤防破壊などがありそうな時は、水が流れ出す前に流れ出す方向の地域の人達に車等（消防団・役所の人）を、大きな声で情報を発信してほしい。防災行政無線は雨の音でぜんぜん聞こえなかった。また、夜も眠っていると聞こえない。(60代)

問47. 今回の災害や今後の災害対策に関して、福島県に対するご意見・ご要望がございましたら、ご自由にご記入ください(自由記載)。

代表的な回答は以下のとおり。

【河川の整備に関する指摘・要望】

- ・河川の越水、溢水に対する処置を早急をお願いしたい。(50代)
- ・遊水池の面積拡大。阿武隈川の面積拡大。川底の整備。遊水地のポンプ場の整備。(50代)
- ・早く次に備えて対処してほしい。川の底を深くする、堤防を上げるなど早急な工事を望みます。(50代)

【避難所の整備に関する指摘・要望】

- ・避難所の毛布がすぐになくなり固い床の家で一晩過ごした人が沢山いました。また季節柄日に日に寒くなり、避難所では寝られないことも多く、初日の時点で段ボール(下に敷く用)だけでももう少しあればと思いました。(30代)
- ・災害の避難する際に、動物(犬・猫)を飼っている家族の方は、車の中で過ごす避難になります。一家族の犬・猫も避難する際一緒に避難できる場所を確保してほしいです。(50代)
- ・避難所の開設数を増やしてほしいです。(60代)

【罹災証明、補助金に関する指摘・要望】

- ・災害後の行政の手続きが多すぎる。家の片付けをしながら、手続きも一緒にするのでとても大変だった。申請をもっと簡単にして欲しい(30代)
- ・床上で1m以上にならないと助成金が出ない。床も壁も、家財も台所、風呂場も浸水してしまっても、半壊扱いは納得いかない。基準があるのはわかってはいるが、浸水に関しての基準の見直しをしてほしい。(50代)
- ・商売をしている人が今回の災害で活用したと思うグループ補助金の申請、手続き等がかなり難しく、市職員商工会員さんも良くわからず、皆さん困っている状況だった。申請等わかりやすいものにしてほしいものです。(60代)

【仮設住宅に関する指摘・要望】

- ・今はみなし物件にいますが、みなし物件が終わってしまった時、どうしたらいいか今から不安です。家財など(車も)そろえるのにかなりお金を使ったので、引越すするのも金銭的にきびしい(30代)
- ・借上住宅は避難者が探した物件をタイムリーに引越し出来るよう対応して欲しい。市や県が決めるまでの時間がかかりすぎる。また、市や県が指定をする物件よりも避難している方に探してもらった方が手間も時間も費用もかからないし避難している方にとっても助かる事をわかってほしいと思います。(50代)
- ・借上住宅について。床上浸水し、とても住める状態ではないので早めに判断し、借上住宅の対応前に借りた方々にも、さかのぼって対応してもらいたい。4人家族で借上住宅の上限6万となっているが、ペットがいる場合、6万以下の物件が極端に少ない為、6万をこえる部分は個人負担など柔軟な対応をしてもらいたい。(60代)

【情報の伝達・取得に関する指摘・要望】

- ・避難所へ行きました。2日間お世話になり、ありがたく思っています。ただし言わせていただければ、1人毛布1枚で寒かったこと。食事はペットボトルとおにぎり1個、ぜいたくは言いませんが後にテレビなどでみていると、場所により大変差があったように思います。他の避難所などは、あたたかい食べ物などあったとのこと。それに情報がわかりません。若い方はスマートフォンなどで、知っていたようですが、私達年令の高い方はわかりませんでした。せめてテレビなど置いてほしいと思います。(60代)
- ・10月12日深夜、特に自宅周辺の状況がわからず不安だった時、消防団員の方からLINEで自宅周辺の

画像、動画を送ってもらい、情報が入り少し安心しました。台風第 19 号のような大きな災害の際、小さな町は TV では情報を得られません。LINE やメールを活用した情報提供をお願いしたいです。(60 代)

- ・自然災害は気象情報がなによりも大切になります。公共放送はなによりもたよりになりますが、地域によって災害の状況が違いますので地元の行政機関からの情報が市民を動かすものとなります。その中で防災無線は最もたよりにしていますが、屋外スピーカーでは大雨、大風のなかではほとんど聞きとれません。個別（家庭用）受信機の設置がなによりも大切になりますので全世帯に個別受信機を設置されますよう要望させていただきます。(70 代)

【自治体、避難所運営者等への感謝の気持ち】

- ・地域の消防団が見廻り活動をして、早め早めの情報や警報を出してくれるためとてもありがたかった。(40 代)
- ・初めての経験で、自宅に居住できなく 1 ヶ月間、避難所でお世話になりました。その間、たくさんの行政の方にお世話になり、子供も居た為子供達に優しくお声をかけて下さる職員さんもおり、ありがたい気持ちでいっぱいでした。経験してみて初めて、様々な支援があることを知りました。今現在も借り上げ住宅で生活させて頂き、安心して眠れています。ありがとうございます。(40 代)
- ・被災後の手続きの説明が迅速かついい感じで感激しました。今後共よろしくお願いします。(70 代)

IV 參考資料

4-1 アンケート調査票

台風第19号等での避難行動に関するアンケート

ご記入にあたってのお願い

- 1 必ず、封筒の宛名ご本人様に回答をお願いいたします。
- 2 調査票や封筒に氏名・住所を記入して頂く必要はありません。
- 3 回答には、濃いえんぴつか、黒または青のボールペン・万年筆をご使用ください。
- 4 回答方法は、あてはまる選択肢の番号を○で囲んで下さい。
- 5 ご自分の意見に近い選択肢がない場合は「その他（ ）」の選択肢の番号を○で囲み、（ ）の中にその具体的な内容をご記入ください。
- 6 設問によって回答していただく方が限られる場合があります。説明文や矢印に従ってお進みください。

すべての記入が終わりましたら、お忙しいところ恐縮ですが、

令和2年3月15日（日）までに

あなたご自身の状況についてお伺いします。

問1. あなたの年齢について教えてください。（○は1つ）

- | | | | |
|--------|--------|--------|----------|
| 1. 10代 | 3. 30代 | 5. 50代 | 7. 70代 |
| 2. 20代 | 4. 40代 | 6. 60代 | 8. 80代以上 |

問2. あなたの性別（自認する性）を教えてください。（○は1つ）

- | | | |
|-------|-------|-----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他（ ） |
|-------|-------|-----------|

問3(1). 台風第19号が発生した10月12日時点で、あなたを含めて同居家族は何人でしたか。

あなたを含めて同居家族は（ ）人

問3(2). 台風第19号が発生した10月12日時点で、あなたを含めた同居家族の中に、以下のような方々はいらっしゃいましたか。（○はいくつでも）

- | | | |
|--------|---------------|---------------|
| 1. 乳幼児 | 4. 高校生 | 7. 妊産婦 |
| 2. 小学生 | 5. 75歳以上の方 | 8. 当てはまる人はいない |
| 3. 中学生 | 6. 介護・介助が必要な方 | |

問4. 台風第19号が発生した 10 月 12 日時点での、あなたのご職業を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 給与所得者(フルタイム) | 5. 年金生活者 |
| 2. 自営業 | 6. 無職 |
| 3. 臨時社員、職員・パート・アルバイトなど | 7. 学生 |
| 4. 専業主婦/主夫 | 8. その他() |

問5(1). 台風第19号が発生した 10 月 12 日時点の、あなたのお住まいの市町名を教えてください。(○は1つ)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 福島市 | 4. 須賀川市 | 7. 田村市 | 10. 本宮市 | 13. 石川町 |
| 2. 郡山市 | 5. 相馬市 | 8. 南相馬市 | 11. 川俣町 | 14. その他 |
| 3. いわき市 | 6. 二本松市 | 9. 伊達市 | 12. 塙町 | () |

問5(2). 台風第19号が発生した 10 月 12 日時点の、あなたのお住まいの地区名を教えてください。(大字単位でお書きください)

大字・町()

問6(1). 台風第19号が発生した 10 月 12 日に、あなたがお住まいになっていたご自宅は以下のどれですか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|--------------|--------|
| 1. 平屋 | 4. 集合住宅の1階 | 7. その他 |
| 2. 2階建ての一軒屋 | 5. 集合住宅の2階 | () |
| 3. 3階建ての一軒屋 | 6. 集合住宅の3階以上 | |

問6(2). あなたがお住まいになっていたご自宅は、どのような造りですか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|-----------|----------|
| 1. 木造 | 3. 鉄骨造 | 5. 分からない |
| 2. 鉄筋コンクリート | 4. その他() | |

問7. あなたは以下の台風・豪雨の災害を経験しましたか。それぞれの災害について、最もあてはまるものに○を1つずつつけてください。

	経験 しなかった	経験したが特に 被害はなかった	家屋の一部に 被害があった	家屋に大きな 被害があった
① 昭和61年8月豪雨(8.5 水害)	1	2	3	4
② 平成元年台風13号	1	2	3	4
③ 平成10年8月末豪雨	1	2	3	4

問8. あなたは、今まで災害によって被害を受けたり、身近に危険を感じたりしたことはありますか。被害を受けたり危険を感じたりしたことのあるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 地震	5. 河川の氾濫	9. 雪崩	13. ガス爆発
2. 津波	6. 土砂崩れ・崖崩れ	10. 火山噴火	14. 火災
3. 台風(暴風雨)	7. 高潮	11. 落雷	15. その他()
4. 豪雨	8. 豪雪	12. 竜巻	16. 被害や危険を感じたことは無い

問9. 台風第19号発生前、あなたがお住まいの地域で洪水・浸水などの水害が発生すると思っていたか。(○は1つ)

1. 被害を受けるような水害は絶対に起きないと思っていた
2. 被害を受けるような水害はたぶん起きないだろうと思っていた
3. 21 世紀中に起きそうだと思っていた
4. ここ 10 年くらいの間に起きそうだと思っていた
5. 近いうちに起きそうだと思っていた
6. 水害が起こる場所とは知らなかった

問10. あなたのお住まいの地域の「ハザードマップ(水害)」を台風第19号発生前に見たことがありましたか。(○は1つ)

1. ハザードマップという言葉自体を知らなかった
2. ハザードマップという言葉は知っているが、自分の住んでいる地域にあることを知らなかった
3. ハザードマップ(水害)が自分の住んでいる地域に存在することを知っていたが、見たことはなかった
4. ハザードマップ(水害)を見たことはあるが、内容までは覚えていなかった
5. ハザードマップ(水害)を見て、内容も覚えていた
6. 住んでいる地域のハザードマップ(水害)はない

問11(1). あなたは「風水害時の避難場所」と「風水害時の避難所」の違いについて、台風第19号発生前に知っていましたか。(○は1つ)

※避難場所とは災害から命を守るために緊急的に避難する場所で、その場所でそのまま生活することは想定していません。

※避難所とは、自宅など生活の場を災害等で失った人が避難生活をするための施設です。

- | | | | |
|-----------|--------------|----------|-----------|
| 1. 知らなかった | 2. 何となく知っていた | 3. 知っていた | 4. その他() |
|-----------|--------------|----------|-----------|

問11(2). あなたは「風水害の避難場所」について、台風第19号発生前に知っていましたか。(○は1つ)

- | |
|--|
| 1. 自分が避難場所に行く必要性があることを考えたことはなかった |
| 2. 避難場所に行く必要性があることは知っていたが、避難場所がどこか知らなかった |
| 3. 「たぶんここだろう」という見当はついていた |
| 4. 広報・ハザードマップ・訓練などで正確に知っていた |

問11(3). あなたは「風水害時の避難所」について、台風第19号発生前に知っていましたか。(○は1つ)

- | |
|--|
| 1. 自分が避難所に行く必要性があることを考えたことはなかった |
| 2. 避難所に行く必要性があることは知っていたが、避難所がどこか知らなかった |
| 3. 「たぶんここだろう」という見当はついていた |
| 4. 広報・ハザードマップ・訓練などで正確に知っていた |

問12. あなたは「風水害時の避難計画」を、台風第19号発生前に立てていましたか。(○は1つ)

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 自分が災害時に避難する必要性があることを考えていなかった |
| 2. 災害時の具体的な避難方法や避難場所についてほとんど考えていなかった |
| 3. 計画まではなかったが、大まかな避難の場所や方法は考えていた |
| 4. 災害時の避難方法・避難場所について明確に計画を立てていた |

問13. あなたは「お住まいの地域での防災訓練」に、台風第19号発生前に参加したことがありましたか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 参加したことがなかった | 4. ほぼ毎年のように参加していた |
| 2. 参加したことはめったになかった | 5. 地域で防災訓練を行っていること自体を知らなかった |
| 3. 何年かごとに参加していた | 6. 地域で防災訓練は行っていない |

問14(1). あなたは、台風第19号発生前に気象に関する以下の用語を知っていましたか。知っていたものに○を付けてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------|---------|-------------|
| 1. 大雨警報 | 3. 洪水警報 | 5. 土砂災害警戒情報 |
| 2. 大雨特別警報 | 4. 暴風警報 | 6. 知らなかった |

問14(2). あなたは、台風第19号発生前に住民避難に関する以下の用語を知っていましたか。知っていたものに○を付けてください。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 避難準備・高齢者等避難開始 | 5. 警戒レベル4(すみやかに避難) |
| 2. 避難勧告 | 6. 警戒レベル5(災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる) |
| 3. 避難指示(緊急) | 7. 知らなかった |
| 4. 警戒レベル3(高齢者等はすみやかに避難) | |

問15(1). あなたは、これまでの生活において防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 1. なかった | 2. 多少あった | 3. 十分にあった |
|---------|----------|-----------|

→「1.なかった」を選択した場合は、5ページの問16へお進みください。

問15(2). 問15(1)で「2. 多少あった」又は「3. 十分にあった」を選んだ方は、これまでの生活において防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会を活用していましたか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|-----------|----------------|
| 1. 活用しなかった | 2. 多少活用した | 3. 可能な限り活用してきた |
|------------|-----------|----------------|

台風第 19 号が上陸した 10 月 12 日、雨が降る前のあなたの行動についてお尋ねします。

問16. あなたは雨が降り出す前には、台風第 19 号についてどのように考えていましたか。(○はいくつでも)

1. たいした被害はないと思った
2. 暴風による被害を警戒していた
3. 水害が起きるかもしれないと思った
4. 水害が起きるとしても過去に経験した範囲に収まるだろうと考えていた
5. 水害が起きるとしても住宅のかさ上げ等の対策をしていたので大丈夫と考えていた
6. 過去の水害の後に堤防強化などの対策がとられたので大丈夫と考えていた
7. 被害が出そうなので、台風の影響が強まる前に避難が必要と考えていた

問17. あなたは台風第 19 号の情報を雨が降り出す前にはどこから入手していましたか。(○は主な入手源を3つまで)

なお、その中で最も重視したものについては、◎をつけてください。(◎は1つ)

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. テレビ | 9. 家族・友人・知人等 |
| 2. ラジオ(自治体が貸与する防災ラジオは含まない) | 10. 消防団・自主防災組織・民生委員等 |
| 3. 新聞 | 11. インターネット |
| 4. スマートフォンのアプリ | 12. SNS (Twitter , facebook , LINE など) |
| 5. 市町村が発信する防災メール(エリアメール) | 13. その他() |
| 6. 市町村が発信する防災メール(登録メール) | 14. 情報は入手していなかった |
| 7. 戸別受信機(自治体が貸与する防災ラジオを含む) | 15. 覚えていない・分からない |
| 8. 防災行政無線(屋外スピーカー) | |

問18. 台風第 19 号に対して、雨が降り出す前に何らかの行動をしていましたか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. 普段より詳しく気象に関わる情報を確認した | 7. ハザードマップを確認した |
| 2. 家族・親戚と連絡をとり話をした | 8. 避難所又は避難場所とそのルートを確認した |
| 3. 友人・知人と連絡をとり話をした | 9. 外出の予定を変更した |
| 4. 食料や懐中電灯など非常時の物品を準備した | 10. その他() |
| 5. 住宅の補強(窓ガラスの補強など)を行った | 11. 特になにもしていない |
| 6. 家具や大切なものを上階や高いところに上げた | |

台風第19号が上陸した10月12日、雨が降り出してからあなたの行動についてお尋ねします。

問19(1). 台風第19号では様々な「気象警報」が発表されました。あなたが入手した「気象警報」を全て選んで下さい。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------|---------------------|-----------------|
| 1. 暴風警報 | 4. 洪水警報 | 7. 覚えていない・分からない |
| 2. 大雨警報 | 5. 土砂災害警戒情報 | |
| 3. 大雨特別警報 | 6. 気象警報が出たことは知らなかった | |

→「6. 気象警報が出たことは知らなかった」又は「7. 覚えていない・分からない」を選択した場合は、問20(1)へお進みください。

問19(2). 問19(1)で「1. 暴風警報」～「5. 土砂災害警戒情報」を選んだ方は、「気象警報」をどこから入手していましたか。(○は主な入手源を3つまで)

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 1. テレビ | 8. 防災行政無線(屋外スピーカー) |
| 2. ラジオ(自治体が貸与する防災ラジオは含まない) | 9. 家族・友人・知人等 |
| 3. 新聞 | 10. 消防団・自主防災組織・民生委員等 |
| 4. スマートフォンアプリ | 11. インターネット |
| 5. 市町村が発信する防災メール(エリアメール) | 12. SNS(Twitter, facebook, LINE など) |
| 6. 市町村が発信する防災メール(登録メール) | 13. その他() |
| 7. 戸別受信機(自治体が貸与する防災ラジオを含む) | 14. 覚えていない・わからない |

問20(1). 以下の「避難情報」のうち、あなたの住んでいる地域が対象となったものはどれですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 避難準備・高齢者等避難開始 | 4. 避難情報は出ていない |
| 2. 避難勧告 | 5. 覚えていない・分からない |
| 3. 避難指示(緊急) | |

→「4. 避難情報は出ていない」又は「5. 覚えていない・分からない」を選択した場合は、7ページ問21へお進みください。

問20(2). 問20(1)で「1. 避難準備・高齢者等避難開始」～「3. 避難指示(緊急)」を選んだ方は、「避難情報」をどこから入手していましたか。(○は主な入手源を3つまで)

1. テレビ	8. 防災行政無線(屋外スピーカー)
2. ラジオ(自治体が貸与する防災ラジオは含まない)	9. 家族・友人・知人等
3. 新聞	10. 消防団・自主防災組織・民生委員等
4. スマートフォンアプリ	11. インターネット
5. 市町村が発信する防災メール(エリアメール)	12. SNS(Twitter , facebook , LINE など)
6. 市町村が発信する防災メール(登録メール)	13. その他()
7. 戸別受信機(自治体が貸与する防災ラジオを含む)	14. 覚えていない・わからない

問21. あなたはご自宅が被災する前に避難しましたか。(○は1つ)

※ ここでいう「避難」とは、避難場所など自宅以外の安全な場所へ移動することのほか、自宅やマンションなどの上階などに移動した場合も含みます。

1. 避難した	2. 避難しなかった
---------	------------

→「2.避難しなかった」を選択した場合は、9ページの問29へお進みください。

問22. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、最終的にどこに避難しましたか。(○は1つ)

※避難場所とは災害から命を守るために緊急的に避難する場所で、その場所でそのまま生活することは想定していません。

※避難所とは、自宅など生活の場を災害等で失った人が避難生活をするための施設です。

1. 避難場所	3. 親戚・知人宅	5. 自宅やマンションなどの上階
2. 避難所	4. その他の建物	6. その他()

問23. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、避難した理由について教えてください。(○はいくつでも)
なお、避難する決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

1. 雨の降り方が激しく身の危険を感じたから	8. 近所の人が避難を始めたから
2. 河川の水位が上がっているのを見たから	9. 避難準備・高齢者等避難開始が発令されたから
3. 自宅の近くなどで急に水が上がってきたから	10. 避難勧告が発令されたから
4. 同居の家族に避難しようと言われたから	11. 避難指示(緊急)が発令されたから
5. 別居の家族に避難を勧められたから	12. 大雨警報が発表されたから
6. 近所の人や消防団員などに避難を勧められたから	13. 洪水警報が発表されたから
7. テレビやインターネットなどで雨量や河川の水位などの情報を得たから	14. 大雨特別警報が発表されたから
	15. その他()

問24. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、避難を開始したおおまかな時間を教えてください。

※24 時間表記でお答えください。

- | | | |
|----------------|----------------|-----------------|
| 1. 10月12日()時頃 | 2. 10月13日()時頃 | 3. 覚えていない・分からない |
|----------------|----------------|-----------------|

問25. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、誰と避難しましたか。(1の場合○は1つ、1以外の場合○はいくつでも)

- | | | | |
|------------|------------|---------|-----------|
| 1. 1人で避難した | 2. 家族など同居者 | 3. 近隣住民 | 4. その他() |
|------------|------------|---------|-----------|

問26. 問21で「1. 避難した」を選んだ方は、避難先から最初に自宅などへ戻った大まかな時間を教えてください。

※24 時間表記でお答えください。

※自宅やマンションなどの上階へ避難した方は、自宅などの下の階へ最初に戻った大まかな時間を教えてください。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 10月12日()時頃 | 4. 戻れていない |
| 2. 10月13日()時頃 | 5. 覚えていない・分からない |
| 3. 10月14日以降()日頃 | |

→「4. 戻れていない」を選択した場合は、8ページの問28へお進みください。

問27. 問26で「4. 戻れていない」以外を選んだ方は、避難先から自宅などへ最初に戻る決め手となった理由を教えてください。(○は2つまで)

※自宅やマンションなどの上階へ避難した方は、自宅などの下の階へ戻ったきっかけを教えてください。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 自宅周辺の避難情報が解除されたから | 7. 他の避難者が自宅へ戻ったから |
| 2. 大雨特別警報が解除されたから | 8. 家族と相談して決めた |
| 3. 大雨警報が解除されたから | 9. 避難先での生活がきびしかったから |
| 4. 洪水警報が解除されたから | 10. 自宅の状況が心配で見に帰りたかったから |
| 5. 雨がやんだから | 11. その他() |
| 6. 近くの河川の水位が下がったから | |

問28. 問22で「5. 自宅やマンションなどの上階」を選んだ方は、自宅やマンション以外へ避難しなかった理由について教えてください。(○はいくつでも)

なお、自宅やマンション以外へ避難しない決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

→問22で「5. 自宅やマンションなどの上階」以外を選んだ方は、10ページの間32へお進みください。

1. 上階への避難で安全を確保できると考えていたため
2. 自宅が被害に遭うとは思わなかったから
3. 雨の降り方や川の水位からみて、自宅は安全だと判断したから
4. テレビやインターネットの雨量や水位などの情報から、外に避難するより自宅の方が安全と判断したから
5. 近所の人は誰も自宅の外へ避難していなかったから
6. 夜だったから
7. 誰からも自宅以外へ避難することを勧められなかったから
8. テレビなどで自宅の上階への避難で身の安全を確保することが伝えられていたから
9. 自宅以外へ避難する方がかえって危険だと思ったから
10. 自宅以外へ避難することを考えた時は、既に危険な状態になっていたから
11. 避難場所での滞在が不安だったから
12. ペットを飼っていたから
13. 過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから
14. 避難勧告や避難指示(緊急)が発令されたことを知らなかったから
15. 大雨警報や大雨特別警報が発表されたことを知らなかったから
16. 自宅以外へ避難することは考えなかった
17. その他()

→10ページの間32へお進みください。

問29. 問21で「2. 避難しなかった」を選んだ方は、避難しなかった理由について教えてください。(○はいくつでも)

なお、避難しなかった決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

1. 自宅が被害に遭うとは思わなかったから
2. 雨の降り方や川の水位からみて自宅は安全だと判断したから
3. テレビやインターネットの雨量や水位などの情報から安全だと判断したから
4. 近所の人は誰も避難していなかったから
5. 夜だったから
6. いざとなれば2階などに逃げればよいと思ったから(2階などには逃げなかった)
7. 誰からも避難を勧められなかったから
8. 避難する方がかえって危険だと思ったから
9. 避難を考えた時は、既に危険な状態になっていたから
10. 避難場所での滞在が不安だったから
11. ペットを飼っていたから
12. 過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから
13. 避難勧告や避難指示(緊急)が発令されたことを知らなかったから
14. 大雨警報や大雨特別警報が発表されたことを知らなかったから
15. 避難することは考えなかった
16. その他()

問30. 問21で「2. 避難しなかった」を選んだ方は、周囲からの避難の呼びかけはありましたか。(○はいくつでも)

1. 同居している家族・親戚から避難の呼びかけがあった
2. 別居している家族・親戚から避難の呼びかけがあった
3. 近所の人や友人・知人から避難の呼びかけがあった
4. 役場職員や消防団員等から避難の呼びかけがあった
5. 避難の呼びかけは特になかった
6. その他()

問31. 問21で「2. 避難しなかった」を選んだ方は、どのようなきっかけがあれば、「避難した」と思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. もっと危機感のある避難情報の提供 | 6. 近所の人や友人・知人からの呼びかけ |
| 2. 役所等の広報車の呼びかけ | 7. 役場職員や消防団員等からの呼びかけ |
| 3. 防災無線の呼びかけ | 8. テレビなどからの切迫感のある呼びかけ |
| 4. 同居家族からの呼びかけ | 9. その他() |
| 5. 同居以外の家族・親戚からの呼びかけ | 10. 避難はしない |

台風第19号から約2週間後、10月25日に福島県内では一部の地域に「大雨警報」や「洪水警報」が発表されました。10月25日のあなたの状況についてお尋ねします。

問32. あなたが入手した「気象警報」を全て選んで下さい。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| 1. 大雨警報 | 4. 気象警報は発表されたが自分の住んでいる地域には発表されなかった |
| 2. 洪水警報 | |
| 3. 気象警報は発表されていない | 5. 覚えていない・分からない |

問33. 10月25日に、あなたが入手した「避難情報」を全て選んで下さい。(○はいくつでも)

※10月25日に福島県内では、一部の地域に「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」が発令されました。

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| 1. 避難準備・高齢者等避難開始 | 5. 避難情報は発令されたが自分の住んでいる地域には発令されていない |
| 2. 避難勧告 | |
| 3. 避難指示(緊急) | 6. 覚えていない・分からない |
| 4. 避難情報は発令されていない | |

問34. あなたはご自宅が被災する前に避難しましたか。

※ここでいう「避難」とは、避難場所など自宅以外の安全な場所へ移動することのほか、自宅の上階などに移動した場合も含みます。

- | | | |
|---------|------------|-----------------------|
| 1. 避難した | 2. 避難しなかった | 3. 台風第19号による避難を継続していた |
|---------|------------|-----------------------|

→「2.避難しなかった」を選択した場合は、13ページの間42へお進みください。

→「3.台風第19号により避難を継続していた」を選択した場合は、14ページの間43へお進みください。

問35. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、最終的にどこに避難しましたか。(○は1つ)

※避難場所とは災害から命を守るために緊急的に避難する場所で、その場所でそのまま生活することは想定していません。

※避難所とは、自宅など生活の場を災害等で失った人が避難生活をするための施設です。

- | | | |
|---------|-----------|------------------|
| 1. 避難場所 | 3. 親戚・知人宅 | 5. 自宅やマンションなどの上階 |
| 2. 避難所 | 4. その他の建物 | 6. その他() |

問36. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、避難した理由について教えてください。(○はいくつでも)
 なお、避難する決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| 1. 雨の降り方が激しく身の危険を感じたから | 8. 近所の人が避難を始めたから |
| 2. 河川の水位が上がっているのをみたから | 9. 避難準備・高齢者等避難開始が発令されたから |
| 3. 自宅の近くなどで急に水が上がってきたから | 10. 避難勧告が発令されたから |
| 4. 同居の家族に避難しようと言われたから | 11. 避難指示(緊急)が発令されたから |
| 5. 別居の家族に避難を勧められたから | 12. 大雨警報が発表されたから |
| 6. 近所の人や消防団員などに避難を勧められたから | 13. 洪水警報が発表されたから |
| 7. テレビやインターネットで雨量や河川の水位などの情報を得たから | 14. 台風第19号の経験で避難が必要と考えたから |
| | 15. その他() |

問37. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、避難を開始したおおまかな時間を教えてください。
 ※24 時間表記でお答えください。

- | | | |
|----------------|----------------|-----------------|
| 1. 10月25日()時頃 | 2. 10月26日()時頃 | 3. 覚えていない・分からない |
|----------------|----------------|-----------------|

問38. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、誰と避難しましたか。(1の場合○は1つ、1以外の場合○はいくつでも)

- | | | | |
|------------|------------|---------|-----------|
| 1. 1人で避難した | 2. 家族など同居者 | 3. 近隣住民 | 4. その他() |
|------------|------------|---------|-----------|

問39. 問34で「1. 避難した」を選んだ方は、避難先から最初に自宅やマンションなどへ戻った大まかな時間を教えてください。

※24 時間表記でお答えください。

※自宅やマンションなどの上階へ避難した方は、自宅などの下の階へ最初に戻った大まかな時間を教えてください。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 10月25日()時頃 | 4. 戻れていない |
| 2. 10月26日()時頃 | 5. 覚えていない・分からない |
| 3. 10月27日以降()日頃 | |

→「4. 戻れていない」を選択した場合は、12ページの問41へお進みください。

問40. 問39で「4. 戻れていない」以外を選んだ方は、避難先から自宅へ最初に戻る決め手となった理由を教えてください。(○は2つまで)

※自宅やマンションなどの上階へ避難した方は、自宅の下の階へ戻ったきっかけを教えてください。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 自宅周辺の避難情報が解除されたから | 6. 他の避難者が自宅へ戻ったから |
| 2. 大雨警報が解除されたから | 7. 家族と相談して決めた |
| 3. 洪水警報が解除されたから | 8. 避難先での生活がきびしかったから |
| 4. 雨がやんだから | 9. 自宅の状況が心配で見に帰りたかったから |
| 5. 近くの河川の水位が下がったから | 10. その他() |

問41. 問35で「5. 自宅やマンションなどの上階」を選んだ方は、自宅やマンション以外へ避難しなかった理由について教えてください。(○はいくつでも)

なお、自宅やマンション以外へ避難しない決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

→問35で「5. 自宅やマンションなどの上階」以外を選んだ方は、14ページの間43へお進みください。

1. 上階への避難で安全を確保できると考えていたため
2. 自宅が被害に遭うとは思わなかったから
3. 雨の降り方や川の水位からみて自宅は安全だと判断したから
4. テレビやインターネットの雨量や水位などの情報から、外に避難するより自宅の方が安全と判断したから
5. 近所の人は誰も自宅の外へ避難していなかったから
6. 夜だったから
7. 誰からも自宅以外へ避難することを勧められなかったから
8. テレビなどで自宅の上階への避難で身の安全を確保することが伝えられていたから
9. 自宅以外へ避難する方がかえって危険だと思ったから
10. 自宅以外へ避難することを考えた時は、既に危険な状態になっていたから
11. 避難場所での滞在が不安だったから
12. ペットを飼っていたから
13. 過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから
14. 避難勧告や避難指示(緊急)が発令されたことを知らなかったから
15. 大雨警報が発表されたことを知らなかったから
16. 自宅以外へ避難することは考えなかった
17. その他()

→14ページの間43へお進みください

問42. 問34で「2. 避難しなかった」を選んだ方は、避難しなかった理由について教えてください。(○はいくつでも)

なお、避難しなかった決め手となった理由については、◎をつけてください。(◎は2つまで)

1. 住んでいる地域に被害が無かったから
2. 自宅が被害に遭うとは思わなかったから
3. 雨の降り方や川の水位からみて自宅は安全だと判断したから
4. テレビやインターネットの雨量や水位などの情報からみて、自宅は安全だと判断したから
5. 近所の人は誰も避難していなかったから
6. 夜だったから
7. いざとなれば2階などに逃げればよいと思ったから(2階などには逃げなかった)
8. 誰からも避難を勧められなかったから
9. 避難する方がかえって危険だと思ったから
10. 避難を考えた時は、既に危険な状態になっていたから
11. 避難場所での滞在が不安だったから
12. ペットを飼っていたから
13. 過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから
14. 避難勧告や避難指示(緊急)が発令されたことを知らなかったから
15. 大雨警報が発表されたことを知らなかったから
16. 避難することは考えなかった
17. その他()

台風第 19 号や 10 月 25 日の大雨による被害についてお尋ねします。

※台風第 19 号と 10 月 25 日の大雨でそれぞれ被害があった場合は、被害の大きい選択肢を選んでください。

問43. あなたの自宅について、浸水による被害はありましたか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------------|
| 1. 流出・全壊した | 3. 床上浸水した(1階まで浸水) | 5. 敷地内は浸水した |
| 2. 床上浸水した(2階まで浸水) | 4. 床下浸水した | 6. 被害はなかった |

問44. あなたの自宅について、土砂による被害はありましたか。(○は1つ)

- | | | | |
|-------|-------|----------|------------|
| 1. 全壊 | 2. 半壊 | 3. 軽微な被害 | 4. 被害はなかった |
|-------|-------|----------|------------|

問45. 台風第 19 号又は 10 月 25 日大雨の後、ご自宅の被害に対して役所から示された「罹災証明書の判定内容」をお答えください。(○は1つ)

- | | | |
|----------|---------|---------------------|
| 1. 全壊 | 3. 半壊 | 5. 被害なし |
| 2. 大規模半壊 | 4. 一部損壊 | 6. 役所から判定結果をもらっていない |

その他

問46. 台風第19号や10月25日の大雨の際に、避難することで困ったこと、避難をためらったことがありましたら、ご記入ください(自由記載)。

問47. 今回の災害や今後の災害対策に関して、福島県に対するご意見・ご要望がございましたら、ご自由にご記入ください(自由記載)。

以上でご回答いただく内容は終わりです。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

福島県台風第 19 号等に関する災害対応検証事業

(中間報告)

～迅速で的確な避難行動に向けた取組について～

令和 2 年 6 月

福島県

はじめに

昨年10月12日に発生した令和元年東日本台風とその2週間後10月25日に発生した大雨は、河川の氾濫や土砂災害によって本県に甚大な被害をもたらすとともに、河川から溢れた水が自宅に流入して逃げ遅れた方や自力で逃げるができなかった方、屋外を車で移動中に被災された方など、32名の方が災害を直接の要因として亡くなりました。犠牲になられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

これらの経緯を踏まえ、県では、令和2年1月に学識経験者と県関係部長を委員とする「福島県台風第19号災害対応検証委員会」を設置し、被災された方の避難行動や県の災害対応、関係機関との連携等について検証を行っています。

今回、大雨の危険性が高まる梅雨の出水期を前に、現時点での検証委員会における議論や被災世帯を対象とした住民避難行動調査の結果などを踏まえ、県民の命を守るための避難のあり方に係る取組等について中間報告として取りまとめました。

県としましては、今後、この中間報告の内容等を踏まえ、県民の皆様が迅速で的確な避難を図るために必要な取組や呼びかけを行ってまいりますので、県民の皆様や市町村等関係機関の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

令和2年6月

福島県危機管理部長 大島 幸一

目 次

1 人的被害状況による検証	1
2 住民避難行動調査による検証	2
3 市町村災害対応調査による検証	4
4 委員からの意見より	6
5 迅速で的確な避難行動に向けた取組（水害から命を守るために） . .	7
県民の皆様や事業者への呼びかけ（県ホームページ）	11

○ 参考資料 1 避難行動判定フロー（内閣府作成）

○ 参考資料 2 避難情報のポイント（内閣府作成）

○ 参考資料 3 福島県「台風第 19 号等」住民避難行動調査業務報告書（速報版）

1 人的被害状況による検証

(1) 人的被害

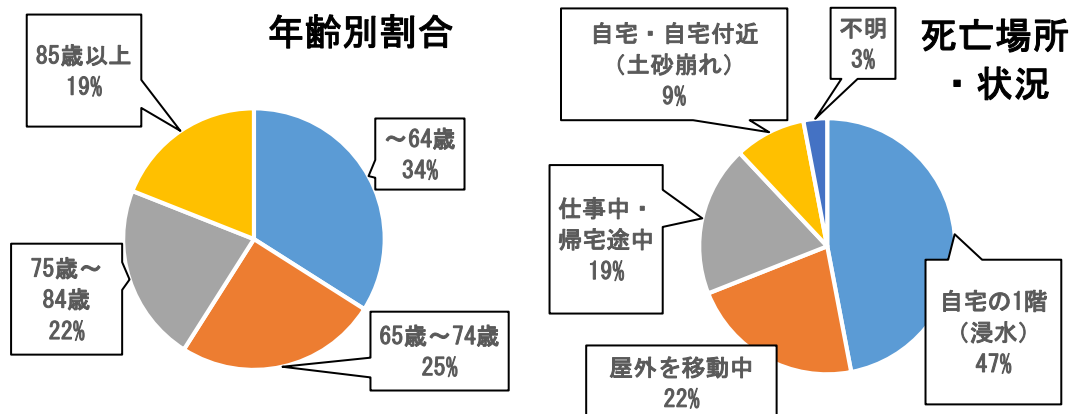
区分	人数
死者（直接死のみ）	32 人
行方不明者	0 人
重傷者	1 人
軽傷者	58 人



市町村	死者数
郡山市	6 人
いわき市	8 人
白河市	2 人
須賀川市	2 人
相馬市	2 人
二本松市	2 人
南相馬市	1 人
本宮市	7 人
川内村	1 人
飯舘村	1 人
合計	32 人

(2) 亡くなった方の分析

- 32 人中 21 人（65.6%）が 65 歳以上
 - ・ うち 15 人（71.4%）が 自宅で被災 と推定
 - ・ その 15 人全員の死亡場所は 1 階
- 32 人中 11 人（34.4%）が 外出中に被災
 - ・ うち 9 人（28.1%）が自動車
- 32 人中 6 人（18.8%）が 仕事中に被災



(3) 亡くなった方の分類と対策

- 避難しなかった（避難できなかった）ため自宅で亡くなった
- 避難中に屋外で亡くなった
- 外出中に屋外で亡くなった
- 仕事中（又は仕事から帰宅中）に亡くなった



- 早め早めに安全な場所に避難をする。
- 自宅にいて身に危険が迫った場合は、垂直避難（自宅の上階等への避難）により身を守る
- 大雨や暴風で屋外の移動が危険な状況では外出しない。

2 住民避難行動調査による検証

【住民避難行動調査】令和元年東日本台風の被害が大きい 13 市町の被災世帯を対象として、日頃からの防災の備えや当日の避難行動に係るアンケート調査を実施したもの。

※ 調査内容・結果の概要は、参考資料 3「福島県「台風第 19 号等」住民避難行動調査業務報告書」参照

◆ 課題等と対策

(1) 避難情報の伝達について

- 令和元年東日本台風に伴い発表された何かしらの気象警報を見聞きした人は 91.3%である。また、何かしらの避難情報を見聞きした人は 80.5%を占めており、大半の人は気象警報や避難情報を入手していたと考えられる。
- 情報の取得源を年代別にみると、若年層では「スマートフォンアプリ」や「市町村が発信するエリアメール」、「インターネット」、SNS などから入手した人が多く、高齢層ではラジオや消防団・自主防災組織・民生委員などの旧来型の情報源から避難情報を入手している人が一定数いるなど、年代によって入手手段に差はあるものの、大半の人はテレビやエリアメールを中心に様々な情報源から避難情報を入手していた。



- テレビのデータ放送を最大限に活用した避難情報の伝達
 - ・ 高齢者を始め、幅広い年代に向けた周知が可能であることから、データ放送の使い方について平時から啓発する。
- デジタルからアナログまで多様な情報発信手段を確保する
 - ・ エリアメールやSNSによるリアルタイムの情報に加え、消防団や自主防災組織、民生委員等による呼びかけの活用を図る（ただし、呼びかける側の安全が確保できる早期の取組が必要）。

(2) 避難行動について

- 避難した理由をみると、「避難勧告」や「避難指示（緊急）」といった「避難情報」をきっかけにした方は少なく、「雨の降り方が激しく身

の危険を感じたから」「河川の水位が上がっているのを見たから」等の「雨」や「水」の状況から身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多い。また、避難開始時間をみると、3割半ばの方は12日の20時から13日1時までの時間帯に避難しており、切迫した状況で避難した方が多いことがうかがえる。

- 自宅が被災する前に避難した方は約6割であり、4割の方は避難行動をとっていない。年齢が低いほど自宅外への避難（水平避難）をした割合が高い傾向がある。



- 避難情報に関する周知をあらためて徹底し、早期に発令して早めの避難を促す。
 - ・ 「避難勧告」で必ず避難するなど警戒レベル情報の周知（高齢者等は「避難準備・高齢者等避難開始」で避難）等
 - ・ いざという時に身を守る垂直避難のリスクと効果の両面の周知
 - ・ 「空振り」を恐れず、住民の安全確保を最優先とした避難情報の早期発令
- より危機感や切迫性をもたせる避難情報の発令を図る
 - ・ 分かりやすい河川情報や降雨の情報を交えた発信、首長自らの呼びかけ 等

（３）水害リスクの認知と避難計画について

- 居住地域に水害が起きる可能性が高いと考えていた人やハザードマップを認識・理解していた人は水平避難を行った割合が高くなる傾向がある。
- 事前に、風水害の大まかな避難場所を考えていた人の約6割、具体的な避難計画を立てていた人の約8割が水平避難をしていることから、より具体的な計画を考えていた人ほど早めの水平避難をした傾向がある。



- 住民が地域の水害リスクを把握して事前に避難計画を立てることが的確な避難行動につながる
 - ・ 住民に対する水害や土砂災害のハザードマップの周知
 - ・ 住民自らがあらかじめ避難計画（水害リスクの把握・避難場所の選定・避難のタイミング）を立てておく取組の推進

3 市町村災害対応状況調査による検証

- 「被害の大きい 12 市町村を対象とした聞き取り調査」(実施期間: R2. 3. 18～3. 27)
- 「県内 59 市町村を対象とした災害対応状況調査」(実施期間: R2. 4. 22～R2. 5. 11)

◆ 課題等と対策

(1) 避難行動要支援者への対応について

- 避難行動要支援者の人数に対して支援者の人数が不足している
- 避難行動要支援者名簿が活用されていない
 - ・ 名簿の共有について本人の同意が得られない
 - ・ 名簿の活用方法が決まっていない
 - ・ 名簿を管理している保健・福祉部局に防災のノウハウがないため活用できない
- 個別計画の有効性に乏しい(内容が乏しい・現実的に実施できない)
- 避難行動要支援者の移動手段が確保できない



- 防災部門と福祉部門の連携により災害時に対応できる体制を強化する
 - ・ 行政(防災担当と保健福祉担当)、消防団、地域(自主防災組織、民生委員、地域住民)、社会福祉協議会等の連携に加え、民間事業者(福祉事業者等)を支援者とする仕組みの構築
- 避難行動要支援者名簿の有効性を高める
 - ・ 条例制定による名簿共有の本人の同意要件の撤廃
 - ・ 関係機関による名簿情報の共有
 - ・ 名簿登録対象者の適切な選定
 - ・ 名簿情報の有効活用策の検討
- 個別計画作成の促進と計画内容の充実を行う
 - ・ 個別計画作成に福祉事業者が参加する仕組みの構築
 - ・ 要支援者の避難シナリオの作成(避難情報等の伝達手段、避難手段、受入可能な避難先などを事前に検討する)
 - ・ 関係者(行政・地域・民間等)による個別計画の共有
- 避難行動要支援者の避難を想定した効果的な訓練を実施する
 - ・ 関係機関が連携した訓練の実施

(2) 避難場所・避難所の運営

- 見込みより避難者が多く避難所が一杯になった
- 学校施設は避難所としての開設が難しい
- 人手不足等によりハザードマップ等に記載していた避難所を全て開設できなかった
- 運営する人手が不足した
- 必要な物資の調達に苦労した
 - ・ 発災直後は道路が通行できず、物資の輸送ができなかった
 - ・ 年齢層によって必要物資が異なるため、調達に苦労した
- 高齢者、乳幼児、要介護者などは一般職員では対応が難しい
- ペット同伴の避難者の受入体制が整っていなかった
- 避難生活の長期化に伴い栄養面の偏りがあった
- 感染症対策が課題（施設のキャパシティ、物資、医療従事者等）



- 自主防災組織や町内会など開設できる避難場所・避難所を増やす
 - ・ 地域住民主体による避難場所や避難所の運営
 - ・ 指定避難所とする施設の拡充（県有施設、教育施設、民間宿泊施設、民間企業等の施設の活用）
 - ・ 民間宿泊施設（ホテル・旅館等）の活用
- 指定避難場所・避難所以外への避難の検討
 - ・ 親戚・知人宅など安全な場所への早めの避難の検討
- 避難所運営の人員を拡充する
 - ・ 地域住民による避難所運営の促進
- 要配慮者の受入能力の向上を図る
 - ・ 高齢者・乳幼児・要介護者などの受入施設をあらかじめ指定
- ペット同行者を受入できる施設をあらかじめ指定
- 必要物品の備えを行う
 - ・ 食料等の計画的な備蓄
 - ・ 感染症対策に必要な物品（マスク・消毒液等）の備蓄
 - ・ 段ボールベッドやパーティション等、環境改善に係る物品の備蓄
 - ・ 情報入手ツール（テレビの設置、スマホ充電器等）に係る配慮
- 感染症対策の徹底
 - ・ 避難所レイアウトの検討
 - ・ （再掲）物資の備蓄、避難所以外への避難の促進

4 検証委員会委員の意見

- 今回の台風では夜間に雨のピークがあり、人の命に関わる事態としては最悪の時間帯。その対応には早めの避難が必要。今回の被災を踏まえ、気象情報と水位情報を組み合わせた分析により流域ごとの増水の仕方を整理しておいて、早めの避難につなげるべき。
- 自治体は、「避難準備・高齢者等避難開始」情報を発令するということは、イコール「避難所を開設して、かつ、そこである程度長丁場の避難を受け入れること」をきちんと受け止めて、受け入れ体制を含めた準備しておかなければならない。
- 市町村の避難情報の出し方を見ると、大量の指示を発令しているところがあり、エリアメールが頻繁に来ているうちに、自分のところの避難情報がどうなっているのか分かりにくくなる。
- 10月12日の22:00に2回目の大雨特別警報が発令された際は全県で1万人の避難者であったのが、翌朝の5:00には2万人を超えた避難者となっており、まさに夜中の大雨の災中に避難した人が多かったことはとても危険な状況だった。そのような状況では垂直避難や近場の高い場所への避難が必要なのではないか。
- 避難指示等のあった地域の住民が皆避難したら、避難場所は絶対足りなくなる。ハザードマップで自分の家が浸水することが分かったら、発災時には親戚、知人、勤め先の会社など、ハザードマップの白地地域（安全な地域）に避難するというのが、マイ避難プラン。そうした取組を県でモデル的に進めてはどうか。
- 命を守る取組のため、市町村のBCPや受援計画を作っておくとか、ハザードマップ活用を促進するとか、事前準備の課題についても検証委員会で整理しておくことが必要。
- 沖縄では大きな台風が頻繁に通るが、死者や家屋に被害が出ることはめったにない。それは、台風が発生したら必ず沖縄にくるものと住民が考えていて、災害に人が備えておけば被害は生じないという災害文化があるからと聞いている。災害文化は頻繁に災害が起きないと成立しないが、発災前の備えを行政的に推進していくことはやはり必要。
- 逃げ遅れではなく余裕をもった避難を促すため、まず、「早めの避難行動を促す避難情報の発令」ということを中間報告に盛り込むべき。「空振りを恐れず」ではなく、「空振りは成功」ということを市町村長に呼びかけてほしい。

(参考)

市町村長防災危機管理ラボ（R2.1.8開催）大西熊本市長（講師）より
『空振り』でもいいから避難させる。そこに尽きる」

5 迅速で的確な避難行動に向けた取組(水害から命を守るために)

住民が水害から命を守り、迅速で的確な避難行動を行うためには、市町村の避難情報が早期に発令されて住民へ的確に伝達されるとともに、安全な避難場所や避難所が早期に開設されることが必要である。

さらに、避難行動要支援者の避難支援を行政と地域が連携して行うこと、高齢者や乳幼児などが安心して避難できる避難所を開設することなどにより、様々な事情がある住民が避難しやすい環境をつくることが重要である。

併せて、平時から自宅などの水害リスクや避難する場所などを確認しておくことで、いざという時の迅速な避難行動の実践につながることから、住民一人一人の「自らの命は自ら守る」自助の意識を醸成して避難に関する理解を深める取組を行う必要がある。

加えて、仕事中の被災を防ぐためには、事業者に対して従業員の安全を守るための配慮を呼びかけていくことも必要である。

以上を踏まえ、この中間報告のまとめとして、出水期に向けて実施すべき行政の取組、県民の皆様や事業者に周知すべき事項について以下に記載する。

(1) 市町村の取組

- 自らの命を自ら守るための防災に関する周知
 - ・ 警戒レベル情報の意味やあらかじめ平時から避難行動を考えていただく取組など、自らの命を自ら守るための防災に関する周知に取り組む。
 - ・ 水害や土砂災害のハザードマップの内容について、住民へ積極的に周知する。
- 避難情報の早期発令
 - ・ 住民が早期に避難行動をとれるよう、気象や河川の状況を踏まえて、「空振り」をおそれず避難情報を早期に発令する。
- 避難情報の確実かつ効果的な伝達
 - ・ 避難情報は、テレビやエリアメールに加え、コミュニティFMや直接の呼びかけなど多様なツールを活用して情報を確実に伝達する。
 - ・ 「雨」や「水位」の情報も交えるなど、住民の避難行動を促進するための呼びかけを行う。

- 避難行動要支援者への積極的な支援（※ 4 ページ参照）
 - ・ 名簿や個別計画を活用し、関係機関と連携して積極的な支援を行う。
- 避難場所や避難所の早期開設（※ 5 ページ参照）
 - ・ 「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」の発令等に合わせ、できる限り多数の施設を早期に開設する。
 - ・ 高齢者や乳幼児、障がい者など受入する避難所やペット同行者を受け入れできる避難所の開設を検討する。
- 新型コロナウイルス感染症への対策徹底
 - ・ 開設できる避難所を出来るだけ多く確保するとともに、安全な親戚知人宅への避難など、避難の分散化を図る呼びかけを行う。
 - ・ 民間のホテル・旅館等について避難所としての活用を図る。
 - ・ 避難所レイアウトや避難所内の動線を整理する。
 - ・ 感染症を防ぐための物品（マスク・消毒薬など）を備蓄し、平時から適正な使い方を理解しておく。

（2）県取組

- 気象情報や避難情報の発信強化
 - ・ 防災専門ツイッターやインターネット等を活用した防災情報の発信を行う。
- 自らの命を自ら守るための防災に関する周知
 - ・ 警戒レベル情報の意味やあらかじめ平時から避難行動を考えていただく取組など、自らの命を自ら守るための防災に関する周知に取り組む。
 - ・ 国（内閣府・消防庁）が令和2年度の出水期前に展開する「避難の理解力向上キャンペーン」に併せた普及啓発を実施する。
- 自主防災組織の人材育成や活動活性化に向けた取組
- 市町村に対する支援
 - ・ 避難情報の的確な発令や住民への伝達、避難行動要支援者支援の取組などについて、市町村への個別訪問等を通して支援する。
 - ・ 避難所運営に係る人的支援を行う。
 - ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を行う（物品購入・民間宿泊施設開設に係る費用補助）。
- 引き続き検証委員会における議論を踏まえた県の災害対応能力の強化を図る。

(3) 県民の皆様に周知すべきこと

- 「自宅等の水害の危険性」や「避難する場所」の確認
 - ・ 自宅や職場の自然災害の危険性について、市町村が作成した水害や土砂災害のハザードマップ等で確認すること。
 - ・ 市町村のハザードマップ等で指定避難場所・避難所を確認すること。
 - ・ ハザードマップ等により安全な場所と確認できる親戚や知人等の家がある場合は、災害の際に避難を受け入れてもらえるか相談しておくこと。

※ 参考資料1「避難行動判定フロー（内閣府資料）」参照

- 具体的な「自分の避難計画」の作成
 - ・ 避難する場所や避難の際に家から持ち出す物、避難先までの経路などを検討して具体的な避難計画を作成しておくこと。
 - ・ 作成した避難計画を家族で話し合っ共有し、同居する高齢者の方などにあらかじめ避難することの理解を得ておくこと。
- 「避難情報の入手方法」の確認
 - ・ 市町村が多様な手段（テレビや携帯電話のエリアメール、防災行政無線など）で発信していること。
 - ・ テレビのデータ放送で簡単かつ速やかに避難情報や避難所の情報を入手できること。リモコンのデータ放送の操作方法。
- 「避難情報」や「身を守る行動」の理解
 - ・ 市町村から「避難勧告」が発令されたら必ず避難（高齢者等は「高齢者等避難準備・避難開始」で避難）することなど。
 - ・ 水平避難をしていない時に、市町村から「災害発生情報」が出された場合（警戒レベル5）及び「大雨特別警報」や「氾濫発生情報」が発表された場合（警戒レベル5相当情報）は、垂直避難（自宅の上階等への避難）など、身の安全を守る行動をとるべきこと。
 - ・ 避難した後に雨が止んだ場合でも、洪水警報が継続している場合は、危険な洪水災害が発生する可能性があるため、警報が解除されるまでは避難先から自宅へ戻ったり、自宅の上階から1階へ降りたりしないよう周知する。
 - ・ 水害発生時は不要不急の外出や移動は避けるよう周知する。

※ 参考資料2「避難情報のポイント（内閣府資料）」参照

(4) 事業者にお願すべきこと

- 水害に対する従業員の安全の確保等
 - ・ 台風のように事前に被害がある程度予想できる場合には、勤務時間の短縮やテレワークの導入などにより、災害発生前に従業員が自宅へ戻り、安全な避難場所等に移動できるよう配慮すること。
 - ・ 水害が発生しているときに従業員を屋外で移動させることは命を失う危険を伴うことから、従業員の業務中止や職場での避難（危険の中帰宅させない）について、配慮すること。

【参考】

県から県民の皆様や事業者への呼びかけ

自分と大切な人の命を守るために「避難の理解力向上キャンペーン」実施中

◆県HPへのリンク

⇒ 「 福島県 マイ避難 」で検索

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/hinan-rikairyoku.html>)

※ 内容は次ページのとおり。

自分と大切な人の命を守るために

「避難の理解力向上キャンペーン」実施中！！

01 「避難の理解力向上キャンペーン」とは？

- 令和元年東日本台風（台風第19号）等の教訓を踏まえ、一人一人が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難に関する理解力の向上を図るため、日本全国で展開される普及啓発活動です。
《リンク》 [令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ（内閣府へのリンク）](#)
(<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>)
- これから迎える梅雨や台風シーズンでは、風水害（浸水・洪水、土砂災害など）のリスクが高まります。自らの命、大切な人の命を守るために、この機会に避難に関する理解を深め、いつ起こるか分からない災害に備えましょう。

02 「マイ避難」のススメ

（１）ハザードマップを確認しよう！！

- 「避難」とは、「難」を「避」け、安全を確保することです。
- 洪水や土砂災害が発生した場合、自宅周辺がどのような影響を受ける可能性があるか、お住まいの市町村が作成するハザードマップで確認しましょう。
《リンク》 [ふくしまぼうさいウェブー県内市町村ハザードマップページ](#)
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/bousai/>)

※ ハザードマップに色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

（２）避難する場所を考えよう！！

- お住まいの市町村では、緊急時の避難先として「指定緊急避難場所」や「指定避難所」を公表しています。ハザードマップ等で最寄りの避難先を確認しておきましょう。

県民の皆様や事業者への呼びかけ（県ホームページ）

（用語説明）

- ・ **指定緊急避難場所**…居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。

（屋外のグラウンドや公園も含まれます。）

- ・ **指定避難所**…避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。

- 安全な場所に親戚・知人宅がある場合は、緊急時の避難先として考えてみましょう。避難を受け入れてもらうことについて、日頃から話し合っておきましょう。

（３）避難のタイミングを考えよう！！

- 市町村では、住民避難情報と併せて **５段階の警戒レベル**を発令します。
- また、洪水、土砂災害が発生する危険性の高まりに応じて、気象庁や県では**警戒レベル相当情報**を発表します。

名称：警戒レベル 発信者：市区町村等 内容：避難情報			名称：警戒レベル相当情報 発信者：気象庁や都道府県等 内容：河川水位や雨の情報		
警戒 レベル	住民がとるべき行動	避難情報	防災気象情報（警戒レベル相当情報）		
			浸水の情報（河川）		土砂災害の情報（雨）
５	命を守る最善の行動	災害発生情報	５相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（土砂災害）
４	危険な場所から 全員避難	避難勧告 （避難指示（緊急））	４相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
３	危険な場所から 高齢者などは避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	３相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
２	ハザードマップ等で 避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	２相当	氾濫注意情報	—
１	最新情報に注意	早期注意情報	１相当	—	—

《ファイル》・避難情報のポイント（pdf ファイル）

県民の皆様や事業者への呼びかけ（県ホームページ）

- 避難行動に介助や時間を要する方は、原則として警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」で避難しましょう。
- 「**避難指示（緊急）**」は、必ず発令されるものではありません。立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される警戒レベル4「**避難勧告**」が発令されたタイミングで避難を開始しましょう。
- 市町村から住民避難情報が発令されていない場合であっても、防災気象情報（警戒レベル相当情報）を参考に避難の必要性を考えましょう。
- 警戒レベル5「**災害発生情報**」は、既に災害が発生している状況であり、無理に屋外へ避難することは控え、自宅の少しでも安全な部屋へ移動するなど、命を守る最善の行動をとってください。
- 雨が降りやんでも、河川の上流に降った大雨が、時間が経ってから洪水を起こす可能性があります。市町村が避難情報を解除するまで、避難先にとどまりましょう。

※「マイ避難」を計画する際に…「避難行動判定フロー」を活用しよう！！

《ファイル》・避難行動判定フロー（pdf ファイル）

・避難行動判定フロー（小学生用）（pdf ファイル）

・避難行動判定フローの参考情報（pdf ファイル）

（４）防災グッズを備えよう！！

- 避難するときに必要となる物資をあらかじめ準備し、非常時にすぐ持ち出せるようリュックなどに入れておきましょう。
- 自宅で避難生活を送ることに備え、非常用の食料や飲用水などを備蓄しましょう。

《リンク》そなえるふくしまノート

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/sonafukunote.html>)

（５）新型コロナウイルス感染防止のために

- 安全な所にある親戚・知人宅への避難は、避難所が密集状態になることを避けることにもつながります。
- 避難所へ避難する場合は、マスクや消毒液、体温計などが不足している場合もありますので、自ら携行するように心がけましょう。

県民の皆様や事業者への呼びかけ（県ホームページ）

- 避難所における新型コロナウイルスの感染を防止するため、市町村では様々な対策に取り組んでいます。避難所では市町村の指示に従って行動してください。

03 福祉関係者の皆様へ

- 高齢者や障がい者宅を訪問する際、本人と一緒にハザードマップ等を確認し、居宅の災害リスクについて共有して下さい。
- 居宅の災害リスクを踏まえた災害時の適切な避難行動（避難場所、タイミング、周知方法など）についても、本人や家族の皆さんと確認するようお願いします。

04 事業者の皆様へ

- 従業員や利用客の皆さんの命を災害から守るために、事業場等が所在する場所の災害リスクと災害時の避難行動について、ハザードマップや避難行動判定フロー等で確認しておきましょう。
- 災害時は、外出抑制等により従業員等の安全確保を最優先することが重要です。テレワークの推進、計画休業、事業所における宿泊等、通勤・外出に伴う被災リスクの低減方策について日頃から検討をお願いします。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い
区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、
自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧
などの備えが十分にある場合は自宅に留まり
安全確保をすることも可能です。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマン
ション等の上層階に住んでいる場合は自宅に
留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所**に避難しま
しょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

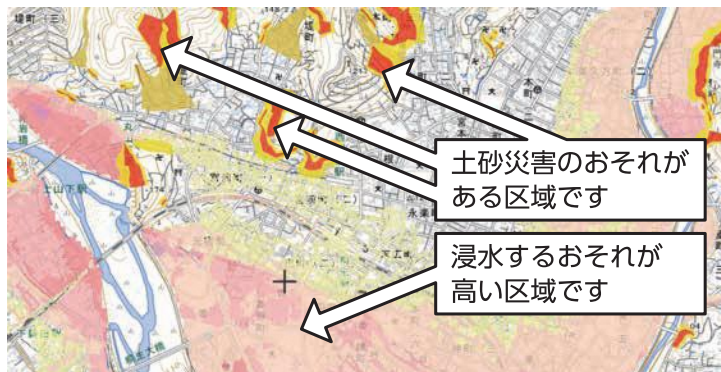
いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所**に避難しま
しょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡 例

水 害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土 砂 災 害 警 戒 区 域 : ■
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域 : ■
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



ハザードマップポータルサイト

検 索

ハザードマップの見方

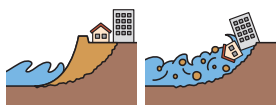
もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです

安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません

安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。
普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

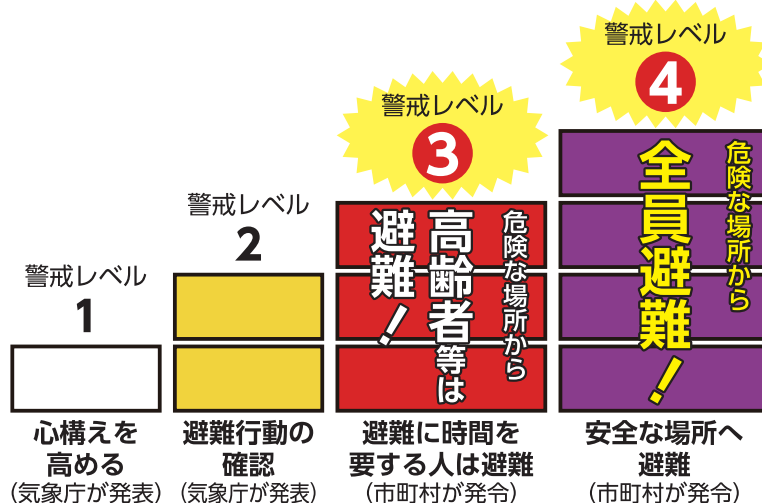
！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

！ 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

！ 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

！ 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- ・警戒レベル5が出てまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- ・警戒レベル5 災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

！ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

！ 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- ・警戒レベル4 避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

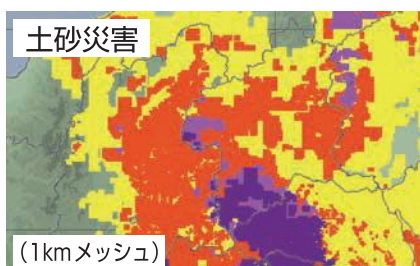
危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報※が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

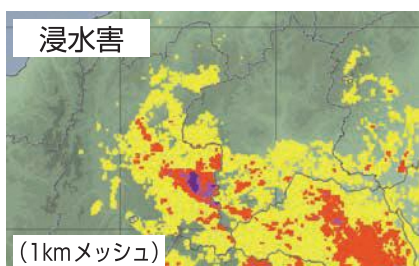
住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

検索



紫：崖・溪流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報
1	最新情報に注意	早期注意情報

防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5相当	氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報
3相当	氾濫警戒情報 洪水警報
2相当	氾濫注意情報
1相当	——

※「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai19typhoonworking/index.html>

(案)

県民の皆様へ 水害から命を守るためのお願い

令和2年6月
福島県

昨年10月に発生した令和元年東日本台風とその2週間後10月25日に発生した大雨により、本県では32名の方が災害を直接の要因として亡くなれております。そのため県では災害対応に係る検証委員会を設置し、有識者の方から御意見をいただくとともに、被災時の住民避難行動調査を実施し水害から県民の皆様の命を守る取組について検討してきたところであり、本年度の出水期の前に中間報告を取りまとめるとともに、皆様にメッセージを発信することといたしました。

水害から自分や大切な人の命を守るためには、自宅や職場などの自然災害の危険性を平時のうちから理解し、災害が発生する前に安全な場所に速やかに避難する必要があります。

また、このような避難行動をいざというときに速やかに実施するためには、日ごろから自宅などの自然災害の危険性を把握して避難の準備をしておくこと（「マイ避難」の取組）が重要です。

そこで、県民や事業者の皆様におかれましては、水害から自分や自分の大切な人を守るため、下記の内容について、あらためて出水期前に確認されるようお願いいたします。

記

<県民の皆様へ>

1 「自宅などの水害等の危険性」や「避難する場所」を確認しましょう

- ・ 平時から、自宅や職場などの自然災害の危険性や、指定されている避難場所や避難所の場所について、市町村が作成したハザードマップなどで確認してください。

2 具体的な「自分の避難計画（マイ避難）」を作成しましょう

- ・ 避難する場所や避難のタイミング、避難先までの経路などを検討して、具体的な避難計画を作成してください。計画には、避難の際に家から持ち出すものも整理しておきましょう。具体的な避難計画を作成しておくことで、いざという時に速やかに避難行動を実践することができます。
- ・ 作成した避難計画は、ご家族で話し合って共有しましょう。特に、高齢のご家族など避難に時間がかかる方と同居されている場合は、早め早めに避難することについてあらかじめ理解を得ておきましょう。
- ・ 避難所には新型コロナウイルスの感染を防止するための物品が備えてありますが、マスクや体温計などは出来るだけ携行するように心がけましょう。
- ・ 親戚や知人の家などが、ハザードマップなどにより安全な場所と確認できる場合は、災害の際に避難させてもらえるかあらかじめ相談してみましょう。

3 「避難情報の入手方法」を確認しましょう

- ・ 避難情報は水害等の危険性が高まった際に、お住まいの市町村から、テレビや携帯電話のエリアメール、ホームページ、防災行政無線など多様な手段で発信されます。どのような手段で入手できるか平時から確認してください。
- ・ 例えば、NHK総合テレビのデータ放送では、簡単かつ速やかに、避難情報や開設された避難所の情報、河川の水位情報などが入手できます。テレビのリモコンのデータ放送の使い方（まずはリモコンの「dボタン」を押すこと）を平時から確認してください。

4 「避難情報」や「身を守る行動」について理解を深めましょう

- ・ 高齢者や自力での避難が困難な方などは「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で安全な場所に速やかに避難してください。（警戒レベル3）
- ・ 水害の危険性が高まり、市町村から「避難勧告」が発令された場合は、安全な場所に速やかに避難してください。なお、「避難勧告」は、避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。（警戒レベル4）
- ・ 緊急的な場合又は重ねて避難を促す場合に、市町村から「避難指示（緊急）」が発令されます。発令されたら速やかに避難してください。（警戒レベル4）

- ・ 市町村から「災害発生情報」が発令された場合や「大雨特別警報」、「氾濫発生情報」が発表された場合は、垂直避難（自宅の上階等への避難）など、身の安全を守る行動をとる必要があります。（警戒レベル５）
※ 自宅が平屋の場合は垂直避難をすることができません。必ず、早めに安全な場所へ避難してください。
- ・ 避難した後に雨が止んだ場合でも、洪水警報が継続している場合は、危険な洪水災害が発生する可能性があります。警報が解除されるまでは、避難先から自宅に戻ったり、自宅の上階から１階へ降りたりしないで、避難先に留まってください。
- ・ 台風のように事前に被害がある程度予測できる場合は、不要不急の外出を控えてください。また、水害発生時は外出や移動は避けてください。特に、車での移動は大変危険です。

<事業者の皆様へ>

○ 水害から従業員の身の安全を守りましょう

- ・ 台風のように事前に被害がある程度予想できる場合には、勤務時間の短縮やテレワークの導入などにより、災害発生前に従業員が自宅へ戻り、安全な避難場所等に移動できるよう配慮をお願いします。
- ・ 水害が発生しているときに従業員を屋外で移動させることは命を失う危険を伴います。従業員の業務中止や職場での避難（危険の中を帰宅させない）について、配慮をお願いします。

<お問い合わせ先>

福島県危機管理部災害対策課

○ 電話番号：０２４－５２１－７１９４

○ FAX 番号：０２４－５２１－７９２０

○ 電子メール：saigai@pref.fukushima.lg.jp

福島県台風第 19 号等に関する災害対応検証委員会 資料及び議事録

- ◆第 1 回検証委員会 令和 2 年 2 月 1 日（日）
 - <資 料> P 1
 - <議事録> P 5 2

- ◆第 2 回検証委員会 令和 2 年 2 月 2 9 日（日）
 - <資 料> P 8 8
 - <議事録> P 1 1 2

- ◆第 3 回検証委員会 令和 2 年 5 月 1 5 日（金）書面開催
 - <資 料> P 1 4 9

- ◆第 4 回検証委員会 令和 2 年 5 月 3 1 日（日）
 - <資 料> P 1 6 6
 - <議事録> P 2 5 5

- ◆第 5 回検証委員会 令和 2 年 8 月 3 日（月）
 - <資 料> P 2 9 6
 - <議事録> P 3 3 9

※各回の資料・議事録は下記の福島県災害対策課ＨＰよりダウンロード願います。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/taihu19kensyo.html>